

平成 15 年

小樽市議会会議録 (1)

第 1 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成15年
小樽市議会 第1回定例会 会期及び会議日程

会期 2月24日～ 3月13日(18日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
2月24日 (月)	提案説明	
25日 (火)	休 会	
26日 (水)	〃	
27日 (木)	〃	
28日 (金)	会派代表質問	
3月 1日 (土)	休 会	
2日 (日)	〃	
3日 (月)	会派代表質問	
4日 (火)	一般質問	
5日 (水)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
6日 (木)	〃	〃 (総務・経済所管)
7日 (金)	〃	〃 (厚生・建設所管)
8日 (土)	〃	
9日 (日)	〃	
10日 (月)	〃	予算特別委員会 (総括質疑)
11日 (火)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
12日 (水)	〃	
13日 (木)	討論・採決等	

平成15年
小樽市議会
第1回定例会会議録目次

○ 2月24日（月曜日） 第1日目

1 出席議員.....	1
1 欠席議員.....	1
1 出席説明員.....	1
1 議事参与事務局職員.....	2
1 開 会.....	3
1 開 議.....	3
1 会議録署名議員の指名.....	3
1 日程第1 会期の決定.....	3
1 故新野紘巳議員に対する黙とう、追悼演説.....	3
1 日程第2 議会運営委員の選任.....	4
1 日程第3 学校適正配置等調査特別委員の選任.....	4
1 日程第4 議案第1号ないし第46号.....	5
○市長提案説明（議1～45）.....	5
○提案説明（議46 古沢議員）.....	11
1 日程第5 休会の決定.....	12
1 散 会.....	13

○ 2月28日（金曜日） 第2日目

1 出席議員.....	15
1 欠席議員.....	15
1 出席説明員.....	15
1 議事参与事務局職員.....	16
1 開 議.....	17
1 会議録署名議員の指名.....	17
1 日程第1 議案第1号ないし第47号.....	17
○市長提案説明（議47）.....	17
○会派代表質問 見楚谷議員.....	17
○会派代表質問 高階議員.....	27
○会派代表質問 佐野議員.....	44

1 散 会.....	57
------------	----

○ 3月 3日（月曜日） 第3日目

1 出席議員.....	59
1 欠席議員.....	59
1 出席説明員.....	59
1 議事参与事務局職員.....	60
1 開 議.....	61
1 会議録署名議員の指名.....	61
1 日程第1 議案第1号ないし第47号.....	61
○会派代表質問 佐々木（勝）議員.....	61
○会派代表質問 松本（聖）議員.....	69
1 散 会.....	77

○ 3月 4日（火曜日） 第4日目

1 出席議員.....	79
1 欠席議員.....	79
1 出席説明員.....	79
1 議事参与事務局職員.....	80
1 開 議.....	81
1 会議録署名議員の指名.....	81
1 日程第1 議案第1号ないし第47号.....	81
○一般質問 北野議員.....	81
○議事進行について 北野議員.....	93
○一般質問 武井議員.....	93
○一般質問 中島議員.....	101
○一般質問 前田議員.....	111
○一般質問 高橋議員.....	123
予算特別委員会設置・付託.....	130
常任委員会付託.....	131
1 日程第2 陳情.....	131
常任委員会付託.....	131
1 日程第3 休会の決定.....	131

1 散 会.....	131
○ 3月13日（木曜日） 第5日目	
1 出席議員.....	133
1 欠席議員.....	133
1 出席説明員.....	133
1 議事参与事務局職員.....	134
1 開 議.....	135
1 会議録署名議員の指名.....	135
1 日程第1 議案第1号ないし第48号並びに請願、陳情及び調査 予算特別委員長報告.....	135 135
議案第1号、第40号の修正案及び関連する議案第48号の趣旨説明（古沢議員）.....	140
○ 討 論 北野議員.....	141
○ 討 論 前田議員.....	143
採 決.....	144
総務常任委員長報告.....	144
○ 討 論 新谷議員.....	146
採 決.....	147
経常任委員長報告.....	148
○ 討 論 西脇議員.....	150
採 決.....	151
厚生常任委員長報告.....	151
○ 討 論 中島議員.....	152
採 決.....	154
建設常任委員長報告.....	155
○ 討 論 古沢議員.....	157
採 決.....	158
1 日程第2 議案第49号ないし第51号.....	159
○ 市長提案説明（議49）.....	159
○ 提案説明 （議50～51 松本（光）議員）.....	159
○ 討 論 高階議員.....	159
採 決.....	160
1 日程第3 意見書案第1号ないし第11号.....	160
○ 提案説明 （意1～6 中島議員）.....	160
○ 提案説明 （意7 成田議員）.....	161

○討 論 北野議員.....	162
採 決.....	164
1 勇退議員あいさつ.....	164
1 市長あいさつ.....	168
1 閉 会.....	169

議事事件一覧表

議案	議案	第1号	平成15年度小樽市一般会計予算
議案	修正案	第1号	平成15年度小樽市一般会計予算修正案＞
議案	議案	第2号	平成15年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	議案	第3号	平成15年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	議案	第4号	平成15年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	議案	第5号	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	議案	第6号	平成15年度小樽市交通災害共済事業特別会計予算
議案	議案	第7号	平成15年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案	議案	第8号	平成15年度小樽市駐車場事業特別会計予算
議案	議案	第9号	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計予算
議案	議案	第10号	平成15年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	議案	第11号	平成15年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	議案	第12号	平成15年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計予算
議案	議案	第13号	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	議案	第14号	平成15年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算
議案	議案	第15号	平成15年度小樽市物品調達特別会計予算
議案	議案	第16号	平成15年度小樽市病院事業会計予算
議案	議案	第17号	平成15年度小樽市水道事業会計予算
議案	議案	第18号	平成15年度小樽市下水道事業会計予算
議案	議案	第19号	平成15年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	議案	第20号	平成14年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案	第21号	平成14年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	議案	第22号	平成14年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	議案	第23号	平成14年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	議案	第24号	平成14年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算
議案	議案	第25号	平成14年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	議案	第26号	平成14年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	議案	第27号	平成14年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算
議案	議案	第28号	平成14年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計補正予算
議案	議案	第29号	平成14年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	議案	第30号	平成14年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算
議案	議案	第31号	平成14年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	議案	第32号	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第33号	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第34号	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
議案	議案	第35号	小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第36号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第37号	小樽市と畜場法施行令第1条第11号の構造設備を定める条例案
議案	議案	第38号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第39号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第40号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案	修正案	第40号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案に対する修正案＞
議案	議案	第41号	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第42号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第43号	小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第44号	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第45号	小樽市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第46号	小樽市非核港湾条例案
議案	議案	第47号	権利の放棄について
議案	議案	第48号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第49号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案	議案	第50号	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第51号	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案

意見書案

意見書案第 1 号	政党助成金制度の廃止を求める意見書（案）
意見書案第 2 号	医療費 3 割自己負担の実施延期を求める意見書（案）
意見書案第 3 号	有事法案の廃案を求める意見書（案）
意見書案第 4 号	教育基本法の堅持を求める意見書（案）
意見書案第 5 号	年金の引下げ中止を求める意見書（案）
意見書案第 6 号	消費税の増税計画に反対する意見書（案）
意見書案第 7 号	高速道路の整備促進を求める意見書（案）
意見書案第 8 号	「18 歳選挙権」の早期実現を求める意見書（案）
意見書案第 9 号	「環境教育・環境学習推進法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）
意見書案第 10 号	高校生の就職難解決に関する意見書（案）
意見書案第 11 号	イラク問題の平和解決を求める意見書（案）

陳情

陳 情 第 99 号	中央バス「天狗山線」の運行方について
陳 情 第 100 号	イラク問題の平和的解決を求める意見書提出方について
陳 情 第 101 号	有事法案の廃案を求める意見書提出方について
陳 情 第 102 号	さわやか運河健診及び各種がん検診の受診者一部負担導入反对方について
陳 情 第 103 号	イラク問題の平和的解決のために査察の強化と外交努力を求める意見書提出方について
陳 情 第 104 号	国民健康保険料等の減額制度確立方について
陳 情 第 105 号	被用者保険 3 割自己負担等の実施凍結の意見書提出方について
陳 情 第 106 号	「ふれあいパス」の現行制度存続方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

見楚谷議員（ 2月28日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 山田市政4年間の感想について
- 2 平成15年度予算と平成14年度決算見込について
- 3 組織機構の見直しと行政改革について
- 4 小樽の観光と後志広域観光について
- 5 ごみの減量化と焼却場について
- 6 埋蔵文化財について
- 7 山田市政2期目に目指すもの
- 8 その他

高階議員（ 2月28日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
 - （1）「21世紀プラン」の見直しを
 - （2）「安心して暮らせるまちづくり」とは
 - （3）「開かれた行政」とは
- 2 財政問題
 - （1）新年度予算の特徴は
 - （2）財源措置について
 - （3）財政健全化の見通しは
 - （4）真の財政再建を
- 3 雇用、中小企業対策
 - （1）高校新卒者の臨時雇用と雇用助成金
 - （2）「地域金融活性化」の提案について
 - （3）「かけこみ緊急貸付金」について
 - （4）小規模修繕業者登録制度
 - （5）「観光クラスター」について
- 4 「特区」について
 - （1）目的と見通し
 - （2）観光・レジャー港化を促進か

(3) 財政負担は

(4) 「エネルギー供給社」の救済か

5 国民健康保険について

(1) 滞納状況、その理由は

(2) 資格証明書、短期被保険者証の交付状況

(3) 「特別の事情」とは

(4) 抜本的解決のために

(5) 市の独自施策の拡充を

6 教育問題

(1) 学校統廃合について

統廃合の効果は

小樽発展につながらない、少人数学級を

「双葉中学校」について

(2) 新学習指導要領の検証を

(3) 教育基本法改正問題について

教育基本法は教育荒廃の要因か

改正は憲法と相入れない

「子ども権利条約」に反する

エリート教育を助長

7 その他

佐野議員 (2 月 2 8 日 3 番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 財政問題について

2 街づくりについて

(1) 街づくりに向けたスタンス

(2) 2 1 世紀プランの中間点検

(3) 街づくりのキーワード

3 福祉問題について

(1) 支援費制度

(2) 子育て支援

(3) 社会福祉協議会の貸付け

(4) 福祉行政と市長のスタンス

4 港湾問題について

(1) 小樽港発展の方向性

- (2) 小樽港の今後の整備
- (3) 分区指定の見直し
- (4) 石狩湾新港の港名
- 5 消防行政について
 - (1) 救急業務
 - (2) 消防サイレン
 - (3) 出初式
- 6 市長選の決意は
- 7 その他

佐々木（勝）議員（ 3月 3日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市の財政問題について
- 2 教育財政について
- 3 平成15年度予算案及び平成14年度補正予算案に関連して
- 4 雇用対策について
- 5 「子どもの権利に関する条例」制定に向けて
- 6 教育問題について
 - (1) 子どもが行きたくなる学校
 - (2) 今、学校現場では
- 7 その他

松本（聖）議員（ 3月 3日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 本市職員の通勤手段について
- 2 危機管理について
- 3 機構改革と職員の削減について
- 4 環境美化について
- 5 マイカル・・・その後の雇用状況について
- 6 児童虐待について
- 7 その他

○ 一般質問

北野議員（ 3 月 4 日 1 番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 都市計画マスタープランについて

- （ 1 ）都市マスには自治権が反映されない
- （ 2 ）破たんした築港再開発の土地利用計画をあくまでも推進
- （ 3 ）破たんした石狩湾新港地域開発の土地利用計画を見直さない都市マスでは、小樽発展の計画とはならない

2 「消防署所及び職員の適正配置計画の基本方針」について

- （ 1 ）「基本方針」の取りやめを
- （ 2 ）行革で廃止の旧最上出張所管轄で、類焼火災発生についての市長の見解
- （ 3 ）花園のポンプ車を本部職員で編成することの懸念
- （ 4 ）本部編成のポンプ車の出動について
- （ 5 ）花園の受付対応は
- （ 6 ）本部職員での編成は事実上の 1 台減車
- （ 7 ）本部職員の業務への影響と残業について

3 平和問題について

- （ 1 ）イラク攻撃との関連で入港の是非をなぜ検討しなかったか
- （ 2 ）イラク攻撃反対を政府に要望するのは核兵器廃絶平和都市宣言の自治体として当然
- （ 3 ）原子力空母カールビンソンの寄港の心配は
- （ 4 ）北朝鮮との関連を検討しなかったのか
- （ 5 ） 2 期目の立起に当たり「安保条約」堅持をうたったのは

4 その他

武井議員（ 3 月 4 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 於古発川の 2 級河川昇格について

- 2 危険な石垣の改修方について
- 3 第二病院のナースキャップと被服貸与規程について
- 4 塩化ビニール、廃プラ類の民間企業処理方について
- 5 除排雪基準の明確化について
- 6 石狩湾新港の港名変更について
- 7 「雪あかりの路」イベントの反省点について

- 8 肢体不自由障害者の市立病院での駐車場対策
- 9 町内会費からの宗教団体への寄付行為について
- 10 その他

中島議員（ 3月 4日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 除雪問題
 - （1）交差点対策
 - （2）基準は守られているか
 - （3）市民参加の地域除雪計画
 - （4）ロードヒーティング一部停止について
- 2 介護保険
 - （1）保険料値上げストップの要請を
 - （2）在宅サービスの低所得者対策
 - （3）介護予防・生活支援事業
- 3 障害者問題
 - （1）支援費制度
 - サービス利用の上限
 - サービス基盤の見通し
 - 障害者の相談事業の実施を
 - （2）放課後児童クラブの障害児受入れについて
- 4 その他

前田議員（ 3月 4日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 行財政改革について
- 2 市立病院新築統合に向けた市長の決意について
- 3 湯鹿里荘の活用と朝里川温泉地区の振興について
- 4 除排雪体制の現状と今後の課題について
- 5 中学校適正配置計画に伴う現時点での総括と、他都市からの視察目的について
- 6 国旗・国歌の指導状況について
- 7 その他

高橋議員（ 3 月 4 日 5 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 本市と小樽商科大学の連携について

2 情報化の推進について

（ 1 ）情報化のインフラ整備について

（ 2 ）総合行政ネットワーク（ L G W A N ）

（ 3 ）ホームページについて

（ 4 ）行政の情報化について

3 教育問題

（ 1 ）学校施設管理について

（ 2 ）小中学校の敷地内の禁煙の考え方について

4 その他

平成15年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第1日目

平成15年2月24日

出席議員（34名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大島護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	鈴木忠昭
企画部長	山岸康治	企画部参事	山田厚
財政部長	藤島豊	経済部長	木谷洋司
市民部長	池田克之	福祉部長	田中昭雄
保健所長	外岡立人	環境部長	山下勝広
土木部長	兵藤公雄	建築都市部長	仲谷正人
港湾部長	旭一夫		

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広 田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開会 午後 1時00分

- 議長（松田日出男） これより、平成15年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に成田晃司議員、新谷とし議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月13日までの18日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、議長より謹んで申し上げます。

新野紘巳議員が、去る1月26日ご逝去されました。

まことに、哀悼の極みであります。

ここに、故新野紘巳様のご冥福を祈り、黙とうをささげたいと存じます。

- 事務局次長（土屋 彦） それでは、皆様、ご起立をお願いいたします。黙とう。

（黙とう）

- 事務局次長（土屋 彦） 黙とうを終わります。ご着席ください。

- 議長（松田日出男） ただいまから、故新野紘巳様に弔意を表し、高階孝次議員から哀悼の言葉を申し上げます。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番、高階孝次議員登壇）（拍手）

- 26番（高階孝次議員） 皆様のお許しをいただき、故新野紘巳議員のご逝去に当たり、追悼の言葉を述べさせていただきます。

去る1999年、平成11年の第1回定例会で、山吹大先輩のご逝去のとき、議会の慣例に従って追悼の言葉を述べさせていただきましたが、こんなことがまたあらうとは考えてもみませんでした。大変つらい役目でございます。

残された奥様はじめ、ご家族のご心中を察するとき、慰めの言葉もございません。

かねてから、新野議員が体調を崩され、入院加療されていることは伺っておりました。一日も早く回復され、議員活動に復帰されることを願っておりました。その願いもかなわぬことになりました。まことに残念でなりません。

新野議員は、ふだん、物静かで、礼儀正しく、誠実なお人柄で、理事者、同僚議員からも信頼されておられました。1991年、平成3年、50歳の若さで初当選され、今日まで3期12年、主に建設常任委員、議会運営委員としてご活躍、その間、委員長、副委員長など歴任され、議会の審議の推進のために重責を全うされてこられました。

ここで、私が、今までも記憶に残っている幾つかのお話をし、在りし日の新野委員のご活躍をしのんでみたいと思います。

議員になられたばかりの委員会の質問だったと思います。小樽はどんなにおいのするまちか、こう新野議員は尋ねられました。このとっぴな質問に、理事者もしばらく答弁に窮していましたが、小樽は港まち、海のまち、海のおい、磯の香りがするのではないのでしょうか。大変ユニークな質問なので、委員会が笑いで渦巻きました。私は、そのとき、何か深い意味があるのではないかと考えてみました。小樽生まれ、小樽育ち、生粋の小樽っ子の新野議員には、人間にも一人一人固有のおいがあるように、小樽固有のおい、小樽らしさというのは何か、こう質問されたのではなかったかと、大変感心させられました。

また、新野議員は社会体育に造けいが深く、とりわけパークゴルフに詳しく、パークゴルフ議員と言われるほど熱心でした。自然の村のパークゴルフ場について、一つ一つの石ころやくぼみを挙げて、整備を求めておられました。その熱心さ、執念、粘り、これが銭函パークゴルフ場の開設につながったことは、どなたも認めることだろうと思います。

最後に、どうしても触れておかなければいけないことは、市道平磯線の見直しの問題です。現在、平磯岬から船浜町を通り、東小樽十字街につながる道路の整備が行われております。この道路は、築港再開発の一環で、私どもと新野議員とは立場が違うわけですが、この事業は小樽の活性化にならないということで私どもは反対してまいりました。当初の計画では、熊碓海水浴場をまたいで、海に橋をかけるという道路の計画でした。漁業補償を含めると、優に100億円を超える大事業となるものでした。この地域出身の新野議員が過大な工事だ、見直すべきではないか。この一声で現在のように縮小されました。厳しい経済情勢の中で、我が党が予想したとおり、マイカル、ベイシティ、ヒルトンそれぞれがだめになった今、新野議員の指摘は、いっそう輝きを増すのではないかと思います。

今、日本は、明日がどうなるか、カオスの状態です。我が小樽も、人口減、少子高齢化の進行、企業倒産、失業と、市の財政も大変と、深刻です。しかし、その中でも新しい変化が見えるようになってきております。今こそ議会も、党派を超えて、市民の幸せのため全力を尽くすときと考えます。豊富な経験を積み、次の自民党を背負って立つ新野議員の、これからが出番のときだっただけに、惜しい方を失った。かえすがえすも残念でなりません。

3月議会が終わると、いよいよ一斉地方選挙です。多くの皆さんが勇退されます。しかし、なお残って選挙を戦う方もおられます。ぜひ、厳しい選挙を勝ち抜き、新野議員の遺志を引き継いで頑張ってもらいたいと思います。

新野議員が、3期12年、小樽市政に残された足跡に学び、お互いに精進することを誓い合うとともに、心からめい福をお祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。

○議長（松田日出男） 高階孝次議員、まことにありがとうございました。

日程第2「議会運営委員の選任」を議題といたします。

本件は、新野紘巳議員の逝去により、議会運営委員に欠員が生じたことによるものであります。

お諮りいたします。

議会運営委員に、成田晃司議員を指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、議会運営委員に成田晃司議員を選任することに決しました。

日程第3「学校適正配置等調査特別委員の選任」を議題といたします。

本件は、新野紘巳議員の逝去により、学校適正配置等調査特別委員に欠員が生じたことによるものであります。

お諮りいたします。

学校適正配置等調査特別委員に、成田晃司議員を指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、学校適正配置等調査特別委員に成田晃司議員を選任することに決しました。

日程第4「議案第1号ないし第46号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第45号について、市長から、一括、提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 平成15年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件の提案理由を申し上げる前に、今定例会が私にとりまして任期の締めくくりとなりますので、これまでの4年間の市政運営を振り返り、所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず最初に、議員の皆さんをはじめ、市民の皆さんから、温かいご支援とご協力をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

この4年間、国内では、バブル経済崩壊以後の負の遺産を抱え、戦後、経験したことのないデフレ状態が継続し、完全失業率が過去最高の5.5パーセントを示すという中、我が国経済は、自信や自律・自活の力を失い、ハングリー精神をなくした感があります。政府も、日本経済の状況は単なる景気循環ではなく、複合的な構造要因によるものと認め、この状況から抜け出すには大胆な構造改革を進め、21世紀にふさわしいしくみが必要であると強調しております。

こうした中で、本市の4年間を振り返りますと、地域の経済では市内企業の相次ぐ倒産や小樽商工信用組合の破たん、さらには日本銀行小樽支店や三井住友銀行小樽支店の閉鎖などがありました。また、築港地区再開発の関係では、一昨年の小樽ベイシティ開発株式会社に続き、今年に入って小樽ヒルトン株式会社も民事再生の申立てを行うなど、残念な出来事が続きました。

一方、明るい話題では、中国との定期コンテナ航路を開設したことや、韓国や台湾など近隣諸国からのお客様が飛躍的に増加したこと、さらには、市民の知恵を結集した冬のイベント、「雪あかりの路」が年々発展しており、市民の皆さんとの「協働の心」が広がったことなどがありますが、この4年間は、総じて厳しい状況が続いたものと思っております。

私としては、真正面からこれらの課題に対し、全力で対応策を講じてきたつもりであります。

私は、平成11年に市政を担うに当たり、「市民の心を大切にした市政の推進」、「個性あふれる、ふれあいと安心に満ちたまちづくり」、「市民と歩む21世紀プランの積極的な推進」の三つを基本姿勢として、今日まで市民の皆さんと、「協働の心」を大切に、活力と個性あふれるまちづくりを目指し、最大限の努力を傾注してまいりました。

この4年間、本市を取り巻く環境は、長引く経済不況の下、少子高齢化の進行、人口の減少、景気低迷によ

る雇用不安、厳しい財政状況など、いずれも楽観視できない状況にありました。

こうした中、市民の多様なニーズに対応するには、適切な事業の選択をはじめとして、効率的な行財政運営の推進が緊急課題であると考え、財政健全化計画、総合計画第2次実施計画の策定、行政改革実施計画の第2次改訂などにより、効率的な事業の推進を目指してきたところであります。

また、「市民の心を大切にする」という点では、就任当初から「市長への手紙」を実施し、さらには、平成13年度からは「まち育て出前講座」を行うなど、市民の視点に立った行政運営に努めてまいりました。手紙やメールによる市民の皆さんからの率直なご意見、ご提言、ご要望にすべて目を通し、実施できるものは速やかに対応し、実施困難なものはその理由を付して説明してまいりました。

国における地方分権一括法の施行や市町村合併の推進を例にとるまでもなく、この4年の間に、21世紀は「地域の自立」が必要であり、「地域の時代」になるといわれ始めました。私も、21世紀はこれまで進められてきました画一的な地方の発展から、それぞれの地域の特性を生かし、固有の価値を磨き上げる知恵が必要な時代に入ったと感じております。昨年10月に開催した「知恵のまちづくり・全国都市フォーラム」の議論を通して、よりいっそうその感を強くし、改めて「地域」がたくましくなければならぬと確信したところであります。

それでは、任期中に推進してまいりました主な施策や事業につきまして、「21世紀プラン」の施策の大綱に沿って申し上げます。

初めに、教育文化についての「はぐくみ 文化・創造プラン」であります。

学校の施設整備では、菁園中学校の校舎改築をはじめ、幸小や塩谷中学校の大規模改造など、合わせて14校の改修を実施いたしました。また、情報教育の充実のため、全中学校にインターネットを接続したほか、生徒の悩みや相談に対応できるスクールカウンセラーを配置し、教育環境の整備に努めてまいりました。

社会教育におきましては、図書館業務の電算化を推進し、生涯学習社会の形成に努めたほか、スポーツ関係では手宮公園陸上競技場の全面改修、室内プールの改修、パークゴルフ場の新設、さらには、サッカー・ラグビー場の建設着手など、市民の健康増進や青少年の健全育成など生涯スポーツの推進を強力に進めてまいりました。

次に、市民福祉の向上を図る「ふれあい 福祉・安心プラン」についてであります。

まず、高齢者のための施策としましては、ふれあいパス事業の継続に努力したほか、平成12年度からの介護保険制度の円滑な事業推進に努めるとともに、介護認定で自立の認定を受けた方への対応として、市独自の高齢者生活支援事業を実施いたしました。障害者の施策としては、リフト付き自動車の購入により社会参加の拡大に努めたほか、平成14年度には重介護型デイサービスを開設いたしました。子育て支援では、地域子育て支援センターの開設、延長保育事業や乳幼児医療助成の拡充に努めたほか、新たに赤岩保育所を建設いたしました。また、本市における男女平等参画を積極的に推進するため、「小樽市男女平等参画基本計画」を策定いたしました。

次に、生活環境の整備を図る「うるおい 生活環境プラン」についてであります。

防雪事業としては、高商通線をはじめ、8路線にロードヒーティングを敷設したほか、雪処理の軽減となるよう融雪施設設置に要する資金の貸付制度を創設いたしました。市営住宅の整備につきましては、平成12年度に高齢者向け住宅として入船住宅を建設したほか、勝納住宅1号棟の建設や、オタモイB住宅の建替えに着手いたしました。また、人口対策として、新婚世帯への家賃補助と若年者向け共同住宅の建設費補助の二つの制

度を創設いたしました。ごみ処理の問題につきましては、平成11年度に廃棄物最終処分場を完成させたほか、資源物の分別収集を全市に広げ実施したほか、不法投棄対策としてパトロール体制を強化いたしました。

次に、産業振興の「ゆたかさ 産業・活力プラン」についてであります。

まず、地場産業の振興では、地場産業振興会議を設置し、産学官の委員の皆さんの議論経過を踏まえ、「小樽まち育て情報センター」を開設したほか、「観光クラスター研究会小樽ゆらぎの里」の展開、さらには、「ゼオライトを活用した暖房システムの研究開発」など、知恵の集積による産業振興に努めてきたところであります。中小企業の融資制度につきましては、「経営安定短期特別資金」や「経営支援特別資金」など、経済状況に即した新たな制度を創設いたしました。また、雇用問題も深刻な状況にあることから、庁内に緊急雇用対策会議を設置し、全市的に企業に対し雇用の拡大をお願いするとともに、市としては、社会人枠での職員採用や臨時職員として未就職の新規高卒者を採用いたしました。観光につきましては、観光関連産業が本市の基幹産業に成長したことを踏まえ、観光施策のいっそうの推進が重要であることから、平成13年度に観光振興室を設置し、組織の充実を図りました。この間、新しい小樽観光ビデオの制作や、外国人観光客に対応するガイドマップを作成したほか、観光客誘致に結びつくフィルムコミッションの設立や、朝里川温泉の湯量を確保するため、新たな泉源開発にも着手いたしました。

次に、「にぎわい 都市・形成プラン」についてであります。

市街地整備につきましては、中央通地区土地区画整理事業の平成15年度完成に向けた取組を進めてきましたほか、産業遺産である旧手宮線敷地を購入し、オープンスペースとして整備し、市民や観光客に対して憩いの空間を提供いたしました。

港湾振興の関係では、小樽港が北海道の物流の拠点港として更なる発展を期すため、平成12年度、新たに港湾振興室を設置し、ポートセールスの充実を図りました。これにより、小樽とサハリン州ホルムスクを結ぶ日口定期フェリー航路の再開と航路の延長に続き、昨年は中国の主要港と結ぶ定期コンテナ航路を開設することができ、対岸諸国との積極的な経済交流に努めてきたところであります。

以上、これまでの4年間を振り返り、21世紀プランの施策の大綱に従い、主要施策・事業の概要をご説明いたしました。

冒頭申し上げましたように、我が国を取り巻く社会経済環境はまことに厳しいものがございますが、先日、成功裏に終了した冬のイベント「雪あかりの路」に見られるように、市民の皆さんのまちづくりに向けた意欲の盛り上がりも強く感じております。これからも、市民の皆さんと情報を共有し、良好なパートナーシップを確立しながら、まちづくりを進めていかなければならないものと思っております。

これまでの市政運営に当たって、議員の皆さんをはじめ市民の皆さん一人一人の力強いご支援に対し、重ねて感謝申し上げる次第であります。

次に、平成15年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要についてご説明申し上げます。

平成15年度の地方財政の規模は、平成14年に比べ1.5パーセント減の86兆 2,107億円となりました。地方税、地方交付税がともに大きく減少し、公債費が増加するという極めて厳しい状況の中で、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことで歳出総額の計画的な抑制が図られ、地方財政計画の歳出規模は2年連続のマイナスとなりましたが、通常収支で13兆 4,457億円の過去最大の財源不足を生じることとなりました。

この補てん措置につきましては、財源対策債等による措置を除いた不足分は国と地方が折半し、地方負担部

分については、地方財政法第5条の特例となる臨時財政対策債により措置することとなっております。また、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆2,437億円につきましては、平成14年度と同様、地方税の減収分は地方特例交付金及び減税補てん債の発行などにより、地方交付税の減収分は交付税特別会計借入金等により補てんすることとし、平成15年度税制改正における先行減税に伴う地方財政への影響額6,873億円につきましては、地方税の減収分は減税補てん債の発行により、地方交付税の減収分は交付税特別会計借入金により補てんし、これらを後年度における増収により償還することとなっております。

次に、本市の平成15年度予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

本年は、統一地方選挙の年でありますので、当初予算につきましては、義務的経費や管理経費などの経常的経費のほか、継続事業や国、道の補助事業など、当初予算に計上しなければならない経費を計上することといたしました。

平成15年度は、市税収入や地方交付税が大きく減少し、一般財源の大幅な減少が見込まれます。一方、歳出におきましては、扶助費や公債費が増加するという大変厳しい財政状況の中での編成となりました。このようなか中で、行政改革の推進により、人件費をはじめとする管理的経費の削減を図り、また、財政健全化の観点から、昨年2月に「財政健全化緊急対策会議」を立ち上げ、全庁を挙げて事務事業の見直しに取り組み、「21世紀プラン」の推進の見地からも、各施策の緊急度、重要度などを見極め、事務事業の厳選を行いながら編成に当たったところであります。

次に、平成15年度一般会計予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、景気の低迷が続く中、市民税では納税義務者の減少など、固定資産税では評価替えなどによる減により、対前年度比で5.5パーセントの減と見込みました。

地方交付税につきましては、国の予算案における地方交付税総額を基本として、事業費補正など本市の特殊財政需要などの推移を考慮して積算した結果、対前年度比6.9パーセントの減となりました。

分担金及び負担金につきましては、障害者福祉サービスが措置制度から支援費制度に移行することに伴い、利用者負担分が直接事業者へ支払われることとなることなどから、対前年度比で28.3パーセントの減となりました。

市債につきましては、臨時財政対策債の増などにより、対前年度比13.9パーセントの増となりました。

次に、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず、教育文化関連では、総務省、外務省、文部科学省の協力事業であります「JETプログラム」を採用し、中学校での英語教育指導の充実を図るとともに、前年度に引き続き、菁園中学校校舎等増改築事業を実施し、屋内運動場の整備を行うほか、サッカー・ラグビー場の造成と関連施設の整備を行います。また、本年8月に本市で開催されます全国中学校体操競技・新体操選手権大会補助金を計上いたしました。

市民福祉関連では、ふれあいパス事業を引き続き実施するとともに、少子化対策として延長保育や産休明け保育対策、保育所地域活動に対する補助を拡大いたします。保健事業といたしましては、「健康おたる21」に基づき、中高年齢者の身体的、精神的健康づくりを図る「中高年齢者総合健康増進プログラム」をスタートいたします。また、本年7月に本市で開催されます北海道障害者スポーツ大会負担金を計上いたしました。

生活環境関連では、前年度に引き続き、浅草線など中心市街地の歩道整備や、銭函地区の街路整備などを行うとともに、人口対策として若年者定住促進家賃補助や若者向け共同住宅建設費補助を継続します。

産業振興関連では、活力ある商店街づくり推進事業を継続するほか、キッズベンチャー事業に対する助成を

行うとともに、産業動向調査を実施いたします。

観光面では、映画やテレビドラマなどの撮影誘致を行うためのフィルムコミッションホームページ制作事業費を計上いたしました。

都市基盤関係では、小樽港縦貫線の整備を進めるとともに、小樽運河浄化対策事業として、北部運河のしゅんせつに着手いたします。また、緑の基本計画及び駐車場整備計画を策定するための経費を計上いたしました。

その結果、一般会計全体で8億円の収支不足が生じるため、企業会計からの借入金で措置することといたしました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについてご説明申し上げます。

港湾整備事業におきましては、引き船業務を民間委託するとともに、コンテナ荷役に必要なコンテナクレーン整備と冷凍コンテナ用電源設備整備などを行います。

国民健康保険事業におきましては、医療費等の伸び率や、医療保険制度の改正などを勘案し算定した結果、単年度で8億113万3,000円の収支不足が見込まれますが、この収支不足額につきましては、一般会計から5億円を繰入れし、不足する財源は財政調整交付金に計上いたしました。また、税制改正に準じ、保険料算定方法の見直しが行われることとなり、中・低所得者階層の保険料負担が増えることから、その緩和策として賦課限度額の改定を行います。

住宅事業におきましては、勝納住宅2号棟の建設に着手するとともに、オタモイB住宅建替えのための実施設計を行います。

なお、勝納住宅2号棟につきましては、債務負担行為を計上いたしました。

老人保健事業におきましては、対象年齢の引上げなどにより医療給付費の減が見込めますが、公費負担割合の引上げなどにより、一般会計からの繰入金は9.8パーセント増の13億3,883万9,000円となりました。

介護保険事業におきましては、これまでの利用実績などを勘案し算定した結果、保険給付費で4.7パーセント増の104億4,258万4,000円となり、一般会計繰入金では3.5パーセント増の14億9,137万9,000円となりました。

病院事業におきましては、一般会計から13億6,562万4,000円を繰入れし、資金収支の見通しは、平成15年度末で1,204万2,000円の資金余剰となる見込みであります。今後、更に効率的な事業運営に努めるとともに、引き続き、公立病院として高度医療の推進と患者サービスの向上を図ってまいります。

水道事業におきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、老朽化した天神及び銭函両浄水場の改良事業や、配水管の更新事業などを引き続き実施してまいります。資金収支の見通しは、平成15年度末で4億7,697万円の資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましては、常に経済性を考慮するとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業におきましては、塩谷地区を中心に汚水や雨水の排水管布設工事などを進めてまいります。平成15年度は、24億3,200万円を一般会計から繰入れしますが、平成15年度末には不良債務が生じる見込みであります。今後の事業運営に当たりましては、能率的な経営の下に、健全な運営を確保するため、いっそうの企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業におきましては、本年4月から廃プラスチック類の搬入規制を実施することなどから、大幅な収益の減少が見込まれますが、経費の節減にも努め、収益的収支におきましては、引き続き黒字が見込まれます。

以上の結果、平成15年度の財政規模は、一般会計では 659億 4,794万 8,000円、特別会計では 543億 8,200万 5,000円、企業会計では 311億 9,093万 4,000円の合計 1,515億 2,088万 7,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で 4.8パーセント、特別会計で 1.9パーセント、企業会計で 0.6パーセント、それぞれ減となり、全会計では 2.9パーセントの減となりました。

次に、議案第20号から議案第31号までの、平成14年度各会計補正予算についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、指定寄附に伴います各資金基金への積立金、国民健康保険事業会計への繰出金などのほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしましたほか、歳入において、市税、地方交付税などの減額を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、国・道支出金、諸収入等の補正を計上したほか、決算見込みに伴う市債等の所要の補正を計上するとともに、財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに5億 2,724万 3,000円の減となり、財政規模は 691億 9,621万 1,000円となりました。

また、国の補正予算に関連して、小樽港縦貫線整備事業費につきましては、債務負担行為を計上いたしました。

次に、特別会計、企業会計の主なものについてご説明申し上げます。

国民健康保険事業では、老人保健拠出金の減額及び平成13年度の収支不足額の確定に伴う一般会計借入金償還金の減額などを計上するとともに、一般会計からの繰入金の増額及び平成14年度の単年度収支不足見込額を一般会計借入金で措置するための所要の補正を計上いたしました。

老人保健事業では、医療給付費の増加等に伴う所要の補正を計上いたしました。

住宅事業では、国の補正予算に関連して、勝納住宅 2 号棟の建築事業費の一部を繰越明許費として計上いたしました。

簡易水道事業では、14年度の収支不足額を一般会計借入金で措置するための所要の補正を計上いたしました。

融雪施設設置資金貸付事業では、貸付金の減少に伴う所要の補正を計上いたしました。

病院事業では、入院患者の減による医業収益の減や薬品費の不足などに伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第32号から議案第45号までについてご説明申し上げます。

議案第32号報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、公平委員会委員の報酬を月額から日額へ改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号特別職に属する職員の給与条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職等の給料月額を減額するものであります。

議案第34号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、行政職給料表の適用を受ける一般職等の職員の調整手当を、平成15年度は減額し、平成16年度からは廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第35号職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、財団法人全道消防職員協会及び小樽市役所納税貯蓄組合の解散に伴い、給与控除についての所要の改正を行うものであります。

議案第36号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法等の一部改正及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の全部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第37号と畜場法施行令第1条第11号の構造設備を定める条例案につきましては、と畜場法施行令の一部

改正に伴い、と畜場の構造設備の基準を定めるものであります。

議案第38号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、老人保健法の医療受給者の年齢引上げに伴い、し尿処理手数料の減免対象から外れることとなる高齢者を、従前どおり減免対象とするとともに、減免対象者を明確にするものであります。

議案第39号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料の賦課総額等を改正し、財政原則の特例措置を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第40号介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険の保険料率を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第41号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法等の一部改正に伴い、日影による中高層建築物の高さ制限における測定面の高さの指定等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第42号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、道営住宅オタモイ団地の事業主体を、北海道から小樽市に変更し、同団地を市営住宅とするものであります。

議案第43号総合体育館条例の一部を改正する条例案につきましては、総合体育館の管理を特定非営利活動法人小樽体育協会に委託するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第44号水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法等の一部改正に伴い、新たに貯水槽水道に関する規定を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第45号交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案につきましては、機構改革により、交通安全対策会議の庶務担当の課名を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

以上、概括的にご説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田日出男） 次に、議案第46号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

（12番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○12番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、議案第46号について提案趣旨の説明を行います。

去る18日、戦争協力拒否を求める高校生の実行委員会が、小泉首相にあてて署名を提出したと新聞で報道されていました。

「私たちは、アメリカのイラク攻撃には絶対反対です。各国の首相や大統領がイラク攻撃反対を表明する中で、日本の政府は、はっきりと反対しません。それどころか、小泉首相や公明党の冬柴議員が、反戦運動は利敵行為だと言っています。私たちは、これを聞いてショックを受けました。戦争をしてほしくないから一生懸命集めてきた署名なのに、なぜそれがイラクを助けることになるのでしょうか。私たちは、殺したくも、殺されたくもありません。あらゆる戦争協力を拒否します。日本政府は、憲法第9条を生かし、世界の先頭に立って戦争とテロをなくすために行動してください」。

これが、その際の要請文の一部であります。

高校生が小泉首相に要請したこの日、国連では安全保障理事会でイラク査察団の追加報告を受けての公開討論が行われていました。これも、報じられているように、理事国以外の加盟国がイラクの大量破壊兵器問題で意見を表明し、大多数の国が査察の継続、平和的解決を訴えていました。この日発言した27か国・国際機構の

中で、査察継続に反対したのは日本とオーストラリアだけであります。

日本政府の代表は、この討論の場で、アメリカの武力攻撃に道を開く新たな安保理決議の採択を主張するに至りましたが、こうした立場は、例えば、安全保障理事国の15か国中12か国が査察継続による平和的解決を主張していることでもわかるように、ごく一部の国とともにいっそう孤立を深めていること、議員各位にはご承知のとおりであります。

同時に、この日、新聞各紙は、戦争反対の声が地球上で大きく広がっていることを伝えています。78か国・地域で1,000万人以上の人が、さらには、ヨーロッパやアメリカのブッシュ大統領の地元、テキサス州などでも壮大な戦争反対のうねりが起きているそうであります。ブッシュ政権の暴走を何としても止めたい。その思いが一つになった国際的な反戦行動であります。特に、ヨーロッパでは、アメリカ支持を公然と表明している三つの国、つまりイギリスとイタリアとスペインであります。ここでは大変大きな平和を願う集会、デモが繰り上げられたと伝えられています。ロンドンでは200万人、ローマで300万人、マドリードでも200万人、史上空前の規模だと伝えています。ドイツ、ベルリンで50万人、さきほど言いましたように、アメリカにおいても、ロサンゼルスでも10万人をはじめ、テキサス州を含めた200以上の都市でこうした行動が取り組まれました。この大きな世論は、これまで対米一辺倒だったそれぞれの国の政府さえ、大きな影響を与え始めています。

しかし、皆さん、それでもなお、ブッシュ大統領は、武力攻撃によるイラク政権の転覆こそ唯一の道だと叫びます。そして、この政権転覆後は、アメリカによる直接的な軍事占領だとまで、最近、公言してはばかりません。戦争か平和か、イラク問題をめぐる情勢は、まさに今、その瀬戸際であります。

こうしたとき、ご承知のように、小樽市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起する、このように高らかに宣言しているまちであります。核兵器廃絶平和都市宣言のまちであります。加えて、歴代の市長も署名されている広島・長崎からのアピール、これに市民11万人以上が署名している平和のまちであります。

しかし一方、全国、道内、どの民間港に比べても、小樽の港には米軍艦船が突出して入港している港まちでもあります。今月8日には、米第7艦隊旗艦ブルーリッジが入港しました。市長がどんなに平和な商業港を貫くと言っても、現状は、なしくずし軍港化であり、有事法先取りの軍港化が着実に進んでいます。

こうした状況の下であればあるほど、我が党が今回も提出した議案第46号小樽市非核港湾条例案の成立こそ、多くの市民から待たれているのではないのでしょうか。

安全・安心のできるまちで暮らしたい、平和なまちで暮らしたい、これが市民の願いであります。そして、この市民の願いにこたえる道こそ、議会に課せられた責任だと確信するものであります。今期議会の最後に当たり、また、平和をめぐる情勢がいよいよひっ迫する中、議員各位の賛同を心からお願いして、提案に当たった趣旨説明といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(松田日出男) 日程第5「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月25日から2月27日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時50分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 成 田 晃 司

議 員 新 谷 と し

平成15年 第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成15年2月28日

出席議員（34名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴	
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文	
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄	
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬	
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子	
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則	
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督	雄
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治	
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次	
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部		智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀	
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次	
27番	岡	本	一	美	28番	吹	田	三	則	
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出	男
31番	佐	々	木	政	美	32番	高	橋	克	幸
33番	斉	藤	陽	一	良	34番	秋	山	京	子
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸	

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平						
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏				
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	鈴	木	忠	昭		
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参	事	山	田	厚		
財	政	部	長	藤	島		豊	経	済	部	長	木	谷	洋	司		
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長	田	中	昭	雄		
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	山	下	勝	広		
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人
港	湾	部	長	旭		一	夫										

小樽病院 事務局 長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局 長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広田 宰
社会教育部長	藤田喜勝
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚谷富夫
庶務係 長	三浦波人
調査係 長	大門義雄
書 記	丸田健太郎
書 記	中崎岳史
書 記	橋場敬浩

事 務 局 次 長	土屋 彦
議 事 係 長	大野 肇
書 記	渡辺美和
書 記	牧野優子
書 記	山田慶司

開議 午後 1時00分

- 議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に大畠護議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1「議題第1号ないし第47号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第47号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）（拍手）

- 市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案第47号権利の放棄について、提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、石狩開発株式会社の再生計画案を決議するため、来月下旬に招集が予定されている債権者集会において、同社が市に負担することとしていた平成14年度分の簡易水道事業に係る収支不足額 2,970万円のうち、未払いとなっている 2,570万円の債権を放棄する旨の意思表示をするため、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松田日出男） 次に、質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 13番、見楚谷登志議員。

（13番 見楚谷登志議員登壇）（拍手）

- 13番（見楚谷登志議員） 平成15年第1回定例会は、山田市長及び私たち議員にとりましては、任期を締めくくる議会であります。今期限りにてご勇退をされる議員の方々も十数名おられると聞き及んでおり、長年にわたっての議員活動に敬意を表する次第であります。

今定例会での自由民主党の代表質問者として、初日のトップにて山田市長並びに関係理事者に質問の機会を与えていただきました先輩、同僚諸氏に感謝をし、私の議員生活の一つの締めくくりとして忘れることのできない議会となり、光栄に存する次第であります。

それにいたしましても、今、この壇上にありまして、惜しまれてならないのは、同僚議員でありました新野紘巳議員と任期最後の議会にて一緒にできなかったことであります。

平成3年、小樽市議会議員として初当選して以来、11年と9か月、地域のため、小樽市のため、身を粉にして議員活動を続けておられました新野議員が、昨年の議会運営委員会視察の翌々日に入院、私たちは回復を願っておりましたが、まことに残念な結果となってしまいました。

くしくも、4年前の平成11年第1回定例会にて、大先輩でありました山吹議員の追悼を入れた代表質問をいたしましたのが新野議員でありました。新野議員の背筋をびんと伸ばしたあの姿や議会での質問などは、一種独特な節回しの新野節がこんなに早く見られなくなり、また聞かれなくなるとは、予想もしておりませんでしたので、まことに残念でしかたがありません。私たちに残された任期はあとわずかではありますが、新野議員の遺志を引き継ぎ、更に研さんを深め、市政発展のため努力をしていかなければならないと決意を新たにしたところであります。

それでは、代表質問に移ります。

前述のとおり、今議会は、市長及び我々議員の任期を締めくくる定例会であります。

市長は、24日の本会議で、この4年間を総括され、市政運営に対する考え方やこれまで進めてこられた施策や事業などについてお話をされました。市長のお話を聞きながら、厳しい社会経済状況が続く中での市政運営は、さぞご苦労が多かったことであろうと思われましたし、また同時に、そのような状況の中で各種の新規事業を実施するためにはいろいろと困難なこともあっただろうと考えておりました。

国と地方自治体との関係の見直し、地方交付税の見直しや国庫補助負担金の見直しなどがいわれており、一方においては、人口減少や少子高齢化が進展し、地方財政は更に厳しさを増すことになるのではないかと言われております。市長としては、このような将来的なことも考慮に入れながら市政運営に当たられてきたことと思われませんが、これまでの4年間を振り返って、市長自身、どのような感想や考えをお持ちか、お聞かせください。

次に、平成15年度予算と平成14年度決算見込みについて、何点かお伺いいたします。

日本経済は、昨年に入って底入れした感がありましたが、後半になって個人消費を中心に減速感が見られ、イラク情勢の影響などによる世界経済の先行きの不透明感が増している現状では、景気動向は予断を許さない状況にあります。その中で、雇用状況と所得環境は依然厳しく、本市においてもその影響は色濃く、納税義務者の減少や所得水準の低下により市税収入も大きく減少してきているのが現状であります。一方、扶助費や公債費は増加するなど収支不足は拡大する傾向にありますので、基金の状況も勘案すれば、平成15年度の予算編成は、大変厳しいものであったと思われまます。

このような状況にあって、市長は、以前から行政改革に積極的に取り組まれ、また、昨年2月からは財政健全化緊急対策会議を立ち上げて財政健全化に取り組まれてきましたが、まず、平成15年度の予算編成についてどのような感想をお持ちか、お聞かせください。

次に、今回提案されました平成14年度の補正予算では、市税収入や地方消費税交付金など約5億6,000万円、地方交付税で約2億4,000万円の減額補正をし、財政調整基金の全額と減債基金の約3億8,100万円の繰入れを行ったことで、減債基金の残高は約3億6,700万円を残すのみとなっております。平成14年度の決算がどうなるのか、大変心配されるところであります。平成14年度の決算見込みについて、わかる範囲でけっこうでありますので、お聞かせください。

次に、今回提案された当初予算案では、水道事業会計から6億円と産業廃棄物等処理事業会計から2億円の合計8億円の借入れをすることにより収支のバランスを図っておりますが、水道事業会計や産業廃棄物等処理事業会計に影響を及ぼすおそれがないのか、お聞かせください。

また、第2回定例会では、除雪費の補正予算を組む必要があるものと思われまますが、除雪費以外のものはどのようなものが考えられるのか、補正予算の全体規模はどのくらいで、一般財源はどれくらい必要になると予測をされているのか、お伺いいたします。

さらに、その結果、平成15年度の収支不足はどの程度になると予測をされているのかもお聞かせください。

次に、予算編成に当たり、事務事業の全般的な見直しを行ったと聞いております。事務事業の見直し自体は必要なことと思いますが、そのことにより、直接、市民に負担を求めることになる事業や、これまで受けてきたサービスが縮減されるものがあるのではないかと心配をされます。このように、直接、市民に負担を求めることになるものや、これまで受けてきたサービスが縮減されるもので、平成15年度から実施されるも

のとしてはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

次に、財政調整基金も残額がなくなり、減債基金も平成14年度の収支不足にその大半が充てられる見込みということになれば、平成15年度以降は手持ち資金のない中での財政運営が余儀なくされることになります。これまで行ってきたような収支不足分を基金から繰り入れるという財政運営はできなくなると考えますが、市長は、このような状況についてどのように対応をされようとしているのか、お聞かせください。

次に、行政改革に関連して、何点かお伺いをいたします。

まず、組織・機構の見直しについてであります。小樽市新行政改革大綱では、時代に即応した組織・機構の見直しとして、地方分権の動きなどを念頭に置き、高齢化、国際化、情報化など社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開できるよう、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図り、組織・機構の簡素・合理化を引き続き推進するとあります。

これまでも、部分的には組織・機構の見直しが行われてきたとは思いますが、現在の急激な社会経済情勢の変化や地方自治体の存続そのものにかかわるような財政状況の変化を考えると、早急に思い切った組織・機構の見直しによる行政のスリム化が必要ではないかと思われます。

現在、部の再編を含む大規模な組織・機構の見直しを検討していると聞いておりますが、組織・機構の見直しに当たっての市長の考え方をお聞かせください。

次に、民間委託についてであります。新年度においては、業務委託では長年の懸案であった引き船業務を委託し、施設の管理委託では総合体育館の全面的な管理をNPO法人である小樽体育協会に委託するなど、民間委託の推進が図られております。

しかしながら、市が行っている事務事業や施設管理の状況を全般に見るとき、社会教育施設や給食関係をはじめとして、まだまだ民間委託できるものがあるのではないかと思います。これらについても見直しを進め、更に大胆な民間委託を進めるべきと考えますが、民間委託の拡大について、市長のお考えをお聞かせください。

次に、観光について、何点かお伺いします。

今年も冬のイベントでありました小樽雪あかりの路が小樽運河や旧手宮線を中心に開催されましたが、過去最高の来場者数を記録したというところであります。また、今回も、前回以上に市内随所で明かりがともり、市民参加の輪が広がりを見せるなど、小樽の冬の風物詩としてしっかりと地域に根づいた感があります。このイベントを目的に市外から訪れる人々が年々増加しており、正に、小樽観光の課題であった冬と夜を見事に克服した一つの成功例であると言えるのではないかと考えております。

しかし一方で、昨年11月に公表された平成14年度上半期の観光入込客数は473万人ということであり、平成13年度に比べて約1割減になったということでもあります。夏場に多くの観光客が訪れる傾向にあった小樽にとって、この落込みは大きな痛手ではないかと考えます。今や、観光が小樽の基幹産業といわれるだけに、不安を感じております。

運河散策路が完成した後、年々増加傾向にあった観光入込客数が減少したということは、特にリピーターの多い小樽観光にマンネリ化の兆しが現れてきたのではないかと危ぐをしております。小樽は、都市型観光地として、運河や石づくり倉庫群、歴史的なまち並みの景観が高い評価を得てきたわけですが、旅行形態の変化や観光客のニーズが多様化してきた今日、これらを踏まえた新たな施策の展開が必要になってきているのではないかと考えます。

そこで、お伺いいたしますが、市長は、平成14年度上半期の小樽観光の動向をどのようにとらえ、どのように分析をしているのか、お聞かせください。

また、危ぐされる小樽観光のマンネリ化を打開していくためには、今後、新たな施策をどのように考え、どのように展開していこうとされているのかについてもお聞かせください。

次に、新たな観光戦略としての後志広域観光についてお伺いします。

国道5号の小樽、札幌間の全線4車線化も終わり、現在、小樽、余市間の拡幅工事が進められおります。小樽観光の入込客数の半分は道央圏からの人々であると聞いておりますが、交通アクセスの整備が進むにつれて観光客の行動範囲もいっそう広がり、小樽はもとより、後志管内各町村の観光入込客数も増加するのではないかと期待をされております。小樽市は、これまで、後志の北の玄関口として、経済、物流、文化とさまざまな分野で中心的な役割を果たしてきましたが、観光面においても、小樽市が後志19町村と一体となって広域的な観光を推進していくことが必要であると思います。

後志には、年間2,500万人を超える観光客が訪れており、道内14支庁の中ではトップであると聞いております。このうちの約3分の1が小樽市を訪れる観光客ということになりますが、近隣には、赤井川村や余市町、仁木町といった観光果樹園や観光農園のあるまちや、積丹半島の各町村のように、すばらしい景観を持つ海や釣り場のあるまちなどがあります。これら自然に恵まれた後志管内各町村での農業体験や海洋観光と小樽の都市型観光とが連携することにより、個人化、グループ化した旅行形態や多様化した観光客のニーズにもこたえることができ、小樽、後志観光の魅力も更に増すことになると思われます。小樽の観光入込客数が減少傾向を示した今こそ、こうした広域連携での観光戦略が必要と考えますが、このことについての市長の考えをお聞かせください。

次に、映像を通してまちの魅力を発信し、文化の振興や地域振興を図ることを目的に活動する組織であるフィルムコミッションについてです。

この組織についても、広域観光という観点から後志各町村との連携が必要であると考えます。後志の雄大な自然は、映画やドラマのロケ地として魅力的な資源であり、小樽市が設立する組織が中心となって、映像制作者のニーズにスムーズにこたえるシステムづくりをすることが必要であると考えますが、フィルムコミッションの今後の展開についての市長のお考えをお聞かせください。

次に、ごみの減量化と焼却場についてお伺いをいたします。

私たちは、現在、これまでのような使い捨ての社会に別れを告げ、資源やエネルギーを有効に使う循環型社会を実現するための具体的な方策を考え、行動していかなければならない時期に来ているものと考えます。循環型社会の形成に向けて、容器包装リサイクル法や建設リサイクル法が制定されたほか、平成13年5月には、食品廃棄物の発生抑制と減量化とともに、飼料や肥料などとしてリサイクルすることを目的とした食品リサイクル法が制定されております。

このようなあらゆるものについてリサイクルを考えなければならない時期に来ているわけではありますが、現在、市では、燃やすごみのうち、重量割合で全体の約30パーセントを占める生ごみの全量を一般廃棄物最終処分場で埋立処理をしております。生ごみについては、たい肥化することがごみ減量化のためにも有効な施策と考えますが、このことについての市長のお考えをお聞かせください。

次に、ごみの有料化についてであります。平成12年7月から実施された事業系一般廃棄物の有料化により、ごみの排出量が減少したという大きな効果があったと聞いております。これまでも、ごみの減量化につ

いては、市民に対するリサイクル意識の高揚など種々取り組まれてきたことは承知をしておりますが、これまで取り組んでこられた減量化施策を更に一歩進めて、家庭ごみの有料化についても検討すべき時期に来ているのではないかと考えられますが、このことについての市長のお考えをお聞かせください。

次に、財政がひっ迫している中で、新焼却場のために多額の負担をしていくことは大変なことと思われるが、市として、その財政対策をどのようにされようとしているのか、お考えをお聞かせください。

次に、埋蔵文化財の活用方法などについて、教育長にお伺いいたします。

平成15年度予算に、緊急雇用対策として埋蔵文化財出土遺物整理作業についての予算が計上されております。これまで、市内全域から発掘され保管されている出土遺物は100万点にも上ると聞いております。その整理には、かなりの時間と労力を要するのではないかと考えられます。

そこでまず、この埋蔵文化財出土遺物整理作業の内容と作業工程はどのようになっているのか、また、出土遺物の保管場所は現在どのようになっているのかについてもお聞かせください。

出土遺物でも、復元可能なものについては既に復元されて博物館に展示されていると聞いております。これら発掘された出土遺物を展示して市民の皆さんに見ていただくことは、先人の歴史と文化に触れるよい機会を与えるものと考えます。膨大な出土遺物の中にはもちろん貴重なものも多いものと思いますが、中にはそれほど価値のないものもあるのではないのでしょうか。歴史価値の高いものもそうでないものも、すべて復元し、保管するとなると、今後も発掘作業が続くわけでありますから、保管や整理するだけでも大変な事務量になると思われます。

これら膨大な量の出土遺物を復元し、展示するだけではなく、ほかに活用する方法は考えられないものではないでしょうか。例えば、それほど価値のないと思われる出土遺物については、小中学校の授業や生涯学習の場で、復元作業の体験をさせるための教材として活用することができないものかと考えますが、このことについて教育長のお考えをお聞かせください。

また、今後も発掘作業により出土遺物が増えていき、収蔵スペースの確保もこれまで以上に難しくなっていくことが予想されます。近い将来、小学校の適正配置について具体化されていくものと思われるが、適正配置により統廃合される小学校の活用方法の一つとして、埋蔵文化財の展示スペース、収蔵スペース、整理・作業スペースを1か所にまとめ、一元化して活用することが考えられないか、教育長の考えをお聞かせください。

最後に、市長の2期目に向けての抱負などについてお伺いします。

市長は、昨年11月に、2期目に向けて立起することを表明されました。東京都の石原知事は、「首長の仕事は最低2期務めなければじゅうぶんな成果が残せない。これは、ほとんどの人の共通した意見だ」と述べておられますが、私も全く同感であります。市長は、2期目の市政を推進するに当たり、どのようなまちづくりを目指しておられるのか。2期目の市政に取り組む基本的な姿勢について、市長の考えをお伺いいたします。

その他の項であります。本日、追加提案のありました議案第47号について質問をいたします。

民事再生計画案を提出した石狩開発株式会社に対する債権を放棄する内容であります。

石狩湾新港地域における開発の推進主体である石狩開発株式会社につきましては、昨年10月31日、民事再生手続により、その後、民事再生法の下で再建に向けた手続が行われる一方、当初1月27日だった再生計画案の提出期限を2か月延長するなど、必ずしも順調に推移しているとはいえない状況の中、去る2月18日、

札幌地裁に再生計画案が提出されました。今回提出された再生計画案を見ますと、多岐にわたる内容が示されておりますが、全体を見通した場合、市長はこれをどのように評価し、認識をされているのか、お聞かせください。

次に、本市にかかわる内容として、出資金 6,800万円の減資のほかには債権 2,570万円の免除などが求められており、現在の厳しい財政状況を考えると、市長としても苦渋の選択をしたものと理解をしておりますが、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

最後に、この再生計画案の受入れが、石狩湾新港地域の開発にとっても重要であり、石狩開発株式会社が真の意味で再生を果たすことができるよう私としても願っておりますし、市長としても関係者と一体となって努力されることを期待をいたしまして、質問を終わります。

再質問はいたしませんので、明解なるご答弁をご期待申し上げたいと存じます。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 見楚谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、4年間の感想についてであります。提案説明の際にも、総じて厳しい状況が続いたと申し上げましたが、本当にいろいろな出来事があったというのが実感であります。また、行政はいつときたりとも気の抜けないものであり、停滞してはいけないものとも感じております。

しかし、私は、この間に、他の都市に負けない小樽市の貴重な財産を再確認することができました。それは、運河論争を契機とした市民相互あるいは市民と行政との対話の歴史であり、その精神が今も市民の皆さんの中に脈々と受け継がれていることであります。イベント「雪あかりの路」に見られるように、市民の皆さんのまちづくりに対する意欲を強く感じた4年間であり、小樽の持つ貴重な財産に磨きをかけなければならないと感じた4年間でもあったと思います。

次に、平成15年度予算と14年度決算見込みについて、何点かご質問がございました。

まず、平成15年度予算編成の感想であります。健全化計画では平成15年度の収支不足を約45億円と見込んでおり、市税や地方交付税の減収の状況などから相当の経費削減を行わなければ予算編成ができないと考え、昨年2月に財政健全化緊急対策会議を設置し、全庁を挙げて事務事業の見直しに取り組みました。また、調整手当の削減や退職不補充などを打ち出し、人件費の削減にも努めたことにより、約16億円の削減効果を生み出すことができました。

その結果、当初予算での収支不足は12億円まで圧縮できましたが、財政調整基金はなく、減債基金も平成14年度の収支不足の補てんで底をつく見込みのため、やむをえず繰出金の減額や企業会計からの借入れを行うなど、今までにない大変厳しい編成であったと思っております。さらに、第2回定例会での補正予算などの財源を考えますと、いっそう厳しい財政運営を強いられることとなり、今後も相当の決意を持って全庁を挙げて行財政改革へ取り組む必要があると考えております。

次に、平成14年度の決算見込みであります。今回提案いたしました補正予算の結果、財政調整基金はなくなり、減債基金の残額は約3億6,700万円となります。今後につきましては、市税や使用料・手数料などの収納状況がどうなるか、また、不用額がどのくらい出るかにより決算数値が変わってきますが、かなり厳

しい予算措置をしておりますので不用額も多くは見込めない状況であります。結果として、歳入の減収分を減債基金の残額と不用額で埋め切れない場合は、赤字決算となる可能性も考えられます。

次に、企業会計からの借入れであります。補てん財源として使用できる財政調整基金や減債基金がないためのやむをえない措置で、水道事業会計と産業廃棄物等処分事業会計におきまして、当面、年度を越えた貸付けを行っても経営に支障のない額について借入れを行うものであります。借入金、各企業会計で将来必要となる留保資金ですので、各会計の経営に支障が生じないよう返済計画を立て、利息を付して返済していく予定であります。

次に、平成15年第2回定例会における補正予算についてであります。改選後の新体制において決定していくこととなるため、具体的な項目については申し上げられませんが、今回の当初予算につきましては、継続的な経費など、年度当初から予算づけをする必要のあるものについて計上いたしておりますので、当面の所要額しか計上していない除雪費はもちろんです。新規事業や各種補助金などの計上が考えられます。規模がどのくらいになるかは現時点ではわかりませんが、除雪費につきましては、例年のベースで考えますと9億円程度の補正が必要と考えます。また、そのほかの事業につきましては、財源のない中ですので、そう多くは見込めないと考えますが、除雪費との合計ではやはり総額では10億円を超える一般財源が必要になるのではと考えております。仮に、所要一般財源を11億円程度と仮定いたしますと、当初予算での収支不足は12億円ですので、全体では約23億円の収支不足ということになります。

次に、市民負担とサービス低下についてであります。従前から市民サービスの低下を招かないよう人件費や管理経費を中心に縮減してまいりましたが、市税収入の大幅な減少など財政状況が急激に悪化していく中では、今までどおり事業を実施していくことは不可能でありますので、事業の重要性や有効性の高い事業を実施するためには、全体的な調整の中で、事業の縮小や廃止も必要ですし、一定の受益者負担も求めていくことが必要となっています。

事業の見直しに際しましては、ふれあいバス事業や少子化対策、人口対策に係る助成事業などには一定の配慮をしたところでありますが、平成15年度から実施するものとしましては、はり・きゅう・マッサージ助成の縮小や各種補助金の原則20パーセント削減などがあります。また、受益者負担につきましては、各種検診の有料化を行う予定であります。

次に、今後の財政運営であります。改選後に決定して進めていくことになりますけれども、いずれにいたしましても、収支不足を埋めるための基金がないということは、不足額がそのまま赤字要素となってきますので、毎年度収支不足が生じれば累積し、その累積額が標準財政規模の20パーセントを超えればいわゆる再建団体にならざるをえなくなります。そうならないためには、歳入に見合った歳出という収支バランスのとれた財政構造を一日も早く築いていかなければならないと考えております。

そのためには、職員給与や管理経理費の更なる縮減はもちろんであります。組織や事務執行上のあらゆる無駄を省き、スリムで効率的な行財政のしくみを確立しなければなりません。また、実施事業につきましても、かなり思い切った重点化が必要となってきますし、相応の受益者負担もお願いしていかなくてはなりません。そのためには、市民の皆さんの協力をいただきながら、全庁を挙げて精力的に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、行政改革に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、組織・機構の見直しであります。これまでも新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、また、

業務の効率化を図るために、その時点で必要な組織・機構の見直しを行ってまいりました。

しかしながら、ここ数年の急速な財政状況の悪化や少子高齢化の進展など、自治体を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や、今後の新たな行政需要に対応するためには、市民と行政の協働の下に適切な役割分担に基づいた事務事業の抜本的な見直しが必要であります。同時に、市の組織・機構全体についても大規模な見直しを行い、スリムで効率的な組織・機構にする必要があると考えております。

この見直しに当たりましては、まず、簡素で効率的な行政運営が基本であります。市民サービスの向上を図るためには市民にわかりやすく迅速に対応できるものでなければならないと考えており、平成16年度の実施を目指し、部の再編を含めた具体的な検討を現在進めております。

次に、民間委託であります。さきに述べました組織・機構の見直しに併せて、業務委託及び施設の管理委託の拡大並びに嘱託職員化等についても検討させております。

民間委託の実施に当たっては、業務内容や施設の状況がそれぞれ異なりますので、委託経費や市民サービスなどの面も勘案して、嘱託職員化も含め、より効率的な手法を選択すべきものと考えておりますが、ごみ収集運搬業務委託や室内水泳プールをはじめとする社会体育施設の管理業務委託の拡大など、早期に実施を図るべく取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光行政について何点かお尋ねがありました。

まず、平成14年度上半期の小樽の観光動向であります。夏場の長期にわたる天候不順による全体的な出控えや海水浴客の大幅な減少など、道央圏を中心とした道内観光客については、天候に起因する減少傾向を示したものと思っております。一方、道外観光客については、航空運賃や旅行企画商品の低廉化や修学旅行企画の北海道志向などから、堅調に推移いたしました。また、外国人観光客についても、東アジア圏を中心に依然として小樽人気が続いていることや、日韓共催ワールドカップ札幌開催などの影響もあり、市内宿泊客数は大幅な伸びを示しております。これらのことから、小樽観光は、豊かな自然、歴史的なまち並み、多くの観光資源、伝統文化など、小樽が持つ独特の趣や魅力が旅行者ニーズと相まって、人気は継続しているものと受け止めております。

しかしながら、依然として日帰り通過型観光であり、経済波及という観点からも、宿泊滞在型観光への移行が重要な課題であると考えております。

次に、小樽観光のマンネリ化を打開する新たな施策と今後の展開であります。小樽の観光入込客の7割が道内観光客であり、その多くがリピーターであると思っております。

近年、観光客の旅行形態は個人化、グループ化が進んでおり、旅行者ニーズは多様化の一途をたどっております。その意味からも、観光客のニーズを的確にとらえ、新たな観光資源の発掘、新たな観光ルートの提案、魅力ある観光情報提供システムの構築、受入れ体制の整備などにより、多くの魅力にあふれる小樽観光を目指していかなければならないと考えております。

そのためにも、平成15年度には、小樽観光の中長期的な在り方を示す小樽市観光基本計画の策定に着手し、地域に活力を生み出す観光交流の拡大や長期的展望に立った観光施策の展開など、企業と行政が一体となって知恵を出し合い、協働で観光のまちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

次に、広域連携による観光戦略であります。小樽市は、後志管内20市町村の中で唯一の市として、また、後志の北の玄関口として、この間さまざまな役割を果たしてきました。

近年、観光による広域連携の重要性が高まる中、本市においても管内19町村の総合的観光案内をはじめ、

後志観光キャンペーンの実施などにより広域観光の推進に努めてきております。さらには、平成12年度に国土交通省のモデル指定を受け、2か年にわたり後志20市町村と取り組んでまいりました滞在型観光交流空間モデル事業においても基本構想が示され、管内が一体となった事業推進体制づくりを進めているところであります。本基本構想の中でも、農業体験や海洋観光といった地域資源を活用した体験型観光の推進に向け、地域が連携を深め、いっそうの普及を目指すこととしており、都市型観光地であります小樽にとりまして、こうした農村地域や漁村地域との交流を図るグリーンツーリズムなどとの連携は重要な観光施策であると考えており、新たな観光ルートの発掘という意味からも積極的に推進体制の確立を目指してまいりたいと考えております。

次に、フィルムコミッションの今後の展開であります。平成13年度に新たな観光施策として取り組んでまいりましたフィルムコミッションも、本年3月18日に小樽運河プラザにおいて設立総会を行い、小樽フィルムコミッションとして本格的に運営を開始することになりました。この間、設立準備を進める上で、行政機関や市内観光関係団体などにより設立検討会議を設置し、映像を通じた地域振興に向けた議論を重ねてまいりました。また、後志観光の指針ともいべき滞在型観光交流空間づくり基本構想の中にも、重点整備事業の一つとして、後志フィルムツーリズム推進事業が位置づけられており、フィルムコミッションによる地域づくりを目指していくことにしております。

今回、小樽フィルムコミッションの設立に併せ、制作しておりますロケ資源データベースの中でも、雄大な自然を誇る後志19町村のロケ地の紹介もしておりますし、新年度の取組においても後志各町村を視野に入れたフィルムコミッションフォーラムの開催も予定しております。

市といたしましては、後志広域観光の推進という観点に立って、さまざまな形で地域連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、ごみの減量化と焼却場について何点かお尋ねがありましたが、初めに生ごみのたい肥化处理についてであります。

たい肥化は、異物混入のない適正な排出を行う必要があることや、生ごみの成分によって農産物への影響があることへの対策、さらには、たい肥の安定供給先の確保などの見通しが必要であると考えております。

しかしながら、生ごみのたい肥化はごみ減量に効果がありますので、家庭でも行える段ボール箱による生ごみのたい肥化などの方法もありますので、モニター制度を活用して試行してみたいと思います。

次に、家庭系ごみの有料化についてであります。道内都市での有料化の導入は函館市を含め8市が実施済みであり、今年の10月には寿都町、黒松内町、島牧村から成る南部後志衛生施設組合が実施するなど、全国的にも自治体の取組が増加する傾向であります。また、本市が構成自治体となっている北しりべし廃棄物処理広域連合で策定された広域計画においても、ごみ減量化へ向けた取組として有料化の必要性もうたわれているところでございます。

このような背景を考えますと、市民に幅広くごみの排出抑制を促し、あわせて、リサイクル意識を高めるなどのごみ減量の施策の一つとして、家庭系ごみの有料化を検討する時期に来ているものと考えているところであります。

次に、焼却場のための負担についての財政対策であります。ごみの適正処理は、衛生的な市民生活の維持には不可欠かつ重要な事業でありますし、21世紀プランの実施計画にも広域事業として位置づけ、推進しているところであります。各自治体とも大変な財政状況でありますので、事業の推進に当たりましてはでき

る限り事業費の縮減を図りたいと考えておりますが、一方、必要な負担はしていかななくてはなりませんので、財政健全化計画にも位置づけ、全体の中で財源対策を行ってまいりたいと考えております。

次に、2期目の市政運営についての質問であります。2期目の市政推進に当たっての基本姿勢につきましては、一つは、本市財政の健全化に向けた取組とバランスある施策の推進、また、二つ目は、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの推進、さらには三つ目は、市民の皆さんの声を大切にした開かれた市政運営の三つを基本にした市政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、これからのまちづくりには、市民の皆さんと協働の心を保つことが重要であり、市民の皆さんや民間の方々の行動力、さらには、それを支える行政との一体感がこのまちの財産であると思いますので、これらの財産を生かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、追加提案いたしました議案第47号について、何点かご質問がありました。

今回の石狩開発株式会社の民事再生計画案につきましては、金融機関や北海道、本市に対して多額の債務免除を求め、また、現在の資本金についても全額減資を求めるなど、その内容は大変厳しいものがあり、事態を重く受け止めております。

最初に、再生計画案についてであります。経営圧迫の大きな要因である借入金の大幅な免除と金利負担の解消を実現するとともに、人員削減など経営資源の再構築や新たな経営方針の下に安定的な経営基盤を確立するため、策定されたものと認識しております。

次に、今回の再生計画案の内容につきましては、本市に対し、現在の出資金 6,800万円の減や負担金 2,570万円の全額免除など、極めて厳しい内容であると受け止めております。

石狩湾新港小樽地域では、既に67社の企業が立地、34社が操業、約 1,000人が就業しております。さらには、本市の工業地域の32パーセントを占める工業団地として、今後も地域経済の活性化、雇用対策に確実につながる地域であることから、当地域の開発を引き続き推進するため、この再生計画案の下、石狩開発株式会社がしっかりと再生されることが重要であると考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 見楚谷議員のご質問にお答えします。

まず、埋蔵文化財出土遺物整理作業の内容と工程についてですが、これまで、出土遺物の種類、出土年月日及び出土場所、保管場所などは台帳によって管理してきましたが、これらをデータベース化することにより出土遺物の検索を容易にしようとするものです。

工程としては、4月、5月は職員による準備作業を行い、6月から8月までの3か月間で業者がデータベース化の作業を行います。

次に、出土遺物保管場所については、博物館、量徳小学校、堺小学校、旧真栄消防出張所及び旧朝里出張所の5か所となっております。

次に、出土遺物の活用についてですが、小中学生を中心に出前講座や一般市民向けの文化財体験講座を実施し、出土した土器の復元作業や実際に出土した土器片を使っでの学習などを通して、埋蔵文化財への理解を深めていただいております。そのほかには、博物館や量徳整理事務所などでも展示を行っております。

今後とも、これら出土遺物の生涯学習の場や小中学校での授業についての活用も検討してまいりたいと考

えております。

最後に、収蔵スペースとして、将来、適正配置により廃止される小学校が出た場合についてのご提言ですが、現在5か所の保管場所は約10教室分の面積を要しており、今後、一元的に管理する上でも広大なスペースの確保が求められているところですが、ご提言については今後の課題といたしたいと考えております。

以上です。

○議長（松田日出男） 見楚谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時15分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番 高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

○26番（高階孝次議員） 日本共産党を代表し、質問をします。

私の最後の質問です。かみ合ったご答弁をお願いいたします。

最初は、市長の政治姿勢についてです。

昨年11月、山田市長は、市長選に再出馬されるに当たり、三つの基本姿勢を挙げられました。一つは財政健全化、二つは安心して暮らせるまちづくり、三つは開かれた行政でした。いずれももっともなことで、だれも異存はないでしょう。

しかし、毎回、同じことが繰り返されるからには、実際はそうっていない。そのことの証左ではないでしょうか。

財政の健全化の問題については、次の財政の項で質問します。ここでは、市の総合計画、「21世紀プラン」と「安心して暮らせるまちづくり」、「開かれた行政」の三点をお尋ねします。

まず、「21世紀プラン」です。

その目玉であり、頼みの綱であった築港再開発事業は、マイカルに始まって、OBC、ヒルトンが次々と倒産、屋台骨がすっかり崩れてしまいました。3年ごとの実施計画、ローリングでは、もはや対応できるものではありません。

ところが、まだ市長は事業はこれからだ、21世紀プランに従って市政を執行すると強気な姿勢です。失政の責任を取ろうともしません。これではますます深みにはまってしまい、取返しのつかないことになります。潔く計画を見直し、現実に見合った持続可能な計画に転換すべきと思うが、いかがですか。

次は、だれもが安心して暮らせるまちづくりの問題です。

狭義の防災とか治安などの意味ではないと思います。今、どこの自治体も財政難で、これを切り抜けるため自治体リストラに奔走し、暮らし、福祉、医療、教育が大きな犠牲になっております。

本市でも、福祉医療に所得制限の導入、住吉など3中学校の廃校、新年度に向け、はり・きゅう助成が半分にカット、さわやか運河健診などの有料化など、平成9年1定、「福祉は後退させじ」との決議はどこへやら、さらに、小泉政権は、健保本人3割負担、年金、雇用保険の改悪、そして増税など、4兆4,000億円の

給付減、負担を市民に押しつける。市民の暮らしは大ピンチであります。おまけに、アメリカによるイラク攻撃が秒読みの段階なのに、米第7艦隊旗艦ブルーリッジの入港、安心して暮らせという方が無理ではないでしょうか。市長が、安心して暮らせるまちづくりというのは、どういうことを言うのか、具体的に示してください。

三つ目は、開かれた行政についてです。

今は、民主主義の時代です。ファッショ、独断専行は許されません。

なるほど、市長は、市政執行に当たって、市長と語る会、市長への手紙、各種審議会など、市民の各界各層の意見を聞いています。

しかし、形だけではだめです。かえってそれが、隠れみのになってしまいます。

例えば直近の例で、12月議会で問題になった場外馬券場の問題です。市民に内緒で事を進め、直前まで知らされない。これは、とても開かれた行政と言えるものではありません。少なくとも情報の開示はもちろんのこと、アカウントビリティ、説明責任、住民参加は最低限必要なことです。市長が再出馬に向け、わざわざ挙げられる開かれた行政とは、どんな手だて、どんな中身なのか、具体的にお示しください。

この市長の基本姿勢は、耳当たりのいい単なるスローガンではなく、さきほどの見楚谷議員の質問にも繰り返されておりました事実上の公約と考えます。責任を持ってお答えください。

次は、財政問題についてお尋ねします。

新年度予算についてです。

みぞうの財政難で超緊縮予算であり、選挙前の骨格予算とはほど遠い、余裕のない事実上の通年予算になっています。

それだけに、市民には、国保料、介護保険料の引上げ、はり・きゅう助成の2分の1カット、さわやか運河健診等の有料化など、市民サービスの切捨て、市民に痛みを押しつけるものになっています。それでいて、石狩湾新港、マイカル道路、中央通など大型開発は手をつけず温存です。市長は、新年度予算のねらいや特徴をどうとらえておられるのか、まずお尋ねいたします。

次は、財政措置についてです。

財政規模を見ると、前年度当初比で一般会計 4.8パーセント、33億 4,000万円、全会計では2.9パーセント、45億 8,800万円を削減しています。年間9億とも10億ともかかる除雪費は、当初に計上せず先送り、下水道への繰出しを4億円も減らしています。それでも財源は不足し、前代未聞と思いますが、独立採算制に反して企業会計の水道から6億円、産廃から2億円、長期借入れなどでやっと帳じりを合わせています。いったい企業会計からの借入れは地方公営企業法上できるのか。独立採算制をとる企業会計では、剰余金があれば損失をそれで埋める。それでも残った場合には、将来に備えて積み立てるといのがお金の使い方として、これが原則であります。減価償却費など留保資金の活用についても基本は同じであります。それを飛び越えて他会計へ貸し付ける、その根拠は何なのか、示していただきたいと思います。決してまともな姿とは言えません。

次は、財政健全化の見通しについてです。

既に明らかにされているとおり、財政健全化計画では、向こう3年、150億円の収支不足を来すと見ています。新年度の歳入では、市債は前年度比7億円増の53億円、うち地方交付税削減の見返りとしての臨時財政対策債が12億円増えて27億円、一方、公債費は2億 6,200万円増えて79億 1,000万円、16年度には更に増

え、17年度にはピークを迎えるといえます。貯金は、財調基金はゼロ、減債基金をわずか3億6,700万円残すのみです。その上、国保の35億円、病院の44億円の隠れ借金は手つかずのままです。財政健全化計画は絵にかいたもちではないでしょうか。市の見通しについてお伺いいたします。

最後は、財政の再建についてです。

市は、自治体リストラの強行、人件費の削減、市民サービスの更なるカットでつじつまを合わせてきました。それで、財政の再建ができるとお考えなのでしょうか。

我が党は、一つには、国の借金を地方に押しつけることをやめさせること、補助金カットはストップ、地方交付税を削減せず、制度本来の財政所得機能を回復させること、地方分権に従って税源の地方移譲を要求すること。市においては、石狩湾新港の新規事業はストップすること、マイカル道路は暫定2車線というのではなくて、もう暫定をとってしまう。同じ公共事業でも、市長も認められているとおり、経済効果、雇用効果の大きい生活、福祉、環境型に変える。校舎の改築とか、あるいは校舎の耐震化、特養ホームなど、地元で仕事と雇用を増やすものに切り替えることです。

あわせて、あれもこれもの総花式は許されません。よく市長も言われるとおり、事業の厳選、取捨選択、優先順位、当然のことであります。ときには、ものによって凍結や中止も必要なことが起こるのではないのでしょうか。暮らし、福祉、医療、教育の充実で、市民の個人消費を温めてこそ、景気の回復、市財政の再建につながるのではないかと。財政健全化は、成算あつてのことだと思います。わかりやすくお答えを願います。

次は、雇用・中小企業対策についてお尋ねします。

小泉政権は、「構造改革なくして景気回復なし」を繰り返してもう2年近くになります。不況はいつこうに回復しません。完全失業率は5.5パーセント、360万人といわれています。北海道は5.7パーセント、16万人です。ハローワーク小樽によると、小樽の有効求人倍率は0.36、特に高校新卒者の就職状況を見ると、1月末現在、男174人、女87人、計261人、内定率は55.9パーセント、全道の56.3パーセントに比べても下回っています。

市の緊急雇用対策は、国から交付される8,800万円を活用するもののみで、市独自の施策は見られません。昨年、市は、高校生11人を臨時採用して喜ばれました。若者の将来を狂わせるようなことのないよう昨年同様に高校新卒者の臨時雇用をすべきと思いますが、いかがですか。

市が雇用できないのであれば、苫小牧市や名寄市や室蘭市など他都市に見られるように、高校生を雇用した企業に対して、雇用の助成金あるいは奨励金というふうに言っているところもありますが、出してはいかがでしょうか、お伺いします。

雇用政策と併せて重要なのは、小樽経済を担う中小企業対策です。小樽商工信組が倒産したように、国の不良債権の早期処理の影響を受けて、地域金融機関が心ならずも貸渋り、貸しはがし。それどころか、金融機関そのものが倒れてしまうということがあちこちで起こっております。

我が党は、このほど、地域金融活性化を図るための提案をしました。地域で活動する金融機関が預金を安定的に確保し、預金者の保護を図りながら、本来の業務である中小企業への融資を積極的に進めるよう、国会では地域金融活性化法案というのを提案しました。俗に貸渋り・貸しはがし防止法といわれております。北海道でも条例化を目指しています。我が党の提案については、既にお渡ししておりますので、市長のお考えをお伺いいたします。

次は、融資制度の改善についてであります。

商工信組倒産後、中小企業救済のため、市は緊急経営安定資金を創設、現在は経営支援特別資金として制度化されて、大変好評であります。

我が党は、さらに、緊急貸付金1口50万円を直貸しすることを予算請求で求めています。ぜひ実現していただきたいものと思います。いかがですか。

次は、小規模修繕業者の登録制度についてです。

福島市は、小規模修繕契約希望者登録制度とっております。保育所や学校や公民館など、50万円未満の小規模修繕工事を対象とした業者を登録させて仕事を発注するというものです。地域の雇用の創設、地域経済の活性化につながるということで、大変好評のようであります。

小樽においても、この種の中小企業対策を考えてみてはどうか、お伺いいたします。

この項の最後の質問は、観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」についてです。

朝里温泉地区の産業振興を図るといいます、国の産業クラスターの一環としての事業です。全国的には、はやりのIT、バイオに飛びついて、それで終わりというのが多いようであります。本当のねらいは、地域産業の振興、地域経済の活性化を図るというふうにいわれています。2年目を迎えた小樽ゆらぎの里は、朝里川温泉地区にとどまらず、また、狭い観光の枠にとどまらず、地域経済の振興に向けてどうこれから進めていくのか、その点をお尋ねします。

次は、今はやりの構造改革特区についてお尋ねします。

本市は、国際観光交流特区、新エネルギー開発特区、築港エネルギー供給特区の三つを国に申請しています。

「特区」は、農業、医療、福祉、教育、労働、都市再生など、あらゆる分野に及んでおります。そのねらいは、規制を緩和して低迷している日本経済の再生を図ろうというものです。小泉首相は、「申請の上でやってきたものはすべて認めよ」と、大変な意気込みです。

そこで、お尋ねします。

本市のかかわる三つの「特区」の目的は何か、今後の見通しをどう見ているのか、まず伺います。

国際観光交流特区は、既存の港湾計画との関係はどうなるのか。小樽港は、将来にわたって日本海における物流拠点港が位置づけられているのに、なしくずし的に観光・レジャー港化が進むことになるのではないかと、そんな心配があります。この点はいかがですか。

次は、石狩湾新港地域における新エネルギー開発特区です。

将来の燃料電池自動車の水素ガスや天然ガスなどの新エネルギーの開発ということを目的としているようであります。

石狩開発の破たんに見られるように、新港地域の開発は、これからもめどが立たないのではないか、懸念されます。既に、北電の石炭、王子製紙のチップのためのマイナス14メートルバース、さらに第3工区の埋立造成が計画され、分譲が計画的に進まなければ管理組合負担金は今の2倍にも更に増えると言われております。

以上、新エネルギー開発となれば、その財政負担は、いったいどういうことになるのか、その辺をお伺いいたします。

三つ目の築港エネルギー供給特区であります。

マイカルの破たんに続いて、OBC、ヒルトンの破たん。エネルギー供給会社も破たんは時間の問題とう

わさされています。そうなのは大変と、この会社の救済のための特区の申請ではないのか。

いずれにしても、「特区」というのは、供給サイドから規制を緩和して経済の再生を図ろうとするもので、需要がこんなに冷え込んでいるこの不況の時期に果たして効果があるのか、甚だ疑問と言わなくてはなりません。

以上が、特区の質問です。

次は、国民健康保険についてお尋ねします。

小泉政権は、4月から健保本人負担3割を実施する、既に国保は3割でやっているから、それに倣うといえます。

しかし、その国保制度そのものが、健康保険制度の体をなさないほど危機的な状況にあります。

本市の国保財政は、平成14年度は5億7,000万円の収支不足でスタート、途中、診療報酬の改定、老人抛し金の見直しの中で、不足額は1億8,200万円に縮小されました。15年度は、公的年金等特別控除、給与所得特別控除の廃止などで保険料が増え、収支不足額は8億円、前年度比では3億円の縮小です。そのうち5億円は一般会計から繰入れ、なお不足額3億円。

なるほど、財政的には改善されているようですけれども、高い保険料の実態というのは変わりありません。当初予算が赤字を見込むことは本来ありえないこと。加えて、累積赤字35億円は手をつけられずに、またこれを転がしていく。健全な姿とは言えません。

こういう実態ですから、保険料が払えない、保険証はもらえない、病気になっても病院にも行けない、最後は命を落としてしまう。全国的にこういう事件が起きております。健康保険制度として、これでは失格といわなければなりません。

そこで、お尋ねします。

本市では、滞納世帯は何世帯か。その理由は何か。資格証明書、短期被保険者証の交付状況はどうなっているのか。

国保法は、一律機械的対応を戒めています。「特別の事情」として五つの事例を挙げています。このほかに、我が党の小池晃参議院議員は、参議院での質問に、国は法律にのっとり地方自治体の判断に任せると答弁しています。本市は、特別な事情としてどういう判断をしているのか。特に、不況による倒産、失業などはじゅうぶん考慮に値すると思うが、いかがですか。

次は、低所得者を圧迫しない、重い負担にならないよう保険料を決める問題であります。

国保は、もともと低所得者が多い保険ですから、手厚い支援が必要であります。

ところが、国は、賦課割合、応能割・応益割の平準化を目指すやり方で、所得に関係のない応益割、均等割、平等割ですけれども、法定減免はあるといっても、低所得者を圧迫することになっております。15年度予算を見ても、制度改正によっていやおうなしに低所得者の負担は増えます。併せて実施される賦課限度額の引上げによって若干は軽減されておりますが、賦課割合の枠の中では限界があるといわなければなりません。

こうした矛盾を根本から解決するためには、国庫負担を元の45パーセントに戻すこと。あわせて、北海道による国保への支出金を増やすこと。市においても、一般会計からの繰入れを増やすことではないか。お答えください。

さらに、次善の策としては、国保条例の減免規定の見直し、重度、母子、乳幼児にかかわる福祉医療助成

の拡大、老人医療助成の拡大など、市独自の施策の充実を図ることだと思います。この点はいかがですか、お答えください。

命を守る国保制度が、いざというときに役に立たないようにでは意味がありません、改善を強く要望します。

次は、教育問題についてお尋ねします。

最初は、学校統廃合についてです。

市教委は、住吉など3中学校を廃校にし、今度は小学校の番だといいます。生徒減で学校、教育が成り立たない、教育水準、教育条件向上のために必要なのだといいます。

それでは、いったいどんな教育効果があったのか、その検証は当然必要だと思います。市教委は、2回の調査で、おおむね良好、効果があったと判断して、検証はこれで終わりにしたい、こういいます。また、教育長は、この問題は、まだ緒についたばかりで長期にわたって見ていかなければならないともいうわけです。

学校統廃合にかかわった現3年生は、新学習指導要領、学校週完全5日制の影響も併せて受けているわけです。仮に、学力低下、こういうことが見られたとしたら、何のため、何が影響してそうになったのか、これを見分けることは難しいと思いますが、そういうことも時間をかけてじっくり分析してみる必要があると思います。検証はこれで終わりというのは、極めて拙速ではないでしょうか、お答えください。

市長は、去る21日の学校特別委員会で、「小学校の統廃合は小樽の発展に役立つ」と答弁されました。既に中学校3校が廃校になりました。その効果としてどれだけ小樽の発展に役立ったのか、全く今の時点ではどうなっているのかわかりません。小学校は、昭和52年に比べれば9,000人減っている、今度は小学校の番だ、無駄なお金をかけたくない、こういうことでしょうか。

あわせて、教育の市場化、自由化の動きからは、競争に打ち勝つには少数のできる子、エリートを相手にすればいい。現に進められている新学習指導要領の下で、特別教育活動や部活動などが思うようにできなくなってきました。

しかし一方では、生徒が減っていても、一律、機械的に対応せず、基礎的学習を保障する複式学級の実施なんかもあるわけであります。小学校の統廃合は、人口の減ることを当然視し、小樽の発展の芽を摘むことにもなります。いかがですか、

少人数学級は、いまや時代のすう勢です。最後まで、これは追求すべきだと思います。お答えください。

次は、双葉中学についてお尋ねします。

16年度から、双葉中・高一貫校が認可されました。こうなると、中学校の生徒減に更に拍車がかかる。更なる統廃合が進むのではないのでしょうか。あわせて、エリート校化も激化するのではないか。高校の間口問題では、よく公私の話し合いが行われました。私立との話し合いを行う場も設ける必要があるのではないかと思います。いかがですか。

次は、新学習指導要領、学校週完全5日制の検証の問題です。

既にいろいろな教育団体や教職員組合などがアンケート調査を実施しています。学力、学習意欲、総合学習、ゆとり、教育の荒廃、不登校とかいじめとか校内暴力とか、あるいは土曜日の過ごし方などについて、どのように市教委は押さえておられるのか、どういう点が問題なのか、問題があるとすれば、それにどう対処していくのか、伺います。

この項の最後は、教育基本法改正の問題についてです。

中央教育審議会は、昨年11月に中間報告を発表しました。その後、各地での公聴会を経て、近く最終答申

を行います。これを受けて、政府は今の国会で法改正を行おうとしております。昨今の新保守主義、新自由主義の波が教育にも及んで、偏狭なナショナリズム、教育の自由化、商品化の横行を嘆かざるにはおられません。

以上の立場から、以下、質問します。

第1は、教育基本法と教育荒廃の問題です。

学力の低下、不登校、いじめ、少年の犯罪など、子どもをめぐるさまざまな問題が起こっております。これに対し、教育基本法は手ぬるい、無力だと。道德教育、国や社会など「公」を重視する教育が必要だと改正論者は息巻きます。

しかし、今日の教育の荒廃は、崇高な教育理念を掲げた教育基本法のせいではなくて、教育基本法を骨抜きにしてきた結果ではないのか。

次は、改正と憲法との関係です。

教育基本法は、教育の憲法といわれるように憲法と一体のものです。平和な国家及び社会の形成者を育てることを目的として制定されました。これを、新しい時代を切り抜けていくたくましい日本人の育成する観点から、ふじゅうぶんだと、見直すのだと。日本人の伝統文化の尊重、郷土、国を愛する心、「公」に主体的に参加する態度を養う、日の丸・君が代の強要、強制と相まって戦前の教育基本法への逆戻りといわざるをえません。憲法改正をねらう憲法調査会と軌を一にするものです。

以上のような改正の動きは、憲法と相入れないと思うが、いかがですか。

次は、日本が批准している「子どもの権利条約」との関係です。

条約の第2条には、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわるすべての差別を禁止すると、子どもの権利条約ではうたっております。

しかし、中間報告は、日本社会に現在多くの非日本人が暮らしている、子どもを産み育てている、こういう認識がなく、一方的にたくましい日本人、世界を舞台に活躍する教養ある日本人、世界に生きる日本人としてのアイデンティティを強調、せいぜい競争に勝ち抜き、他人や他民族を押しつけて出し抜くという自民族意識、そこには、その才能が最大限に伸ばされるよう社会全体がはぐくむという視点がなく、大変貧しい、恐ろしい考え方ではないかと思いますが、いかがですか。

次は、エリート教育の問題です。

改正論者は、これまでの教育は専ら結果の平等を重視してきた、これが画一的な教育につながった、すべての子どもに基礎的学力を保障する努力はやめ、できない子どもはほどほどに、できる子の教育を手厚く進める、こうしております。

しかし、今のような時代だからこそ、公教育は、子どもの格差を助長することではなくて、すべての子どもの個性を伸ばし、主権者としての力を保障することが必要だと思います。個性の名の下に弱肉強食の競争を教育に持ち込むことは、子どもの人間形成をゆがめ、教育をいっそう荒廃させるものではないかと思えます。いかがですか。

日本共産党は、教育基本法改正問題は、狭い意味での教育問題ではなくて、日本の平和と民主主義、21世紀の日本社会の在り方にかかわる問題として重視する立場であることを申し添えておきます。

最後に、その他の項目で、ただいま提案されました石狩開発関連でお尋ねします。

石狩開発は、長引く不況の中であえなく倒産しました。このほど再生計画案がまとまり、債権者会議を迎

えるといえます。その結果、市の出資金 6,800万円は減資により戻らず、簡易水道関係分 2,570万円は、小樽市が債権放棄するというものです。

問題は、分譲が順調に進めば、これが大前提になっております。分譲が順調に進む、企業が立地すれば、こういうことが大前提になっているわけです。厳しい現実を無視した机上プランで事を進めることに問題があります。再生計画としてうまくいく見通しがあるのか、極めて疑問です。石狩湾新港地域開発、そのものの中止をすることも含めて見直す必要があるのではないかと思います。

次は、簡易水道の関係です。

小樽市域に立地、操業している中小企業にかかわるものです。地場産業の振興の観点から、知らないというわけにはいきません。そのことを重々承知しつつも、この開発はもともと道が主導の開発でありますから、道の責任でこの問題を解決すべきだと思います。今後のことについて伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 高階議員のご質問にお答えいたします。

初めに、政治姿勢について、何点かご質問がありました。

まず、21世紀プランの見直しについてであります。21世紀プランは、平成9年度に基本構想が議決され、基本計画の期間を平成19年度までと定め、諸施策の積極的な推進に努めたところであります。

しかし、計画当初に比べ、本市を取り巻く環境は、人口の減少、少子高齢化の進行、さらには財政状況の悪化など予想以上の変化を示していることから、21世紀プラン全体の中間点検が必要なものと判断し、現在、基本計画にあります36施策を対象として中間点検を実施しております。

なお、中間点検の結果を踏まえ、平成16年度からとなっている第3次実施計画に反映させたいと考えており、現実合った柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、安心して暮らせるまちづくりについてであります。私は安全、安心な「まち」のイメージは、市民一人一人がそれぞれ違うものと思っております。災害や防犯対策の必要性を思う人、環境破壊が気になる人、食の安全を問う人、また、お年寄りや子ども、さらには女性の立場によってもそれぞれ「まち」に対する思いは違ってくものと考えます。さまざまな分野で日本の安全神話が崩れを見せている今、もう一度、我がまちを見つめなおすことの必要性和、だれしもが安心して心豊かなまちと思えるような、そんなまちづくりを進めたいとの思いから、私の基本姿勢にしたものであります。

次に、開かれた市政運営についてであります。厳しい社会経済状況の下で地域や市民の皆さんのニーズは多様化してきています。多様化するニーズにこたえるには、多くの市民の皆さんの声を大切にしている的確な情報公開の下で良好なパートナーシップを確立することが必要なものと考えています。また、「市長と語る会」、「市長への手紙」、「まち育て出前講座」など市民の声を大切にする事業については、今後もレベルアップを図りながら継続していきたいものと考えており、市民の皆さんからいただくご意見、ご要望などは、これまでどおりすべてに目を通し、実施できるものは速やかに対応し、実施困難なものはその理由を付して説明してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算のねらいと特徴であります。こういった事業を実施するにも、まず財政基盤の確立が不可欠であります。市税など、歳入が大きく減少し、基金も底をつくという危機的な状況下にありますので、収支不足を可能な限り圧縮し、歳入と歳出のバランスをとることを主眼に編成に当たりました。そのために、調整手当の削減や原則退職者不補充を断行するなど人件費の削減に努め、また、財政健全化緊急対策会議を設置して、全庁を挙げて事務事業の見直しに取り組み、重要性、緊急性を考慮し、事業を厳選し、予算編成を行ったところであります。

今回の当初予算の特徴といたしましては、財政健全化のための緊縮予算といえますし、また、健全化への取組で約16億円の財政効果を上げることができましたが、市税をはじめとする歳入の減少や、公債費、扶助費などの増加が健全化の財政効果を上回ったため、収支不足を企業会計からの借入れや繰出金の減額で補うという、前例にない措置をとらざるをえなかったことも特徴的なことであります。

次に、企業会計からの借入れであります。平成15年度予算の編成に当たしましては、収支不足の補てん財源として使用できる財政調整基金や減債基金がないため、やむをえず水道事業と産業廃棄物等処分事業の両会計から合わせて8億円の借入れを行ったもので、緊急的な措置であります。今回の措置は、それぞれの企業会計の経営に支障が生じない範囲内での一般会計に対する貸付けであり、一般会計からは利息を付して両会計に計画的に返済するため、企業会計の独立採算性は保たれるのであります。

また、根拠といたしましては、地方公営企業法施行規則に定める資産勘定科目の「貸付金」を適用させて行うものであります。

次に、財政健全化計画の見通しであります。現計画は、本市の財政状況の分析を行い、今後の収支見通しを立て、健全化のため取り組むべき具体的な方策を整理したもので、平成14年度におきましても、平成15年度当初でできるものから取組を進めてきたところであります。今後も、基本的な方向としましてはこの計画に基づいて進めなければならないと思いますが、財政状況の悪化が急激なことから、取組の更なる強化が必要と考えております。また、計画の中では、実質単年度収支の均衡や経常収支比率の改善について目標値を定めておりますが、市税や地方交付税が見込みを大きく下回るなど大変厳しい状況にありますが、達成に向けて更に努力してまいりたいと考えております。また、当初策定した時点から財政状況も大きく変わってきておりますので、平成14年度の決算見込みが明らかになる時点で、計画の全面的な見直しを行いたいと考えており、その中で、こういった取組を行い、その結果、財政状況はどう推移していくのかといった見通しも併せて示していく必要があると考えております。

次に、財政再建の方法と見通しについてであります。財政健全化の取組といたしましては、即効性を求めるものと、中長期的な効果を期待するものとがあると思いますが、財政の急速な悪化で基金も底をつく現状では、待ったなしの即効性のある取組がまず必要であると考えております。一般管理費や施設管理経費などは毎年削減してきており、今後、大きな削減効果は見込めないため、まずは組織・機構などを抜本的に見直し、人件費の削減を図ることが必要です。事務事業につきましても、目的を達成したものや事業効果の薄いもの、受益者がごく限られているものなどを廃止あるいは休止、整理していくことを基本とした見直しを行う必要があります。また、起債事業につきましても、将来の負担になることをじゅうぶん考慮し、市民ニーズを的確に把握し、当分の間は、必要最小限にとどめる必要があります。そうすることにより、かなりの財政効果が見込めますし、組織、事業をスリム化することにより、財政状況の変動にも強い行財政のしくみが構築できるものと考えております。

今後も多額の収支不足が見込まれており、一気に解消することは困難な状況ですが、例えば、今回の財政健全化の取組の効果は人件費を含め約16億円ですが、その効果は、今年度にも及んでまいります。そういった効果を、毎年度、積み上げることで、財政健全化の見通しが立ってくるものと考えておりますので、今後、いっそう、全庁一丸となって取り組んでいく必要があると考えております。

次に、雇用・中小企業対策についてお尋ねがありました。

まず、高校新卒者の臨時雇用についてですが、高校卒業予定者の管内の就職内定率は、1月末で56.7パーセントと厳しい雇用情勢が続いておりますので、市としての緊急雇用対策の一環として、昨年同様、臨時職員としての採用を検討したいと考えております。

次に、雇用助成金であります。厳しい財政状況の下では、本市が独自の助成事業を行うことは難しいものと考えておりますが、北海道においては、新規高卒採用内定者に行う研修費費用に対し、1企業当たり10万円を限度に助成する「新規高卒者就職促進事業」を昨年12月から実施しておりますので、この制度が積極的に活用されるよう、北海道や商工会議所、中小企業家同友会などと連携をとりながら、市内企業への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域金融活性化条例大綱についてであります。地域経済の重要な担い手であります中小企業者に対し、事業活動に必要な資金が安定に供給されることは、地域経済発展のためには大変重要なことであると考えております。

市としましては、金融機関などと連絡を密にして、制度融資の積極的な活用を促進するとともに、企業訪問等をする中で、市として得られた貸渋り、貸しはがしに関する情報を北海道財務局小樽出張所へ情報提供するなど、連携して地域金融の円滑化に取り組んでおります。

なお、条例大綱につきましては、地域金融の活性化に関して同様の内容の法案が国会に提出され、さまざまな議論がなされていると聞いております。また、北海道においても条例大綱が示され、道議会において質疑がなされたことは承知しておりますので、それらの動向を注視していく必要があると思っております。

次に、「かけこみ緊急貸付金」であります。厳しい金融状況を勘案し、昨年4月から新たな経営支援特別資金を創設するなど、制度融資の見直しを行い、その活用を図っているところであります。昨年4月から本年1月末までの融資実績を見ますと、経営支援特別資金で44件、1億8,550万円、経営安定短期特別資金で18件、1億270万円となっており、多くの中小・零細企業の方々にご利用いただいているところであります。

今後とも、事業資金を必要とする企業に、現在の制度融資をご利用いただけるように、金融機関に対しては更に積極的に活用するよう協力要請をし、資金需要に対処することといたしておりますので、ご提言の制度融資の創設は難しいものと考えております。

次に、小規模修繕契約希望者登録制度であります。市が発注する小規模修繕を含む工事につきましては、公共工事という性格から、経営実績、安全成績、技術力、施工実績などを有している指名競争入札参加資格者名簿に登録された者に発注しているところであります。

福島市で行っております小規模修繕契約希望者登録制度につきましては、詳細を把握しておりませんが、建設業の許可、技術者資格、施工実績、経営状況など無審査での登録でありますので、公共工事が安全、確実に施工できるかどうかという問題も考えられますので、この制度の内容については、今後、研究してみたいと考えております。

次に、観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」であります。当研究会は、平成13年5月に、朝里川温

泉観光事業者と市内の企業経営者などにより、朝里川温泉地区における温泉や自然などの地場の資源や技術を生かし、魅力ある温泉地を目指すとともに、朝里川温泉地区の産業振興を図ることを目的に設立されました。これまで、小樽商大との連携による宿泊施設の「顧客満足度調査」や、小樽職人の会の協力による「制作体験実験」、市内企業との共同研究による「朝里川温泉ブランド品」の試作、市民向けセミナーの開催など多彩な事業を展開してきており、これらの研究を踏まえ、今年度中に朝里川温泉地域の観光振興に向けた施策などの提言がなされることとなっております。

「泊まる」だけでなく、地域の特色を生かした「食べる」「遊ぶ」などの付加価値が伴った魅力ある温泉地域づくりは、集客力の向上はもちろんのこと、既存の観光関連産業の活性化や新たな産業が創出され、これらの産業が連携することにより、競争力が養われ、雇用の創出にもつながり、さらには、さまざまな形で市内経済全般へ波及するものと考えております。

次に、「構造改革特区」でありますけれども、初めに、その目的についてであります。

「国際観光交流特区」につきましては、第3号ふ頭の港湾物流機能を確保しつつ、関税法等の規制緩和を行うことで、港湾関連企業の観光産業への参入や新たな事業展開等により、北海道の国際的な海の玄関口として創出することを目的とするものであります。

次に、「新エネルギー特区」につきましては、道央中核都市圏の最大の工業団地である石狩湾新港地域で、高圧ガス保安基準等の規制緩和により、新エネルギーの研究開発関連企業の進出や土地利用の促進につなげることを目的とするものであります。また、築港地区の「地域エネルギー特定供給特区」につきましては、電気事業法の特定供給における密接な関係の定義を廃止し、既に導入されている民間による最大規模の環境調和型エネルギーシステムの電熱供給エリアの拡大を通して、本市のエネルギー産業として発展させることを目的とするものであり、いずれも地域経済の活性化につながることを期待し、提案したものであります。

なお、今後の見通しにつきましては、それぞれ法律や省令の改正には至りませんでしたが、今般、示された「構造改革特別区域基本方針」によりますと、「港湾法」や「一般高圧ガス保安規則」、「電気事業法施行規則」の特例措置をクリアできる条件が整った段階で、特区としての正式な申請に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、「国際観光交流特区」と「港湾計画」の関係であります。平成9年改訂の港湾計画におきまして、小樽港は、道央圏の日本海側の物流拠点の基本とし、また、対岸諸国との交流、交易をはじめとした国際交流拠点としても位置づけしております。特に、第3号ふ頭につきましては、内外観光船の増加や国際交流の進展に対応するため、旅客船ふ頭機能の確保を図ることとしておりますので、「特区構想」と矛盾するものではないと考えております。

今後、まちづくりと一体化した港づくりの観点から、小樽ならではの特性を生かし、物流機能と親水機能の調和を目指した小樽港の発展に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、財政負担についてであります。本市の構造改革特区に関する取組の基本方針は、地域経済の活性化のため、規制改革を行うことによって民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することを前提に取り組んでおります。したがって、現段階では、石狩湾新港地域の「新エネルギー特区」を進めることにより、新たな財政負担を伴うという想定はしておりません。

次に、築港地区の「地域エネルギー特定供給特区」の目的につきましては、さきほどお答えしましたように、本地域では既に電熱エネルギー特定供給会社が事業を進めており、今後、供給範囲画拡大されることに

より、エネルギーの生産性の効率化や安定供給が図られるものと考えております。これらの結果として、供給会社の経営安定につながることを期待するとともに、本市における環境低負荷型のエネルギー産業として発展させていかなければならないものと考え、申請したものであります。

次に、本市国保における滞納世帯と滞納理由であります。滞納世帯は平成13年度末で3,560世帯となっており、滞納理由については、事業不振、失業、入院などのほか、納付に対する義務感が乏しいことなどがあります。

次に、資格証明書、短期被保険者証の交付状況であります。15年1月末現在で、資格証明書は338世帯に、短期被保険者証は1,139世帯に交付しております。

次に、資格証明書、短期被保険者証の交付時において考慮する「特別の事情」についてであります。小樽市では、法令に定める五つの事例のほか、地方税法や国税通則法を参酌し、きめ細かな定めをしており、お話のような倒産や失業などにより保険料の支払が困難な場合には認定の対象としております。

次に、国庫負担率を45パーセントに戻すことですが、初めに、国庫負担率の復元につきましては、昭和59年度に退職者医療保険制度が分離、創設された際に、一般国保に対する国庫負担率が費用額の45パーセントから38.5パーセントに縮減された経緯があります。仮に、国庫負担を戻すということは、単に負担率を元に戻すということではなく、同時に、退職被保険者に係る医療費等の負担を、元のとおり一般国保で抱えることになることが予測されます。この場合、平成15年度予算で見ると、その額は43億円を超える額となっております。もともと費用額に見合った保険料を賦課していない本市では、必ずしも収支の改善が図られ、低所得者の保険料負担の軽減につながるものとは考えておりません。

次に、国保への道支出金を増やすことですが、これまでも、全道市長会を通じ要望をしておりますが、今後も粘り強く要望を続けてまいります。

また、一般会計の繰入れを増やすことですが、繰入れは保険料の値上げができない場合のやむをえない措置であり、必ずしも国が認めているものではありません。ご存じのとおり、一般会計も危機的状況にあり、これ以上、繰入れを増やすことは難しいものと考えております。

次に、減免規定の見直しなど、市独自の施策の充実ですが、初めに、国保料減免の見直しにつきましては、もともと保険料は法定の軽減制度があり、所得などに応じて求められるしくみになっております。また、小樽市では、直近の生活状況を反映させる措置として独自の減免制度を設けておりますが、これまでも内容の改善を重ね、今日に至っております。また、その財源は一般会計の繰入れに頼っておりますが、現況では、その拡充は難しいものと考えております。

しかしながら、今日の社会情勢が大変厳しい状況にありますので、個々の生活実態に応じたきめ細かな納付相談に、いっそうの努力をしてまいりたいと考えております。

また、福祉医療助成事業の拡大ですが、現在、市の独自施策として母子家庭等医療助成制度においては、母親の通院費の助成をするとともに、乳幼児医療助成制度においては、昨年10月から対象年齢を1歳引き上げ、3歳児と4歳児の通院費の助成を行っているところであります。したがって、本市の厳しい財政状況を考えますと、今後とも、福祉医療助成事業を安定的に運営し、制度として存続を図っていくためには、これ以上の拡大は難しいものと考えております。

次に、少人数学級ですが、北海道におきましては、平成14年度から道教委が1学級当たりの児童数が35人を超える学級を有する学校の中からモデル校25校を選定し、少人数化に対応した指導方法の工夫、改

善の在り方などについての実践、研究を行い、その成果や課題などについて、2年間で検証を進めていくことにしております。

全国市長会としても、少人数教育の推進等のための教職員配置の充実について要請しているところであります。

次に、議案第47号についてお尋ねがありました。今回の石狩開発株式会社の民事再生計画案につきましては、金融機関や北海道、本市に対して多額の債務免除を求め、また、現在の資本金についても全額減資を求めているなど、その内容は大変厳しいものがあり、事態を重く受け止めております。

最初に、石狩開発株式会社の今後の見通しについてであります。再生計画案によりますと、今後の会社経営は、現在の年間約12億円にも上る金利負担が解消され、経営体質が強化されるものと考えております。これに加えて、人員削減などの更なるリストラや土地リースの積極的展開による固定収入の確保などにより、安定的な経営基盤の確立を図りながら、適切な分譲価格の設定や土地利用規制の緩和などによって用地分譲を促進し、しっかりとした再生への道筋をつけていくことを期待しております。

また、石狩湾新港地域につきましては、現在まで571社が操業し、約1万3,000人が就業しており、うち小樽市域では34社が操業、約1,000人が就業するなど、道央圏における流通・生産拠点として企業集積が図られており、再生後の石狩開発株式会社が長期的に安定して土地を保有することにより、今後とも産業拠点としての役割を高めていく必要があると考えております。

次に、簡易水道事業であります。この事業につきましては、平成元年の事業開始以降、小樽市と石狩開発株式会社が締結している費用負担等に関する協定書に基づき、経営収支の不足額を会社が負担することにより事業を進めてまいりました。

今回、石狩開発株式会社の破たんに伴い提出された再生計画案の内容を踏まえれば、協定に基づく今後の負担を会社に求めることが厳しい状況であることから判断し、市といたしましては、水道事業に関するこれらの負担については、本市と北海道が締結している覚書を踏まえ、今後、協議することを北海道に要請したところ、先般、誠意を持って協議を進める旨の回答を得たところであります。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 高階議員のご質問にお答えします。

まず、中学校の適正配置についてですが、活力ある教育活動の実現と教育条件の向上を図る観点から実施したもので、さきの学校適正配置等調査特別委員会でもお答えしたとおり、平成14年3月の第1回調査、平成14年10月の第2回調査の結果を見ると、学習活動はもとより、学校行事や部活動に活気が出て、新しい友達や教職員との交流も盛んになり、学校全体の活力が増すなど、一定の効果があったものと思われます。

今後、学校適正配置等調査特別委員会で報告した内容を、各中学校、単位PTA、町内会ほか教育関係団体にも説明したいと考えております。

4月からは、全学年が、新しい校区の下、新学期を迎えることとなりますので、学校の教育活動、生徒活動、新しいPTAの取組など、注目してまいりたいと考えております。

次に、双葉中学校設置についてですが、学校の設置計画は、昨年12月2日付けで北海道総務部長より了承通知がなされており、平成16年4月1日に(仮称)双葉中学校が開校されることとなります。概要は、1学

年定員80名、いわゆる併設型の中高一貫校と聞いております。

私立中学校の設置は、児童や保護者に進路を決定するに当たっての一つの選択肢を提供するものと理解しており、このことが中学校の新たな配置計画策定の要因や各学校間の差別、選別を激化させるものとは考えておりません。

また、公・私立間の話合いについてであります。今後、生徒指導や中体連、音楽発表会などの全市的な学校行事を含め、話合いの場を持つことが必要になると思われますので、公私の話合いの場の設定について検討してまいります。

次に、新学習指導要領の検証についてですが、4月から始まった完全学校週5日制の状況については、市内でもPTAをはじめ幾つかの団体がアンケート調査などをしており、子どもたちの様子や保護者の考え方などを把握する折の参考となっております。また、校長会や教頭会から、各学校の子どもたちや先生方の様子を伺っておりますが、1年経過後、小樽市教育研究会などの協力を得ながら、その状況の把握に努めたいと考えております。

なお、文部科学省が平成13年度に実施した小中学校の教育課程実施調査の結果が公表されており、その結果を参考に各学校の教育課程編成に向け支援してまいりたいと考えております。

次に、教育基本法と教育荒廃のかかわりについてですが、ご指摘のような子どもをめぐるさまざまな問題については、多くの社会的な要因が絡み合っているものと考えます。

教育基本法が公布されたのは昭和22年3月31日で、その日、即日施行され、今日まで56年の月日が経過しております。その間、6・3制の施行、義務教育費国庫負担法の公布、高校進学率、大学進学率の向上に伴い、多くの教育条件の充実が進められてきました。教育荒廃は、昭和50年代のいじめ、不登校問題を契機として論議され、近年、学力低下が焦点とされておりますが、これは、社会状況の変化に要因があり、直接、教育基本法にかかわる問題とは考えておりません。

教育基本法については、現在、中央教育審議会の基本問題部会で論議されており、平成15年2月17日、第26回目が開催されております。主要検討課題は、主なものとして、教育の基本理念、基本法前文などについて、宗教に関する教育についてなどとなっております。

次に、教育基本法の改正についてですが、平成14年11月14日、中教審の中間報告が出されましたが、引き続き、教育の基本理念、基本法の前文などについて論議されており、本報告までかなりの時間を要すること、さらに、その後国会での論議が行われることから、戦前の教育に戻るといった懸念はないものと考えており、私としては今後の論議経過に注目していきたいと考えております。

次に、「子どもの権利条約」との関係ですが、中央審議会の基本問題部会で日本人のアイデンティティーや国際性を培うことが論議されていることは、国際性に乏しく、発言も遠慮がちであり、何を考えているかわからないと言われている日本人に、積極性、アイデンティティーをはぐくむ必要の論議であり、大切なことと考えております。

子どもの権利条約は、子どもの意見表明権の尊重をうたっており、子ども自身のアイデンティティーの確保ということから関連しているものと考えます。

また、この議論が、直接、外国から来られている方を差別しようとするものとは考えておりませんし、中間報告の中でも「教育改革国民会議報告においても指摘されているように、国家至上主義的な考え方や全体主義的なものになってはならないことはいうまでもない」とされております。今後、本報告に向けてどのよ

うな論議経過が生まれるのか、注目してまいります。

最後に、エリート教育の助長についてですが、これまでも、全国的に一定の教育水準を確保する観点から、最低規準としての学習指導要領を示し、その内容をすべての子どもに指導しております。児童・生徒が基礎・基本を確実に身につけ、みずから考える力が育っていくことにより、他人への理解も深まり、自分自身で反省して社会生活、学校生活を送ることができると思います。

基本部会の論議で、個性の伸長を標ぼうしているのは、みずから個性を磨くことにより他を理解する力を育てることを願っており、人間形成に力点を置き、単なるエリート養成の勤めではないと考えております。

以上であります。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

○26番(高階孝次議員) 何点か、再質問します。

中身に入る前にちょっと市長にお尋ねするのですが、市長は、基本姿勢のことを3点ほど挙げられているのですけれども、これは耳当たりのいい単なるスローガンではないと思うのです。やはり、3点に絞ってお話しされるということは、事実上、公約に類する、こういうふうにも考えられるわけですが、それはどうなのですか。その点1点、まず、伺います。

それから、21世紀プランの見直しの問題ですが、このプランがつくられたとき、審議会のメンバーでもあったのですけれども、やはりマイカルが中心であったのです。数字の細かいことは上げませんけれども、肝心のマイカルがダウンしてしまったと。それだけではないですね。関連していろいろ変わってきているわけです。ですから、単に第3次の実施計画で見直せば事足りるというものでは、もうないのではないのかと。

人口一つとっても、16万を目指すというのですけれども、全然それに近づかないで15万を割っているのです。そういうことから、持続可能な計画に、もっと現実に見合った形で、もう古い21世紀プランはあきらめて、次の新しい市の総合計画なんていうようなものを考えるべきではないのか、こういうふうに思います。

それから、財政の問題で伺います。

企業会計から借り入れているわけですが、これも、大変ご都合主義だなというふうに思うのです。水道料金の値上げは、最近はないのですけれども、以前にあったときには、公共的な施設なので、ただ値上げすればいいというのではなくて、一般会計から繰り入れてできるだけ値上げを抑える、こういう論議を理事者としてきたのです。けれども、そのときには独立採算だということでなかなかそのことを聞いてもらえない。

ところが、どうでしょう。今度はその逆なのです。本来、企業会計は、水道でも何でもいいですが、水道の留保資金だということであれば、それはそれなりの本来の使い方があるのですよ。それを、多少お金が余っているからそっちへやる、あるいは一般会計に貸すなんていうのは、独立採算制の精神から言っても、どこかに書いてあるからいいのだというようなものではないと私は思うのです。

そこら辺は、こういうことは余りないと思いますけれども、本来の姿ではないなということを指摘しておきたいと思います。

それから、国保の問題については、非常にしくみがごちゃごちゃしていて大変なのですが、要するに、低所得者が多い、そして、そういう方々に対する法定減免などもあるのですが、なおかつ、そうした方々にしわ寄せが行ってしまうということの繰り返しなわけです。

例えば、これからの問題ですけれども、前期の高齢者が今度は国保へ入ってきますね。そうすると、また国保は大変な状況になってしまうわけです。そういうことを見通して、本来、国保の制度というのは、しょっちゅういいいい言っているのではなくて、どういうふうにするべきなのかということを考える必要があるのではないのかなと、こういうふうに思います。

それから、教育の問題で伺いますが、特に憲法との関係です。

私の昔の記憶でちょっとあれですけれども、旭川の学テの最高裁の判決というのがあるのですよ。これは生きていると思うのです、最高裁の判決ですからね。その判決を読みますと、もっともなことを書いてあります。教育基本法というのは、憲法に基づいて、憲法を精神を生かしてというふうになる書いてあって、これは読み上げませんけれども、そのことを受けまして、判決の中にこういう文章があるのです。

戦前の我が国の教育が、国家による強い支配の下で、形式的、画一的に流れたと。軍国主義的又は極端な国家主義的傾向を帯びる面があったことに対して反省するものでありと。そして、右の理念は、これを更に具体化した同法の各規定を解釈するに当たっても強く念頭に置かれるべきものであるということ。

これは、そういうふうに念頭に置かれるべきことは言うまでもないというふうに、判決では言い切っているのです。こういうような最高裁の判決があって、憲法の精神を生かしていくということであれば、これからどうなるかわかりませんが、現にこれは生きていると思うので、そういう点で、もう少しわかりやすく説明していただきたいというふうに思います。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 初めに、基本姿勢の問題でお話がありましたけれども、この基本的姿勢は、精神的なものを多分に含んでおりますので、これをもう一步進めたといいますが、もう一步進めた基本目標みたいなものは今後出していきたい、こう思っております。三つといいますが、あくまでも基本的な精神といいますが、姿勢を示したものでありますので、もうちょっと具体的なものはこれから示していきたいと思っております。

それから、21世紀プランの見直しでありますけれども、今、中間点検をしておりますので、中間点検の結果にもよりますけれども、再選後といいますが、新しい体制になった時点で、点検の結果を踏まえて、見直しをするかどうかの判断をしていきたい、こう思っております。

それから、企業会計からの借入れですけれども、これは、ご指摘のとおり、全く異例の措置でございますので、もしこれをやらなければ、やらなかったとしたら、大変な状況になっていたと思いますので、これはぜひご理解を願いたいと思います。

それから、国保のしくみでございますけれども、これは、今、医療保険制度が大変な状況でございますので、全国市長会としても、医療保険制度の一本化といいますが、これをぜひ進めてほしいということで国に要望しております。私どもとしては、こういったことが早期に実現されるように、これからも粘り強く交渉していきたい。国保制度自体がもう破たん状態といいますが、制度としてはもう破たんではないかというようなことを感じておりますので、これは市長会としても強力に国の方へ要望していきたい、こう思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） ご質問にお答えいたします。

学力テストの最高裁の判例ですけれども、私は、あれを読みまして、やはり戦前の教育に対する厳しい反省というか、そういうことを常に自覚しなければいけませんよという精神が流れているように感じます。

ですから、日本国憲法は、昭和21年11月3日に公布されました。そして、教育基本法は昭和22年3月31日に基本法、学校教育法と同時に即日施行されました。そして、帝国議会は、その日、解散しまして、新しい国会の選挙が行われるようになった、ちょうど節目の年であったように思います。

私は、教育基本法は非常に大切な法だと、そういうふうに考えておりますが、最近の動きで本当に気になることがあります。教育基本法の第6条の第1項前半のところでは、学校を設立するのは国と地方公共団体と学校法人であると。つまり、私学は学校法人だということなのですが、今度、教育特区の中で株式会社やNPOが設立することができると。これは、教育基本法に抵触しないのかなといったような考え方もございます。

そういう意味で、基本法をめぐる論議にはこれからもじゅうぶん注目し、そして、いわゆるいろいろな面で考えを深めていかなければいけない、そういうふうに考えております。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

○26番（高階孝次議員） さきほどの企業会計と一般会計との関係ですけれども、極めてたやすく言うのですが、もし行ったり来たりが自由にやれるというのであれば、企業会計なんていうのは要らないはずなのです。企業会計というからには、そういうことがきちんと守られるというのが大原則なのです。そのことは、とりあえずここから借りておくというような程度の問題ではないと。ですから、その辺をきちんと確認させてください。自由にできたら、何も企業会計設ける必要はないのですから。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 水道局長。

○水道局長（須貝芳雄） 今回の水道会計、それから産廃会計からの貸付けのことでご質問がありましたので、私から事務方としてご答弁させていただきます。

高階議員のご質問の中に剰余金の問題がありました。

企業会計で言う剰余金というのは、あくまでも収益的収支、つまり3条予算で利益が出た場合、これについて、この使途については、地方公営企業法の第32条だと思うのですけれども、剰余金という規定がございます。これは、剰余金が出た場合は、まず欠損金を埋めなさいと。これは、私どもは、平成10年度に20億の累積欠損がございました。現在、14年度決算見込みでは18億ですから、2億円の利益剰余金が出ましたので、まず欠損金に埋めています。ここは、ひとつご理解いただきたいと思います。

今回、貸付けをしたのは、あくまでも、私どもは運転資本と正確にはいいですけども、つまり利益剰余金ではなくて、資産勘定でいう流動資産に、私どもは、今、資金剰余がございますので金融機関に預金をしています。この預金を、言ってみれば一般会計の方に貸し付ける。つまり、資産勘定科目でいうと、さきほど市長からご答弁がありましたとおり、投資、貸付金というところで勘定するということになります。

これは、もう少しわかりやすいと思いますと、産廃会計では、これは私どもと違いまして利益剰余金なので

す。累積欠損金もないし、起債もございませんから、減債基金を積み立てなくてもいいと。つまり、利益積立金を法律で求めた一定ルールでやった後に、今回、この分を一般会計の方に貸し付けということで、同じ貸付けでも水道と産廃では原資が違うということをまずご理解いただきたいと思います。

それから、独立採算の法律の関係でございますけれども、これはあくまでも貸し借りでございまして、繰入れ、繰出しの問題ではございませんので、独立採算ということについては私ども保持しているというふうと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（松田日出男） 高階議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 4時 5分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、35番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 35番、佐野治男議員。

（35番 佐野治男議員登壇）（拍手）

○35番（佐野治男議員） 第1回定例会に当たり、公明党を代表して、質問をいたします。

早いもので、平成11年の選挙で市民の負託を受けてから4年の歳月が流れました。この間、本市を取り巻くさまざまな状況も大きく変化してまいりました。戦後一貫して続いた成長社会も、制度疲労が起き、長引く景気の低迷が国や地方自治体の行財政運営に深刻な影響を及ぼしている現状であります。これに加えて、本市においても、歯止めのかからない人口減少や少子高齢化の進行、地域経済の衰退による市財政の悪化など、どれ一つ見ても大変に厳しい市政運営を余儀なくされているのが現実であります。

こうした中、山田市長は、平成15年度予算案を提案いたしました。骨格予算とはいえ、大変に厳しい財政状況の中、正に知恵を絞り、骨を削る思いでの予算内容であり、本格予算と変わらないほどの内容ではないかと認識をしているところでございます。

以下、財政問題をはじめとして、何点かについてご質問をしたいと思います。

まず最初に、財政問題から伺います。

昨今の経済情勢を見てみますと、政府の月例報告では、昨年の一時期、底入れ感があつた景気動向も、下方修正され、昨年12月の完全失業率も5.5パーセントと、大変厳しい状況が続いております。そのことが、税の減収をもたらし、社会保障費の増高につながっております。

国の平成15年度予算案を見ましても、税収は大きく落ち込み、歳出を抑制しているにもかかわらず、社会保障費は増加となっており、収支不足については赤字国債を増発することとなっております。現在、国と地方の借入金の総額は約700兆円と膨大で、それが更に増加していくわけで、これは、国にとっても地方にとっても、今まで経験したことのない深刻な状況であり、緊急的な財政健全化の取組が必要となっていると認識しております。

国の構造改革は、平成14年6月に閣議決定されました。経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002に基づき、進められております。税源、地方交付税、国庫補助負担金の三位一体の見直しが行われております。全体像はまだ見えておりませんが、補助金負担の一般財源への振り替えなど一部見直しが進んでおり、今後、この動向いかんで地方財政への影響は甚大であります。

そういった中で、小樽市といたしましても、早期に経済変動や制度改革の荒波に耐え得る「スリムで強く、その中で質の高い行政サービスを提供できる体制」の確立をしていかなければ、正に赤字再建団体といった事態になりかねないと思いますので、そういう観点に立って何点が伺いたいと思います。

まず、平成14年度の補正予算についてであります。税収、地方交付税などの減収で約8億円の減となっております。市税については、景気低迷や納入義務者の減などの影響と思いますが、まず、その要因をお聞かせください。

また、市税以外の主な減収内容についても、お聞かせいただきたいと思います。

次に、不足財源を財政調整基金と減債基金で補てんし、その残額は、財政調整基金はなくなり、減債基金が約3億6,700万となっておりますが、今後の決算見込みはどうか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、平成15年度予算であります。骨格予算ではありますけれども、他都市と同様、税収が減少し、地方交付税は補てん措置される臨時財政対策債を合わせても横ばい、扶助費、公債費は増加という傾向は顕著に現れていると思います。税収、収支不足は8億円で、企業会計からの借入金で措置することとなっております。まず、この措置は以前になかった措置であります。その妥当性についてどうお考えでしょうか、また、償還方法なども含めてお答えをいただきたいと思います。

実施事業を見てみますと、新規事業は第2回定例会での予算措置となりますので、いわば継続事業を中心に組まれておりますけれども、補助金など、かなり見直しもされていると思います。ここでは個々の事業については触れませんが、市長は、記者会見でも述べられているように、基金も底をつき、財源もない中での編成ですので、財政健全化の観点から全体的な見直しがなされたと思いますが、こういった考え方で、こういった手順で行い、こういった効果が生まれたのかについてもお考えをお聞きしておきたいと思います。

また、2定補正を考慮しても、建設事業の縮小や、人件費や管理経費の削減で、財政規模はかなり縮小されると思いますが、結果として収支不足が生じ、基金ではなく企業会計からの借入れという措置をとらざるを得ないわけで、それでも今後は使えない手法と考えますので、今後の財政健全化はどういった形で進めていくべきなのか、その道筋についても何点が伺っておきたいと思います。

財政健全化計画では約45億円となっていた収支不足が、今回の当初予算で8億円の不足となっております。また、繰出金の減額分が4億円ありますので、それを考慮しますと12億円、さらに、第2回定例会で10億から11億の財源は多分必要と思いますので、合計すると23億円程度の不足になるという考え方になります。健全化計画の45億と比較すると約22億円ほど収支が改善した、このように考えていいのでしょうか。

また、そうであれば、その要因は何かとお尋ねをしておきたいと思います。

次に、財政健全化計画によりますと、平成16年度は約49億円、17年度は約54億円の収支不足となっておりますが、それぞれ今後こういった見通しになるのかを含めてお考えをお聞きしておきたいと思います。

次に、健全化の道筋についてであります。具体的な方策については改選後の新体制で決定していくとしても、新聞報道などで、市民の皆さんはもちろん、職員の皆さんも今後どうなっていくのかという不安を持たれていると思います。財政健全化には、さきほど申し上げたように状況の変化に耐え得るスリムで強固な行政の構築が必要と考えておりますが、それらも含めて、健全化に向けたいわば道筋を早い時点で示していくことが必要と考えますので、今後の財政健全化の基本的な考え方をお聞きして、次に移りたいと思います。

まちづくりについて伺います。

さきほど来、小樽市財政について、今後の見通しや基本的な健全化の進め方などを伺いました。質問しながら実感するのは、今、本市を取り巻く非常に厳しい財政問題も、日本経済がなかなか再生しない背景としての構造問題に起因した地方財政の悪化という根深い問題であるという認識であります。

私たちは、かつて、人口が増え、成長が続き、財政の自然増収が確保されていたよき時代を過ごしてきました。そして、行政は、市民の多様なニーズにじゅうぶんにこたえることができたときもありました。しかし、今はどうでしょう。長引く経済の停滞は、これまでのしくみやシステムにき裂を生み、人口減少、少子高齢化の進行など社会的課題も増幅し、巨額の財政赤字が発生したことから、行政の果たすべき役割に大きな制約が加わってきております。

私たちは、今、本当に厳しい、かつて経験したことのないマニュアルのない時代を迎えていると思っております。今、財政赤字に直面している多くの自治体は、事実上、政策の選択の余地の少ない厳しい局面に立たされております。財政破たんを避けながら、地域の活性化を図るためにはどうすればよいのか。どんなに苦しくても、多様化する行政需要にこたえ、地域を活性化させることは、地方行政にとって果たすべき重要な役割であります。正に、このまちのまちづくりの先頭に立つ市長の一挙手一投足に市民の期待の目が注がれているのであります。

そうした背景に立ち、まず最初に、これらのまちづくりに向けた市長の基本的な認識とスタンスについて、見解を求めておきたいと思います。

次に、本市の市政推進の方針である21世紀プランについてであります。

昨年12月、第4回定例会で、市長は計画策定から約5年を経過したことも踏まえ、計画の中間点検を実施する旨の発言がございました。

確かに、21世紀プラン計画策定時の平成8年から9年に比べますと、今、この小樽を取り巻くさまざまな背景は大きく変化しており、特に長引く景気の低迷がもたらした地域経済の後退は、企業倒産や雇用悪化などを招き、まちの活力が失われた印象は否めません。

そうした意味からも、計画全体を点検し、検証することは大切なことであると思います。しかし一方で、この計画の策定に当たっては、多くの市民の皆さんの声や要望が集約され、いわば市民総意でつくり上げたものであります。それらの声や思いもじゅうぶん勘案しながら点検を実施すべきと思います。したがって、中間点検の現状と、今後それをどう生かしていこうとしているのか、見解を求めておきたいと思います。

あわせて、この21世紀プランの第3次実施計画が本年策定される予定となっております。この計画を策定するに当たり、現在、既に推進されている財政健全化計画と行政改革との整合性をどう保っていくのか。私はこの3者は密接不可分の関係にあると認識しております。これらを推進する中で、いかに実効性のある結果を生み出していくのか、現段階における市長の基本的な考え方を示していただきたいと思います。

次に、これからのまちづくりのキーワードであります。

山田市長は、折に触れて発言する話の中に、21世紀のキーワードは地域である、そして、これまでの枠組みで事業や施策を進めるだけでは地域は活性できない、地方みずから個性を発揮し、公と民が知恵と戦略を持って新たなパートナーシップに基づき連帯をしていくことが大切であるとのお話を常にされます。

同感であります。私は、この小樽のまちを支える21世紀のキーワードは、そういった意味では観光がその一つだと思っております。総体的な地域経済の落込みの中で、小樽観光は、平成12年の経済波及効果調査によれば、年間消費額は1,351億円、また、この波及効果が3,046億円、さらに、雇用効果は1万7,695人、

この数字を見ただけでも、観光が本市の基幹的産業に成長してきたということが示されていると思います。なかなか底上げを図れない状況にある本市経済を、正に下支えしている存在であると言っても過言ではありません。

今日、多くの観光客がこのまちを、小樽を訪れ、運河周辺や堺町通のにぎわいをつくり出しております。このことは、多く小樽を訪れる方々が、このまちのどこかに魅力や安らぎを感じて、リピーターとして再訪していただいている結果であると思っております。地元にいる私たち市民一人一人が、地域に根差した観光立国を目指し、日常的にガイドや案内人としての役割を果たしていくことが、小樽観光を一回りも二回りも成長させていく基本だと、このように考えております。

新たな観光資源の発掘や、通過型から宿泊滞在型へ移行、またホスピタリティの向上など、小樽観光にはまだまだ多くの課題、問題があることも事実であります。それだけに、これから我がまち小樽を飛躍させる大きな可能性が秘められているものと思っています。これからのまちづくりのキーワードとして、市長はいかがお考えなのか、ご見解を求めておきたいと思います。

次に、福祉について何点が伺います。

初めに、障害者の介護保険とも言われている支援費制度について伺います。

平成12年6月に、社会福祉の増進のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立いたしました。この法律は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正が行われていない社会福祉事業法、社会福祉法人、又は措置制度などの社会福祉の共通基盤制度について、今後、増大又は多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、見直しが行われたものと認識をしております。

この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を選定しサービス内容を決定するいわゆる措置制度から、新たな利用のしくみである支援費制度に平成15年度から移行することになりました。

支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害者みずからがサービスを選択し、契約によりサービスを利用するしくみであり、事業者等は行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービスを提供する主体者として利用者の選択にじゅうぶんにこたえることができるようなサービスの質の向上を図ることが求められることになります。これにより、障害者個人としての尊厳を重視した福祉サービスの利用制度となることが期待されているところであります。

そこで、数点、支援費について伺っておきたいと思います。

まず、第1点目は、福祉サービスと言いましても多種多様なサービスがありますが、そのうちどのようなサービスが支援費制度に移行するのか、お答えをいただきたいと思います。

2点目として、支援費制度に移行する障害者福祉サービスと介護保険制度との適用関係がどうなるのかお答えをいただきたいと思います。

3点目として、支援費制度における在宅サービスを希望する対象者は市内で何人いるのか、現在の申請状況も含めて、できればサービスの種類ごとにお答えをいただきたいと思います。

4点目として、昨年から市民周知を図ってきていると聞いておりますが、これまでどのような方法で制度の周知を図ってきたのか、また、それがじゅうぶんなのかどうか、お考えをいただきたいと思います。

この質問の最後ですが、支援費制度の福祉サービスを提供するためには、知事が認定する指定事業所にな

らなければなりません。現時点では何件ぐらい指定申請があるのでしょうか。また、一部の福祉サービスにおいて、指定事業所がなくサービスを提供できないといった心配はないのかどうかを含めて、お聞かせいただきたいと思います。

次に、子育て支援について伺います。

子育ては、経済的負担に加え、精神的な不安も増大しており、育児ノイローゼや児童虐待の急増など、今日の子育てを取り巻く環境は大変厳しいものがあります。そうした、子育ての悩みの相談や適切な情報の提供、そして、子育て家庭の子どもを含めた親同士の交流の場が身近な地域にあり、気軽に相談、交流できることは、子育て家庭の親にとっても大変心強いものと思っております。その意味からも、地域における子育て支援センターや保育所の開放事業を積極的に展開していることは、いわゆる評価に値するものと思っておりますが、この事業の今後の拡大など、方向性についてどのように考えているのか、お聞かせください。

また、市民ニーズの高い産休明け保育や延長保育の今後の方向性についても、あわせてお考えを聞いておきたいと思えます。

次に、社会福祉協議会への貸付金についてであります。

平成12年度から介護保険のスタートに伴い、社会福祉協議会が指定事業所となり、それまで市が実施していたホームヘルプサービス事業を実施することになったという経過があります。

議会でも大きな議論になりましたが、市としては、当面、収支の状況が改善するまでの間、貸付金及び補助金が必要であるとの認識であったと思えます。しかし、15年度予算書を見ますと、1,500万の貸付金は計上されておりますが、補助金は計上されておられません。

そこで、お尋ねいたしますが、補助金は必要なくなったのか、今後の補正予算での計上になるのか、また、必要なくなったとすれば、その理由と、併せて貸付金の今後の見通しも含めてお聞かせください。

福祉関係の最後の質問ですが、全国的に少子高齢化が進む中で、小樽市は、全道10万人以上の都市の中で初めて高齢化率25パーセントを超え、超高齢化社会を迎えました。今後も、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期に向かうにつれて、さらに高齢化が進むことが当然予測されます。

一方、小樽市の財政状況は、長引く景気の低迷による市税収入の落込みや、地方交付税の減少による歳入減、また、生活保護や医療費などの扶助費の増加に伴う歳出増により、大きな財源不足が見込まれ、大変厳しい状況にあります。

このように、今まで経験したことのない社会経済情勢の中で、今後の福祉行政をどのように進めていくのか、市長の基本的な考え方を承っておきたいと思えます。

次に、港湾問題についてお尋ねをいたします。

長期にわたる厳しい経済状況が続く、北海道全体の港湾貨物が伸び悩んでいる中、各港間の競争も大変厳しさを増しているものとお聞きしております。

このような状況の下、昨年は、小樽港におきましても、経済活動のグローバル化の急速な進展や港湾関係業界を取り巻く規制緩和の流れなどを受け、近年にも増してさまざまな変化があった年であったと認識しております。中でも、小樽港にとりまして初めての外貿コンテナ航路となる中国との定期コンテナが9月に開設され、上海、大連、青島など中国の主要港との物流ルートができましたことは、今後、物流港湾としての小樽港に新たな展開が広がっていくものと大きな期待を寄せるものであります。

しかし一方では、新日本海フェリーの敦賀便が苫小牧へ移転することとなり、企業戦略上、やむをえない

こととはいえ、非常に残念なこともございました。港湾をめぐるさまざまな変化の波は、今後とも予断を許さないところであり、港湾の管理運営については何かと苦心をされているものと思います。

国の港湾政策につきましても、最近、我が国の港湾の国際競争力の強化という観点から、大都市圏の主要港の整備に力点が置かれ、地方港には大変厳しい状況になっているように感じられるわけですが、地方港には、地方港なりに地域の特性を生かした発展方法があるものと思っております。

小樽港におきましても、そのような観点から、既成観念にとらわれることなく、時代の流れを的確に見極めながら今後の港湾運営に当たっていただきたいと考えておりますが、当面、小樽港の基本的な発展の方向性についてどのように考えているのか、市長の見解を伺っておきたいと思っております。

次に、今後の小樽港の整備についてお尋ねをいたします。

現在、国や全国の地方自治体では、財政改革の一環として公共事業全般の改革が進められており、長期計画の在り方を含めた港湾行政の見直しが求められております。今後の港湾の整備に当たっては、投資の重点化や事業評価制度の充実を進めることはもちろんでありますし、既存ストックを最大限に利用するなど、港湾が本来有する能力を適切に発揮させていく必要があると思っております。

このような意味からも、小樽港の港湾施設として最も重要であり、北海道遺産にも選ばれた北防波堤については、建設から100年を経過し、その老朽化が懸念されているところでありますが、調査の状況や今後の改良の見通しについて考え方を聞いておきたいと思っております。

また、先月、雪あかりの路のイベントが小樽運河周辺を中心に行われました。運河周辺につきましては、年間を通して多くの観光客が訪れており、小樽の観光にとっても大変喜ばしい限りであります。一方で、完成当初の面影を残す北部運河へいま一つ観光客の足が向いていないように思います。したがって、市が平成14年度から北部運河において進めている海域環境創造事業による水質浄化には大いに期待をいたすところでありますが、現在までの進ちょく状況と今後の見通しについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、臨港地区の分区指定の見直しについてお尋ねをいたします。

私は、ちょうど1年前の平成14年第1回定例会でも、この件について伺いをいたしました。今日的な経済状況や港湾動向の変化の中で、分区条例の根幹を変えることなく、例えば地域の活性化に寄与する事業などについては弾力的な運用ができないものかという質問でありました。その際の答弁では、たしか関係部の間で協議を進め、また方針をまとめていきたいとのことであったと思いますが、その後の進ちょく状況はいかがでしょうか。

この間に、実際に、臨港地区内において、分区条例上は認められていないもの、また、ある種の事業展開をしたいというような相談はあったのでしょうか。

私といたしましては、どうしても純粋な港湾活動の発展がなかなか難しいといった大変厳しい状況の中では、ある程度の規制緩和は必要ではないかといっそう感ずるわけですが、この機会に、改めて、今後どのように対応されていこうとおられるのか、市長の見解を求めておきたいと思っております。

港湾問題の質問の最後に、石狩湾新港の港名変更及び通称名について伺っておきます。

新港の港名変更や通称名については、石狩湾新港議会でも議論があります。いわゆるポートセールスの観点に立つとき、「札幌港」とすることによって、より知名度が高まり、その結果として新港の発展にもつながるとの発想、見解であります。管理組合としても、通称名として「札幌港」とする方向で議論しているとい

う認識をしておりますが、管理者の一員としての小樽市の考え方はどうなのか、この際、市長の見解を求めておきたいと思います。

次に、消防行政についてお尋ねをいたします。

国内外に目を向けて見ますと、近年、火災をはじめ、台風など大規模な自然災害が多発しており、特に米国での同時多発テロや東京新宿歌舞伎町での多くの尊い人命が失われたことは、まだ記憶に新しいところがあります。市民の生命、身体、財産をこれらの事故や災害から守る消防業務の重要性は、ますます高まっているものと思います。したがって、消防行政について何点か伺っておきます。

まず初めに、昨年来、大きな問題として取り上げられております救急救命士の応急処置範囲の拡大についてお尋ねをしておきます。

救急業務、とりわけ救急救命士の問題につきましては、新聞報道等によりますと、一昨年10月に発覚した、秋田市などの救急救命士が医師のみに認められている気管挿管を行い、違法な医療行為を行ったとして、世論を巻き込んでさまざまな議論が交わされた、このように聞いております。こうした議論は、救急業務が市民生活にとって市民に欠くことのできない重要なものとして定着し、市民の期待と関心が更に高まっていることを物語り、実感させるものがあります。

小樽市の人口に占める65歳以上の割合は、高齢化率が25.04パーセントと伺っておりますが、高齢化による小樽市の救急車の出動件数はどうなっているのか、全国に比較してどういう状況にあるのか、まず伺っておきたいと思います。

高齢化社会が進む中で、本市のみならず、各自治体においても救命率を高めるために、救急救命士の養成が積極的に行われていると聞いております。平成3年に、救急救命士法が施行されて既に10年以上が経過しているものの、現在、救急救命士が行える救急応急処置というのが一定の条件の中でしか行うことができず、国においても、この応急処置を更に拡大し、救命率を高めることができるよう制度改正されると聞いております。これがどういう内容であるのか、また、今後、小樽市としてどう対応していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、火災出動のときの消防車のサイレンについてお尋ねをいたします。

小樽市では、昨年1年間、救急以外の火災や救助などの出動件数は約340件と伺っております。これらに出動する消防車などのサイレンの音は、すべて同じウーウーウーという音で走っているのを聞いております。最近の新聞報道によりますと、帯広市では、本年4月から消防車のサイレンの音を火災と火災以外の音に分ける、こう聞いております。小樽市においても、市民の方は消防車のサイレンを聞くと即火事だと思い、消防署へ場所などの問い合わせを行い、消防職員も対応に追われているということもあるのではないかと思います。また、地域の消防団も、火災と火災以外の判別ができず、苦慮されていると思いますので、これらについて見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、消防出初め式についてお尋ねをしておきます。

私は、新春恒例の消防出初め式には毎年出席し、郷土小樽を守る消防職員及び消防団員の心意気を寒い中で肌で感じている者の一人であります。今年も、1月12日に、佐々木団長以下、消防職員、消防団員が整然と観閲行進されるのを見て、本当に感激をした一人であります。

しかし、会場には市民の姿はほとんどありません。

そこで、提案申し上げたいと思いますが、一般市民の皆様が参加できる場所で、例えば屋外行事を都通り

などで、屋内行事はマリンセンターなどで消防出初め式をやったらいかがでしょうか。

そうすると、消防職員や消防団の方々の勇姿を、限られた人だけではなく、一般市民の皆さんにもご披露でき、火災予防の啓発にもなるでしょうし、また、一生懸命頑張っている消防団員の家族にも見ていただくことができ、団員の皆さんの大変大きな励みになるのではないかと。現在、体育館で行っている理由と、今後見直していく考えをお持ちなのかどうか見解を求めておきたいと思います。

ちょっと時間になりましたけれども、最後です。

この第1回定例会が終了しますと、いよいよ統一地方選挙が始まります。既に、昨年11月に、山田市長は、2期目に向けて立候補表明がなされております。

21世紀における私たちのまち小樽が、希望に満ち、活力にあふれ、前進することを願い、1、財政の健全化に向けた取組に全力を尽くすこと、2、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めること、3、市民の声を大切にする開かれた行政運営に努めること、以上の3点が、小樽市経済界、自民党、公明党、民主党、連合小樽、市民政策連合との間で交わされた基本合意であります。今回の市長選挙は、いわゆるオール市民的な支援体制であります。

山田市長は、今日に至るまで対立候補が決まらず、さぞかしもどかしい毎日であったと推察いたしておりますが、本日、中小企業診断士庄司俊雄氏が正式に市長選に出馬を表明したと伺っております。これで、相手が決まりました、ぜひ圧倒的市民の信任をいただき、2期目の市政運営を支えるよう私も一生懸命ご支援を申し上げる決意であります。改めて、市長の決意を伺っておきたいと思います。

最後です。

今期をもって勇退される議員の皆様には、今日までのご苦勞、ご活躍に心から敬意を申し上げたいと思います。同時に、今後も健康に留意され、ますますご健勝とご活躍をお祈りいたしまして、質問を終わります。

再質問はいたしません。市長の誠意あるご答弁をお願いいたします。

以上でございます。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 佐野議員のご質問にお答えいたします。

財政問題について、幾つかお尋ねがございました。

まず最初に、平成14年度補正予算における市税収入の減収要因であります。当初予算に比へまして、個人市民税で納税義務者数が均等割で700人、所得割で1,500人それぞれ減少し、また、課税所得の減少により約1億2,500万円、土地家屋の固定資産税及び都市計画税で収納率の低下などにより約5,500万円、償却資産で課税標準の低下などにより約6,100万円それぞれ減少となる見込みであります。

市税以外では、普通交付税で基準財政需要額の経常的経費におきまして単位費用の改正などにより約2億3,900万円、地方消費税交付金で消費低迷や算定期間の関係から一部翌年度に繰越されたことにより約1億9,000万円、利子割交付金で預金利子の減少により8,000万円それぞれ減少となる見込みであります。

次に、平成14年度の決算見込みであります。減債基金の残額が約3億6,700万円となり、今後新たに生じます収支不足額がそれを上回った場合には赤字決算を余儀なくされます。市税の収納率の低下や使用料・

手数料の減収など、歳入の落込みが心配されますし、不用額につきましてもかなり厳しい予算措置をしておりますので、そう多くは見込めませんので、赤字決算となる可能性も考えられます。

次に、企業会計からの借入れであります。一般会計から企業会計に対する繰入れや貸付けは通常行われておりますが、その逆は余り想定されておりません。しかし、財政調整基金や減債基金は底をつき、補てん財源にできない状況下では、企業会計の経営に支障のない範囲での運用はやむをえない措置と考えております。借り入れました資金は、いずれもそれぞれの会計において今後必要となる留保資金でありますので、その償還につきましては、各会計の経営に影響を及ぼさないよう計画的に利息を付して返済していくことになります。

次に、財政健全化の取組であります。まず見直しの考え方であります。

一つには、事務事業の見直しにより生み出すべき財政効果の目標額を設定すること。次に、やみくもに削減するというのではなく見直しの観点を示し、統一した考え方で行うこと。そして、聖域を設けず、すべての事業についてゼロから見直すことなどに留意し、進めてまいりました。

手順といたしましては、まず、方針を協議、決定していくため、部長職から成る財政健全化緊急対策会議を設置し、各部にはそれぞれ事務事業見直しの検討チームを設置し、見直し作業を進めました。次に、各部での検討内容についてヒアリングを実施し、その内容を緊急対策会議に諮り、全体的な見地からの検討も加えて方向性を決定し、予算編成作業を通して平成15年度予算に反映できるものは反映させたというところであります。その結果、人件費においては約9億円、事務事業見直しで約7億円、合わせまして約16億円の財政効果を生み出すことができました。

次に、財政健全化計画と平成15年度予算との比較であります。財政健全化計画の収支見通しにおきましては、平成15年度は約45億円の収支不足と見込んでおりましたが、ご指摘のとおり、第2回定例会での所要一般財源を11億円と仮定いたしますと、健全化計画と比較しますと22億円ほど収支が改善したことになります。

その要因としましては、まず、今回、平成15年度予算編成に向けて取り組みました人件費や事務事業の見直しなどで約16億円の財政効果を生み出すことができました。また、健全化計画は、平成12年度予算をベースに策定しており、その後、主な項目について補正いたしました。平成13年度及び14年度の予算編成における削減効果や自然減に加え、扶助費の伸びが見込みより低く推移したことなどにより、6億円程度の改善要素が生じたものと考えております。

いずれにいたしましても、計画数値と実数とに相違が生じてきておりますので、平成14年度の決算の状況を踏まえて財政健全化計画の全面的な見直しが必要であると考えております。

次に、財政健全化計画と平成16年度、平成17年度の収支見込みとの比較であります。

さきほどお答えしたとおり、財政健全化計画の全面的な見直しを行うことを考えておりますが、現状で考えますと、平成15年度では健全化計画と比較しまして約22億円程度の改善が見込めます。その効果は、平成16年度以降にも及ぶものと考えられますので、平成16年度で27億円、平成17年度で32億円の収支不足と、相当圧縮はできましたけれども、収支バランスをとるためには、今後更に相当思い切った健全化の取組が必要と考えております。

次に、今後の財政健全化の進め方ですが、歳入に見合った歳出構造の構築が基本であると考えております。まず、組織・機構を可能な限りスリム化する必要があります。そのためには、更に事務事業全体の見直しも必要です。民間委託も積極的に取り入れていく必要があります。

事務事業の見直しにつきましては、長い経過の中で事業を拡大してきた部分もありますし、事業実施の財源は最終的には市税によるところが多いわけですので、こういった財政状況の下でこういった事業が必要が見極め、思い切った見直しを行うことにより、相対的にスリム化する必要があります。そのためには、全庁を挙げた知恵を出しての取組はもちろんであります、市民の皆さんの幅広い協力も得ての取組が必要となってきます。それには、こういった取組をすれば財政状況はこうなるのだという健全化の道筋を早期に示すことが必要と考えますので、第2回定例会後に全面的な見直しを行います財政健全化計画では、そうした道筋も含めた計画にしたいと考えております。

次に、これからのまちづくりに向けた基本姿勢であります。

私といたしましては、常日ごろから、これからのまちづくりには市民の皆さんとの協働が大切なものと考えており、また、提案説明の際にイベント「雪あかりの路」を例に挙げて申し上げましたが、市民の皆さんとの協働の心が着実に広がりつつあるとも感じております。市民の皆さんや民間の方々の行動力、さらには、それを支える行政との一体感がこのまちの財産ではないかと思っておりますので、これらの財産を生かしながら今後のまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、21世紀プランの中間点検であります、本市の総合計画である21世紀プランは、平成9年度に基本構想が議決され、基本計画の期間を平成19年までと定め、諸施策の積極的な推進に努めているところであります。

しかし、計画当初に比べ、本市を取り巻く環境は、人口の減少、少子高齢化の進行、さらには財政状況の悪化など予想以上の変化を示しておりますことから、21世紀プラン全体の中間点検が必要なものと判断したところであります。

現在は、基本計画にあります36施策を対象として21世紀プランの中間点検を実施中であり、この点検結果を踏まえ、平成16年度からとなる第3次実施計画に反映させていきたいと考えております。また、第3次実施計画につきましては、現在の財政状況から、事務事業の緊急性、妥当性、有効性など考慮しながら策定しなければならない一方、社会経済状況の変化を的確にとらえ、今、市民が望んでいる事業が何かを判断し、効率性のある計画策定が必要なものと考えており、これまで以上にめり張りのきいた実施計画を目指したいと考えております。

次に、まちづくりのキーワードであります、21世紀は、これまでの画一的な発展よりも、それぞれの地域の特性を生かし、固有の価値を磨き上げる知恵の時代になったと感じております。その意味からも、地域が自立し、市民の熱い思いを結集して、たくましい郷土小樽を築き上げていかなければならないと考えております。

まちづくりには多様な要素がありますが、小樽は、年間900万人にも及ぶ観光客が訪れる観光都市となり、観光関連産業が本市の基幹産業に成長した今、小樽観光を踏まえたまちづくりの視点も重要であると考えております。そのためにも、平成15年度に着手いたします小樽観光の指針とも言えるべき小樽市観光基本計画の策定に際しては、市民と企業と行政が一体となって知恵を出し合い、協働の心を大切に、地域に活力を生み出す観光交流の拡大や中長期的な展望に立った観光施策の展開を通して、活力と個性あふれるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、福祉問題で何点かお尋ねがありました。

初めに、支援費制度に移行する福祉サービスであります、施設サービスについては、身体障害者及び知

的障害者更生施設や授産施設などが支援費の対象となります。また、在宅サービスについては、身体障害者、知的障害者、障害児のいずれも、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイの三つのサービスが措置制度から支援費制度に移行することとなり、知的障害者については、これに加えてグループホームも支援費の対象となります。したがって、ただいま申し上げました以外の施設サービスや在宅サービスは、引き続き現行のままサービスが行われることとなります。

次に、支援費制度と介護保険制度との関係であります。65歳以上の障害者及び40歳以上65歳未満の特定疾患の方で、介護保険の要支援を含め介護度を有する方は、介護保険のサービスを優先して受けることとなります。また、介護保険のメニューがなく、盲人ガイドヘルプサービスなど障害者福祉サービスでなければ対応できないような場合は、支援費制度からのサービスを受けることになります。

次に、支援費制度における在宅サービスの利用対象者数であります。2月20日現在の申請受付数は227名となっております。これをサービスの種類別に見ますと、身体障害者、知的障害者、障害児を合わせましてホームヘルプサービスが35名、デイサービスが133名、ショートステイが21名、知的のグループホームが38名となっております。

なお、支援費制度がスタートする4月までに申請をする方も見込まれますし、4月以降も随時受付いたしますので、最終的にはただいま申し上げました数より増えるものと考えております。

次に、支援費制度の市民周知であります。昨年の11月の時点で、障害者福祉サービスを利用している方々、施設、在宅サービス合わせて850名に支援費制度のパンフレットを郵送し、申請の案内をいたしました。また、11月に市の広報で周知したほか、視覚、聴覚、肢体の障害種類別に説明会を11月と2月にそれぞれ2回ずつ開催しております。今後の予定といたしましては、3月に、再度、市の広報で周知するほか、町内会を通じて回覧板で周知してまいりたいと考えております。

次に、指定事業所の登録状況であります。まず、既存の15か所の施設サービス事業所につきましては、登録申請をしなくても支援費制度における指定事業所として認定されることとなります。在宅サービス事業所につきましては、現時点では、ホームヘルプサービス事業所が6件、デイサービス事業所が5件、ショートステイが4件、グループホームが8件で合計23件が申請済みであります。また、入浴や昼食をサービスする身体障害者デイサービスにつきましては、市としても申請するよう関係法人に働きかけをしましたが、指定基準をクリアするためには新たな人員の配置が必要になることなどから、今のところ指定申請の動きがありませんので、当面は現行の業務委託により対応してまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後とも、障害者福祉サービスの充実を図るため、指定事業所の申請登録を促進してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援であります。平成15年度における支援センターの活動といたしましては、これまでの活動が好評なことから、「親子で遊ぼう」は年間90組募集していたものを120組に拡大するほか、14年度から始まったボランティアの育成を15年度も実施し、子育て支援ネットワーク結成に向け準備を進めてまいりたいと考えているところであります。また、保育所開放事業については、子育てボランティアの実践の場としても重要なことから、これまで取組をしていなかった手宮保育所でも実施し、市内すべての市立保育所で実施することにしております。

次に、産休明け保育については、最近の低年齢の保育需要が多いことから、龍徳オタモイ保育園でも実施することとしたほか、延長保育についても愛育保育園で4月から実施できるよう準備を進めているところで

あります。今後におきましても、産休明けや延長保育等の特別保育事業につきましては、要望の多い地域については拡大について検討していきたいと考えております。

次に、社会福祉協議会に対する助成であります。訪問介護事業の収支が、これまでの社会福祉協議会による経営努力と4月からの介護報酬改定により改善される見込みとなったため、平成15年度以降については補助金が必要なくなったものであります。

しかし、貸付金につきましては、資金繰りの関係から一時的に資金不足が見込まれることから、社会福祉協議会が自己資金により調達いたしますが、なお不足する1,500万円について市が貸し付けるものであります。

今後、更に収支の改善が図られる見込みでありますので、一、二年の間に貸付金も不要になるものと考えております。

次に、福祉行政に対する基本的な考え方ですが、今後更に少子高齢化が進み、福祉や社会保障などに要する財政負担の増は避けたい状況の中で、福祉施策の推進に当たっては、所得や資産の少ない高齢者等に配慮しつつ、適正な受益者負担について検討する必要があるものと考えております。また、自助、共助、公助という言葉に表れているように、福祉行政を社会全体で支えていくために、個人や家庭、また地域社会や行政等、社会を構成するそれぞれの役割分担の在り方についても検討する必要があるものと考えております。

次に、港湾問題についてのお尋ねですが、まず、小樽港の発展の方向性であります。

道内港湾を取り巻く環境は、景気の低迷による港湾貨物量が伸び悩む中、港湾間の競争もいっそう激しさを増しており、厳しい状況を呈しております。こうした中で、小樽港は、道央圏の日本海側の物流拠点としての役割を担うべく、港湾機能の充実を図り、サハリンをはじめ、ロシア極東地域との日ロ定期フェリー航路や中国との定期コンテナ航路などの実現を図ってまいりました。今後につきましても、基本的には、物流機能をじゅうぶん発揮するため、中国やロシア極東地域との対岸貿易の促進、国内フェリー機能の維持、拡大、穀物基地機能の維持に努めるとともに、既存ふ頭の利用の見直しを図り、土地利用の効率化を促進していきたいと考えております。

また、まちづくりと一体化した港づくりの観点から、第3ふ頭周辺地区につきましては、背後の運河地区などの集客エリアと連たんだ土地利用を念頭に置き、今後、本市ならではの水辺の交流空間として整備を図り、港湾物流機能と親水機能の調和が図られた小樽港の発展に向け、努力してまいりたいと考えております。

今後の小樽港の整備であります。小樽港の防波堤は、長年にわたり港湾施設や中心市街地を波浪から守ってきたものであり、今後もその機能を維持していくことは大変重要な課題と認識しております。特に、北防波堤は、日本土木学会の選奨土木遺産や北海道遺産にも選定されており、歴史的遺産としての価値を残しながら、どのように老朽化への対応を行っていくのか、国とも連携をとりながら調査、検討を進めているところであります。

なお、その着工時期等につきましては、市の財政状況のこともありますので、慎重に判断してまいりたいと思います。

また、北部運河における水質の浄化であります。平成14年度は現地調査及び実施設計を行っており、今後の計画としては、平成15年度からしゅんせつを行い、事業期間は3年ないし4年を予定しております。事

業終了後は、水質の改善が図られ、北部運河を訪れる観光客の増加にもつながるものと期待しております。

次に、臨港地区内の分区指定であります。昨年以降これまでの間、分区自体の変更はいたしておりませんが、このたび市でまとめた都市計画マスタープランの中で、例えば運河周辺などについてはウォーターフロント交流拠点と連携した複合的な土地利用を目標として掲げるなど、この分区指定の問題は、今後は市全体の都市計画の観点からも検討をしていくこととしております。また、現在、何件かの具体的な相談もありますので、その対応について庁内関係部で協議するとともに、北海道開発局にも相談しているところであります。

いずれにいたしましても、限られた範囲の中で有効な土地利用を図ることは必要なことでありますので、今後は、単に条例上可能な特認行為にとどまらず、分区指定の変更そのものにつきましても、地方港湾審議会等にお諮りしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港の港名であります。去る1月27日開催の経常任委員会において経過を報告させていただきましたけれども、現在、各母体の助役等から成る運営会議において、当面、「札幌」の名称を付した通称名の使用について議論が交わされているところであります。

市といたしましては、港名問題につきましては、設立当初からさまざまな議論経過があることから、通称名でありましても石狩湾新港の母体負担や小樽港の在り方など、全体的な議論と併せて検討されるべきものと考えており、引き続き、議会や関係団体のご意見をお聞きしながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、消防行政について幾つがご質問がありましたが、初めに救急件数であります。

昨年は、5,516件で4年連続5,000台を推移しているところであります。救急搬送された方は5,294人で、そのうち65歳以上の高齢者の方は2,720人となっております。また、全国との比較であります。平成13年中における人口1万人当たりの救急出動件数は、全国平均の347件に対して、本市は356件、さらに、平成14年度中は372件となっております。また、高齢者の割合につきましては、平成13年中の全国平均38.5パーセントに対し、本市は48.5パーセント、平成14年中は51.4パーセントで、本市の高齢者の搬送割合の高いことが顕著に表われております。

次に、救急救命士が行う応急処置の拡大であります。現在、医師の指示を受けて行われている特定の三つの行為は、除細動、気道確保、点滴であり、そのうち、患者の心臓に電気ショックを与える、いわゆる除細動器の使用が、医師の指示を受けなくても、本年4月から使用できるようになります。また、除細動以外では、心肺停止患者に対する気管内挿管が、講習や30症例以上の病院実習を修了した救急救命士に限り、平成16年7月から医師の指示の下で認められるようになります。

市といたしましては、救命率の向上を図るためにも、除細動の使用について、新年度の実施に向けて研修などを早急に取り組みたいと考えており、最新型の二相性波形除細動器の導入について本定例会に予算計上したところであります。また、気管内挿管につきましては、講習や病院実習といった厳しい条件がありますので、実施に向けた体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、消防車の緊急出動時におけるサイレンの音であります。現在、本市では、火災と火災以外の救急出動などは区分して鳴らしてはおりませんが、出動の問い合わせについてはトーキー案内装置で対応しているため、通信指令係が電話による問い合わせにより業務に支障が出る状況にはありません。

なお、本年4月から実施される帯広市ほか、他都市の状況や効果を見て、検討してまいりたいと考えてお

ります。

次に、消防出初め式であります。例年、体育館前と市民会館で行っておりますのは、消防団員 430名と消防職員 170名、合わせて 600名の観閲を行う場所の確保と観閲後に行われる表彰式の屋内会場の収容力と利便性を考慮したものであります。

市民の方にご覧いただければ、更に火災予防の啓発や消防行政を理解していただくよい機会にもなると思いますので、今後、現行の場所も含めて、市民の皆さんの目に触れやすい場所について考えてみたいと思います。

最後に、市長選への決意であります。2期目は、1期目以上に厳しい社会経済状況や危機的な市の財政状況の中での市政運営になるものと認識いたしておりますけれども、我がまち小樽に住む一人一人が安心して心豊かに暮らせるまちと思えるような、そんな地域社会を創造したいとの思いから立起を表明いたしました。

私は、いま一度、初心に返り、全力を傾注しながら、ふるさと小樽のまちづくりに当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田日出男） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時16分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 大 島 護

議 員 高 橋 克 幸

平成15年 第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成15年3月3日

出席議員（34名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴	
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文	
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄	
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬	
9番	大	島		護	10番	中	島	麗	子	
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則	
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督	雄
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治	
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次	
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部		智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀	
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次	
27番	岡	本	一	美	28番	吹	田	三	則	
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出	男
31番	佐	々	木	政	美	32番	高	橋	克	幸
33番	斉	藤	陽	一	良	34番	秋	山	京	子
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸	

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平						
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏				
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	鈴	木	忠	昭		
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参	事	山	田	厚		
財	政	部	長	藤	島		豊	経	済	部	長	木	谷	洋	司		
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長	田	中	昭	雄		
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	山	下	勝	広		
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人
港	湾	部	長	旭		一	夫										

小樽病院 事務局 長	高木 成一
学校教育部長	菊 譲
監査委員 事務局 長	大津 寅彦
財政部財政課長	吉川 勝久

消 防 長	広 田 宰
社会教育部長	藤 田 喜勝
総務部総務課長	宮 腰 裕二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に古沢勝則議員、秋山京子議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第47号」を一括議題とし、一昨昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 21番、佐々木勝利議員。

（21番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○21番（佐々木勝利議員） 戦争、破壊の20世紀から、世界平和を希求する21世紀へ向かわなければならぬ節目のとき、日本の果たす役割は重大です。また、失われた10年、今こそ政治のしくみ、経済のしくみ、そして社会のしくみを再生しなければ、明るい展望は望めません。

平成15年第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

最初に、市の財政問題について、何点か伺います。

平成15年度予算の問題については、既に各会派から質問が出されておりますので、ここでは、財政健全化との比較と今後の健全化の進め方を中心に質問いたします。

平成12年11月に策定された財政健全化計画は、その後、2度ほど改定されておりますが、現在の計画では、平成15年度は約45億円、平成16年度は約50億円、平成17年度は約55億円の収支不足となっており、3か年で実に150億円の収支不足となっております。

当初の計画では、平成17年度単年度ではわずかながら黒字となると見込まれていたと思いますが、一気に悪化すると見込んだ主な要因は何だったのか、お聞かせください。

次に、今回提案されている平成15年度予算案で見ますと、収支不足は企業会計からの借入れを行っている8億円と、下水道会計への繰出金の減額分4億円、計12億円が収支不足に対する措置と考えます。新聞報道では、2定では11億円程度の財源が必要となっておりますので、仮に11億円といたしますと15年度は23億円程度の収支不足と推計されます。

そこで、伺いたいのですが、財政健全化計画では45億円の不足となっていたものが、23億円にと、約22億円ほど収支が改善していると見えますけれども、その要因についてお聞かせください。

予算の内容を前年度と比較してみると、市税や交付金等で10億円を超える減少となっておりますし、地方交付税は、その補てん措置である臨時財政対策債と合わせても横ばい状態です。一方、歳出においては、公債費と扶助費で10億円以上の増加ですが、その他の経費は軒並み減額となっており、市民サービスの低下につながっているのではないかと危ぐされます。

市長は、昨年、財政健全化緊急対策会議を立ち上げ、事務事業の見直しを行ってこられました。まず、どういった方法で検討してこられたのか、伺います。

また、その結果としての予算の削減と考えますが、市民サービスの低下につながるような見直しもあると考えますけれども、どのようなものがあるのか、具体的にお答えください。

また、見直しの際に削減されなかった事業もあると思いますが、どういったものがあるのかもお聞かせください。

次に、今後の健全化の進め方についてですが、市長は、各施策の緊急度、重要度などを見極めて事業の厳選を行うと言われておりますけれども、実際に現在実施されている事業を根本から見直すことは大変なことと考えます。

そこで、2点ほど提言したいと思いますので、見解をお聞かせください。

一つは、施策の質に重点を置くことになるゼロベース予算の導入です。前年度実績は無条件で認めて上乗せ分が議論される従来方式ではなく、過去の経過は一切排除してゼロから積み上げる方式です。これを採用することにより、重点を置く政策が見えやすくなり、事業のスリム化に効果を発揮すると思われるため、行財政改革には欠かせないものと考えますが、いかがでしょうか。

次に、抜本的に見直す政策評価を進め、予算編成をこれまでの財政主導型から政策主導型に転換する政策評価システムを早期に導入することではないでしょうか。目的を具体的に表示し、到達点も明らかにして評価を行う、限られた予算の中では事業選択いかんで、今後の行政の明暗を分けることにもなると言っても過言ではありません。今までも一定の考え方で選択されてきていると思いますが、より客観的な評価ができる政策評価システムの早期導入が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、教育財政について、何点が伺います。

財政、予算は、政治の顔と性格を端的に表していると言えます。折からの2003年度予算では、年金、医療、雇用などで給付の切下げや負担増が随所に見えて、いっそう厳しい「国民負担」の時代の定着を招いていると言えます。

また、義務教育を支える財源は、義務教育費国庫負担金と一般財源で、地方交付税によるところも大きいのが現状です。

そういった中で、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を閣議決定し、国庫補助金事業の在り方の抜本的見直しに取り組み、数兆円規模の削減を行おうとしています。その芽出しとして、平成15年度から義務教育費国庫負担金のうち、共済負担金などを一般財源化し、今後も段階的に進められる見込みです。この一般財源化の直接的な影響は都道府県に及ぶと考えられますが、本来、国で責任を持ってやるべきことが地方へ丸投げされます。また、地方交付税の基準財政需要額の算定も年々厳しくなってくると予想され、教育全体をめぐる財政状況は次第に悪化してきているのが現状です。それに加え、各地方自治体も、財政難が深刻で歳出の削減が続き、教育全体を財政面で支えている教育予算の目減りが日常化しており、「教育冬の時代」と言われる状況となってきたと思われる。

こういった現状を、市長はどう認識しているのでしょうか、伺います。

また、本市においても、税収は減少し、地方交付税も総額としては減少していくことが予想されると思います。そういったひっ迫した財政状況から、教育予算の配分枠が減少し、教育の危機が加速されるのではないかと心配されます。そこそこの教育予算では、いわゆる「剥落学力」をもたらすにすぎず、予算を確保し、子どもの権利条約第3条の「子どもの最善の利益」の保障を目指す教育財政の充実が求められていると思いますが、市長の受止めと考え方をお聞かせください。

次に、平成15年度予算並びに平成14年度補正予算案に関連して、何点が質問いたします。

一つは、市民福祉関連で、中高齢者総合健康増進プログラムについてです。

予防的福祉の観点から、重要と考えます。この事業の目的、事業内容、具体的取組について伺います。

次に、産業振興関連で、キッズベンチャー事業助成についてです。

また、産業動向調査の実施について、その目的、事業内容、今後の展開についても伺います。

次に、都市基盤関連で、「緑の基本計画」及び「駐車場整備計画」策定についてです。

これらの事業について、それぞれ具体的に明らかにしてください。

この項の最後に、総合体育館の管理委託についてです。

総合体育館の管理委託を、特定非営利活動法人、NPO、小樽体育協会にとなっていますが、この間のいきさつと今後の展開についてお答えください。

次に、雇用対策についてです。

地域に若い人の働き場がなければ、どんどん過疎化や高齢化が進行していきます。若者は、何も快樂だけを求めて大都市を目指すのではないと思います。やはり、自分の住むところに就職の場がなければ、どんどん地域を見捨ててしまいます。魅力がなければ、よそに行ってしまう。これをどう食い止めるかが問題です。それには、挙げてまず、若者に就労の場を用意する。地方分権の推進とは、若者に就労の場を提供することだと思います。まず、この点について、市長の見解を伺います。

次に、個別の問題として、市独自の雇用創出が望まれます。具体的には、一つ目に、地域の求職者に対する職業相談、紹介、教育訓練体制について、二つ目に、緊急地域雇用創出特別交付金を活用した雇用対策について、また、離職者、失業者の援護、生活支援対策として生活資金などの貸付があると思いますが、どのような状況があるのか、お聞かせください。そして、新卒者の就職促進、拡大が急がれます。それぞれの実績と今後について、具体的にお聞かせください。

次に、「子どもの権利条約に関する条例」制定に向けての問題です。

これまで、代表質問等で提言し、調査研究するとの回答を得ていますが、改めて提言いたします。

1985年の採択以来、子どもの権利条約の存在は広く普及していますが、日本国内においては、今や地方自治体が「子どもの権利に関する条例」を制定する動きが始まっています。

2000年12月、神奈川県川崎市は、全国で初めて地域や学校などで子どもの権利を守るための取組を総合的、具体的に規定した「子どもの権利に関する条例」を成立させ、2001年4月から施行、「市民とともに、市民全体で川崎に根差した対応」を合い言葉に、専門家中心の検討連絡会議、子ども、市民を交えた調査研究委員会を立ち上げて、約2年間、延べ200回にわたる会議や市民、子どもたちとの意見交換などを行って、独自の条例骨子をつくってきました。その成果である条例は、子ども一人一人を人間として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えるという趣旨で7章40条にまとめられています。具体的な子どもの権利保障のしくみとして、子ども会議、子どもの権利委員会の新設などを盛り込んでいます。

こんな声が聞かれます。「子どもに何ができるか」ではなく「子どもは侮れない存在」として対等に大人が接しないと、子どもは逆に「大人に何ができるのか」と、大人に対して信頼感を失うのではないのでしょうか。まず、このことについて、その後の取組についてお聞かせください。

予算、お金がなければ、知恵を出そう。この問題についての本格的な取組に着手しようではありませんか、いかがですか、伺います。

次に、教育問題について。

子どもが行きたくなくなるのはどんな学校でしょうか。今、教育基本法が変えられようとしています。改正しようとする人たちは、教育基本法には、個人の尊厳が重視され、公共への奉仕の精神がない。それが少年犯罪増加の原因などと主張しています。本当にそうでしょうか。

文科省の教育政策を見ると、ややもすると、一部のエリート養成ばかりに傾き、押しつけの社会奉仕体験活動の義務化で国に奉仕させ、問題を起こす子どもは排除するという、子どもをよりいっそう差別、選別するものになってはいないか。不登校や高校中退、更には問題行動など、このような教育政策に対する子どもたちの苦悩のシグナルではないでしょうか、教育長の受止めと考え方を伺います。

今本当に必要なことは、差別、選別の教育ではなく、子ども一人一人を主権者として尊重した教育を行うこと、全員が希望する高校に入るなど、子どもの発達の権利を保障することです。そのためには、今こそ個人の尊厳をうたっている教育基本法を守り、生かすことが大切ではないでしょうか。できる子だけのための教育改革では困ります。教育長の見解をお聞かせください。

今、学校現場では卒業式の季節がめぐってきました。1979年3月1日、福岡県立若松高校、北九州市に始まった君が代強制は、86年以降の沖縄、99年以降の広島県や東京都国立市、2001年以降の北海道など、各地で荒れ狂いながら教師への精神を硬直させ、学校から良心の自由、言論の自由を奪い、子どもたちに大人社会の暴力性と欺まんを伝え続けてきているのではないのでしょうか。

また、日の丸掲揚や君が代斉唱強制の20年間は、振り返ってみて、かつての1930年代後半以降の神社参拝強制の10年と類似していると指摘されています。教育長の時代背景についての認識を伺います。

今、学校を特別化し、教師は公務員であるから校長の職務命令に従わなければならないという転倒した理由によって、近代が苦悩の中から取り出した「良心の自由」を教師から奪ってはなりません。良心を失った教師が、児童・生徒に「良心をしっかりと持て」とは言えないと思います。過去の歴史に学ぶべきです、今こそ平和を望む声が世界じゅうに広がっているとき、いつか来た道に逆戻りさせてはなりません。戦争反対、やめようと言えなくなる教育現場にはしたくはありません。権力の圧力による日の丸・君が代の強制は、教育現場にはなじみません。許されません。履き違ってはなりません。子どもが主役で、大人はわき役なのです。教育行政は、現場の望む教育実践の条件整備に力を入れるべきです。教育長の見解を伺います。

結びに、大人社会のツケを子どもたちに回してはなりません。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

財政問題について、何点かご質問がございました。

まず、財政健全化計画における収支見通しの悪化についてであります。当初計画と改定後との比較では、平成15年度から平成17年度までの3か年の収支不足額が126億円増加し、150億円となりました。その要因といたしましては、当初計画策定時点では、市税は微増もしくは横ばいを続けており、地方交付税は毎年度5パーセント程度の増加を続けていたため、その推移を見ながら見通しを立てましたが、その後、市税収入が大きく減少に転じ、地方交付税も横ばい状態となったためであります。

次に、財政健全化計画と平成15年度予算との比較についてであります。健全化計画では平成15年度の収支不足を45億円程度と見込んでおりましたけれども、今回提案いたしました当初予算における収支不足は12億円で、第2回定例会の補正予算の所要一般財源を11億円程度と仮定いたしますと、合わせて23億円の収支不足と

なり、健全化計画との比較では約22億円、収支が改善したことになります。

その主な要因といたしましては、今回の予算編成に向けた財政健全化の取組の中で人件費で約9億円、事務事業の見直しで約7億円、合計で16億円の削減効果を生み出すことができました。また、平成13年度、平成14年度予算での削減効果や扶助費の伸びが当初の見込みを下回るなど自然減もありまして、約6億円の改善要素が生じたもので、合わせて約22億円の収支改善となったものであります。

次に、今回行ってまいりました事務事業の見直し方法についてであります。全体の見直しの方針を協議、決定していくため、財政健全化緊急対策会議を設置し、また、各部ごとに事務事業見直しの検討チームを設置し、見直し作業を行ってまいりました。各部の見直し内容がまとまった時点でヒアリングを行い、主な見直し事業一本一本について、緊急対策会議において、全体的な見地からの検討も加え、決定してきたものであります。

見直しに際しましては、人件費や管理経費など、極力、市民サービスに直接影響の出ない部分で削減を行ってまいりましたが、平成15年度の財源不足が多額であることから、市民サービスに影響のある項目についても一定の見直しを行ったものであります。具体的に申し上げますと、はり・きゅう・マッサージ助成の縮小や各種補助金の原則20パーセント削減、運河健診など各種検診の有料化などであります。

次に、削減の対象としなかったものであります。生活保護費や支援費制度に係る福祉関係の負担金等、国の制度に基づく義務的な経費など削減できないもののほか、ふれあいバス事業や市単独での福祉医療助成、障害のある方に対する助成、若年者定住対策に係る助成など、現行どおり継続することといたしました。また、少子化対策に係る助成などにつきましては、一部拡大を図るなどの配慮を行ったところであります。

次に、ゼロベース予算の導入であります。他の自治体で補助金の見直しをする際に、すべて白紙に戻し、新たに要望を受けて審査を行い、予算づけをして行く方法を取り、成果を上げているとの情報もあります。今回の事務事業の見直しの際にも聖域を設けず、ゼロからの積み上げを行ったところであります。今後も、限られた財源で行政を安定的に運営していくには施策の見極めが特に重要でありますので、ゼロからの見直しを実効性のあるものとするため、健全化緊急対策会議で全体的見地から思い切った方針を出して取り組むなど、編成の方法を工夫しながら効果を出していきたいと考えております。

次に、政策評価システムの導入であります。既に試行は行っており、更に検討し、改良を加える部分もありますが、現在、評価システムを用いて21世紀プランの中間点検を行っており、その結果を第3次実施計画に反映させたいと考えているところであります。

健全化計画における事務事業の見直しは、短期に広範囲に行う必要があり、経常的な経費や維持管理費など、すべてを政策評価システムとリンクさせることは困難と考えますが、リンクできるものは判断基準の一つとして有効に活用していきたいと考えております。

次に、教育に係る財政問題についてのお尋ねであります。

まず、義務教育費国庫負担金の一般財源化についてであります。いわゆる三位一体の改革の芽出しとしまして、平成15年度には、この負担金のうち、共済長期給付及び公務災害補償に係る部分の一般財源化が行われ、具体的には2分の1が地方特例交付金に算入されます。残りの2分の1は地方交付税の増額によるものであります。財源は借入金でその4分の1は地方の負担となるものであります。今回の措置は、直接的には都道府県に影響のある措置であります。今後、段階的に移行されまると、教育行政全般に影響してくることが考えられます。三位一体の見直し全般にも言えることでありますが、制度改正の結果、地方負担が増大することが

あってはならないものと考えております。

また、地方交付税の見直しや地方税収入の大幅な減少など地方を取り巻く状況を見ますと、地方財政そのものが大変厳しい時代を迎えておりますので、教育を取り巻く財政状況も同様に厳しくなっていると考えております。

次に、教育予算の確保についてであります。教育環境は、言うまでもなく、かけがえのない子どもたちの健やかな成長にとって最も重要なものでありますし、小樽をどういうまちにしていこうかというときに、子どもを安心して育てられる環境、また、社会教育も含め、「まちづくり」の観点からも重要な意味を持っているものと考えております。今後の財政健全化の取組で事業の重点化を図っていく必要があり、その中で教育に関する事業を位置づけて必要な事業を行う財源も確保してまいりますが、限られた予算の中で最大の効果を発揮できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、中高齢者総合健康増進プログラムについてであります。このプログラムは、健康おたる21の指針に基づく施策の一つとして、高齢者の自立と社会参加を可能とすることを目的としています。その内容は、身体的健康の維持増進を図るための筋力トレーニング、ストックウォーキングなどのプログラムと、新たな知識を習得するために既存の文化講座及び市民ボランティアによる文化的プログラムから構成されております。

なお、健康プログラムの開始に当たっては、保健師などが参加者個々と相談しながらそれぞれのプログラムを作成するとともに、その継続をサポートしていくものであります。

次に、キッズベンチャー事業についてであります。事業主体の北海道職人義塾大学校が、市内大学等との相互連携により、小中学生を対象として製品の企画、ものづくり、販売体験や会計を学び、子どものうちから起業家精神や郷土愛を育てるものであります。事業内容は、小中学生が総合学習の時間、大学生等はゼミ活動や講義の時間を利用して、職人と共同してものづくりの企画、製作から販売までを行うもので、年5回、市内商店街のイベント時期などに合わせて開催するものであります。

今後の展開であります。北海道職人義塾大学校や小樽職人の会などが中心となって、より多くの小中学校に参加をいただき、小中学生を対象とした職人わざを学ぶ製作体験工房事業とともに、大学などとの連携を密にしてのキッズベンチャー事業の拡大を目指しておりますので、市としましては、今後とも職人団体に協力してまいりたいと考えております。

次に、小樽市産業動向調査事業の実施であります。これまでは、市独自に市内の製造業、卸・小売業や物流関連を対象として、企業などへの聞き取りをはじめ、各種アンケート調査や業種別意見交換会などを実施し、産業動向の現況把握に努めてきたところであります。今回の調査事業は、専門家に委託することにより、企業の現状やニーズなどを専門的な見地からの確に把握し分析することによって、最新の産業動向情報を市内企業へ提供するなど、企業経営の参考にしていただくものであります。事業内容は、市内企業の製造業、物流関連、卸売業、サービス業を対象として、基本的には業界の動向、売上高、設備投資、経営上の問題点、経営方針などについて調査する一方、各産業ごとには、原材料の仕入れ、輸送ルート、製品の販売先、取扱品、人材の確保・定着の状況などを調査するものであります。調査結果につきましては、本年度実施しております地場産品・技術発掘データベース構築事業で作成するホームページ上に掲載するなどして、市内企業の経済活動や今後の経営・販売方針等を立てるための参考にしていただくほか、市としましては、産業振興策の作成や企業誘致活動に活用してまいりたいと考えております。

次に、「緑の基本計画」及び「駐車場整備計画」であります。「緑の基本計画」につきましては、都市緑地

保全法の規定に基づく「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」と位置づけられるものがあります。その計画内容といたしましては、本市における緑の確保と公園緑地の整備に関し、長期的な視野に立って、緑地の保全と緑化の目標、これらを推進するための施策の方針を定めてまいりたいと考えております。その策定に当たりましては、学識を有する方や市民などから構成される策定委員会において意見をお聞きするなど、幅広い市民参加をいただき、平成15年度中に策定してまいりたいと考えております。

また、「駐車場整備計画」につきましては、駐車場法の規定に基づき、市街地中心部における「総合的な駐車場の整備のあり方に関する計画」を定めるものであります。その計画内容といたしましては、駐車需要や地域特性の現状と将来見通しなどを踏まえた上で、駐車場の整備に関する基本方針、整備目標、これらを推進するための施策の方針を定めてまいりたいと考えております。策定年度は平成15年度を予定しており、その策定に当たりましては、道路管理者や交通管理者などと連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、雇用対策であります。

まず、若者に就労の場を提供することですが、地域社会を維持するためには、若者の流出を防止し、地元定着を図ることが重要であり、そのためには就労の場の確保が欠かせないものと認識しております。市といたしましては、今後とも、さまざまな産業振興策を講じて、雇用の場の創出に努めるとともに、ハローワークなど関係機関と連携して市内企業に採用を要請するなど、雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、市独自の雇用創出ですが、まず、求職者に対する職業相談につきましては、平成13年12月に経済部内に雇用相談総合窓口を設置し、これまでに33件の相談があり、その多くが求職についての相談で、ハローワークへの登録を勧めるなどの対応をしております。

次に、職業紹介ですが、市が直接に職業紹介することはできませんので、了解をいただいた市内企業24社の求人情報を市のホームページに掲載したところ、就職に結びついたケースが1年間に202件を数え、一定の成果を得たところであります。

なお、先週には掲載内容を更新しましたので、新たな就職の機会が生じることを期待しております。

次に、教育訓練ですが、現時点では市が直接訓練を行う体制にはありませんが、国が行う季節労務者向けの冬期技術講習会に対し、会場と講師の提供を継続するほか、国や道の各種教育訓練制度の周知に積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、緊急地域雇用創出特別対策推進事業ですが、平成14年度は、図書資料マーク化事業など10事業、事業費8,191万円、雇用者数75人、うち新規雇用者数62人となっており、平成15年度においては、産業動向調査事業など9事業、事業費8,838万円、雇用者数84人、うち新規雇用者数71人を予定しております。

当事業につきましては、一定の成果が期待できますので、事業担当課に対し、事業の早期実施を促すとともに、年度途中での事業の追加募集に対しても積極的に対応することにいたしております。

次に、離職者や失業者に対する生活支援ですが、市社会福祉協議会において、道社協の「生活福祉資金」、市の「生活資金」、市社協の「緊急援護資金」の三つの資金貸付の窓口となっており、低所得者や生活に困窮している世帯の生活支援の一助として貸付業務を行っております。貸付限度額は資金の種類、用途によって5万円から460万円となっており、平成13年度で申し上げますと、貸付件数が181件、貸付金額が3,300万円となっており、ここ数年、件数は横ばいですが、金額は増加の傾向にあります。

また、国の総合雇用対策の一環として、雇用保険の枠外にある自営業者や雇用保険の給付期間が切れたことによる生活困窮者に対して、平成13年11月から新たに「離職者支援資金貸付事業」が実施されており、本市で

は、これまでに市社協を窓口として5件、780万円が貸し付けられております。

市といたしましては、今後ともこれらの生活資金の貸付制度についていっそうの市民周知を図り、困窮者の生活安定に役立てていただきたいと考えております。

次に、新卒者の就職であります。平成15年1月末時点での小樽職安管内の就職内定率は56.7パーセントと昨年同期に比べ3パーセント上回っておりますが、まだ未就職者が約200名いるなど、実態は依然として厳しいものと認識しております。

市といたしましては、昨年来、企業見学会やしごと説明会の開催、インターンシップの実施、管内企業約700社に対する採用依頼のほか、ハローワーク等と共催の合同面接会において33名の採用を確保するとともに、市の臨時職員として11名を採用するなど、就職の促進に努めてまいりました。新年度につきましては、財政的な制約はありますが、昨年度実施した事業を継続するとともに、高校の就職担当教師と一緒にの就職先の開拓、あるいは民間の人材派遣業者とのタイアップを検討するなど、新たな試みを行ってみたいと考えております。また、昨年同様、市の臨時職員として採用することについても検討してまいりたいと考えております。

次に、「子どもの権利に関する条例」の制定に向けてのその後の取組であります。昨年9月に、庁内に市民部、福祉部、保健所、教育委員会からなる「小樽市子どもの権利連絡会議」を設置し、子どもの権利に関する広報、啓発活動及び子どもの意見を反映できる具体的な施策などについて取り組んでおります。

次に、条例制定であります。子どもの権利については広範、多岐にわたることから、お話にありました先進都市の取組を参考にするとともに、庁内連絡会議や学校、町内会、子連協などの関係機関及び団体とも連携を図り、市民の意見を聞きながら引き続き研究を続けてまいりたいと思います。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

まず、総合体育館の管理委託に至るまでのいきさつについてですが、ご承知のとおり、小樽市の新行政改革大綱並びに実施計画におきまして、公共施設における管理運営の民間委託の推進がうたわれております。

市教委としても、効率的な運営と行政サービスの向上を図るといった観点から検討を進めてまいりました。また、小樽体育協会が、NPO法人の取得とあわせて、市のスポーツ施設の管理運営を受託することが可能となる定款を定めましたので、新年度から同協会に管理をお願いしていくものであります。

なお、同協会には、本年度より総合体育館の月曜開館について業務委託しておりますので、その経験を生かした運営がなされていくものと思います。

また、将来的には、社会体育施設の管理業務の委託の拡大につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、不登校や高校中退についてですが、昭和50年代後半、いじめ、不登校の問題が多く指摘され、教育相談やカウンセラーの配置、在宅指導や適応指導教室の設置など多様な対応が進められてきました。これらの状況について、家庭でのしつけや学校での適応が難しくなるなど多くの社会的要因が指摘されますが、昭和60年代前半には、不登校は特別なものではなく、だれにでも起こり得るものとの認識が一般となりました。これらの原因は教育の過密によるものという反省から、学校週5日制の論議が高まり、今年度から完全学校週5日制の採用となりました。

反面、学力低下の議論もあり、教育の基本を見直そうということから、中央教育審議会の基本問題部会における「教育基本法」についての論議が重ねられ、平成14年11月、中間報告、平成15年2月には26回目の部会が開催され、文部科学省の教育政策を含め、21世紀の課題について検討が進められており、その動向に注目しているところです。

次に、教育基本法についてですが、昭和21年11月3日、日本国憲法公布、昭和22年3月、教育基本法が公布され60年になんなんとしており、この教育基本法の下、6・3・3制など学制改革、進学率の向上、教育条件の整備が進められてきており、現在の児童・生徒一人一人を大切にしたいとする教育改革の方向も、教育基本法の下で実施されているものと承知しています。

次に、教育基本法改正論が戦前の体制回帰への懸念についてですが、戦前の神道に傾斜した教育については、戦後、間もなく、それを反省すべきとの論議がなされております。

平成10年12月告示の小中学校学習指導要領においては、「入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とされております。広島県、東京都国立市などの実情は承知しておりますが、近年、本道において国旗・国歌の指導が深められ、小樽市においては、教職員の処分もあり、厳しい状況にあると考えておりますけれども、現在、市教委としては、学習指導要領に基づき各学校を指導しているものです。

最後に、教育行政の在り方についてですが、教育は不当な支配に屈することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであり、私どもは、この自覚の下に教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備、確立を目標として行っております。

以上です。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

○21番(佐々木勝利議員) 答弁漏れはなかったと思います。細かい点については、予算特別委員会で聞きます。

○議長(松田日出男) 佐々木勝利議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時20分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 7番、松本聖議員。

(7番 松本 聖議員登壇)(拍手)

○7番(松本 聖議員) 質問に入ります前に、この場をお借りいたしまして、皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

1期4年間の短い間ではありましたが、皆様方には会派の枠を越えてさまざまなご指導や励ましの言葉をちょうだいしてまいりました。松田議長をはじめとする諸先輩方には、大変感謝いたしております。大変ありがとうございました。

それでは、市民クラブを代表して、質問いたします。

まず、本市職員の通勤手段についてであります。

多くの職員の方々が公共の交通機関、バス又は電車等を利用してこの庁舎に通ってきておられると思います。また、中には自家用自動車を利用しておられる方々も多くいらっしゃると思います。

そこでまず、通勤手段別の職員数の実数をお示しいただきたいと思います。

通勤するに当たって、職員の方々には一般の企業と同じように通勤手当が支給されております。手当の算定に当たっては、さまざまな規則があろうかと思いますが、例えば、バスを利用する場合は、今、1路線、小樽市内は200円でございます。1路線を往復いたしまして400円、これが、例えば回数券等の料金に換算して支給されているのであろうと思います。そこで、自動車を利用されている方、またその他の公共の交通機関を利用されている方、それぞれにその算定の基準と額をお示しいただきたいと思います。

先日、私どものところに1本の電話がございました。市民の方からの通報であります。市役所の近隣の駐車場、これは公園ですとか体育館ですとか、公共の施設の駐車場に、就労中、自家用車を朝から夕方まで止めておられるようだ。その方は、確信を持っておっしゃっていたわけではないのしょうけれども、私もその現場を見に何度か行ってまいりました。確かに、市の職員の車であろうとおぼしきものが数日にわたって毎日のように止まっているという状況でございました。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、公園又は体育館等の駐車場の利用状況をどのように把握しておられますでしょうか、お尋ねいたします。

自家用自動車を利用して通勤される職員の方々は、個別に近隣に駐車場を確保することが前提となっているのだと思います。そのことをもってして、自家用車で通勤することを許可しているのではないのでしょうか。自家用車で通勤するに当たって、届出の際に何がしかの事務手続があるのでしょうか。具体的な手続をお示しいただきたいと思います。

そもそも、公園や体育館といった公共性の高い施設の駐車場、これは、言うまでもなくその施設を利用される方々のために市が整備している駐車場であります。その旨、駐車場の入口にも看板等で示されているやに見受けられます。

ただ、その駐車場を目的外で使ったとしても、それは、道路交通法等の法律には違反しないということも私どもは承知しております。

ただ、本来の目的からすれば、通勤のために公共の駐車場を使うということは、極めて不適切な使用方法なのではないかと思います。中には、緊急の用でやむにやまれず利用している方もいらっしゃるかもしれませんが。そういった方は別としましても、恒常的に、みずからの駐車場がごとく公共の駐車場を利用しているというのはいかなるものでしょうか。

市長は、こういった市職員の公共の駐車場の利用実態を把握しておられますでしょうか。知る限りでけっこうでございますので、詳しく述べていただきたいと思います。

そこで、これは一つの提案なのでありますけれども、自家用自動車を利用して通勤される職員にあっては、事前に、駐車場を確保しているということを証する書類、例えば駐車場の賃貸借契約書の写し等を提出していただくことを義務づけるという方法をとってみてはいかがでしょうか。ただ、これをもってして、違法な、又は不適切な駐車が根絶されるとは思いません。しかし、一定の歯止めをかけることはできるのではないのでしょうか。今後、どのような対策をお考えか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

次に、危機管理についてお尋ねいたします。

夕方、帰宅時にバス停に立っておられる市長の姿を何度かお見かけいたしました。市長は、皆さんご承知のとおり、桂岡にご自宅があるのですけれども、いつもバスを利用して通っておられるのでしょうか。通常の通勤手段をお聞かせください。

市民と同じ視点に立って、市民とともに時間を共有して、市民の意見、生の意見を聞くことができる、こういった点からは公共のバスを利用するということは非常に有効な手段であるとも思います。

ただ、市長の責務、責任という面から考えますと、若干問題があるのではないのかなと思うわけであります。例えば、移動中、バスに乗車中、これは緊急の連絡がとれない。それと、至急に、例えば行き先を変えなければならぬというような機動性に欠ける。緊急時には多くの問題を含んでいると思います。

そこで、市長の通勤の時間、移動中、もし緊急事態が発生した場合に、本市ではどのように対応するということになっておりますでしょうか、お聞かせください。

さきほども申しましたが、市長のご自宅は桂岡にございます。災害等によって陸路が途絶した場合、移動手段を失うのではないのでしょうか。災害時の登庁手段は考慮されておりますか、お聞かせください。

大災害が発生した場合、庁内には恐らく災害対策本部のような組織が緊急に出来上がるのだと思っております。その際に、やはり陣頭指揮を執るのは市長であると思います。確かに、助役をはじめ、理事者の方々がその手腕でその危機を乗り切っていく、市長がいなくてもきちんとして対策はとられるのだと思いますけれども、やはり、市長が真っ先に駆けつけて、号令一下、災害対策に当たっていただきたい、私はこう思います。すなわち、市長はどのような災害が起きても、常に至急に登庁できる環境にあるべきです。常にとは申しません、任期中だけでけっこうです。近隣に転居されることをご検討なさったことはありませんでしょうか、市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

次に、非常時の食料の確保についてお尋ねいたします。

本市には、非常用の食料、これはどの程度備蓄されておりますでしょうか、その実数をお知らせいただきたいと思います。

数年前、有珠山が噴火したときに、私は避難所にボランティアとして延べ1か月程度行っておりました。そのときにも、最大の問題は食べ物でした。対応がきちんとしてからではじゅうぶんな食料が皆様に行き渡ったのですが、避難所ができてすぐのときは食料が本当に足りませんでした。奪い合うように、けんかになった例もございました。このようなことのないように、小樽市では、一定の、いわゆる炊き出しが整うまでの非常食料がきちんと備蓄されているのか、とても不安でありますので、お知らせください。

次に、災害時の移動手段です。

大災害等によって、さきほどもお話ししましたが、陸上の交通が途絶した場合、小樽に残される輸送路は海路と空路だけであります。ご承知のとおり、船での輸送は機動性に欠けるという欠点があります。そこで、最も重要になるのは空路であります。もちろん、小樽市には飛行場がございませんから、ヘリコプターを利用するしか方法がありません。しかし、本市には、通年利用できるヘリポートというのは1か所しかありません。しかも、銭函です。

市の中心部に、通年、緊急時に利用できるヘリポートが必要だと私は考えます。体育館前の花園公園グラウンド、ここが緊急時のヘリポートとして指定されているそうです。しかし、冬期間、これは積雪のためにすぐに着陸するということではできないそうです。私は、航空機のこととは詳しくありませんけれども、これは自衛隊に確認をしてみました。冬期間除雪をしていない平原に降りることは不可能であると、降りて降りれないこと

はないが、地盤が弱いと傾いて大事故になるおそれがあるから、まず、除雪をしないところには降りないだろうとおっしゃっておられました。

そこで、早急に市中心部に緊急用のヘリポートを整備すべきではないか。除雪体制も含めて考えていただきたい。市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、市の機構改革について、何点かお尋ねいたします。

今、小樽市は、すべての市民が長引く不況にあえいでおります。市の財政も、悪化の一途をたどっていると言わざるをえません。今日まで、市財政では多くの対策が講じられてきたが、しかし、状況は悪くなる一方です。来年度の予算においても、市長をはじめとして、理事者の方々の知恵と工夫によって大幅な支出の削減を図り、やっとの思いで収支の均衡を図っているのではないのでしょうか。

そこで、私が思いますに、財政健全化のためには、更なる職員給与の削減、これが必要なのだと思います。大きな支出の要因である職員給与にメスを入れない限り、財政健全化は図れないのではないのでしょうか。市長はどのようにお考えですか。

私は、広く浅くというような給与の削減には反対であります。この不況の中、市民の購買意欲はなえております。市の正職員だけでも二千数百名、この方々から給料を少しずつとっていきますか、削っていったのでは、ますます購買意欲が低下していくのではないかなと考えます。

そこで、全庁的に抜本的な機構改革、これを行うことによって職員数の削減を図るべきであると考えます。部や課の垣根を一度完全に取り払って、ばらばらにして、再構築して、無駄を徹底的に省いて職員数の削減を図る、いかがでしょうか。

ただ、私は、そのために生首を切れと、そのようなことを言うつもりは毛頭ありません。削減の一つの手段として、早期退職制度、これをぜひ導入していただきたい。提案いたしますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、住環境の美化についてお尋ねいたします。

今、開かれております道議会、今道議会に議員提案されております「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例案」、これについて市長はご承知しておられますでしょうか、お尋ねいたします。

この条例案は、空き缶やたばこの吸殻などの散乱を防止することが快適な生活環境を確保する上で重要であると認識し、道民と自治体が一体となってその散乱を防止することにより、美観の保持及び資源のリサイクルを推進するとともに、公共の場所における喫煙を制限するものである、こうあります。観光地小樽として、まちの美化というのは重要な要件であります。市長は、この条例案を観光地小樽としてどのようにとらえておられますか、ご意見を伺いたいと思います。

この条例案は、聞くところによりますと、各会派の連名で提案されていると伺っております。すなわち、可決される見通しであります。

そこで、本市においては、この条例に即してどのような具体的な施策をとっていくべきでしょうか、お考えをお聞かせください。

次に、用途廃止となりました天神焼却場についてです。

さきにダイオキシン等の問題もあり、予定よりも早く用途廃止となった天神焼却場、これは、安全性の面から一日も早く解体、撤去されることが理想であると思いますが、今日まで何ら具体的なめどが示されておられません。これは、果たしていつまで放置されるのでしょうか。解体の日程と跡地の利用について、ぜひお示し

いただきたいと思います。

加えて、将来の跡地利用のためにも、私は以前に土壤汚染の調査が必要であると進言させていただいております。その後、土壤の調査は行われておりますでしょうか。行われたとしましたならば、その結果をお知らせいただきたいと思います。

次に、マイカル問題です。

その後、その後というのは倒産後ですが、雇用状況をお尋ねいたします。

今も多くの方々が勤めておられますが、現在の就労者数、これをお聞かせください。

今、働いておられる方は、多くの不安を抱えながら日々過ごしておられることと思います。現在の就労者は、今後も安心して同じ職場で働いていけるのでしょうか、その見通しをお聞かせください。

新規参入によって、新たな店舗が展開されると伺いました。そこで、何人程度の採用が見込めるのでしょうか。市長は、どのように予測しておられますか、また、出店される方々から何か話を聞いておられるのであれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

次に、児童虐待についてお尋ね申し上げます。

これらの問題は、なかなか表に出てこない子どもの将来にわたって心に傷を残す大変な問題であると承知しております。本市においては、どのような現状にあるのでしょうか。承知している限りでけっこうでございますので、現状と現在とられている対策を簡潔にお示しいただきたいと思います。

次に、この児童虐待問題について、教育関係者の方々はどのような知識をお持ちなのでしょうか。

以前に、いじめの問題で小学校の教員をされている方とお話したことがあります。自分たちの目には見えないものがたくさんあるのだと、その先生はおっしゃっていました。そして、勉強不足であるともおっしゃっていました。もっともっと子どもたちの心をわかってあげられる、目に見えないものも見えるような能力を身につけなければならないのだと、その先生は私におっしゃいました。

そこで、児童虐待問題について、教育委員会では現場の職員の方々にどのような指導をしておられますでしょうか、具体的にお示しいただきたいと思います。

私の質問は以上であります。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 松本聖議員の質問にお答えいたします。

最初に、市職員の通勤手段でありますけれども、まず、市職員の通勤手段別実数であります。平成15年2月1日現在、通勤経路が2キロメートル未満の手当無支給の職員 574人、公共交通機関利用 852人、自家用自動車利用 750人となっております。

通勤手当の算定基準と額についてですが、公共交通機関利用の職員には回数券換算又は定期券換算で低い方の額を支給しており、支給上限額を5万円としています。また、自家用車利用につきましては、通勤距離の片道が5キロメートル未満を下限の2,000円とし、5キロメートルごとに段階的に支給額を加算して、40キロメートル以上を支給上限額の2万900円としております。

次に、小樽公園内の駐車場における市職員の駐車の実態でありますけれども、公園周辺に市職員の自家用車が何台か駐車しているように聞いております。自家用自動車通勤については、原則として通勤届を提出する際に駐車場所を図示させており、基本的には職員の個々の責任で確保されているものと認識しております。

なお、これまでも実態に即した通勤届を提出するように職員に注意を促してきたところでありますが、小樽公園に限らず、市民が利用する公的駐車場については職員の通勤のため自家用自動車を駐車することのないよう、今後、さらに指導を強化するとともに、通勤届の記載内容の確認を徹底してまいりたいと考えております。

ご指摘のありました何らかの書類を提出することにつきましては、現行でじゅうぶんなのかどうか、今後、検討してみたいと思います。

次に、市の危機管理で何点かお尋ねがありましたが、初めに、私の通勤手段ですけれども、通常は路線バスを利用しており、天候によってはＪＲの利用もあります。緊急時にはタクシー等を利用し、ケース・バイ・ケースで対応しております。

次に、市内で災害が発生して交通がとだえた場合の対応でありますけれども、災害が発生又は発生するおそれがある場合には、対策本部を設置し、私が本部長となり、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策をとることになっております。

なお、交通遮断等の事情で、仮に私が本庁舎で直接指揮できない場合は、副本部長である助役、総務部長の順に指揮を執る体制になっております。

次に、災害発生時や緊急時の対応のため市役所の周辺に住むべきとのご意見でありますけれども、さきほどもお答えしましたとおり、私が不在の際の指揮体制もできておりますし、市役所内の連絡網が整備されていることや防災関係機関との連絡も図られるようになっておりますので、緊急時の対応につきましては支障がないものと考えておりますが、ケース・バイ・ケースで臨機応変に対応していきたいと思っております。市役所周辺の近いところに転居する考えはありません。

次に、非常時の備蓄状況であります。食料としては人口の約10パーセントをめどにアルファ米1万2,500食、クラッカー1万166食を備蓄しております。また、飲料水につきましては、災害時用としての備蓄をしておりますが、災害時には配水施設から給水車両又は給水用容器により供給することとしております。

なお、市として、これらの供給が困難な場合は、北海道などとの協定に基づき、応援を要請してまいります。

次に、通年利用可能な緊急用ヘリポートの整備であります。ヘリポートとして冬期間活用する場合には、直径10メートル程度の範囲内で雪が四散しないように除雪整備などの一定の条件を必要としております。現在、市内に北海道地域防災計画で定められた2か所のヘリコプター指定離着陸場があり、そのうち小児センターヘリポートについては常時除雪がされており、冬期間の使用が可能であります。しかし、花園グラウンドは自然の積雪状態にあるため、除雪などグラウンド整備に時間を要し、緊急時には対応ができない場合がありますので、今後、関係機関と連携を図りながら、市内中心部において緊急時に即応可能な適地の選定に向け、研究してまいりたいと考えております。

次に、機構改革と職員の削減であります。現在の厳しい財政状況の下では人件費の削減は避けられないものであり、今年度は国の人事院勧告に準じて給料の2パーセントと期末手当0.05か月分の削減などを実施するとともに、時間外手当などの軽減に努めております。平成15年度におきましては調整手当の削減を予定しており、また、向こう3年間の職員の採用につきましても最小限度にとどめる方針であり、人件費の総額抑制を進め、財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

また、市の組織・機構につきましては大規模な見直しを行い、スリムで効率的な形にする必要があると考えております。この見直しに当たっては、まず、簡素で効率的な行政運営を基本とし、市民サービスの向上を図るためにも、市民にわかりやすく、迅速に対応できるものでなければなりません。現在、平成16年度の実施を目指し、部の再編を含めた具体的検討を進めておりますが、この中で今後の組織・機構に合った適正な職員数についても検討しなければならないと考えております。

なお、早期退職制度につきましては、大規模な部の再編により職員の配置などで人員の問題が生じる可能性もありますので、その規模によっては選択肢の一つとなるものと考えております。

次に、環境美化について何点かお尋ねありましたが、初めに、「北海道空き缶等散乱の防止に関する条例案」についてでありますけれども、この条例案につきましては、議員提案により、このたびの道議会定例会に提出されたことは新聞報道等で承知しております。

本市におきましても、道路や公園などの公共の場所における清潔保持については、廃棄物の減量及び処理に関する条例において環境美化の推進に努めていくこととしており、基本的な趣旨は同じと考えております。

今後に向けての施策であります。まち並みの美観保持については、そこに住む人や訪れる人の自覚ではなく、くまれていくものと考えておりますので、啓発の推進などに当たっては、北海道と協議をしながらきれいなまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、天神焼却場ですが、この施設は平成13年3月に用途廃止したところでありますけれども、施設解体については、解体費用が多額を要するため、各自治体においても苦慮しているところであり、現在、全国市長会を通して国に助成をお願いしているところであります。このことから、解体撤去費が大きな財政負担となるため、国の補助制度の動向を見ながら解体計画を策定していかなければならないものと考えております。

なお、跡地利用については、この解体計画の策定時に併せて具体的に検討を進めていく必要があり、また、土壤調査についてもその時点で調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、マイカル小樽の雇用状況ですが、現在、雇用者数につきましては、1月21日の調査でOBCから聞いているのは約2,300人であり、その後は大幅な増減もなく推移しているようであります。また、雇用されている方々の今後の見通しについては、当面、現テナントに変動はないと聞いておりますので、雇用形態に大幅な変化はないものと考えております。

今後の新規雇用ですが、新たなリーシングによる雇用が見込まれると考えておりますけれども、OBCからは現段階で新規テナントの詳細な採用予定人数を把握しておりませんが、3月21日にオープンするテナントに続き、6月オープンを目指して準備しているテナントもあると聞いており、施設全体の雇用の回復が図られるものと期待いたしております。

次に、児童虐待に係る本市の現状ですが、北海道中央児童相談所に通告された小樽市における児童虐待件数が、平成12年度では11件だったものが、平成13年度では32件と、前年より大幅に増加したところでありますけれども、平成14年度は12月末現在で18件となっており、対前年度比では減少傾向にあるものと考えております。

また、対策につきましては、平成12年度に、小樽市を含め、小樽警察署や弁護士会など関係機関による小樽市地域児童虐待防止対策連絡協議会を設置し、講演会の開催や市民への広報・啓発活動、また、児童福祉施設や学校職員の研修を実施し、虐待の早期発見や防止に努めているところであります。さらには、庁内に児童相談所など関係機関によるネットワーク会議を立ち上げ、具体的な虐待ケースの処遇について速やかに対応する

ための体制を整えているところであります。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 松本聖議員のご質問にお答えします。

児童虐待について、教育関係者への指導についてですが、今年度は虐待の初期対応のポイントなどを示した指導資料を各学校に送付し、教職員の研修に活用しております。さらに、9月には、生徒指導にかかわる教育講演会を開催し、具体的な事例について研修を深めております。また、校長会議等において、体の衰弱や体の状況などを含め、校医との連絡や学校近辺の医師の受診による連絡もあることから、医療機関との連携についても指示しております。

市教委では、虐待を受けている子どもを保護し、父母、担任への相談や援助を行うための専門的な知識を有するスクールカウンセラーの派遣を計画的に行っておりますが、今後、その充実を図るため、スクールカウンセラーの増員を道教委に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 7番、松本 聖議員。

○7番(松本 聖議員) 数点、市長に伺います。

さきほどお尋ねいたしました公園駐車場の職員による不正な利用でありますけれども、私が知る限り、かなりの台数が公園の駐車場を占拠していると伺っております。市長のご答弁では数台ということでございましたけれども、あそこの駐車場は何台止められますか、30台程度前後だと私は思いますが、半数以上の車が市の職員なのではないですか。市長がご承知でないのであれば、ぜひ詳しく調べていただきたいと思います。

それと、市長の移動時の緊急の連絡方法なのですが、これはないのですね、バスに乗ると。携帯電話はお持ちでしょうけれども、バスの中では電源をお切りくださいとアナウンスが入りますので、それに従えば電源を切らなければいけない。渋滞の状況によっては、ご自宅まで小1時間かかるような通勤時間になります。

それと、市長のお体のことを考えますと、通勤時間が長くなればなるほど事故に遭う確率も高くなってくるとは思いませんか。小樽市のことをお考えになって、転居の意思はないとおっしゃっておられましたので、通勤方法に関しては、いま一度ご検討なさってみてはいかがかと思う次第であります。

その他、詳細は委員会等で質問させていただきますので、以上の点についてご答弁いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) 公園周辺の駐車台数は、よく調べてみたいと思います。

それから、緊急時の対応ですけれども、今お話ありましたように、約4年ぐらいになりますが、緊急的な情報が入ったということは1回もありません。また、出張もあれば、いろいろ道外に行くこともありますので、たえず小樽ににいるということではありませんので、そういった場合でもいつでも連絡がとれるような体制をとっております。したがって、いろいろな場面で対応できるようにしております。

それから、通勤方法の問題、いろいろご意見があるかと思いますが。ご心配いただきましてありがたいと思いますが、今後考えてみたいと思います。

○議長（松田日出男） 以上をもって会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時04分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 古 沢 勝 則

議 員 秋 山 京 子

平成15年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第4日目

平成15年3月4日

出席議員（32名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	9番	大畠護
10番	中島麗子	11番	新谷とし
12番	古沢勝則	13番	見楚谷登志
15番	次木督雄	16番	久末恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
20番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員（2名）

8番	斉藤裕敬	27番	岡本一美
----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	鈴木忠昭
企画部長	山岸康治	企画部参事	山田厚
財政部長	藤島豊	経済部長	木谷洋司
市民部長	池田克之	福祉部長	田中昭雄
保健所長	外岡立人	環境部長	山下勝広
土木部長	兵藤公雄	建築都市部長	仲谷正人
港湾部長	旭一夫		

小樽病院 事務局 長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局 長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広田 宰
社会教育部長	藤田喜勝
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局 長	厚谷富夫
庶務係 長	三浦波人
調査係 長	大門義雄
書 記	丸田健太郎
書 記	中崎岳史
書 記	橋場敬浩

事務局次長	土屋 彦
議事係 長	大野 肇
書 記	渡辺美和
書 記	牧野優子
書 記	山田慶司

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に大竹秀文議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第47号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

（24番、北野義紀議員登壇）（拍手）

○24番（北野義紀議員） 今期最後の定例会に当たり、一般質問を行います。

最初は、都市計画マスタープランです。

平成4年の都市計画法の改正で、「市町村の都市計画に関する基本方針」、いわゆる「都市計画マスタープラン」を定めることが本市にも義務づけられ、この2月12日の小樽市都市計画審議会で、都市計画マスタープランの原案が諮問されましたが、我が党は反対いたしました。

主な点について指摘し、市長の見解を伺います。

都市計画マスタープランの上位計画は、「基本構想」と、これに基づく「21世紀プラン」です。特に、都市計画上は、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、本市の「緑の基本計画」など個別計画の前提として、土地利用、都市施設、都市環境などの基本的方針と位置づけられています。確かに、都市計画案をつくる作業は小樽市かもしれません。だからといって、権限が小樽市にあることは別問題です。都市計画をだれが決定するかを見れば明らかです。本市の定める大事な都市計画は、知事の同意が必要ですし、知事の定めた都市計画に適合していなければなりません。本市の定めた都市計画と知事の定めたそれと抵触するときは、知事の定めた制度が優先します。このことは、都市計画の権限が市町村にないことを証明しているではありませんか。都市計画という本市の基本にかかわることで自治権がないことと、事実上、同じではありませんか。市長の見解を伺います。

第2は、築港地区の問題です。

都市計画審議会の議論で明らかになったように、現在の用途地域を土台にした再開発地区計画の下では、築港地区に市立小樽病院や短期大学設置は不可能です。地区計画などは、都市マスに即して決めるのに、「都市マス原案」では、築港地区における「再開発地区計画の計画目標に沿った土地利用計画を進める」とあります。我が党と市長の政治的立場は違いますが、仮に市長として築港地区の再生を図るとしても、21世紀プランを前提にした都市計画マスタープランでは、身動きできないのではありませんか。市長の見解をお聞かせください。

第3は、石狩湾新港背後地の問題です。

都市マスでは、石狩湾新港を石狩湾新港地域開発の核となる役割を担うとし、土地利用計画で今後の工業、流通の発展動向や社会変化を考慮した適正な配置を基本としています。

ところが、現実には、背後地を開発していた石狩開発が倒産し、民事再生法による再生計画案を札幌地裁に提出し、現行の土地利用計画は破たんしました。再生計画で資本金の減資と再出資、債権のカットがどのようにされようとも、また、どのような再建計画が作成されようとも、再建のポイントは、土地が計画どおり売れるかどうかにかかっています。

経済の高度成長を前提にした石狩湾新港地域の開発計画は、石狩開発の倒産により破たんしたことは明らかです。計画を中止し、この過大な計画を根本から見直さなければ、この地域の振興計画を都市計画マスタープランでどのように表現しようとも、小樽の発展になる都市計画にならないことは余りにも明白ではありませんか。市長の見解をお聞かせください。

第2は、「消防署所及び職員の適正配置計画の基本方針」について質問します。

平成9年6月策定の「新行政改革実施計画」で、消防出張所及び職員の適正配置計画を策定し、出張所の統廃合や消防団の活用を図ることがうたわれ、平成12年度には最上出張所が廃止されました。平成13年2月19日改訂の行政改革実施計画では、引き続き、適正配置計画を策定するとして、今年1月22日、我が党議員団に「消防署所及び職員の適正配置計画の基本方針」が説明されました。我が党は、市民の命と安全、財産を守るべき消防出張所の統廃合や、現場職員から人員不足を訴えられているにもかかわらず、その改善とは逆に、消防職員の削減を行う「消防署所及び職員適正配置計画の基本方針」取りやめを要求します。お答えください。

この立場から、具体的問題についても質問します。

まず、この2月1日、最上1丁目で発生した火災についてです。火災発生時、管轄の花園出張所のポンプ車は消火栓の除雪作業中でした。火災現場に最初に到着した消防隊は、花園のタンク車でした。次は、花園の除雪作業をしていたポンプ車です。今回の火災は通報が遅かったことありますが、最上出張所廃止に伴い、この区域を基本的にカバーした花園出張所から一番遠い最上地区での発生でした。ここで類焼したことは、今後の消火活動に関係住民から見て不安を抱かざるをえないものでした。この火災で4棟が類焼しましたが、なぜこうなったか、行革を進めた市長の見解をお聞かせください。

私がこの火災を指摘するのは、今回、議会にも説明された「消防署所及び職員の適正配置計画の基本方針」で、花園出張所のポンプ車1台を本部職員で編成するのに疑問があるからです。最上出張所を廃止したのに続いて、花園のポンプ車を本部職員で編成するとしていることは、今後、2月1日の最上の火災のような初動の遅れを常態化することになるのではないかという懸念です。花園のポンプ車を本部編成にすることは、1次の出動は花園から2台ではなく、本部編成のポンプ車は3次出動以降か、別命、特命出動にすると考えているのではありませんか。だとすれば、1次出動は手宮、長橋、勝納からと考えられますが、どう対応されるか、お聞かせください。

花園の消防が除雪その他の所外業務で出車している場合、花園勤務室に職員が1人もいなくなることになります。その場合、外来者の受付業務はどうするつもりなのか、市民サービス低下にならないのか、説明してください。

花園のポンプ車を本部職員で編成する問題の二つ目ですが、平日の夜、土曜、日曜、祝祭日は本部職員は勤務していませんから、ポンプ車の出動はできません。どの署所から出動させるのですか。年365日のうち、少なく見て110日は本部職員は基本的には不在ですから、事実上、花園出張所の1台減車と同じ影響を与えることになるのではありませんか、説明してください。

さらに、本部職員の残業は平均月10時間余りですが、本部職員が2次出動でポンプ車に組み込まれれば、本部職員の通常業務への影響、また残業時間はどのくらい増えると想定されておられますか、あわせて説明してください。

最後は、平和問題です。

世界と日本の平和問題の最大の焦点は、アメリカのイラク攻撃を許さないことです。アメリカ軍の準機関誌、

「星条旗」2月10日付けによれば、3年前、小樽港に入港した空母キティホークに、イラク攻撃のため、ペルシャ湾への出動命令が出たと報道されています。現在、イラク攻撃に備え、ペルシャ湾には30隻以上の米艦船が集結し、核兵器搭載可能な巡航ミサイル・トマホークを1,000発以上発射できる態勢をとっています。これらの艦船のうち、第7艦隊のイラク攻撃の指揮を執るブルーリッジの小樽の港湾施設使用を認めたこととはどういう意味を持つか、市長は入港に当たり、なぜ検討しなかったのか。我が党は、市長の態度は平和を願う世論への挑戦であると考えます。

さらに、日本は、平和憲法を持つ国です。この憲法にのっとった平和外交で、安保理事決議1441の尊重や、国連中心の外交努力で、アメリカのイラク攻撃の戦争行為を防ぐことを政府に求めることは、自治体の長として、また、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている小樽の市長として当然の責務であると考えます。市長の見解をお聞かせください。

次に、「星条旗」の報道によれば、キティホークに代わり、北朝鮮の動向をにらんで、原子力空母、巨大なカールビンソンが日本に向かっており、同空母が日本海で作戦を展開をするとのこと。こうなると、またも巨大な原子力空母カールビンソンの小樽港への入港も懸念されます。このことを市長は心配しないのですか。

さらに、現在、日本と北朝鮮、朝鮮人民民主主義共和国との間には、拉致問題、核兵器開発疑惑、ミサイル発射問題、過去の日本の朝鮮侵略の清算問題など、重要問題が横たわっています。これら重要問題は、昨年9月の「平壤宣言」の合意に基づき、国交回復を前提に、平和的な話し合いによって解決されなければなりません。

ところが、市長が、核兵器搭載可能艦であり、イラク攻撃の艦船の指揮艦でもあるブルーリッジの港湾施設使用を認めたことは、北朝鮮との平和的な話し合いにマイナス要素となることは明かです。みずからの態度決定に当たって、このことをなぜ考慮しなかったのか、この見解を求めるものです。

また、市長が2期目への立候補に当たって、自民党と協定を結んだ中に、安保条約の堅持をうたったと報道されています。最近、日本の世論は、安保条約反対が過半数を超えるに至りました。ソ連崩壊に伴い、それまでの安保条約必要論が成り立たなくなっています。安保条約に基づく、インド洋へのイージス艦派遣や、三沢、嘉手納基地の在日米軍が、イラク南部の、いわゆる飛行禁止区域で監視作戦を行っていることは、米軍司令部も認めています。安保条約が日本を守るためではなく、アメリカの戦争に日本を加担させるものであることが事実で明らかとなっているときに、あえて市長選に当たって安保条約堅持をうたったのはどういうわけですか、見解をお聞かせください。

再質問を留保して、終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 北野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、都市計画マスタープランであります。都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、その計画策定に当たっては、都市計画上の基礎的な単位である市町村の実情と立場が、じゅうぶんに尊重されているものと認識しております。北海道が定める都市計画についても、法律上、市町村が北海道に対し、案の内容について申出ができ、市町村の意見を聞いた上で、北海道都市計画審議会の議を経て決定されることになっております。「都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針」を例にとっても、あらかじめ市が作成した原案を基に、北海道とじゅうぶんな協議を行い、所定の手続を経て決定されたものであり、小樽市の実情と意向がじゅうぶんに反映されたものであります。このたびの都市計画マスタープランの策定に当たっても、市民アンケートや地域懇談会、小樽市都市計画マスタープラン策定委員会など、幅広い市民参加により小樽市が主体的に策定したものであります。今後は、北海道への通知と、市民への公表を行い、本市の都市計画に関する基本的な方針としたいと考えております。

次に、築港地区の問題であります。都市計画マスタープランでは、観光、歴史、レクリエーションゾーンとして位置づけ、親水空間と調和した文化、交流、生活サービス機能などの充実した魅力ある空間の維持、創出を図ることをこの地区の将来像としております。築港地区の土地利用につきましては、社会経済情勢の変化や市民ニーズに的確な対応をしていく必要があると考えており、今後、地区の地権者などの考え方を伺いながら、地区計画の土地利用の基本方針などの見直しを含めた検討をしてまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港背後地であります。この地域はこれまでも道央圏における流通・産業の拠点として企業集積が図られており、今後とも、当地域が北海道経済をはじめ、本市の経済活性化などに果たすべき役割は重要であると考えております。

都市計画マスタープランにおいては、「石狩湾新港地区の工業・流通ゾーンは、今後の工業・流通の発展動向や社会変化を考慮した適正な配置を基本とし、複合的な施設立地にも対応した土地利用検討をする」としており、今後とも関係機関と連携を図りながら開発を進めていく必要があるものと考えております。

次に、行政改革に関連して、消防署所及び職員の適正配置計画の基本方針であります。まず、基本方針を取りやめるべきではないかというご指摘はあります。このたびの計画は、消防環境の著しい変化に対応するため、消防力の低下や経費の増加を来さないで、近年の救急需要の増加に伴う救急車の増強などの市民ニーズにもこたえるためのものであり、新しい消防体制の構築に向けて段階的に実施してまいりたいと考えております。

現場職員が人員不足を訴えられているということですが、4週8休制導入の際に、有給休暇、祝祭日などを考慮した一定の職員数を配置しておりますが、中途退職については一時的なものであり、また、研修や長期療養の場合などには、出張所間の代勤により対応しているものであります。また、職員の削減については、ポンプ自動車と救急車との乗換え運用や、出張所の統合、支所体制の導入による職員の集中配置などにより、効率的な配置を図ったものであります。

次に、2月1日、最上1丁目で発生した火災であります。消防からの報告によりますと、留守宅から出火し、隣家から警察を通じて通報があったものであり、花園タンク隊が出動から4分後に現場に到着したときには、既に建物全面の外壁が焼け落ち、外部に火が噴出し、隣家に延焼している状況であったと聞いております。消火活動につきましては、ポンプ車7台により延焼防止に努めたものであります。隣接家屋の小屋裏や外壁の一部を類焼したものであります。

次に、花園出張所のポンプ車を本部職員で編成することですが、基本的には、火災出動に対する初動体制はこれまでどおりポンプ車4台で対応するものとしておりますので、初動に影響は生じないものと考えております。また、本部職員による消防隊の出動ですが、勤務時間中は花園出張所の現行の出動区分に従って出動するものとし、また、夜間、土曜、日曜などにつきましては、2次出動や特命出動を考えているところであります。

次に、出車時の花園出張所の受付業務であります。確かに、消火栓除雪などの所外勤務のために出張所が不在になることもあると思いますけれども、来庁する市民の皆さんにご不便をかけることのないようにじゅう

ぶん配慮してまいりたいと考えております。

次に、本部職員が勤務していないときの出勤は、1車減車と同じ影響ではないかということですが、本部職員の勤務していない夜間、土曜、日曜、祝祭日の出勤におきましては、隣接出張所のポンプ車を含め4台の体制をとることとしておりますので、減車にはならないものと考えております。

次に、本部職員の通常業務への影響であります。昨年の火災出勤77件のうち、花園出張所のポンプ車が2台とも出勤した火災は18件でありますので、特段、残業時間が増加するとは思われませんが、通常業務に支障を及ぼさないようにじゅうぶん配慮してまいりたいと考えております。

次に、平和問題でありますけれども、まず初めに、揚陸指揮艦ブルーリッジに港湾施設の使用を許可したことでありますが、寄港に当たって、その目的が休養、補給、友好親善を目的とした通常入港であることが在札幌米国総領事館から確認できましたので、これまで同様、艦船の種別に関係なく、当該艦船の核兵器搭載の有無について外務省等へ文書で照会を行うと同時に、入出港時の安全性、港湾機能への支障の有無について総合的に判断し、港湾施設の使用を許可したものであります。

次に、イラク問題であります。武力による解決を求めるのではなく、国際社会が協調して平和的に問題解決を図ることが重要であると考えております。この問題につきましては、現在、国連の場で審議されておりますので、ぜひ戦争に至らないよう願っております。

次に、原子力空母カールビンソンですが、ハワイ沖で演習中の同艦が朝鮮半島に向けて展開する可能性があるということは新聞報道で承知しておりますが、これ以上、具体的な動向については承知いたしておりません。

次に、ブルーリッジの寄港と北朝鮮との関連であります。今回の寄港は、補給、休養、友好親善を目的としたものであることから、北朝鮮との関係に直接影響を及ぼすものとは考えておりません。

次に、日米安保条約であります。我が国の安全を守るため極めて重要な条約である認識しており、冷戦終結後も不安定な国際政治環境の中では、引き続き尊重すべき条約であると考えております。

以上です。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 再質問します。

最初は、都市計画についてです。

まず、自治権の問題でありますけれども、市長の答弁は、小樽市が都市計画をつくる上で主体的にかかわっている、だから、これまで以上に小樽市は都市計画のマスタープランあるいは都市計画の策定に力を入れてつくったので、小樽市の考えが反映されているというお答えでした。

しかし、さきほども指摘しましたが、都市計画の案を作成する作業を小樽市が行うことと、都市計画を決定する権限が自治体にすべてあるかのように市長が答えていることは別問題です。法第13条、都市計画基準では何と書かれていますか。国の計画に適合するというふうな大前提がうたわれているのです。さらに、道路、河川、鉄道、港湾、空港、これらも国の計画に適合しなければならないとなっているのです。だから、北海道新幹線だとか、あるいは後志まで行く高速自動車道とか石狩湾新港とか、こういうことに小樽市の主体的な意見が反映する余地などないではありませんか。だから、自治権のことについて指摘をしたのです。まず、第1点目はこのことについてお答えください。

自治権問題の二つ目ですが、小樽市に即して言えば、石狩湾新港地域開発という国のプロジェクトに異議を差し挟む余地はありません。今、石狩湾新港の問題は、港の建設にしても、背後地の開発にしても、重大な危機に立たされているのです。こういうときに、都市計画マスタープラン、都市計画審議会に配られた45ページ、ここで石狩湾新港背後地区は、「今後の工業・流通の発展動向や社会変化を考慮した適正な配置を基本とし」というふうに書かれていますし、市長もさきほどこれを引用した答弁でした。しかし、そういうきれいごとを書いたって、国の決めたことを引き続きやるということが大前提なのです。そういうことで、小樽がいろいろ、市長がおっしゃるように、石狩湾新港の負担金4億6,000万円がこれ以上増えなかったら続けるのだということについてだって、今、大いに疑問が出されているのです。背後地の開発に至っては、また後でも指摘をしますけれども、重大問題です。こういう自治権の問題で、石狩湾新港にかかわって、市長は、都市計画マスタープランで小樽市の考えがそのまま通ると考えていますか、お答えください。

次に、都市計画マスタープランの築港再開発に関するただいまの市長答弁にかかわってですが、今、引用したように、都市マスの45ページを引用されて築港地区の土地利用について答弁されました。

しかし、この2月12日の都市計画審議会では、都市計画のマスタープランでどのような表現を使おうと、現在の用途地域の下では、私ばかりではありません、他の委員の質問に対して、理事者側は、新築する小樽市立病院は築港地区には建てられない、そうはっきり答えています。それから、短期大学も設置できないというふうに答えているのです。私と市長とは政治的立場は違いますが、築港再開発計画、都市計画マスタープラン、基本構想、21世紀プランでどういう柔軟な表現をしても、今、言った用途地域の問題がある限り、この用途地域というのは実効性があるわけです。実態を伴っているわけですから、市長のさきほどのような答弁で何か変更が可能であるかのような幻想を抱かせることはうなずけません。用途地域で規制が厳しくかけられていることを市長は意識的に隠して、現行制度の下でも、都市計画マスタープランでああいうふうにうたえば、あたかも築港地区が再建できるかのような印象を市民に与える答弁で、納得できません。

土地利用計画の変更ということもおっしゃいましたが、具体的にどういうことを指すのか、あわせてお答えください。

次は、新港問題に関してです。

市長の答弁は、石狩湾新港背後地について、今後、工業・流通の発展動向や社会変化を考慮した適正な配置が基本だと述べています。

そこで、伺いますけれども、工業・流通の発展動向というのは、景気の回復が図られ、背後地に企業が進出することが大前提で、この見込みがない限り、石狩開発の再建はできないのではありませんか。小泉内閣の進める現在の経済政策の下で、見込みがないと私は考えますが、市長の見解を求めるものです。

続いて、社会変化を考慮したと書かれていますが、これはどういうことを意味するのですか。計画が実態に合わなくなったら、一般的には、変更、発展させるということはそのとおりです。しかし、今回の問題は、単に自然に計画が実態に合わなくなったのではなくて、市長の進めた計画が失敗したからこういう事態に陥ったのではないですか。だから、新港背後地の土地利用計画は経済の高度成長を前提にした大規模なものですから、これが破たんしたという認識で、土地利用計画を抜本的に見直すということをしなければ、都市計画でどうしよう、小樽の発展につながる都市計画にはならないのではありませんか、お答えください。

次に、消防署所及び職員の適正配置計画の基本方針について伺います。

まず第一は、消防出張所の統廃合や消防職員の削減は、市民の安全と財産を守る上から後退するものだから

やめるべきだと私は提案しましたが、市長はそうならないというお答えでした。加えて、今の答弁を聞いていたら、適正配置計画は、何か、消防体制、市民の救急体制に合致したかのような、そういうことに合わせた適正配置計画だと。そして、具体的に言ったのは救急体制だけです。私は、救急車の出動が5,000件を超えるに至っているから、当然、塩谷や朝里に救急車を増車して配置して、救急救命士も研修を積んで配置して、市民の要望にこたえるのは当然だと思うのです。一刻も早くやるべきだと思うのです。

しかし、問題は、私が指摘したのはこのことではなく、火災などの消火体制に関することで後退にならないかというふうに伺ったのです。具体的問題で指摘しますので、お答えください。

消防出張所の統廃合で、火災現場に到着する消防自動車の台数は従来より少なくなることは否定できませんね。さきほど引用した2月1日の最上の火災のとき、付近住民は、最初に到着したのは1台だと。洗心橋に消防署があったときは2台だったのにと、初動消火体制の弱まりを指摘しているのです。それでも後退にならないというふうにおっしゃるのですか。火災現場に到着する消防自動車の時間は、そんなに変わらないかもしれません。しかし、台数は明らかに違うのです。これが後退ではなくて何ですか。これが市民の消火活動に対する要望に合致した適正配置計画だとおっしゃるのですか、お答えください。

また、影響がないようなことを言いますから、具体的に消火栓の除雪の問題で伺います。

今年は、去年より雪が大変多いのです。ですから、市長として、市内の消火栓の総数、今年ばかりではなく、毎年、冬になると、火災現場に近い消火栓が積雪で雪に埋まっていて、消防隊員が到着したときにスコップで除雪しないとホースをつなげないという消火栓があるのです。これがどれくらいあると市長は認識されていますか、お答えください。

次は、花園のポンプ車の編成を本部職員で対応するというのは、花園を、事実上、1車減らすのと同じではないかという指摘に、ほかの出張所から4台確保されるから変わりはないのだとおっしゃっています。すり替えなのです。私は、花園は、事実上、1車減車にならないかと聞いているのです。到着時間は違って、4車という頭数はそろいます。しかし、花園から出る車が1台減ることだけは間違いないのではないのですか。花園から4車一斉に出るなんていうことではありませんから、これは、答えがあったように、花園の1車減車を否定していることにはなりません。減車ではないというふうにあくまでもおっしゃるのだったら、花園のポンプ車をどうするのか、具体的に説明してください。

消防の最後の問題ですが、基本方針に具体的に書かれていませんけれども、我が党への説明のときに、長橋出張所と塩谷出張所を統合する計画であるということを口答で説明していました。長橋の出張所と塩谷の出張所を統合して一つにした場合、1次出動の消火体制にどういう影響が出ると考えておられますか。

また、さきほど消火栓の総体について除雪の問題で伺いましたが、長橋出張所の消火栓の所管の数と冬に埋まっている数は幾らかということも併せてお答えください。

次に、平和問題です。

市長は、私の質問は丁寧に聞いておられたと思うのですが、安保条約の問題で必要だというふうにおっしゃいますけれども、さきほど指摘したのは、ソ連があるときは、ソ連が攻めてくるからアメリカが安保条約で守ってくれる、こう言っていたのです。それが、ソ連の崩壊によってそれまでの大義名分が崩れてしまって、弁明のしようがなくなっているのです。今、だから、テロだとか、ならず者とか、いろいろなことを口実にして安保条約の必要性を言っているのではないのですか。市長として、いったい安保条約が必要なのはどういうわけなのか。

これは、具体的には、国政の問題ではなく、市長選挙に当たって、自民党と市長が協定を結んだ中に安保条約堅持をうたったと報道されているから聞いているのです。この点についてお答えください。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） たくさんあって書き取れないものですから、漏らしているのかもしれませんが、私と担当部長の方でそれぞれお答えしたいと思います。

一つ目は、自治権の問題です。

確かに、流れから見ると、道の都計審で決定されます。そういう面からいったら小樽市の立場はどうかということとはちょっと疑問が残りますけれども、道へ上げる段階までには道とも相当調整をしております、小樽市の意見というのはその中にじゅうぶん反映されているというふうに思っておりますので、そういうご心配はないのかなというふうに思っております。

それから、新港の背後地の問題で、国の決めたことをやるのかというようなお話だったと思います。現在、石狩開発がああいう状況になりましたので、どういった再生をするかという議論がいろいろあったようですが、基本的には、道としては、引き続きあそこの開発をしていくことが北海道の経済のためにもなるだろうという判断の下で進めていくということで、再生計画案を出したわけでございます。その中で、いろいろお話がありましたように、こういう景気の状態ですから、土地が直ちに売れるかどうかという問題があります。しかし、売るのもそうですけれども、今の状況に合わせて土地をリースしていく、そういったことも含めて進めていこうということでございますので、少し様子を見たいと思います。

また、小樽市の考えが通るのかということでございますが、小樽市ばかりではなく、広域的に仕事を進めているという新港背後地の問題でありますので、それは、北海道全体といいますか、道央圏全体の中で取組を進める必要があるだろうと。全体を見渡して、あそこを引き続きどう開発していくのかということが大きい課題だと思いますので、それはそれで一つの方向性だと思います。

それから、築港の問題で、病院とか大学が建てられないというお話がございました。さきほども申し上げましたとおり、地区計画の見直しの中で、必要があればそういったものの見直しはしていこうということで考えております。

それから、新港背後地の適正な配置が基本だというふうにお答えしましたところ、ちょっと質問の趣旨がわからなかったので、担当の方から答弁をさせます。

それから、政策の失敗だというふうにおっしゃいます。確かに、計画自体は、成長時代につくった政策であります。昭和45年から47年くらいにできた計画ですから、時代に合ったのかどうかということもありますが、確かに、当時としてはずっと右肩上がり、土地も相当売れて、今は既に700社くらいの企業が操業しているという状況の中で、バブル崩壊後にこういった経済状況になって、今は土地が売れていないと。そんなこともありますので、現在、担当者、道、市町村含めて、土地利用についての見直し作業を進めているという状況ですので、それはご理解願いたいと思います。

それから、消防の問題は消防長の方からお答えしますが、安保条約の問題でございます。

私は、基本的には必要だというふうに申し上げました。今問題になっているのは、北朝鮮からいつどんな弾

が飛んでくるのかということが問題になっています。今の日本の自衛隊でそれを撃ち破ることができるのかと
いったら、そういう防衛能力がないのだということで、では、日本はどうするのかというときに、やっぱりア
メリカに頼らざるをえないのではないかなというふうなお話があります。したがって、やはりアメリカ軍に
防御してもらうということが当然必要ですから、安保条約は必要だろうというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 消防長。

○消防長（広田 宰） 北野議員の再質問にお答えいたします。

最初に、初動態勢で車が減るのではないかとということでございますけれども、現在、第1次出動4台とい
うことで、さきほど市長が答弁いたしましたけれども、これまでどおり4台の出動態勢は維持したいとい
うことでございます。

それから、消火栓がどれくらいあるかということでございますけれども、現在、消火栓は約1,600基くらい
ございます。そのうち、埋もれるおそれがあるという消火栓というのは、だいたい1割近くで130基ほどとい
うふうに押さえてございます。

それから、花園出張所の体制を本部で編成することによって1台減車になるのではないかとござい
ます。そこだけを見ると1台減車ということでございますけれども、やはりこれは消防体制全体を見るわけ
でございますので、4台体制というものを維持するということです。さきほど言いました最上のところでは2
台出てくるということで、当然こちらからも2台出ていくということでございますので、変わりはないと考
えてございます。

それから、長橋と塩谷の統合の問題ですけれども、これは、消防体制の1次出動でどう影響するのかとい
うことでございます。まだ詳細にうちの方で検討してございませぬけれども、当然、消防体制というのは維持し
ていくし、それぞれの出張所からの出動体制というものも変えていかなければならないと思いますので、影響
はでないものというふうにうちの方では考えております。

それから、長橋の消火栓でございまして、現在151基でございます。埋まるおそれがある消火栓はだ
いたい39基程度と、そのように考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 建築都市部長。

○建築都市部長（仲谷正人） 北野議員の再質問にお答えいたします。

新港の背後地の土地利用についてお尋ねがございました。さきほど市長がご答弁申し上げましたように、こ
の背後地域につきましては、工業・流通機能の向上を目指しまして、土地の有効活用、それから企業立地の促
進のため、より弾力的、複合的な土地利用やプロジェクト推進にも対応できるように、関係機関と連携を図り
ながら土地利用の見直しを検討していく必要があるかと思っております。それに当たりましては、この地域
の土地利用計画の見直しを踏まえまして、工業・流通という土地利用計画を基本としながらやっていきたい
と思っております。

また、社会変化の考慮についてという部分のお尋ねがございましたが、現在、かなりの数の企業等が張りつ
いてございますが、それらの生産・流通機能を支援、補完するといいますか、立地をされた企業や就業者、労
働者の利便性を考慮するための医療や物販などの便利施設とか、今後、今求められております新しいエネルギ
ーに対する需要、それからリサイクル等についての需要もございます。そういうような社会状況に合わせて土

地利用の見直しというものも検討していく必要があるかと思っております。

以上です。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 最初に、都市計画マスタープランの問題で伺います。

最初に、市長にお尋ねしますが、築港地区の問題で、地区計画を変更する、そして対応すると答えました。私は、再質問でも聞きましたが、都市計画とは別に、用途地域の網がかかっているのですよ、工業地区で臨港地区だったのですから。そこのところを変えないと、地区計画を変えて現在建てられないというものは、そのまま建てられないということになるのではないですか。違うのですか。用途地域をそのままにしていなくてもできるのですか。

そうしたら、都市計画審議会で、理事者側が私やほかの委員に説明したことは嘘だったのですか。どちらが本当なのですか。はっきりさせてください。

用途地域がある限り、地区計画を変更しても、病院だとか短大は建てられないと都市計画審議会で説明したでしょう。だから、私は聞いているのですよ。

市長の再質問に対する今の答弁は、地区計画を変えれば、何か建てられるかのような話だから、用途地域をそのままにして建てられるのですかと。建てられるのであれば、都市計画審議会で説明したことが違っているということになります。都市計画審議会には市議会議員の方も入っておられますので、そのあたりをもう一度説明してください。私の質問はこれが再々質問で、あとはできないからといって適当に逃げないでください。

次に、石狩湾新港の問題でる説明がありましたけれども、背後地の開発の問題です。

高度成長が破たんして、こういう経済状況になった、売れなくなったと。そこで、ただそれだけで手をこまねいたわけではないのですよ。道や小樽市が土地の価格を下げるために一定額を負担してまで安売りしても売れなかったのですよ。そこを、今度はリースにする、貸し付けるからといって、今の経済状況の下で企業がどんどんと張りついてくるといことになるのかという問題です。見通しがいいからこそ、簡易水道が赤字だといって、新たな負担を持ち出してきているのではないですか。

だから、私は、これを見ると、やはり、石狩湾新港の背後地の土地利用というのは過大な計画だったのだ、これが破たんしたというのが最大の問題だ、そういう認識に立たないで、土地利用計画を、今、市長をはじめ、理事者がる説明されたいろいろなことを言っただけで、そこを主体的に開発する石狩開発の再建なんていうのはありえないのではないですかということを申し上げているのです。小樽市のお金の問題もかわるわけですから、わかるように説明してください。

次に、消防の問題です。

消防長に伺いますけれども、今の答弁を聞いていましたら、消火栓の総数 1,600余りのうち、1割ぐらいは使えないと。これは埋まるおそれがあると言いましたか、何かそんなような表現でしたね。これは、聞くところによれば、除雪だとか、目の前の家の雪が落ちて埋まるということで使えない。だから、消防自動車に除雪用のスコップも人数分を積み込んで出勤するから影響がないような説明をしていますけれども、これは笑い話ですよ。長橋の消火栓の数は 151とお答えになりました。そのうち、4分の1が埋まっているのですよ。

土木部長に伺いますけれども、市道に面している消火栓で、消防隊員が消火栓を除雪した後、あなた方が除雪して、埋めてしまって使えなくしている消火栓はあるのか。

市道、これは土木部長に答えてください。あわせて、道道、国道はないのかということです。ないというのであれば、消防長の答弁はうそになりますからね。1割近いのは、家の落雪と除雪によって使えないと言うのです。

だから、私は、消防隊員が現行の人数でも、合間を縫って、午前とか午後に出動して管轄の消火栓の除雪をしているけれども、間に合わないのですよ。これがポイントではないですか。そういう状況のときに、さらに出張所の統廃合で消防署を少なくしたり、人員削減していったら、消火栓の除雪などに見られる消火体制を確保することができるのかということを聞いているのです。これが一つです。

それから、二つ目です。

消防長のお話ですと、初動消火体制に影響はないとおっしゃるけれども、私はそうは思いません。理由はさきほど指摘したとおりです。

そこで、花園その他で、例えば本部の職員で編成したら1次出動に間に合わない。だから、特命出動などをかけてやるというのでしょうか。しかし、本部の職員は、土曜、日曜、祝祭日、正月休みなど、休日はだれもいないのですよ。そのとき、花園のポンプ車を出動させるのにどうするのですか。あなたの答弁は、ほかの消防職員を動員するのでしょうか。職員を減らして、更に仕事量を増やすのだから、当然、労働強化になるのではないですか。そういう矛盾はどう説明されますか、お答えください。

それから、救急自動車の増車は、朝里と塩谷に配置するということです。市長が胸を張って救急の市民要望におこたえになるということなのですが、いつ職員を研修し、いつ塩谷、朝里に配置するのか。朝里は、今のままだったら、消防自動車、救急車は配置できませんからね。救急車を配置した場合は、車庫をつくって、消毒もきちんとするという体制は必要なのです。今の状況だってお粗末なのに、これはどうするのですか。市長が胸を張って言うだけに、救急自動車の配置計画について、救急救命士を含む救急隊員の配置はどうするのか。消防職員を減らして、そちらへ回すということなのかどうか、併せて説明してください。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 最初に、新港の背後地の開発の問題でお答えします。

さきほども申し上げましたが、石狩開発の破たんという問題がありました。したがって、その破たんに伴って、あそこをどうしていくのか、このまま破たんにして終わってしまうのかという議論と、何とか再生をさせて引き続き開発を進めていくのかというような二つの問題があったと思います。結局、選択したのは、引き続き開発をしていこうと。今まで多額の投資もしてきたというようなことで、改めてもう一回、土地を売るのも一つの方法ですし、さらにまた、自立という方法もあって、そして、道央圏の流通拠点、工業立地の拠点として引き続きやっていこうと、その方が得策ではないかというような判断から、今回、再生計画案で示されているわけでございます。その方針については、我々としても、小樽市地域にも相当の企業立地がされているわけですから、引き続き、小樽市としても開発に協力していく、支援していくというようなことで考えているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 建築都市部長。

○建築都市部長（仲谷正人） 北野議員の再々質問にお答えいたします。

都市計画審議会におけるご説明でのご指摘がございました。私どもは、何回か、都市計画審議会の方で都市マスについてご審議いただく中でこの件につきましては説明してきたつもりでございますけれども、単純に都市計画法上の用途地域上では、学校とか病院というのは建設できないということになってございます。それは、都市計画用途地域上でございます。

ただ、現在でも建てられておりますように、例えばホテルとか映画館、これにつきましても、用途地域上、工業地域ということであれば建設は規制されてございます。その用途地域というベースがございしますが、その上に再開発地区計画という計画をかけることによって、その規制を外して、ホテルや映画館というものを建てられるということでの取決めが再地区の中身でございます。つきまして、そうしますと、学校とか、仮に病院ということのお話があった場合には、ホテルとか宿泊施設と同様に、再開発地区計画の見直しを、その再開発地区計画の中に土地利用の方針というものがございします。その方針の中のゾーニングの部分につきまして見直しをすることによりまして、これは、所定の都市計画審議会なり建築基準法上の手続がございしますが、見直しをすることによりまして、ベースが工業地域でありましても、学校とか病院というものが建てられるようになるわけでございます。

このことにつきましては、再開発地区計画というものの手法によりまして可能ということで、都市計画審議会でご説明してきたつもりでございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 土木部長。

○土木部長（兵藤公雄） 北野議員の再々質問にお答えいたします。

私どもの除雪によりまして使えなくなる消火栓があるのかというお尋ねでございますけれども、それとともに、国道、道道はどうなのかというお話でございます。

私どもは、除雪作業業務に当たりましては、まずは事故を起こさないようにということが第一条件としましてお話ししてございます。除雪作業に当たりましても、例えば消火栓、ごみステーション、砂箱等には雪をかぶらないように、そういったことに注意しながら作業を行うように業者の方にも指導してございます。直営部隊においても、同じくそういったことに注意しながら作業を行っております。

今お話がございましたように、使えなくなるものがあるのではないかと、埋もれるものがあるのではないかとというお話でございますけれども、今お話しのように、私どもとしては注意してやっておりますので、除雪後、降雪があった場合には、若干埋もれるというか、使えなくなることはないのですが、雪が降って多少かぶることがございます。私どもとしては、除雪の作業によって使えなくなるという除雪のしかたはしてございませんので、さきほど消防長の方からお答えしたのは、そういう意味ではないのではないかと私も理解してございますけれども、作業としては、今お話しのように、消火栓に雪がかぶらないように作業をやってございますので、そういうやり方ではないと。私どもはそうやってございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 消防長。

○消防長（広田 幸） 北野議員の再々質問にお答えいたします。

花園出張所の車両が、休日の場合、本部編成できないので、間に合わないのではないかとということでござい

ます。

当然、本部員で編成いたしますと、休日の時には1台減ることになります。そういった場合、さきほど市長からもご答弁しましたけれども、隣接の出張所からの補完体制をとるということを原則として進めてまいりたい、そのように思っております。

それから、救急車の増車の関係でございますけれども、いつ配置するのかというご質問だったように思います。現在、救急救命士ですとか、いわゆる救急隊の養成を第一番に考えてございます。それで、これからの基本計画は、我々は10年をめどにしたいということを考えてございますけれども、今の段階で計画年次を示すことはできません。ぜひ実現してもらいたい、そういうふうに思っておりますけれども、年次まではお示できない、そのように思っております。

(「議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 私は、再々質問までしか権利がありませんから、もう質問できないのですよ。だから、ちゃんと答弁をしてほしいという要望をしてあるけれども、お答えになっていないのがあるのです。

例えば、消防本部の話では、消火栓が埋まっているのは1割くらいありますと。理由は屋根からの落雪や除雪によるもので使えなくなると。土木部長はそんなことはしていないと。国、道については答弁漏れですよ、どうなっているか。国道、道道についてはどうなっているか、答弁がない。

それから、土木部長の言っていることが本当だとすれば、消防本部が私に説明したのは違っているわけですから、そういうことも指摘しているのに、かみ合った答弁ではないのです。

これは、議長として、きちんと議事進行として受け止めていただいて善処方をお願いしたい。

○議長(松田日出男) 土木部長、国、道の関係はどうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 土木部長。

○土木部長(兵藤公雄) 大変失礼しました。

市道のことについては、さきほどお話ししたとおりでございます。国道、道道につきましても、私どもの除雪の中で一部ラップするところについては、さきほどお話ししたように、市の方の除雪作業の中では、消火栓とか、さきほどお話しした施設については、じゅうぶん注意してくださいという話をしてございます。私どもも、道道、国道の作業内容については、直接、管理者に聞いたわけではございませんけれども、請け負っている業者なんかの話を聞きますと、やはり私どもと同じような考えを持ちまして、当然のことながら、そういった公共の施設については、それに雪をかぶせるという除雪のやり方はされていないというお話を伺っております。

以上でございます。

○議長(松田日出男) 北野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○23番(武井義恵議員) 私たち市議会議員の任期も最後となる平成15年第1回定例会に当たり、今議会をもって勇退される各議員に対し、これまでご指導を賜りましたことを心からお礼を申し上げ、一般質問を行

います。

今議会は、私ども市議会議員4か年の総決算の議会でもありますので、これまでの議会で取り上げながら、し残した問題などを中心にまず取り上げて、心の整理をいたしたいと存じます。

私は、平成12年第4回定例会で、於古発川の2級河川昇格について、その見通しをお尋ねいたしましたところ、市長は、治水対策の強化や中心市街地の活性化支援のため、引き続き実現の方策を探らねばならないと考えておりますが、都市計画道路、花穂中央線との調整をはじめ、占用物件や路上駐車場の取扱いなど課題が山積みしており、現時点では、2級河川への昇格も含め、短期的に実現可能な状況にはないとのこと答弁でありました。

そこで、お尋ねいたしますが、花穂中央線との調整とはどのようなことなのか。更に加えて、短期的に昇格は実現可能でないとのことですが、見通しはあるのかどうか、短期的とはどれほどの期間を意味するのか、お答え願います。

次に、小樽市が平成12年度に予定していた市道の側溝整備のうち、高さ1メートル以上の石垣が隣接する43路線を調査した結果、20路線が要注意で、中でも8路線は危険が大きく、このままでは整備に着手できないと私にご答弁をいただいております。

さらに、この危険な8路線について、土木部は、石垣の所有者と話をして改修をしてもらうか、又は危険箇所を避けて工事を行うかなどについて慎重に検討したいとも述べられておりました。私は、これらの路線についての対応を迫ったところ、石垣所有者に改修要請を行った結果、所有者の理解を得て改修されたもの2路線、一部未改修区間を外して側溝工事を実現したもの4路線、全線見送りしたもの2路線であり、改修されたもの以外の6路線については、平成13年度以降、所有者との協議を進めていきたいと市長答弁にありましたが、その後、所有者と協議した結果と今後の対策をお示してください。

また、第二病院のナースキャップ不たい帽と関係規則や条例などの解釈についてもお尋ねいたしました。その質問の趣旨は、同一市長の下で、適用除外条例のないまま、市立病院だけがかわり、第二病院では貸与された被服を一方的に使用しないことは服務規定違反ではないのかと質問しました。これに対し、被服貸与規則は、業務を遂行する上で職員に被服の着用を求めるものではなく、貸与を行う職員の範囲や貸与物品の品目、数量等について定めたものである。したがって、規定に違反するものではないとご答弁されております。

それならば、第二病院の未着用の試行を終了したのはいつですか。そして、被服貸与規則のナースキャップ貸与のところに「第二病院は除く」と改正されたのはいつですか。規則のナースキャップ貸与のところに、今も申し上げましたように、「第二病院は除く」と、規則を開いてみると明らかに書いてあります。違反でなければ改正する必要はなかったのではないかと思いますのですが、いかがですか。

さらに、不たい帽ながら、なぜ貸与するのかという私の質問に、外出するときにかぶるからとその理由を述べておられましたが、現在はどうかされておられるのですか。看護職員の職位の表示はどう区別されているのか。また、貸与された被服は着用を求めるものではないと答弁されておりましたが、このご答弁は確認いたしたく存じますので、明確なご答弁をお願い申し上げます。

次に、平成13年の第1回定例会でお尋ねいたしました中で、塩化ビニールを含めた廃プラスチック類や発泡スチロール等の処理についてお尋ねいたします。

私は、この問題について、民間資本の導入、それは、単独業者ではなく、共同企業体による処理施設を寅吉沢埋立地などに計画してはどうかとお尋ねしたことに対し、市長は、現在は廃プラなどを含めた廃棄物は埋立

てをしているが、民間業者による処理施設設置の動きもあるので、民間の動きを把握するなど今後の研究課題にしたいとご答弁されております。

確かに、その後、民間資本といっても、単独業者によって石狩の地に発泡スチロールや廃プラなどの処理施設が設置されたと同っておりますが、処理費が現在の埋立てより8倍ぐらいになるとの業者の見解であります。

しかし、処理費が高いといっても、限られた会社しかないため、その民間業者にゆだねる以外に方法がない中で、小樽市が今年の4月1日より埋立搬入規制となるため、どうしてもその民間業者、すなわち石狩に持っていかなければならず、困っているとのことであります。

民間会社へ、廃棄物処理に向け、環境部は、運搬業者に対し、処理料金の変更が必要な場合に当たっては、排出業者に理解が得られるようじゅうぶんな協議をせよとの趣旨のことまで指導しておられるとも伺っております。市長答弁にあったように、今後の研究課題とは、このようなことであつたのでしょうか。それとも、何か違った方法を考えておられるのかどうか、お答えください。

同じく、平成13年第1回定例会では、除雪対策について、「うるおい 生活・快適プラン」の大綱を通じてお尋ねいたしました。これは、同大綱の中では、除排雪体制の充実については、排雪を重点にするとあります。

しかし、私は、その前に、除雪の3種の5の雪割り路線の制度の見直しを求めてまいりました。これに対し、現行の除排雪水準の路線区分は必ずしも実態と合っていないところもあり、今後、その基準を明確化した体制の充実に努めたいとお答えになっておられました。

この基準の問題については、現在まで既に3か年が経過している今日ですが、どのような基準の明確化を図られたのか、お答えください。

次に、平成14年第1回定例会の質問で、石狩湾新港の名称変更について市長のご見解をお尋ねいたしました。この問題は、既に他党の代表質問においてありましたが、私は2月21日に通告をいたしておりますので、質問をいたしたいと思います。

そもそもこの問題は、平成14年2月19日の石狩湾新港管理組合の第1回定例会で、同港の名称を「札幌港」にすることに掘知事が前向きな姿勢を示したことに端を発したものであります。その理由には、国内外のポートセールスで知名度の低さに苦慮しているとして、港名変更することは、石狩湾新港の振興策の一つであるとの認識から論議されたとのことであります。

私は、この問題について、市長に断固たる反対をするようにご要請申し上げました。市長ご自身も、ご答弁の中で、港の名称については、石狩湾新港管理組合設立の経過の中で、北海道、小樽市、それに当時の石狩町の3母体により論議されて今日に至っており、国など関係機関や議会をはじめ、本港にかかわる団体など、各方面のご意見を伺いながら、慎重に対象しなければならないとご見解を述べられております。

しかし、今年に入ってから、同港を「札幌港」に変更しようとする動きが本格化してきたと報じられております。それは、本年1月下旬に開かれた小樽市の小坂助役を含む4人による管理運営部会で、港名変更を協議した結果、正式な港名変更には規約改正など複雑な手続が必要なため、当初は知名度の高い「札幌」を入れた通称使用を検討することとしたとのことであります。

私は、昨年の質問で、「ひさしを貸して母屋を取られる」ことのないようにとご忠告申し上げましたが、当面の処置としての通称「札幌」を入れることの検討は、結果として母屋を取られる地ならし行為であると思われません。これがもし実現すると、小樽港の衰退はますます進むとしか思えないのであります。その上、小樽市は負担軽減のため、札幌市が新港の管理者に加わることや、小樽港をも道と共同管理するなど、抜本的見

直しを働きかけることまで既に検討されているとのことでありますが、事実でしょうか。事実とすれば、大変危険な行為であると私は思いますので、その真偽のほどをお答えください。

一方で、石狩側の市長をはじめ、政財界のトップまで既に賛意を表しているとのことであり、堀知事も積極姿勢を示されているとも伺っておりますので、小樽市として慎重に対応されるようご要請申し上げるとともに、市長の胸のすくようなご答弁を求めるものであります。

次に、雪あかりの路について気づいたことを二、三述べますので、今後の参考にしてほしいと思います。

その一つは、車対策であります。

観光客をはじめ、歩行者の流れは、浅草緑山手線から市道於古笈川通線方面に向かい、さらに於古笈川通線の左側に沿って臨港線から運河へと流れる人波が最も多いように感じました。しかし、車の通行は、於古笈川通線の左右に沿って通行可能となっております。歩行者のほとんどは、さきにも述べましたように、運河に向かって左側を通行しており、その人波をかき分けてハイヤーや一般乗用車も走行しており、全く危険なこと極まりありません。せっかく小樽の雪あかりの路を見にきていただいた中で、けがなどされては大変であります。次回からは、於古笈川通線の左側は車を通行止めにしてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。実行委員の方々のご相談してほしいと思いますので、ご答弁のほどをお願いいたします。

次に、雪捨て対策であります。臨港線のすぐ手前の於古笈川の右岸寄りには、大量の雪が捨ててありました。ここは、雪捨て場の指定になっているのでしょうか。観光客の方はどのように感じてお帰りになったことでしょうか。それだけでなく、於古笈川の沈砂池は汚物で満杯であります。したがって、於古笈川への雪捨ては、ぜひとも川沿いの方々に自粛していただくようご要請すべきだと思いますが、いかがですか。川をきれいにしようという看板が泣いてしまいます。市長のご答弁を求めたいと思います。

次に、雪あかりの路に、砂散布がなされておればと感じました。小さな子どもさんやお年寄りの方々は滑って大変だと思います。したがって、少量でもけっこうですので、会場には砂散布をして、見学客の安全を考えてほしいと思いますので、ご検討していただくようご要請申し上げます。

次に、肢体不自由障害者の駐車場対策について、市長のご見解をお伺いいたします。

関係者のご努力により、市役所構内の駐車場には障害者用駐車スペースが確保されており、障害者に大変喜ばれております。

しかし、残念なことに、小樽病院の駐車場には、狭いことなどもあり、肢体不自由障害者用の駐車スペースが確保されておられません。障害者には、内臓疾患によるもの、視聴覚障害者など、さまざまな障害を持っておられる方がいらっしゃいます。しかし、歩行困難な方の駐車場対策は、外科及び整形などの診療科目を持つ病院としては必要不可欠であると思います。歩行困難な障害者には、駐車禁止の道路でも駐車可能な証書が付与されておりますが、小樽病院前の道路には一般患者の車でいっぱいであり、かつまた、待機しているハイヤーの前方に駐車すると、どなられることもあると伺っております。

したがって、どうしても病院構内の駐車場に障害者用駐車スペースの確保ができなければ、警察などと相談し、量徳小学校横の道路を含めて、診療時間も考慮し、一定の時間を定めるなどして対策を講ずる必要があると思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

今、バリアフリーの声が叫ばれておりますが、エスカレーターや段差の解消のみではなく、このような駐車場対策も障害者に対する愛の手を差し伸べる重要な施策であると信じてやみません。前向きなご答弁を期待して、次の項に参ります。

次に、町内会費から神社など宗教団体への寄附金問題について伺いいたします。

この問題は、昨年4月の佐賀地裁判決に端を発したものであり、小樽市内の町会にも波紋が広がっているとのことであります。小樽市は、各町内に年間総額1,100万円の助成を総連合町会を通じて支給いたしております。したがって、税金の一部が特定宗教団体に間接的ながらも付与されているところから波紋が広がったものと考えられます。

これに対し、市民部は、神社のイベントの要素もあるが、誤解を招く部分もあるので、総連合町会と相談しながら考え方を整理していく必要があると、2月上旬段階でマスコミに見解を述べておられることが報道されております。その後の経過と今後の考え方が決まったのかどうか、お答えください。

再質問を留保して、私の質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 武井議員のご質問にお答えいたします。

於古笈川の2級河川昇格について、何点かお尋ねがありました。

まず、花穂中央線との調整についてであります。於古笈川の改修に当たっては、河川のいっ水対策や親水性と併せて、寿司屋通や商店街、運河への車両や歩行者の安全確保など、河川と道路機能の一体的な整備が必要であり、事業手法や実施時期などを総合的に検討し、道路事業と河川事業の調整を図りながら工事を行わなければならないという考えであります。

次に、2級河川昇格の見通しであります。於古笈川の2級河川昇格につきましては、従来より北海道に要望してまいりましたが、北海道からは、小樽市が要望していた国道から下流約700メートルだけではなく、最上橋までの約3キロメートルの上流区間の市街地に沿った改修区間の設定と、工法の検討や、河川管理上、支障となっている妙見市場の建物や市営駐車場の整理などの課題が挙げられております。これらの問題解決や、改修区間の拡大による占用物件の処理や用地取得を含め、地元の理解を得るにはまだまだ時間のかかる問題が山積しており、現状では2級河川への昇格は非常に難しい状況にあるものと考えております。

次に、平成12年度に側溝整備を予定し、見送った路線のその後の対応と今後の対策であります。その後の対応といたしましては、道路パトロールの中で、石垣の状況を目視で確認するとともに、所有者にも石垣の改修等の意向について確認を行ったところ、改修費用がかさみ、早急に着手することは困難であるとのことであります。このようなことから、側溝整備につきましては、今後、土地利用の変更や工法の検討などにより、工事の安全性が確保された場合には整備を行うとともに、既存の石垣の安全対策についても指導してまいりたいと考えております。

次に、第二病院のナースキャップであります。未着用の試行は平成10年4月から実施し、平成13年2月に終了しております。また、被服貸与規則の一部改正は、平成13年2月16日付けで行っております。

次に、違反がなければ規則改正は必要なかったのではないかとのご指摘ですが、試行期間が終了し、未着用を本格的に実施するに当たり、規則の一部改正を行ったものであります。

次に、看護職員の職位の表示方法であります。試行段階よりネームプレートを色分けして表示しております。被服貸与規則の解釈であります。被服貸与規則上は、貸与を行う職員の範囲や貸与物品の品目、数量等

を定めたものでありますが、本来的に貸与されたものは着用すべきものと考えております。

次に、塩化ビニール、廃プラスチック類の民間処理であります。事業所から排出される廃プラスチック類は産業廃棄物であり、本来、事業者責任の下に民間業者において処理されるべきものでありますことから、これまで廃プラスチック類のリサイクルや適正処理に取り組む業者の育成に努めてきたところであります。現在、廃プラスチック類の民間業者によるリサイクル施設が市内に4か所設置され、市内から排出される廃プラスチック類の適正処理が可能と判断したことから、本年4月1日より、市の埋立処分場への搬入規制をすることとしたものであります。今後においても、民間施設でのリサイクルの推進が図られるよう指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪基準の明確化であります。市街地形成の変化やモータリゼーションの進展に伴い、道路の重要性や沿道状況が変化し、現在の除排雪水準が必ずしも実態と合っていないため、交通量、道路構造、公共施設の有無などを考慮した道路の格付を行い、それに合わせて除排雪基準を明確化するため、交通量や沿道状況について調査を行ってまいりました。

しかしながら、3種の5の雪割り路線につきましては、幅員が狭あいでご配がきつく、家屋が連たんしていることなど、除排雪の難しい路線が多く含まれているのが現状であり、現在の財政状況から見て基準の格上げは難しいものと考えております。

次に、石狩湾新港の港名であります。現在、各母体の助役等から成る運営会議において、当面、「札幌」の名称を付した通称名での使用について議論が交わされており、その経過を去る1月27日開催の経済常任委員会で報告し、本市としては、設立当初から、港名も含め、さまざまな議論経過もあることから、議会や関係団体などのご意見を聞きながら、慎重に対応していくべき考えを改めてお示したところであります。

また、札幌市の加入や両港の一体管理につきましては、これまで、運営会議の中では正式に議論はされておりませんが、本市は全国にも例のない二つの重要港湾を抱えていることから、このたびの港名問題もさることながら、今後、母体負担や両港の管理の在り方など、総体的に国や道など関係機関とも議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、先月開催されました「第5回小樽雪あかりの路」についてのお尋ねであります。まず、於古笈川通線左側の通行止めですが、今回の運河会場、手宮線会場への来場者は10日間で49万6,000人と発表があり、このうち、運河会場へは相当数の市民、観光客が訪れたとお聞きしております。これらの来場者に対する安全対策は、会場内はもちろんのこと、会場に向かって通行する路線においてもじゅうぶん配慮しなければならないと考えております。

ご指摘のありました市道於古笈川通線左側も来場者が利用する路線の一つでありますので、次回開催に向けて、どのような安全対策が必要なのか、実行委員会の中で検討するとともに、道路管理者などとも協議するようお話をしたいと思います。

次に、於古笈川への雪投げであります。河川への雪投げについては原則的に認めておりませんが、従来から沿線の皆様が手作業により雪を捨てている現状にあります。しかしながら、最近、重機などによる大量の雪捨ても見られ、河川の閉そくによる被害やご指摘のようなごみの問題などもありますので、河川管理上、支障とならないよう於古笈川の沿線の事業者などに自粛について注意を促してまいりたいと考えております。

次に、イベント会場での砂散布ですが、開催期間中、実行委員会では、ボランティアの皆さんにも協

力していただき、手分けして砂散布を行ってございましたけれども、冷込みの厳しい日は砂散布が間に合わないことがあったとお聞きしております。今後とも、来場者に安心してイベントを楽しんでいただくために、会場の路面管理につきましてきめ細かい配慮をするよう実行委員会にお話したいと思います。

次に、市立小樽病院の駐車場対策であります。ご承知のように、市立小樽病院は現代の車社会到来前の建設であることから、病院の規模からしますと、駐車場は大変狭いものとなっております。このため、救急車の搬入スペースや他の医療機関等から来る車両の待機スペースの確保についても苦慮しているところで、車いす利用などの肢体不自由障害者用のスペースについては設けていないものであります。また、病院周辺道路に駐車できる対策であります。交通安全の観点から、特に冬期間の交通障害が問題であり、付近住民の安全確保の面からも困難と考えておりますけれども、ご提言のありました件につきましては、その可能性について関係機関とご相談したいと考えております。

次に、町内会費からの宗教団体への寄附行為であります。新聞報道されました佐賀県鳥栖市の、いわゆる氏子費などの神社関係費の支出とは区別しないまま一括して町内会費に含めて徴収することは違法であるという判決を受けまして、市としましては、総連合町会と協議いたしましたけれども、総連合町会としては検討すべき課題と認識しており、今後、総連合町会として、神社関係費と一般町内会費を区別して徴収するよう地区連合町会及び単位町会に対し周知徹底を図ると聞いております。

以上です。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 23番、武井義恵議員。

○23番（武井義恵議員） 再質問を行います。

まず、1点は、危険路線の対策の問題です。

ご答弁の中では、パトロールや目視などをしながら、また、所有者は費用などで非常に困難なところ、確かに大きな高い石垣ですから、相当に費用はかかると思います。

しかし、市長も最後に述べましたように、安全性が解決したらということなので、これは、いったいいつになったら安全性が解決するのか、非常に、私も現地を見た中で、ちょうどこうもり傘一本がすっぽり埋まるくらいはらんでいるわけです。こういう道路が、しかも、通学路線に指定になっている地域です。これは、崩れたら非常に大変なことですね。

安全性が、解決したらと言っても、いつになるのか、会計上、費用上、困難だと言っているわけですから、なかなか難しいのではないかと思います。

それで、やっぱり市の中でも、費用の面なども含めて、そういう生活道路が中心ですから、ぜひとも、その期間を、ただその見通しがいいといいますか、具体的な方策をやはり早急に立てるような、安全性が解決したらということではなく、解決すべき方法をとるべきだと思うので、この点を、まず1点、伺いしておきたいと思います。

それから、ナースキャップに関連しまして、ちょっと私は答弁を聞き漏らしたのでしょうか。

私は、この質問の中で、それでは外出をするときにどうするのかと言ったら、外出するときはみんなかぶるのだ、ということなのです。外出するときにかぶるから帽子は貸与するのだと。

ところが、今のように試行が終わりまして、実際にはかぶっていないわけです。ところが、外出するときには、それではどうするのか。今でも不たい帽で外出しているのかどうなのか、ここのところが、何か私は聞き

漏らしたのでしょうか、メモにないので、お伺いしておきたいと思います。

それから、もう一つは、職位の表示なのです。これは、当時も、名札でもってするというご答弁も既にいただいていたのです。それは、色分けをするとか、あるいは名札に線を入れて、帽子と同様一本、二本、三本などと線を入れて識別をしたいと。それから、大きさなどについても検討させてほしい、こういう答弁だったのです。

これは、今でももう既になっているのかどうか。私は、1か月に1回、お伺いしているのですけれども、これはちょっと見当たらないのです。私の見落としなのかわかりませんが、今どのようなこの職位の体制をしているのか、それをお伺いいたします。

再質問の最後の問題ですが、肢体不自由障害者の駐車場問題です。

確かに、非常に場所が狭く対応できないということですが、木で鼻をかんだような答弁に聞こえてなりません。

肢体不自由の方は、せめて午前8時半まででもいいのだと。それも、何台でもなく、1台でも2台でもいいのだと、こういうふうに時間まで言っているのですね。ですからそういう意味で、何とかこの方々の、たしか市長にも手紙を出されているとも伺っています。ですから、これらの対応は、狭いで済むことではないのではないかと。やはり、肢体不自由の方の、今バリアフリーの問題がいろいろ叫ばれていますが、ぜひともこの人たちの身になって、1台でも、あるいは道路の対策でも、するべきだと思いますが、いかがでしょうか。前向きな姿勢、答弁をお伺いして、再質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) 最初に、側溝整備に絡みました石垣の関係でございますけれども、確かに、ご指摘のようないろいろな心配があるかと思えます。これは、個々の所有者によって事情も違いますから、やはり個別対応といえますか、いろいろな条件を示して、どこまでならできるのか、できないのか、いろいろあると思いますので、安全が確保されたということではなく、今後、じゅうぶんに個別にそれぞれお話をしていった、対応できるものはしていきたいと。当然、所有者の協力がなければできませんので、そのあたりも含めて、どういった対応ができるのか、もう少し突っ込んで検討させたいと思います。

それから、ナースキャップの問題は、病院局長からお話しさせます。

小樽病院の駐車場の問題は、私も、病院の方に、1台でも2台でも確保できないのかというお話をしましたが、1台や2台あったって足りないのだという話なのです。それで、できないような状況でございます。相当数の方がいらっしゃるというのですね。それで、お話がありましたように、道路も含めて何らかの対応ができないか、警察署とも相談してみたい、こういうふうにお答えします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 小樽病院事務局長。

○小樽病院事務局長(高木成一) 武井議員の再質問にお答えをいたします。

まず、ナースキャップに関連いたしまして2点のご質問があったかと思えます。

一つは、外出する場合にかぶるということにつきましては、これは、さきにご質問がありました試行中につきましては、外出中あるいは患者搬送、そういった場合については着用したということでございまして、このたび規則改正した後は着用をしてございません。

それから、2点目の職位の表示でございますけれども、これは、本庁で行っております氏名票に準じて取り扱ってございまして、大きさは約3センチ掛ける6センチということで、大きめでございますけれども、総師長については紺色、師長については紫色、主任については青色、一般看護師については白ということで氏名表示をしております。

以上でございます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

○23番(武井義恵議員) 大方のところは納得したのですが、今の職位の表示の問題なのです。

そういう識別をされたということですが、私は前にはそれを心配したのですけれども、一般患者にはどういう周知をしているか。色を見て一般患者がわかるように表示してあるのかどうなのか、その点だけを教えてください。

以上。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 小樽病院事務局長。

○小樽病院事務局長(高木成一) 武井議員の再々質問にお答えをいたします。

確かに、ご指摘のとおり、かつて看護師はいわゆるナースキャップに黒線をして表示してございましたから、そういった意味では、従来はナースキャップを見るだけで職位が判断できました。今、私どもがやっているこの氏名掲示につきましては、場所が胸でやっておりますので、白衣も着ておりますし、現状からいきますとじゅうぶんではない。それから、周知につきましても、こういう形でやっていますというのは、なかなか機会がないものですからやっておりますけれども、いずれにいたしましても、大きさも含めて、更に患者に混乱を与えないような形で内部で検討してまいりたいというぐあいに考えてございます。

○議長(松田日出男) 武井議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時10分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 一般質問をします。

質問も後半になりましたので、重複する点もありますが、通告を出しておりますので、このまま進めます。

初めに、除雪問題です。

坂のまち小樽の長い冬は、小樽雪あかりの路などの観光行事の取組があっても、基本的には雪との戦いです。この時期は、私たち議員も、除排雪について苦情受付係となって対応に追われます。とりわけ、今年は降雪が早く、年内に大雪が続きました。いつも除雪に来る時期になっても来ない、交差点の雪山が高くなり過ぎ、カーブミラーが見えない、冬休みが終わり3学期が始まっても通学路の除雪が進まない、路面を削り取った硬い置き雪が始末できないなど、市民からの苦情が寄せられています。

最初に、交差点の雪山処理についてですが、今年度の除雪計画では、パトロールにより交差点に成長する雪山を把握し、計画的に処理し、歩行者や車両の見通しの確保に努めるとあります。

しかし、実際には、カーブミラーが見えなくなるほど雪山が高くなったり、車の確認ができない危険な交差点が大変多い。交差点の雪山処理は、路線管理の一環として業者の判断で実施されているのか、特別な契約が別にされているのか、改善するための計画をお聞かせください。

次は、基準の問題です。

最上小学校上通線は除雪基準第1種、松ヶ枝山手線の満蒙スーパーから工業高校までの間は第2種の2、排雪基準はともに第2種に該当します。車道除雪の出動基準によれば、第1種とは積雪量10センチメートル、第2種の2は15センチメートル、排雪の2種は一般乗用車交差に必要な車線の確保が困難で雪山がおおむね2メートルを超えた場合です。

しかし、実際には、雪山が車道に大きくはみ出し、車道そのものが湾曲し、車が交差できるどころではありません。2月1日の最上1丁目の火災では、松ヶ枝山手線がう回道路でしたが、車が交差できず、大渋滞になりました。なぜ基準どおりに実施されないのか、お答えください。

市と業者の契約では、排雪は協議事項になっており、業者の単独判断で実施できません。今年度のように、年内から大雪が降ったら、いくら除雪をしても適切な排雪なしでは効果が上がりません。最上小学校上通線の通学用の歩道は、高い雪山の中の一本道で、全く周りが見えない、ある意味では大変危険な歩道でした。排雪の必要があっても、市が財政節約で許可しなかったのではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

次は、市民参加と置き雪の件です。

市民との関係では、各地域にいつごろ除雪や排雪が計画されているのか明らかにし、市民とともに除排雪の推進を図る体制づくりが求められます。私の経験でも、市民の皆さんと業者さんが話し合い、実情がよくわかると改善が図られています。市内を4地域に分けたのですから、地域ごとの住民との話し合いを定期的に設けて、地域の除排雪の改善を進めてはいかがでしょうか。

また、置き雪の改善は、高齢者の多い本市では非常に急務だと思います。先日、ある除雪業者さんが、自宅前に置かれた硬い雪に対応できないとおばあさんが泣いて困ったと言っていました。除雪単価が時間制のときには、必要な家の玄関前もそれなりに対応できたが、距離制になったために、いくら丁寧にやっても距離分しか評価されず、コストにならないため難しいという声も聞きます。置き雪については、地域ごとの実態を把握し、別個の費用対策が必要ではないでしょうか。どのような解決策を検討しているのか、お答えください。

次に、ロードヒーティングの件です。

市は、今年、市道のロードヒーティング 220か所のうち89か所、全体の11パーセント、7,300平方メートルを止めています。今年初めての実施ではないはずですが、いつごろから、何か所を止めてきて現在に至るのか、お答えください。

また、一部を止めても安全が確保できると判断した根拠、今後も休止部分の拡大を図る計画があるのか、お答えください。

市民は、ロードヒーティングの予定で走行しているわけですから、部分的に止められていることで不安や疑問を感じるのは当然です。冬の安全対策として実施されたロードヒーティングを一部停止しても問題ないなら、本来、設置そのものが必要なかったということでしょうか、答弁を求めます。

次は、介護保険についてです。

介護保険は、導入してから3年がたち、今年は保険料、介護報酬、事業計画の見直しです。65歳以上の高齢者、第1号被保険者の保険料は全国の自治体の8割で平均11パーセント値上げ予定ですが、小樽市は、現在の保険料第3段階の月平均額 3,090円から 4,487円に、1,377円、約45パーセントの大幅引上げです。昨年10月から、老人医療費の定率負担が始まったばかりですから、年金生活者の皆さんからは、8万円の年金でどうして暮らせるのだと怒りの声が上がっています。

最初に、介護保険料です。

厚生労働省の2002年6月時点の調査では、第1号被保険者の負担増は1,100億円、2号被保険者の値上げ分も合わせると約2,000億円の負担増です。現在、介護保険の国の負担分は給付費の25パーセントですが、このうち5パーセントは調整交付金として後期高齢者が多い自治体などに重点的に配分され、実質、国の負担は20パーセントになっています。全国市長会、全国町村会は、国の調整交付金は外枠として負担し、すべての自治体に25パーセント分が交付されるように繰り返し要望しています。国の負担を5パーセント引き上げれば、2003年度予算で見ると約2,400億円の財源が確保され、4月からの保険料値上げを中止することができます。市長は、国の負担割合を緊急に5パーセント引き上げ、保険料値上げをストップさせるように国に要請してください。全国市長会で一括要請ではなく、全国平均より4倍の保険料値上げをした市長の責任として、別個に強く要請してください。答弁を求めます。

次に、在宅サービスの低所得者対策です。

介護保険は、在宅サービス拡大が大きな課題ですが、10パーセントの利用料が負担となり、サービス利用が進んでいません。今回の介護報酬改定では、一番利用されている家事介護を引き上げる方向ですから、更に利用料が高くなる懸念があります。

本市は、独自で、低所得者に対して訪問介護のみ5パーセント軽減にしています。今後、通所介護や通所リハビリ、短期入所生活介護にも適用して、サービスの拡大を図るべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

また、今回の介護報酬の改正で、市の利用料減免制度は変更になりますか。これまでの利用者数と減免額、来年度の予算額と内容についてもお答えください。

次は、介護予防と生活支援事業についてです。

この事業は、介護予防の立場から、高齢者に対して、日常生活や介護予防対策を実施するもので、除雪、緊急通報システム、在宅理容、寝具乾燥、寝たきり予防など33種類もあり、市の事業限度額は2億100万円です。今まで既に市が取り組んできたサービスも、この事業にすると補助金が事業費の4分の3出ます。例えば、除雪サービスは、市の負担分は今までどおり年間500万円の予算でも、この事業にすると2,000万円計上できることになるはずですが。この中には、市民要望の高い配食サービス、外出支援サービスも含まれています。本市の事業執行率は、平成13年度決算で12.8パーセント、全道主要都市で最低です。つまり、事業費を大幅に残しているわけですから、ぜひ拡大を図ってください。あわせて、配食サービスの拡大、外出支援サービスの今後の見通しもお聞かせください。

質問の最後は、障害者の問題です。

最初に、支援費制度です。

4月から始まる障害者支援費制度は、障害者みずからがサービスを選択し、事業者と契約するもので、これまでの措置制度を廃止して、利用契約制度へ移行させるものです。

我が党は、支援費制度を盛り込んだ社会福祉事業法「改正」に、「国や地方自治体の責任を大きく後退させる」として、国会では唯一反対しました。支援自治体の責任を大きく後退させるものです。支援費制度実施に当たっては、障害者が安心して福祉サービスを利用できるように取り組む方針です。

厚生労働省は、当初、利用するサービスに上限は設けない、こういつていたのに、突然、ホームヘルプサービスに対する国庫補助金に全国一律の制限を設置しました。筋ジストロフィーなどの難病の方の介護は、24時間のヘルパーなしでは生活できません。事実上の上限設定になると、この間、障害者団体が粘り強い抗議と要請運動を続け、厚生労働省は、ついに、「国庫補助基準は市町村に対する補助金の交付基準であり、個々人の支給量の上限は決めない」こう回答しました。

しかし、自治体に対する補助金の交付については基準が残るわけですから、サービスの利用が高まり、補助金額を上回ったときには、市が負担することになるのでしょうか。障害者の利用料負担に転嫁したり利用抑制になることはないか、お答えください。

次は、周知徹底の件です。

この間、障害者への説明会を開催していますが、現在の障害者サービスの利用数に対して何人参加しているのでしょうか。制度の変更ですから、今後すべての障害者と市民に対して周知徹底をどのように図っていく予定でしょうか、お答えください。

次は、基盤整備の問題です。

昨年12月に旧共同作業所全国連絡会が実施した「障害者のための社会資源の設置状況等の調査」では、支援費制度の対象となる施設、事業所が一つもない自治体が全国で15パーセントあり、在宅3本柱の3事業すべて実施している自治体はわずか1.4パーセント、全国に45しかありません。こういう深刻な実態が明らかになりました。サービスを提供する施設や事業そのものが全くないのに、障害者みずから選ぶ、こういうやり方ができるわけがありません。小樽市では、知的障害者のヘルパー、身体障害者のデイサービス施設、重度身体障害者のデイサービスをはじめ、21種類のサービス中7種類がありません。基盤整備としての評価と今後の見通しについてお答えください。

次は、地域療育等支援事業についてです。

この制度は、介護保険のケアマネジャーにも当たる市町村の相談事業ですが、小樽市は実施していません。これからはみずから判断して選ぶわけですから、適切な情報や援助、相談する場所がぜひとも必要です。小樽市身体障害者福祉センター等、適切なところに相談場所を設置して、制度に精通している専門家を配置し、障害者へのサービスを図れないでしょうか、お答えください。

最後に、放課後児童クラブの障害児受入れについて質問します。

小樽市は、児童福祉法に基づいて、放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブを運営しています。対象は小学校1年生から3年生まで、現在514人を23か所のクラブで受け入れています。

しかし、障害のある子どもたちは受け入れていません。今年、余市養護学校に入学予定の子と、現在通学中の子、合わせて2名の子どもが学童クラブに入所を希望しています。小樽市障害者計画では、障害のある子も、障害のない子も、日常的な交流を積極的に図り、発達を促す方針です。ぜひ入所を認めて、障害児施策の充実を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

平成15年2月18日時点の本市の障害者数は6,989人、そのうち障害児は99人、障害者の数は毎年増加しています。市内の障害児の状況についてお知らせください。

市内小学校の特殊学級で学ぶ子どもの数、余市養護学校の通学児童数は何人でしょうか。全道主要都市10市では、7市の都市で障害児受入れを実施しています。実施していない都市は苫小牧、室蘭、小樽ですが、苫小牧は平成16年度から児童館で受入れ開始予定、現在、民間の有料施設もあります。小樽全体の学童クラブで、希望があれば障害児入所が受け入れられるように、今後の計画をお聞かせください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 中島議員のご質問にお答えいたします。

最初に、除雪問題について、何点かご質問がありました。

まず、交差点の雪山処理についてであります。道路の交差点には除雪作業によりまして雪山が発生しやすいことから、歩行者や車両の安全通行に支障がないように、交差点の雪山の処理を業者によって行っております。処理の判断につきましては、緊急時には市からの指示によるものもありますが、基本的には、業者が道路パトロールにより、処理計画を立案し、協議の上、市の担当者が判断し、実施することとしています。

なお、費用につきましては、地域総合除雪業務の中に含めて共同企業体と契約しております。今後とも市の道路パトロールを強化する中で、交差点の雪山が適切に処理されるよう業者を指導してまいりたいと考えております。

次に、最上小学校上通線と松ヶ枝山手線の除排雪であります。今シーズンの除雪の作業状況につきましては、第1種路線である最上小学校上通線は1月下旬までに19回出動し、第2種路線である松ヶ枝山手線は12回出動しており、基準に沿った作業が行われていると考えております。排雪につきましては、両路線とも必要な車線の確保が困難となったことから、1月下旬に業者から排雪協議が提出され、実施を予定しておりましたが、1月29日からの連続降雪により除雪作業を優先したため、遅れが生じたものであります。

なお、雪山が車道に大きくはみ出した箇所につきましては、除雪作業上の問題や地先からの雪出し等の原因が考えられますので、道路パトロールを強化する中で、拡幅や部分的なカット排雪など、必要な措置をとってまいりたいと考えております。

次に、排雪作業であります。国道や道道との排雪時期の調査、調整、雪捨て場の選定や、市との契約上、排雪量により設計変更することから、市との協議事項となっております。排雪の時期につきましては、業者が基準に照らして排雪が必要と判断した場合、市に協議し、業者からの協議内容と道路状況を確認し、排雪の合意を行っているところであります。

いずれにいたしましても、排雪は大きな費用を伴うことから、今後とも効果的、効率的な除排雪作業を模索しながら、市民にとって安全で円滑な交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域ごとの住民との話し合いであります。従来から11月に全町内会を8ブロックに分けて除雪懇談会を開催しており、また、12月には道路管理者や警察等が参加し、全町内会の役員等に対する除雪計画説明会も開催しております。昨年からスタートしました「地域総合除雪」体制になってからは、除雪懇談会に委託業者も出席していただき、地域要望について理解をいただいているところであります。

さらに、除排雪作業による苦情処理については、基本的には委託業者にお願いをしており、地域の実情につ

いて認識を深めていただいているものと考えております。「地域総合除雪」体制は、市民、業者、市の役割分担を明確にし、市民にわかりやすく、地域に密着した除雪体制を目指しており、今後とも、さまざまな機会をとらえ、地域住民とのコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

次に、置き雪対策であります。すべての家庭の間口を確保することは難しいものと考えておりますけれども、高齢者や障害者等の世帯につきましては、作業上、可能な限り置き雪を少なくするよう委託業者を指導しているところであります。今後、更に進む高齢化に対応した置き雪対策は重要な課題であると認識しており、費用負担の在り方や置き雪処理の対象世帯の範囲、出勤基準、作業方法等の問題について、他都市の実施状況を参考にし、研究してまいりたいと考えております。

次に、ロードヒーティングの停止箇所ですが、本市のロードヒーティングは脱スパイクタイヤ対策として、現在まで 220か所、約 6 万 8,000平方メートルを敷設しております。一部停止を行っているところは、平成12年度まで13か所、約 1,300平方メートル、平成13年度24か所、約 2,700平方メートル、平成14年度52か所、約 3,300平方メートルで、合計89か所、約7,300平方メートルとなっております。

次に、停止できると判断した根拠ですが、一部停止に当たっては、近年、車両やタイヤの性能、さらには運転者の冬道運転技術の向上もあり、一時停止を伴わない箇所の延長や、対面交通に支障のない箇所の幅員について、砂まきや段差の解消など必要な路面管理を実施し、部分的に試験停止を行っているところであります。

次に、休止の拡大ですが、現在休止している箇所について今後も検証を行い、同じような路線がほかにないか調査を進める中で、関係機関とも協議しながら、休止箇所の拡大について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、ロードヒーティングの設置の必要性ですが、本市のロードヒーティングは、道内に先駆けて、平成2年から道路状況を考慮し集中的に敷設しております。建設当時、具体的な設計基準や他都市の事例が少ない中で安全な道路交通を確保するため施工したものでありますが、設置後の検証を行うとともに、車両やタイヤの性能、運転者の技術向上もあり、安全性が保たれると判断したものについて部分試験停止を行っているものであります。

次に、介護保険について、何点かお尋ねがありました。

最初に、国に対する負担割合の引上げ要請ですが、この問題につきましては、介護保険制度の根幹にかかわるものであり、個々の自治体というよりも、保険者に共通する課題でありますので、全国市長会を通じて国に要請しておりますけれども、今後とも粘り強く要請してまいりたいと考えております。

次に、低所得者に対する利用者負担の独自軽減の拡大ですが、昨年6月から、社会福祉法人以外の民間事業所の訪問介護を利用する低所得者については、利用者負担の5パーセントを助成しておりますけれども、通所介護などへの独自軽減の拡大につきましては、本市の厳しい財政状況を勘案いたしますと難しいものと考えております。

次に、利用者負担の軽減ですが、本年7月から、介護保険法施行時に訪問介護を利用していた低所得の高齢者につきましては、訪問介護の利用者負担が3パーセントから6パーセントになります。そのうち、市民税非課税世帯に属する生計困難な方が、社会福祉法人以外の民間事業所の訪問介護を利用する場合には、社会福祉法人による利用者負担額5パーセントの減免との均衡を考慮し、市の独自軽減策として、6パーセントと5パーセントの差の1パーセントの利用者負担額を新たに助成することにしております。

また、昨年6月から低所得者対策として実施している市独自の訪問介護利用者負担助成事業につきましては、15年2月現在、助成対象者は49人、助成実績は236件で57万2,000円となっております。

なお、15年度予算においては、5パーセントを助成する訪問介護利用者負担助成事業費として52人分120万円を、新たに1パーセントを助成する訪問介護利用者負担助成事業として34人分15万5,000円を計上しています。

次に、介護予防・生活支援事業についてであります。初めに、事業費の拡大につきましては、現在の厳しい財政状況の中ではありますけれども、事業の必要性を勘案し、14年度は新規で「転倒骨折予防教室」と「家族介護教室」の2事業を実施したところであります。15年度には、心身の健康維持を図るための「総合健康増進プログラム」を策定し、「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を実施するほか、「成年後見制度利用支援事業」を追加し、さらには、転倒骨折予防教室では実施回数を4回から6回に増やすとともに、終了後のフォロー体制をつくるなど、拡大を図る予定であります。

なお、配食サービスの拡大につきましては、現在、配食ボランティアを確保できる町会を対象に実施しており、年々、配食数が増加傾向にあります。しかし、現状では供給能力にも限界があり、今後、配達方法も含めて、新たな方式も視野に入れながら、配食サービスの拡大について研究してまいりたいと考えております。

また、外出支援サービスについては、移送車両の購入や、対象者の範囲、移送先など幾つかの課題もありますので、今後、研究をさせていただきたいと考えております。

次に、支援費制度について、何点かご質問がありました。

初めに、ホームヘルプサービス支給量と補助金額との関係であります。仮に事業費が補助基準額を上回った場合、利用者に転嫁したり、利用抑制するということは考えておりません。

なお、国といたしましても、支援費制度施行後の利用状況を勘案して国庫補助基準を見直すとの考えでありますので、その動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

次に、支援費制度の市民周知であります。昨年の11月の時点で、障害者福祉サービスを利用している方々、施設・在宅サービス合わせて約850名に支援費制度のパンフレットを郵送し、申請の案内をいたしました。また、11月と3月の2回、市の広報でお知らせをしたほか、視覚、聴覚、肢体の障害種類別に説明会をそれぞれ2回開催し、約180名の利用者の皆さんの出席をいただきました。今後の予定といたしましては、町内会を通じ、回覧板で周知徹底を図りたいと考えております。

次に、福祉サービスを提供するための基盤整備であります。施設サービスについては、市内社会福祉法人により、現行のサービスが継続して提供されます。在宅サービスにつきましては、現在のところ、ホームヘルプサービス事業所が6件、デイサービス事業所が5件、ショートステイが4件、グループホームが8件で合計23件の指定事業所の申請をしており、サービスを提供するための一定のめどがついたものと考えております。さらに、社会福祉法人やNPO法人などによる申請の動きもありますので、市といたしましては、今後とも、障害者サービスの充実を図るため、基盤整備についていっそうの努力をしてまいりたいと考えております。

次に、障害者福祉の相談窓口であります。障害者福祉サービスの多様化や、サービス内容の変更等により、相談内容も多岐にわたり、複雑化してきております。市の担当窓口においては、福祉制度の内容や、専門知識を有する福祉司を配置して対応しているところであります。厳しい財政状況を勘案しますと、新たな相談場所の確保や人員の配置については難しい状況ですので、身障センターにおいて職員の研修を実施し、一定の相談業務を果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 中島議員のご質問にお答えします。

放課後児童クラブでの障害児受入れについてですが、本市においても、関係部局で構成する「放課後児童クラブ庁内連絡会議」において問題点などの検討を行っております。その結果、受け入れる場合に際して、障害の程度や児童クラブのスペース、指導員の加配など解決していかなければならない問題があり、その対応について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2人の余市養護学校関連の子どもの受入れについては、早急に対応してまいりたいと考えております。

なお、市内小学校の特殊学級には46人が学んでおり、余市養護学校には20人が通っております。

以上です。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

○10番(中島麗子議員) 短時間で再質問を行いたいと思います。

一つは、除雪の問題で、基準どおりにやっている、排雪については、予定していたけれども、すぐにはできなかった、このようなお答えでした。

しかし、今、私が説明したように、道路の状況が非常に困難な事態になっていましたし、火事のときにもう回路としての役割を果たせない、こういう事態が起きているわけです。これは、私は、やはり交差点の雪山処理の問題も、基準に基づいた除雪にしても、歩道確保にしても、降雪量が多過ぎると適切な除雪業務にならない、こういう問題があると思うのです。

しかし、排雪については、今述べられましたように、業者判断ではなく、市の合意の下でなければならない、排雪が進まないということがこういう問題を引き起こした原因ではなかったかと思うのです。そういう点で、適切な排雪の指示が市の方からなかったのではないかと、余り早く排雪をすると、再度やらなければならないという問題で遅らせる傾向がなかったのか、この点についていかがでしょうか。

ロードヒーティングの問題も、一部停止は安全を確認して行われているとおっしゃいました。けれども、市民の皆さんからは、新聞報道があったときから抗議と苦情がずいぶん寄せられています。事故があったら自分の責任になる。実際に船見坂で滑って事故を起こした市民の方もいましたので、市に問合せをしたところ、船見坂の方はロードヒーティングは切っていない、こういうお答えでした。

しかし、市民の間に、こういう不信感を引き起こすような対策だということなのです。例えば、事故が起きたときに、ロードヒーティング停止と事故との因果関係などを求められたら、どのように説明するのでしょうか。この点もお答えください。

介護保険の問題では、市長は全国市長会で繰り返し要請しているとおっしゃってしながら、小樽市単独の市長としての要請はしない、こうおっしゃいます。

しかし、全国平均の4倍と、大変高額な保険料設定になったわけです。市長の本意だとは思いませんけれども、こういう自治体の長として、直接求める、そういうことは私は必要だと思うのですが、市長は介護保険料の今回の額についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

障害者の問題です。

支援費制度の基盤整備は、現在の利用者に限り、だいたい順調で見通しが立った、このようにおっしゃっています。

けれども、今後、拡大をしていく見通し、あるいは利用サービスが増えていくときに、市がどのような責任を果たしていくのか、そこについてお聞かせください。

障害児の学童保育利用の問題については、実は、今回の2人は早急に対応していただけるというお話になりました。大変うれしいことですけれども、実は、このうちの1人の方は、昨年4月、余市の養護学校に入所するときに、同じように学童クラブを利用したいという申入れをしているのです。しかし、これについての対応はないまま1年が過ぎました。それと、昨年の12月には、市長への手紙で、同様の趣旨の要請がありました。さきほどお話ししたとおり、全道の10万人口都市の中でほとんどが実行している。小樽市の障害者計画も、平成10年から19年までの間、もう半分たったのです。それでも、何らこの問題は進んでこなかったという状況ですから、こういう具体的な市民の要望があったにもかかわらず、これまでどういう検討をしてきたのか、このことを具体的にもう少しお聞かせください。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 除雪の関係は土木部長からお答えいたします。

介護保険の保険料の値上げの関係ですけれども、感想ということですが、確かに3,090円から4,487円ですから、相当な引上げだなというふうに思っております。

一つは、利用者がどんどん増えているという実態があります。数字はご承知かと思いますが、平成12年4月で2,660人の利用者が平成14年11月では4,262人ですから、こういった状況を見ますと、制度上のしくみからいって、なかなかこれを引き下げるといふわけにはいかない。

しかし、市長会でも要望しておりますけれども、機会がありましたら、私も、小樽市の意見ということで、それは申し上げていきたい、こう思います。

それから、支援費制度の施設の基盤整備の関係です。確かに、一定の整備はできたのかなと思いますけれども、さっきもお答えしましたが、社会福祉法人等でそういった申請の動きもありますので、ぜひ市からも積極的に働きかけをして、指定を受けるようお願いしていきたい、こう思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 土木部長。

○土木部長（兵藤公雄） 中島議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、排雪の関係でございますけれども、排雪につきましては、市の担当者がそれぞれの企業体から提出されました作業報告書を基に、降雪状況に照らし合わせて出勤基準を見ておるわけですし、これが守られているかどうかというチェックをするとともに、私どもとしては、路線を選定して市のパトロールを行いながら、現場の確認をしながら、作業状況の指示をしている、こういうことでございます。

それから、ロードヒーティングの停止についてでございますけれども、停止部分につきましては、交通状況、それから道路状況を勘案しながら、制動や登坂に必要な距離が保たれているかどうか、こういったことを精査し、こういうものを精査した中で一部分を停止して行いまして、その後、試験走行を行ったり現地での確認を

しながら安全を確認しているという状況でございます。

また、この件につきましては、公安委員会に対しても説明をしてございまして、停止の状況なんかも、その図面等を含めて重々説明してございます。

現在のところ、一部休止に伴います市民からの苦情は寄せられておりませんが、これからも安全性についてはじゅうぶん注意してまいりたい、このように思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長 昨年からの経緯につきましては、担当部長から道内の状況を含めて答えさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 社会教育部長。

○社会教育部長(藤田喜勝) 中島議員にお答えをいたします。

ただいまご指摘がありましたように、各主要都市につきましては、7市ほど障害児を受け入れてございます。その受入れにつきましては、民間施設で受け入れているところ、あるいは、小樽のように小学校の開設校で受け入れているところ、それから、児童館併設の中で受け入れているところ、おのおのでございますけれども、そういった状況については私もじゅうぶん承知しております。

それから、私は、昨年の暮れに、余市の養護学校を通学者などの児童クラブの入会につきまして保護者からご相談がございました。そのとき、障害児の対応につきましては、将来の課題ということになってございましたので、私といたしましては、関係3部で構成いたします放課後児童クラブ庁内連絡会議で早急に検討するように指示をしたところでございます。その結果、養護学校の児童につきましては、私が保護者から話を伺ったときにも、児童館の利用が第一の希望であったというふうに承知してございますが、若干時間を要しましたけれども、さきほど教育長がご答弁申し上げましたように、早急にその方向で進めてまいりたい、このように考えてございます。

それから、その他の障害児の今後の取組ということでございます。他都市の状況なども聞いてございますけれども、他都市では健常児と同じスペースの中で運営している事例が多々ございます。ただ、その場合も、身辺自立ができる、あるいは集団生活ができる、こういったことを前提で運営しているケースが多々ございます。それが担当者で判定できない場合、それではどのようにしていくのか、それからまた、指導者の加配が必要なのかどうか、それからまた、学校であれば余裕教室等のスペースが確保できるのかどうか、こういった問題等もございますので、今後、課題についても早急に検討して詰めてまいりたい、このように考えてございます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

○10番(中島麗子議員) 除雪の問題では、さきほど私は、事故が起きた場合の因果関係などが求められたらどのように説明するのかと。この点についてのお答えをいただいております。

それともう一つは、お答えになりましたけれども、ロードヒーティングを一部停止した部分に砂まきをして滑止めをしている。本来、この砂まきというのは安全対策としてやるわけですから、ロードヒーティングを一部停止した上に更に砂をまくということは矛盾ではないのかと思うのですが、これについてもお答えください。

障害者問題については、今お答えいただきましたけれども、このお母さんのお話を聞きますと、養護学校に通っている皆さんは頑張って在宅で通学している、けれども、どうしても対応しきれなくなって施設に入れるお子さんを見てきたというのですね。施設に入れないで頑張りたいと思うから、このような対応を願っているというお話でした。

支援費制度ということで、施設から在宅へということを積極的に進める制度が新たにできてきているときに、それと逆行の現象が起きざるをえないということは、やはり矛盾だと思います。障害者の方々の放課後問題は速やかに対応していただきたいということを、これは質問ではなく、発言として終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 土木部長。

○土木部長（兵藤公雄） 再々質問にお答えいたします。

事故が起きた場合はどうするのかというお話でございますけれども、仮に万が一、そういう事態が発生した場合には、私どもは、当然、警察等の立会いも含めて、ヒーティングの影響になるものかどうかということは検証しなければならないというふうに思っております。そういう意味では、私どもも、さきほどお話がありましたように、試験走行などを行いながら、安全性を確保しながらやってございますけれども、万が一、そういう事故が起きた場合には、そういう方策、方法で対応していかなければならないと、このように思っております。

それからもう一つ、砂まきですけれども、ヒーティングしている箇所を砂まきということではなくて、部分的に停止をしている部分に砂をまきながら滑らないように対応していこうという趣旨でございまして、その部分の面積につきましては、さきほどお話のありましたように市内全体で7,300平方メートルございますが、こういう中に砂をじゅうぶんまきながら滑止めの対策をとっていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（松田日出男） 中島議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 2番、前田清貴議員。

（2番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○2番（前田清貴議員） 長引く不況のトンネルは、道立高校の授業料収入にまで影響を与え、今年度の授業料免除者が1万人を超したとの報道もある中、平成15年小樽市議会第1回定例会に当たり、一般質問いたします。

代表質問も終わり、一般質問も4人目ともなりますと重複してくる質問もあろうかと思いますが、通告をしてありますので、通告どおりお伺いをしていきます。

まず最初に、行財政改革に関連してお伺いしていきます。

地方財政は、地方税収入、地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少などにより、収支不足と借入金残高が増大し、極めて厳しい状況に直面しているとの見方が大勢であります。今後、地方分権のいっそうの推進により、国と地方との役割分担に応じた事務事業及び税財源の配分見直しが確実に始まり、国庫負担金及び地方交付税が確実に削減されていくことは避けられません。本市における財政も大変厳しい状況が見込まれており、行財政改革は、緊急かつ迅速に実施されなければならない最重要課題の一つであります。

財政健全化計画では、平成15年度の収支不足は45億円とされておりましたけれども、平成15年度の予算案を

見ますと、収支不足は圧縮されてはおりますが、企業会計からの借入で収支を合わせるなど厳しい状況です。このような厳しい財政状況は、平成16年以降も確実だと思います。財政健全化計画では、平成15年度から平成17年度の3か年で約150億円の収支不足が見込まれており、このままでは赤字再建団体にならないかと心配をするところであります。

そこで、お伺いをいたしますが、市も、この厳しい状態を認識し、改善に努めておられ、組織・機構や事務事業の見直しなどについて検討中とお聞きしておりますけれども、この主なものについて、実施時期などを含め、お聞かせください。

また、今後、民間委託が可能な各種業務、施設管理などについても想定されますが、各施設の緊急度、重要度などを考慮に入れた上で、具体的にお聞かせください。

この項の最後になりますが、さきほど述べました赤字再建団体とは何か、また、赤字再建団体に指定されまると、本市及び市民にとってどのような影響があるのか、併せてお示しください。

次に、市立病院新築統合に関連してお伺いします。

現下、自治体病院を取り巻く環境は厳しさを増しており、医療保険制度改革や診療報酬の見直しに加え、市税や地方交付税の減収などからくる財政難で、自治体そのものが病院を支え切れなくなっている中、病院事業経営健全化団体に指定される自治体病院も増しているとお聞きしております。市立病院新築統合は、山田市長の1期目の公約の目玉でありました。当選後、その実現に向け、早速、小樽病院調査特別委員会が設立され、これまで関係各方面から多くの意見、要望が出され、委員会で審議されてきました。現下、今期の委員会も事実上終了し、平成15年度に向け、調査費、新市立病院基本構想策定業務委託料1,292万円をもって6月の成果品納入を待っている状態でありますことは承知をしております。

私も、病院調査特別委員会委員として、この4年間、さまざまな意見、要望を申し上げ今日に至っております。現在のところ、市長は、新市立病院建設に向け、具体的なゴーサインを出しておりません。その主な理由といたしましては、固定負債の一般会計借入金44億円の返済目途あるいは単年度黒字継続の見込み確保など、病院開設者としての市長の責任ある立場からくるものと理解をいたしております。

今述べましたように、新市立病院に向けた大きな障害の一つとして、収支のバランスを図ることが緊急課題であることはご承知のとおりであります。このことは、過去、厚生常任委員会及び病院調査特別委員会で視察した他市の公立病院とも共通した問題でもあります。責任体制、評価システム、給与、人事体系など、経営改革はさまざまな障害もあり、一朝一夕には進められないのもまた事実であります。

そこで、お伺いいたします。

新市立病院建設に伴う現状と今後の課題について、まずお聞かせください。

また、さきに視察した公立病院では、雇用条件などの改定と改正などを行い、収支のバランスは好転に向かっているとの説明を受けてきました。仮に、本市の市立病院の場合、改定と改正は、公務員法を含め、法律の上で可能なのか、まずお聞かせください。

また、参考までにお聞きいたしますが、本市の市立病院の場合、収入に占める人件費の割合は、平成13年度決算では、何パーセントになっておられましたか。平成14年度決算見込みと、その収入に占める人件費についても何パーセントになる見込みなのか、併せてお聞かせください。

さらに、効率的な事業運営を図る観点からも、今後、民間への業務委託は経費削減の上からも避けて通れないことのひとつと考えており、よりいっそうの推進を期待するものであります。そこで、既に民間へ委託されて

いる各種業務についてお聞かせください。あわせて、今後、民間委託可能な各種業務などについてもお示しく
ださい。

また、参考までにお聞きいたしますが、さきほど申し述べた病院事業経営健全化団体に指定される条件とは
何か。また、メリット・デメリットについてもお聞かせください。

また、横浜市では、「市立病院あり方検討委員会」が、中田宏市長へ、2003年末に完成する新市立病院の民間
への売却や運営の民間委託を求める答申を行ったとお聞きしており、中田市長も答申に応じる意向との報道も
ありましたが、自治体病院の経営形態として運営を民間へ委託できるのか、お聞かせください。

この項の最後に、再度確認させていただきますが、新市立病院に対する山田市長の決意についてお聞かせく
ださい。

次に、湯鹿里荘の活用と朝里川温泉地区の振興についてお伺いいたします。

湯鹿里荘は、それまで友愛山荘として昭和48年から利用されてきた同施設を、平成元年、小樽市が寄附を受
け、名称変更により湯鹿里荘となり、それまでの市営朝里川温泉センターの代替施設として、平成13年3月末
に営業不振により閉鎖されるまで、朝里川温泉総合開発及び中央バスが市から施設を借り受け、営業を続けて
きた施設であります。その後、同施設は活用策をめぐって何度となく議会で議論されてきました。

最近、記憶に新しいところでは、平成12年3月31日に噴火した有珠山の影響で営業が困難になったとの理由
から、同地区で営業しているホテル山水が、朝里川温泉地区への移転計画を打ち出し、話題となりました。移
転計画をめぐっては、小樽市及び議会も同計画に沿い、協力し、同計画は実現するかに見えたのですが、
残念ながら、種々の条件が整わず、とんざし、現在に至っていることは、いまさら私が申し述べるまでも
なく、理事者、議員各位の承知しているところであります。

このまま、同施設を長期間放置することは、朝里川温泉地区の振興あるいは雇用創出の観点からも好ましく
なく、施策の上からのかい離していると言わざるをえません。同施設周辺を含め、早急に民間の投資を期待す
るものであります。

そこで、お伺いをいたします。

まず初めに、市民と歩む21世紀プランには、同温泉地区の将来像について、どのように表現され、明記され
ているのか、具体的にお聞かせください。

また、同温泉地区のよりいっそうの振興を図る立場からお聞きいたしますが、湯鹿里荘の売却に当たって、
例えばホテルなどの宿泊施設を建設する場合、都市計画法などの法令上の規制あるいは本市の利用条件などが
あればお聞かせください。

あわせて、引合いはホテル山水以外にもあったのか、なかったのか、具体的な計画を持った法人もあったや
に漏れ聞きますが、現状と本市の描く周辺地区を含めた今後の進め方についてお聞かせください。

次に、除排雪体制の現状と今後の課題についてお伺いいたします。

本市は、道内でも比較的多雪地帯で、地形的に山坂が多く道幅が狭いなど冬期間は厳しい環境にありますの
で、市民生活や産業経済活動にとっても障害となる雪を克服することがまちづくりの重要な課題でもあります。
特に、高齢者や障害者などが積極的に外出できる環境づくりが多くの市民の要望でもあります。

しかし一方で、限りある予算の中、多種多様の市民ニーズに対応したきめ細やかな除排雪対策を推進するこ
とへの課題も多いものと考えております。7年前の話になりますが、平成8年1月8日深夜から9日未明にか
けての豪雪は、小樽市民が過去に経験したことのない測候所開設以来の84センチという大変な降雪量で、市民

の多くが雪の後始末に苦労したことは記憶に新しいところであります。

この経験も踏まえ、平成13年度から、本市では除排雪体制の見直しが行われ、一連の除排雪業務を地域ごとの共同企業体に一括発注し、業者の責任において業務を執行する地域総合除雪に変更しております。

そこでお伺いいたします。

初めに、今冬の2月25日現在での降雪量と積雪量について、過去10年の平均値と比較してお聞かせください。

また、21世紀プランの施策の大綱の中での除排雪の表現についてもお聞かせください。あわせて、ただいま述べました21世紀プランの施策の大綱の表現と、除排雪体制見直しに伴う地域総合除雪との現状に差異はないのか。また、地域総合除雪について現時点でどのような評価をされておられるのか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、除排雪の効率化に向けて、平成14年度に具体的な除排雪対策を検討されたと伺っておりますが、その内容について何点かお伺いいたします。

まず、運搬排雪においてであります。

一部の路線で車道部分の雪山のみを排雪するカット排雪を行っておりますが、この作業方法を選定した目的と効果についてお伺いいたします。

次に、除雪経費節約のため、一部ロードヒーティングの電源を切っているとのことですが、市民からは安全性を危ぐす声も聞かれております。ロードヒーティングの休止に踏み切った考え方についてお聞かせください。

次に、中学校適正配置計画に伴う現時点での総括と他都市からの視察目的についてお伺いいたします。

さきに開催されました1月31日の特別委員会では、中学校適正配置について、前回のアンケート調査と今回行った聞き取り調査の結果から、受入れ校において、学校全体に活力が増し、生徒会活動や部活動にもよい結果をもたらすなど、一定の効果があったとの報告がされたところであります。

振り返ってみますと、中学校適正配置計画実施に当たっては、平成11年5月に特別委員会が設置され、以後、関係各方面から多くの意見、要望が出され、それら課題、問題について慎重に審議を重ねてまいりました。当初の不安や懸念に対し、幸いにも、特別大きな問題も発生することもなく適正配置が円滑に行われたことに対し、高く評価するとともに、関係者の方々のご努力に心から敬意を表する次第であります。

そこで、今年度の特別委員会が事実上終了した現下、いま一度、中学校の適正配置計画を現時点で総括しますと、教育委員会としての自己評価はどうであったのか、教育長のご所見をまずお伺いいたします。

また、参考までにお伺いいたしますが、小樽市の適正配置実施計画及び実施状況について、他都市からの議員視察も多いと聞きしております。視察目的は主にどのようなものであったのか、視察議員からの質問も含め、視察内容についてお聞かせください。

さらに、教育委員会としては、中学校の適正配置の結果を踏まえ、平成15年度以降、小学校の適正配置につなげていきたいとの意向であります。今後予定されている小学校適正配置の目的やその道筋など、現時点でのお考えについてお聞かせください。

次に、教育委員長及び教育長へ国旗・国歌の取扱い及び実施率向上に向けた指導状況について、お伺いいたします。

小樽は、小中学校での国旗・国歌の実施率は、道内他都市と比較しても、あるいは都府県と比較しても、異常に低い状態が長く続いてきております。国旗・国歌の取扱いについては、新学習指導要領の文言の中で明確

に示されておりますから、いまさら私が説明するまでもなく、教育委員長及び教育長もよくご承知のとおりと拝察いたします。

昨日、3月3日は節句のひな祭りであります。ちょうどこの時期、卒業式に向け、平成14年度から施行された新学習指導要領に沿って学習指導がなされておりますと、小中学校の音楽授業時には、国歌の斉唱指導が行われていることと思います。このことにつきましては、過去、国旗掲揚、国歌斉唱の実施率向上に向け、私を含め、自民党の各議員から何度となく教育の正常化に関連して質問をし続けてきた問題であります。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、旧学習指導要領と新学習指導要領とでは、国旗・国歌の取扱いについての記述、表現に違いはあるのか、改めてお聞かせください。

また、他都市と比較して、小樽での過去の取扱い及び実施率について、数字で具体的にお示しください。

また、教育長は、実施率向上に向け、小中学校長及び教育現場に対して既に具体的に指導したとお伺いしておりますが、その指導内容についてもお聞かせください。

このことは、平成14年度の卒業式及び平成15年度の入学式で確実に具体的数字として表われてくるものと期待しておりますが、現下、各校長の指導の下、教育現場ではこの期待を裏づける状況はつくり出されているのか、また、教育長の想定された状況と差異はないのか、現時点でお聞かせください。

本来であれば、この項の冒頭で申し上げましたように、教育委員長のご出席をいただきまして、これら教育正常化に関連した国旗掲揚・国歌斉唱の実施率向上に向けた私の質問に対して、教育委員長としての所信の一端を申し述べていただければ、市民及び我が党の今後の指針の参考にもなりましたが、所用のため出席することができませんとのことでありましたので、次回に期待を申し上げます。

これで質問を終わりますが、今日は、いっなくなたくさんの傍聴の方が見えておられます。市長及び教育長におかれましては、ぜひ傍聴者にわかりやすい明快なご答弁を期待しまして、再質問を留保し、私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 前田議員のご質問にお答えいたします。

行政改革に関連して、何点かお尋ねがありました。

まず、組織・機構の見直しについてであります。平成15年度では、経済部農政課及び公設青果中央卸売市場並びに農業委員会事務局の体制見直しや、市民部交通安全対策課及び消費生活課の統合のほか、福祉部、環境部、土木部内において課や係の統合などを予定しております。さらに、市の組織・機構全体のスリム化、効率化を図るため、部の再編を含む大規模な見直しを平成16年度の実施に向けて検討しているところであります。

次に、主な事務事業の見直しについてであります。昨年2月に財政健全化緊急対策会議を設置し、財政健全化に向けて全庁的な取組を行ってまいりました。平成15年度当初から実施するものとしたしましては、まず、経常的な管理経費などについては10パーセント削減の予算枠の設定をするなど、委託料や修繕費などについてきめ細かな見直しを行いました。事業の見直しといたしましては、はり・きゅう・マッサージ助成の縮小や各種補助金の原則一律20パーセント削減を行い、各種健康診査の有料化などを行うことといたしました。また、今回提案しました予算案につきましては、年度当初から予算措置する必要のあるものを計上しておりますので、

それ以外の各種補助金や見舞金などでは、第2回定例会に向けて検討が必要なものもありますし、条例改正を伴うものや、受益者負担などにつきましては、主に平成16年度に向けた見直しを行う必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況を考えますと、限られた収入の範囲内で必要な事業を実施するためには、相当思い切った見直しにより実施事業の重点化を図り、受益と負担についても抜本的に見直していく必要があると考えております。

次に、民間委託についてであります。基本的には、業務内容や施設の状況を検討し、委託経費や市民サービスなどの面も勘案して、嘱託職員化なども含め、より効率的な手法を選択すべきものと考えており、具体的には、ごみ収集運搬業務委託や室内水泳プールをはじめとする社会体育施設の管理業務委託の拡大など、早期の実施を図るべく取り組んでまいりたいと考えております。

次に、赤字再建団体についてであります。赤字再建団体という正式な名称はありませんけれども、実質収支の赤字額がその団体の標準財政規模の20パーセントを超えますと、地方債をもって財源とすることができなくなります。地方債の発行なしに財政運営を行うことは、實際上不可能なため、いわゆる自主再建が困難となり、地方財政再建促進特別措置法に基づいた準用再建を選択し、国に対し再建計画を提出し、承認を受けて再建を行うこととなります。そういった場合に、通常、赤字再建団体になると言っております。

赤字再建団体となった場合の影響についてであります。準用再建を行う場合には、地方債の制限が緩和されたり、一時借入金の利息が交付税措置されるなど国の財政措置が受けられますが、再建計画を立て、国の承認をもらうこととなり、また、その変更についても国の承認が必要となるなど、全面的に国の指導の下に再建を行うこととなります。

赤字の規模などによりその内容は違ってくると思いますが、前例を見ても、職員給与などの大幅な削減はもちろんでありますが、市単独で行っている事業や上乗せしてサービスを行っている事業などは原則的にはできなくなります。また、受益者負担についても、減免制度の見直しや全体的な引上げが必要となってくると予想されます。さらに、赤字再建団体になりますと、小樽市としてのイメージにも影響しますので、経済や観光などに与える影響は計り知れません。そういった意味でも、赤字再建団体になることは絶対に避けなければならないものと考えております。

次に、市立病院の新築・統合に向けてのご質問でございます。

最初に、新市立病院建設に伴う現状と今後の課題であります。現在、市民懇話会の提言、両病院の医師による構想検討会議からの報告、昨年4月に策定した新病院建設整備方針を基に、新病院の規模や機能などをより具体的なものとするため、本年6月末をめどに新市立病院の基本構想の策定を進めているところであります。今後の課題につきましては、建設候補地の選定や建設に伴う資金計画、議員ご指摘の長期借入金の返済計画などが大きな課題と考えております。

次に、病院経営の収支バランスでありますけれども、病院職員の雇用条件の改正の可能性であります。小樽市における病院事業は、地方公営企業法の一部適用として財務規定等のみが適用されておりますが、雇用条件などを病院独自で改正することについては、地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者を置くことにより、経営責任の明確化を図り、効率的な運営体制を確立することで改正が可能になるものと考えております。

次に、市立病院における収入に占める人件費の割合であります。医業収益に占める職員給与費の割合は、平成13年度決算では55.4パーセントとなっております。また、平成14年度決算見込みでは、医業収益を106億

5,700万円、職員給与費を60億 8,600万円と見込んでおり、その割合は57.1パーセントとなっております。

次に、経費節減に関連して、民間に委託している業務についてであります。既に民間に委託している業務としましては、部分委託を含め、窓口受付や診療報酬請求事務などの医事業務、各種検査委託業務、医療機器の保守点検業務、清掃業務などがありますけれども、今後、更に効率的な病院経営を図る観点で、病院給食などについても検討してまいりたいと考えております。

次に、病院事業経営健全化団体に関連してのお尋ねであります。総務省は、平成14年度から市町村や一部事務組合が運営する赤字の公立病院を対象に、平成18年度までの5年間で不良債務を解消する第5次の経営健全化措置を実施しております。この措置の対象となる病院事業経営健全化団体の条件であります。平成13年度決算での不良債務比率が10パーセント以上の団体で、経営努力で収支均衡が可能な公立病院となっております。

メリットといたしましては、市町村の策定する経営健全化計画に基づく経営の合理化、健全化などの実施に対し、国より不良債務の解消に要する経費の一部が特別交付税で措置されるものであります。

なお、小樽市の病院事業会計では、平成11年度までは損益収支は純損失を計上していましたが、平成12年度から純利益を計上しており、平成13年度においては2億 1,363万 8,000円の純利益を生じ、累積不良債務が全額解消したことから、お尋ねの病院事業経営健全化団体には該当しないものであります。

次に、ご質問がありました横浜市の事例でございますが、三つの市立病院のうちの1か所、港湾病院が現状の医療機能を確保するためには毎年35億円から40億円程度の繰入金が見込まれることから、この港湾病院の在り方について市長の諮問を受け、検討されていると伺っております。

お尋ねのありました自治体病院が選択可能な経営形態として、現在の地方公営企業法一部適用のほか、地方公営企業法の全部適用、公設民営、移譲による民営化が考えられますが、いずれにいたしましても、公設民営方式や移譲による民営化はまだ例が少ないものであります。

次に、新市立病院に対する所信であります。さきにお答えしましたとおり、本年6月をめぐり、現在、新市立病院基本構想の策定作業を進めているところであります。基本構想で示されます新病院の規模、機能などをじっくりと踏まえ、建設に向けての課題を一つ一つ解決し、一日も早く市民の皆さんに新しい病院を利用していただけるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、湯鹿里荘の活用と朝里川温泉地区の振興についてのお尋ねであります。

まず、本市の総合計画における朝里川温泉地区の将来像についてであります。地区別発展方向の中では、基本構想の基本的な方針に基づき、保養、スポーツ、レクリエーション基地としての整備に努めることがうたわれております。

次に、湯鹿里荘の処分についてであります。湯鹿里荘の土地は、都市計画法に基づく用途地域としては第一種住居地域であり、建築基準法においては、当該地域でホテル、旅館を建設する場合は、床面積 3,000平方メートルを超える建物は建築できないこととなっております。また、湯鹿里荘の処分に当たっては、市といたしましては、これまでの経緯を踏まえ、日帰り温泉施設又は日帰り温泉施設の機能を備える宿泊温泉施設として土地利用を図る、このことを売却に当たっての利用条件とするとともに、関連して用途地域の見直しも必要と考え、事務作業を進めてきたところであります。

次に、湯鹿里荘処分の現状と周辺地区を含めた今後の計画であります。ホテル山水のほかにも、これまで数件の問合せがございました。現状といたしましては、用途地域見直しについて、町会や温泉組合との協議を

終えたところでありますが、一昨年の3号井ボーリング調査の不調や、日帰り温泉施設の新規開設等による状況の変化もあり、現段階では土地利用条件については再考の必要があると考えております。

いずれにいたしましても、湯鹿里荘につきましては、環境上の観点からも現状のままでは好ましくありませんので、早期処分に向け努力してまいりたいと考えております。

また、朝里川温泉地区は、温泉という特性を生かした観光振興や地域振興を図ることが市にとっても重要と考えており、今後、策定予定の観光基本計画の中で具体的な方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、除排雪体制についての問題であります。

最初に、今年の冬の降雪量と積雪量でありますけれども、2月25日現在ということではありますが、降雪量は428センチメートル、積雪量は100センチメートルとなっております。過去10年間の平均降雪量は511センチメートル、積雪量は89センチメートルとなっておりますので、降雪量で76センチ下回っておりますが、積雪量では15センチ上回っております。

また、21世紀プランの施策の大綱の中での除排雪の表現であります、大綱では、「市民と行政が一体となって効率的な除排雪に努める」としてあります。

次に、21世紀プランの表現と地域総合除雪の差異であります、地域総合除雪は、請負業者が個々に行っていた除排雪業務や路面管理業務などを可能な限り集約し委託することによって、限られた予算の中で、より円滑で効果的な除排雪作業を行い、市民サービスの向上や、市民にわかりやすく、地域に密着した体制にすることを期待しており、21世紀プランで目指している市民と行政が一体となった効率的な除排雪を進めるために実施したものであります。

この体制の評価についてであります、平成13年度は異常少雪であったことから、効果を検証することができませんでした。今年度におきましては、早期排雪要望や置き雪に対する苦情などが寄せられておりますが、現在、この体制の下で除排雪作業中でありまので、今後、寄せられたご意見を参考にしながら検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、カット除雪についてであります、従来の運搬排雪作業は、数台のかき出し機械を利用し、歩道を含めた道路の全幅員の雪をすべて排雪していたところであります。しかしながら、今年度から、歩道幅員が3メートル以上で歩道除雪を行っている幹線道路において、歩道部の雪山の高さを低くしながら、車道部の雪山をロータリー除雪車で直接切り込んでいくカット排雪を試験的に行っております。この作業方法の目的は、排雪の迅速化と効率化を目指したものであり、このことにより排雪量が軽減され、また、宅地内からの雪出しが減少するものと考えております。この効果としましては、円滑な車道交通の早期確保と経済性を期待しているものであります。

次に、一部ロードヒーティングの休止であります、本市のロードヒーティングは昭和53年から設置しておりますけれども、平成2年から本格的に脱スパイクタイヤ対策として整備を進めてきたところであります。近年、車両やタイヤの性能、さらには運転者の冬道運転技術の向上もあり、一時停止を伴わない箇所の延長や対面交通に支障のない箇所の幅員について、部分的に試験停止を行っているところであります。停止箇所の安全対策としては、パトロールを強化する中で、段差の解消や砂まきなど必要な路面管理を行っているところであります。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 前田議員のご質問にお答えします。

まず、中学校の適正配置についてですが、活力ある教育活動の実現と教育条件の向上を図る観点から実施したもので、さきの学校適正配置等調査特別委員会でお答えしたとおり、平成14年3月の第1回調査、平成14年10月の第2回調査の結果を見ると、学習活動はもとより、学校行事や部活動に活気が出て、新しい友達や教職員との交流も盛んになり、学校全体の活力が増すなど、一定の効果があったものと思われます。今後、学校適正配置等調査特別委員会で報告した内容を各中学校、単位PTA、町内会ほか教育関係団体にも説明したいと考えております。

また、東山、石山、住吉中の3校については、地域住民から要望のあった記念室を教育委員会庁舎内に開設し、広く市民に開放しており、卒業生や地域の方々に喜ばれているところであります。

次に、今年度、本州8市の議員視察がございました。議員視察の目的は、本市における計画の策定から実施に至るまでの経過や、実施方法などについての調査が主なものでありました。特に、生徒、保護者、学校、地域関係者への説明内容や周知方法についての質問のほか、今後の適正配置計画について多くの質問が集中しました。

次に、小学校適正配置についてですが、現在、具体的な検討は行っておりませんが、基本的には、平成11年8月に策定した「小樽市小・中学校適正配置計画基本方針及び実施方針」に沿って、学校の配置状況、児童・生徒数の現状等を踏まえ、通学区域の見直しによって行ってまいりました。

いずれにいたしましても、市教委で原案を作成し、地域や関係者の意見をじゅうぶんにお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、国旗・国歌の指導についてですが、本日、教育委員長、用務のため出席できません。明日以降の委員会に出席したいということですので、ご了承願います。

新旧の学習指導要領における国旗・国歌の記述の違いについてですが、国旗については旧の小学校社会科の第4学年及び第6学年に加えて、新の第5学年においても、我が国や諸外国の国旗について扱うこととされており、国歌「君が代」については、小学校音楽での新旧の違いはなく、いずれの学年においても指導することとなっております。また、特別活動においても、新旧ともに、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとなっております。

次に、他と比較しての小樽における実施率についてですが、平成10年度の卒業式では、全国小中学校の約99パーセントが国旗を掲揚し、国歌においては約90パーセントの学校が斉唱しておりました。しかしながら、小樽市においては、平成10年度、国旗の掲揚は約31パーセント、国歌の斉唱については未実施の状況にありました。平成13年度の卒業式においては、全国で国旗の掲揚はほぼ100パーセント、国歌の斉唱は約99パーセントとなっております。一方、小樽市においても、約96パーセントの学校で国旗が、約73パーセントの学校で国歌が実施されるという状況になりました。

次に、実施率の向上に向けた指導内容についてですが、教育委員会は、学習指導要領に基づき、各学校において国旗・国歌の指導を適切に行うよう校長会議及び教頭会議を通じて指導してまいりました。また、指導がじゅうぶんでなかった学校については、1学期と2学期の2回、校長に対する個別の指導も行っていました。具体的には、卒業式、入学式において、式場内に国旗を掲揚するとともに、国歌についても適切に実施す

るよう指導しております。

最後に、各学校の現時点での状況についてですが、各校長に対して、これまで国旗・国歌の指導が教育課程に位置づけられ適切に指導されるよう指導してまいりましたので、各校長の努力がなされてきているものと考えております。また、卒業式、入学式における国旗・国歌の実施に向けては、各校長から、教育公務員として適切に実施するよう指導を重ねてきているとの報告を受けておりますので、昨年度以上の実施状況になるよう期待しております。

以上であります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 2番、前田清貴議員。

○2番(前田清貴議員) 再質問いたします。

まず初めに、行財政改革の関係で、今後、民間委託可能な業務施設はあるのかということでお聞きしていますが、踏み込んだ質問になるのかなとも思いますが、民間委託の可能な点の一つで給食センターの関係もあるかと思います。これが今、市長の方から具体的には出てこなかったかなと思います。それで、この給食センターの取扱い、考え方について、まず1点、お聞きしたいと思います。

それから、市立病院の関係で、人件費のことについても質問しております。57パーセントという数字もたしか市長の方からあったかなと思いますが、私が視察をしてきた病院の院長さんのお話によりますと、やはり50パーセントに限りなく近づけ、なおかつ50パーセントを切っていかなければ病院経営そのものが今後成り立っていないのではないかというような趣旨の説明を受けてきました。この点について、まずお聞きをしたいと思います。

それと、病院関係の民間委託の可能な施設ということで、ちょっとまた同じく踏み込んで伺いをします。委員会等では何回も質問が出ていたかと思いますが、院外処方との関係と病院での給食の関係、この委託についてはどのように考えておられるのか、この点について伺いいたします。

それから、湯鹿里荘の関係では、21世紀プランの表現はお聞きしました。そのとおりでございます。

しかし、いろいろと地域の振興、にぎわいについていろいろと問題もあるかと思いますが。建築基準法の関係だとか、そういうことについてもお聞きしたかったところでございますけれども、いろいろと幅が広くなるということで、これは委員会の方に持っていきたいと思っております。

ただ、朝里川温泉地区の振興、あるいはにぎわいづくりに対する地域住民や温泉組合の方々の考え方をお聞かせいただきたいと思います。振興、にぎわいに賛成しているのか、あるいはまた、異議を唱えている方がおられるのか、こういうことも含めてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、教育委員会の国旗・国歌の話ですけれども、教育長は、各小中学校の校長に指導した、こういうふうに向っておりますが、具体的に今、答弁がなかったわけでありまして。

現下、現状、指導されているのかいないのか、指導されている学校は何校なのか、また、これに伴う指導時間は何時間なのか。これは、小中学校を分けて具体的にお聞かせいただきたいと思います。

それから、質問が前後するかもしれませんが、教育長は、この種の質問に対しては指導を重ねてまいりたいというようなことで、指導ということを再三使われております。それで、この指導とは何ぞやということ、国語の問題になるのかなと思いますけれども、この辺をひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

- 議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 市長。

- 市長（山田勝麿） 民間委託の関係ですけれども、学校給食センターも入ると思います。

ただ、現在の職員がおりますから、こういった職員をどこへ配置するのかと、そういう配置先も決めていかなければすぐ取り組めないという状況ですので、退職の状況とか人の配置の状況、全体の人員のバランスを見ながら、当然こういったものも将来的にはやっていかなければならない。まだこのほかにもいろいろな施設がありますので、そういった現在の職員をどう配置転換できるのか、そんなことも含めて取組をしていきたいと思っています。

それから、朝里川温泉の関係ですけれども、現在、観光クラスターの小樽ゆらぎの里の中で、いろいろな問題、朝里川温泉の振興策について検討しております。そういった動きもありますし、それからもう一つは、あの地域に更に大型ホテルが要るのかどうかというご意見もあります。したがって、こういった温泉地域にしていけるのか。このことについては、今、観光基本計画を策定する中で、朝里川温泉の振興も含めて検討していきたい、こういうふうに思っております。

病院の問題は、局長からお答えします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 小樽病院事務局長。

- 小樽病院事務局長（高木成一） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

2点ございました。

まず、人件費の件でございまして、他の病院の例で50パーセントというご質問でございますけれども、病院経営を考えますと、確かに50パーセントは理想でございます。けれども、我々自治体病院といたしましては、いわゆる不採算な部門、精神だとか結核、救急、小児医療、こういうものに対応しておりますと、やはり、それ相当な人員配置も必要でございます。それは理想でありますし、今現時点では、私どもは、損益分岐点ということでいくと55パーセントが限界かなということで試算をしておりますので、引き続き、ご質問のありました件については、人件費比率の縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、委託に関連をいたしまして院外処方についてご質問がございましたけれども、院外処方につきましては、委託とはちょっと質が異なるものでございます。病院的には、薬事委員会の中に院外処方の検討委員会を設けてございまして、いろいろ患者さんにとってのメリット・デメリットがございますので、そういったものを含めて引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

それから、給食につきましては、一部委託の方向で検討しているということで市長からご答弁申し上げました。

ご承知のように、病院は3食 365日、治療食という実態がございますので、そういった意味ではちょっと課題が多々ございます。今現時点では、そういう方向性の中でそういった課題について院内で協議をして、いわゆる民間委託の可能性、そういったものについて引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

実は、国旗・国歌問題については、やはり、学習指導要領が根拠になります。

さきほどもお答えしましたように、例えば国歌「君が代」については、小学校音楽科の新旧の違いはなく、いずれの学年においても指導することとなっておりますというのが本文の中にございますし、特別活動においても、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとなっております。

それで、どうしても校長会議、教頭会議でも指導するという言葉が多くなるわけですが、実態論としては各学校でそれぞれ違いますので、校長先生あるいは教頭さんにおいでいただきまして、その指導について事細かに聞くことと、そして助言をする、こういう手だてもありますよということが一般的な指導になっております。

なお、どのような形でどのくらい指導しているかという状況については、学校教育部長に答えさせます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 学校教育部長。

○学校教育部長（菊 譲） 前田議員の再質問にお答えいたします。

各学校では、3月末に、学習指導要領に基づきましてそれぞれの学校で教育課程を編成しているところでございまして、1年間の4月から3月までのスケジュールをつくっているところでございます。特別活動、音楽、社会科において、国旗・国歌について、そこで計画をするところでございます。

ご質問のそれぞれ何時間ということにつきましては、小学校1年生からそれぞれ1時間ないし2時間、小樽の場合には、ほとんどの学校が3月上旬から卒業式にかけて指導することになってございます。

なお、中学校につきましては、小学校6年間ですものですので、例えば式の総練習でありますとか、そういうときに歌うようになってございます。

なお、それぞれの学校につきましては、3月上旬から、さきほどおひな祭りのお話を前田議員からされておりましたが、そのあたりから卒業式に向かって国歌斉唱の学習をするようになってございます。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 2番、前田清貴議員。

○2番（前田清貴議員） 再々質問をいたします。

行政改革について、民間委託ということで、給食センターの関係では、市長は今後入れていくという考え方ということで、私は評価をしたいと思います。

それから、今の市立病院の関係も、院外処方と給食の関係も聞きました。これは、今後また、委員会等で質問をしていきたいと思います。

それから、今の教育長の答弁です。教育長は、昨日の答弁の中にもあったのかなと思いますけれども、公教育は不当な権力の介入があってはならないと、前後はありますが、そんなようなことでした。

この新学習指導要領というものは、これと照らし合わせて、当然、該当しないものだとは思っていますけれども、この辺の教育長の考え方というか、所信というか、学習指導要領というものは、いかがなものなのかなということなのです。当然、私が前段で申し上げたことは該当するようなものではないとは思っていますけれども、教育長も私と同じ意見ですね。どうですか。いかがですか。

これが最後の質問です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 昨日お答えしました教育行政の本務ということですが、教育行政は、不当な支配に屈するのではなくて、いわゆる公教育は責任を持って実施するものである、そういうことが教育基本法の中に書かれております。歴史的に申し上げますと、昭和21年11月3日に日本国憲法が公布され、22年3月31日に教育基本法が公布され、同日、学校教育法が施行され、そして、その同じ年の22年5月3日に憲法が施行されました。それで、憲法記念日が5月3日になっているわけです。そして、教育基本法と時を同じくして学習指導要領が定められまして、教育は、憲法、教育基本法に準じて公教育として行われるものであると規定されておりますので、前田議員のご主張と私の立場は全く相違ございません。

○議長(松田日出男) 前田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 32番、高橋克幸議員。

(32番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

○32番(高橋克幸) 最後の一般質問となりました。よろしくお願いいたします。

初めに、本市と小樽商科大学の連携について質問いたします。

21世紀に入り、ますます高度に複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、大学が潜在的に有している知的能力への期待は大きいものがあります。また、地域課題の前進的な検討をするための協力や、あるいは、大学からの何らかの示唆によって地域がより発展していくための手がかりが得られることも考えられるのではないのでしょうか。

さて、本市にある小樽商科大学は、昭和24年5月、国立学校設置法により、新制大学として発足し、その起源は、遠く明治44年5月、全国の官立高等商業学校のうち、5番目として開校された小樽高等商業学校の設立に始まっています。以来、今日に至るまで、産業の興隆並びに学術、文化の発展に貢献をしてきております。最近では、少子化問題など時代の大きな流れから、国立大学の独立行政法人化の問題があり、小樽商科大学の在り方や今後の進むべき方向性としてどのように考えていくのかということをテーマに、小樽商大の運営諮問会議が開かれ、審議を重ねてきたようであります。

そこで、伺いますが、この諮問会議の委員として出席されてきた市長のこのテーマに対する率直な意見を聞かせてください。

次に、行政と小樽商科大学の関係ですが、3年前に産学官が一体となって地場産業振興の方策をさまざまな形で検討するため、地場産業振興会議が設置され、その後、具体的な成果もあったようですが、現在までの経過と内容、そして、大学側が特に担当してきたものはどのような内容であったのか、お示してください。

また、これらについて、今後の方向性や計画についてどのように考えているのか、見解を伺います。

大学では、地域の連携としては、公開講座やビジネス創造センターの活用などさまざまな活動をされているわけですが、今後の連携をどのように進めていくのか、大事な視点であります。単なる一方通行ではなく、相互の理解を前提として協力し合える環境をどのように考えていくのか。例えば、行政と大学の定期的な情報交換を行える場づくりなど、いろいろな角度で考えられると思いますが、市長の見解を伺います。

大学の国際化は、その大学が設置されている地域の国際化でもあります。住民との交流や小中学校行事への参加など、地域交流の中で他の国の異文化交流が深まれば、より身近な国際化への入口が見えてくるのではな

いかと思いますが、本市の国際化の観点から、この点についてどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

次に、情報化の推進について質問いたします。

今日、我が国は、情報化という大きな時流の中にあり、日を追うごとにＩＴ技術の進歩は着実に進み、量・質ともに世界の先端に向け歩み始めています。

総務省においては、全国ブロードバンド構想を発表し、高速、超高速のインターネット網の整備推進に取り組んでいる状況にあります。高速系では、既存の電話回線を活用しているもので、ＩＳＤＮからＡＤＳＬへの変更や普及が進んでおります。また、超高速系では大容量の通信が可能な光ファイバーも普及し始めており、ブロードバンド構想によりますと、2005年度までに急速に普及し、ＡＤＳＬとの逆転が予測されております。

このように急速に進んでいる情報化のインフラ整備の状況を見ると、本市の情報化に対する考え方や具体的な実行計画が急務であると思いますが、どのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

昨年年第3回定例会で、我が党の代表質問の中で、電子自治体に向けての考え方を質問しましたが、そのご答弁の中で、平成15年度に、総合行政ネットワーク、いわゆるＬＧＷＡＮの接続を考えているというものがありました。国では、e-Japan重点計画においても、今後ＩＴ政策を推進する上で重要な情報通信基盤であると位置づけされております。

そこで、伺いますが、ＬＧＷＡＮの目的、メリットはどのようなものなのか、また、利用方策についてはどのように考えられているのか、さらに、具体的なスケジュールやＬＧＷＡＮのセキュリティについてどのような課題があるのか、お答えください。

また、ＬＧＷＡＮ接続に当たり、財政支援について対象となる項目や支援の割合についてどのように予定されているのか、お示しください。

次に、ホームページについてであります。

インターネットの普及に伴い、各自治体が公式ホームページを作成し、それぞれ個性や特徴のあるものが掲載されるようになりました。情報化の時代にあって、時間の制約などを考えることなく情報収集ができるようになり、ますますホームページに対する内容の充実が求められるようになってきました。このような情報化についてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

本市のホームページに対してのアクセス数ですが、開設以来、毎年、状況はどのように推移してきたのか、また、現時点での課題や問題点、さらに、今後の計画や目標などはどのように考えられているのか、見解を伺います。

他都市の例で参考になるものがありましたので、提案をしたいと思います。

本市のホームページにも防災情報がありますが、市民に対しての具体的な啓発内容が少ないので、我が家でできることや、防災備品や役立つコーナーなど項目を増やすことや、また、別項目としてリアルタイムの災害情報発信ウインドウの設置により、地震などの大規模な災害情報が検索できるようにしてはいかがでしょうか。

2点目に、本市の主な公共施設の電話帳機能として、一覧的に検索のできるものとしてiモードにも対応できるものがあれば便利であり、市民サービスとして有効なものと考えますが、いかがでしょうか。

この2点について検討すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、行政の情報化についてであります。

行政の情報化として、庁内ＬＡＮの整備状況とその活用状況について、現状をお示しください。

ソフト面で、文書管理システムについては早期に必要とされるシステムの一つですが、この点についてはどのように考えられているのか、また、その時期についてもお答えください。

庁舎と教育委員会はLANの設定ができているようですが、教育委員会と各学校とのLANは、まだ未設定とのことであります。メリットの面や、各学校が緊急避難所であるという防災面の上からも早急に実施すべきと考えますが、どのように検討されているのか、課題や問題点についてどのようなものと考えられているのか、見解を伺います。

次に、学校施設管理について伺います。

学校施設は、子どもたちの学習や生活の場であり、また、緊急時には避難用施設として使用されるため、安全性や快適性が求められております。一方、財政難で苦しむ自治体では、施設を長く使い続けることが求められています。耐用年数や諸条件の中で、どの程度の修理がいつ必要になるのかということを最少の予算で施設を維持するための中長期な保全計画の立案が重要になってきております。

最近、問題になっている耐震構造に対する調査なども含め、ここで必要になるのが各学校の基本的データであります。この基本データについては、どのような項目で整理されているのか、また、それぞれの項目に対して、改造、改修、補修、修繕など、いつどのような基準において決められているのか、現状をお答えください。

また、耐震構造に対する調査についてはどのような状況なのか、さらに、各学校から出されている要望についてはどのように対応されているのか、課題や問題点はどのようなものがあるのか、あわせて伺います。

また、さきほど述べました中長期な保全計画については早急に検討すべきと思いますが、どのように考えられているのか、教育長の見解を伺います。

最後に、小中学校の敷地内の禁煙の考え方についてであります。近年、公共施設では、分煙区分が進んでおり、また、禁煙運動も着実に広がってきているようであります。以前にも紹介しましたが、和歌山県の小・中・高等学校の施設内では禁煙となりました。

その経過の中で、多くの意見が出され、その代表的なものとしては、教師や保護者から、学校でたばこの煙が漂っているのはおかしいのではないか、電車やレストランでも禁煙のところが多いのに、なぜ学校ではできないのか、また、麻薬や覚せい剤などの薬物乱用防止教育をやっているが、まず、たばこ問題に取り組むべきではないのか、さらには、たばこの有害性を教えている教師が学校内でたばこを吸っているのは説得性がないし、矛盾しているのではないかなどであります。このような意見や思いを持っている教師や保護者、地域の方々も多いと思いますし、私も同感であります。

昨年の第3回定例会で提案いたしました調査、アンケートについて、実施されたと伺っています。その結果の中で小中学校内での教員や関係者の喫煙率はどのような状況であるのか、職員室の喫煙状況や職員会議での禁煙率についてもお答えください。

さらに、学校関係者の具体的な意見の集約はどのように実施されたのか、また、意見の中にはどのようなものがあつたのか、お示しください。

本市の小中学校敷地内での禁煙の方向性を見据えつつ、今回の調査についてどのような感想を持たれたのか、今後の対策についてはどのように考えられているのか、教育長の見解を伺います。

以上、再質問はいたしませんので、明確なご答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小樽商科大学との連携について、何点がご質問がありました。

まず、小樽商科大学運営諮問会議であります。平成12年8月に、学長から、小樽商科大学が進むべき方向性についての諮問を受け、それ以降6回の会議では、学部、大学院の在り方、国際交流充実の方策、地域連携の在り方の3点を具体的に審議してきました。

この間、委員として、私は、社会経済も複雑化していることから、高度の専門的知識や能力を有する人材育成の必要性、また、社会人のリカレント教育の必要性や、留学生が地域のイベントや小・中・高校の学校行事に参加することによる地域との交流の重要性などの意見を述べてまいりました。今後、更に産学官の連携を図るために、本諮問会議での議論は重要なものと認識しており、先般、報道されました小樽商科大学におけるビジネススクールの開設準備などは、この諮問会議での答申の成果と考えております。

また、小樽市にとっても、実学を旨とする小樽商科大学がこの地元にありますのは、大変な財産であり、今後とも地域経済との連携や国際交流の面で重要な役割を担っていただきたいと考えており、今後、よりいっそう、小樽商科大学との連携を図っていくことが必要であると考えております。

次に、地場産業振興会議の経過と内容、また、大学側の担当内容についてであります。地場産業振興会議は、平成11年12月、地場産業の振興と新たな産業の創出を目的に、産学官が連携して15名の委員で発足しました。その中では、3本の事業を具体的に検討することになり、平成12年5月に事業ごとにワーキンググループを発足し、実現化に向けて実践してきたところであります。

まず、ゼオライト研究開発事業は、地元企業と北海道職業能力開発大学校や道立工業試験場などが連携して、ゼオライトを活用した暖房機のプロトタイプ1号機と2号機を製作し、データの収集をしてまいりました。その結果、一定の成果を得られましたので、昨年10月に特許申請をし、本年中に暖房機の製品化に向けて産学官が連携して共同研究開発を継続実施しております。

次に、朝里川温泉地区振興事業ですが、平成13年5月に観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」を発足し、小樽商科大学ビジネス創造センターの協力の下で朝里川温泉イメージ調査を実施し、これからの同地区のマーケティング戦略を協議してまいりました。また、北海道薬科大学の協力の下で、地下水の利用による地酒や地元のハーブを利用したワインを製造し、昨年2月に試飲会を小樽、東京、大阪で行うなど、地場産品の製品化に向けて実践してきたところであります。さらに、小樽商科大学ビジネス創造センターと研究会が主催して、朝里川温泉地区の振興策に関するセミナーの開催や、職人による製作体験工房などを展開してきたところであります。今後とも、研究会で協議の上、朝里川温泉地区の振興、発展のために各種事業を推進していく予定となっております。

次に、まち育て情報センター設置事業ですが、小樽商科大学ビジネス創造センター、小樽商工会議所と市、さらには小樽情報ネットワーク事業協同組合が連携して、平成13年8月に小樽まち育て情報センターを開設し、同センター内には、IT企業3社や学生起業家本部が設置され、さまざまな情報化事業を推進してきたところであります。小樽商科大学ビジネス創造センターには、地場産業振興会議を主導的に運営いただき、学生起業家本部の設立、ビジネス・アイデア・コンテストの共催や、市内で新たに事業を起こす方の起業計画に関する指導、相談会の講師役など、各事業の推進に協力いただいていたところであります。

次に、地場産業振興会議の今後の方向性や計画であります。同会議の検討、協議の中で、三つの事業が一定の成果を得たこともあり、同会議と3ワーキンググループは、各委員の任期が満了する本年3月末をもって解散することにしております。次年度以降につきましては、ゼオライト研究開発事業は、市内企業が中心となり、北海道職業能力開発大学校や公的研究機関と連携して、暖房機の製品化を目指し、共同研究開発を継続してまいります。観光クラスター研究会は、大学、市内企業や職人などと連携して、地場産品づくりや朝里川温泉地区内での製作体験工房の開設など、同地区内の振興、発展のために各種事業を展開してまいります。また、小樽まち育て情報センターは、小樽情報ネットワーク事業協同組合が中心となり、ブースに入居する企業、高齢者によるパソコンやインターネットの研修等を行うシニアネットや、市民、企業を対象としたIT研修会やSOHO事業者の育成、広域ネットワークの構築など、IT関連事業を推進してまいります。3事業とも、事業主体が独自性を発揮し、地場産業の振興や新たな産業の振興のために継続して実践してまいりますので、今後とも、産学官が連携してできる限りの支援体制をとってまいりたいと考えております。

次に、大学と行政が連携できる体制づくりであります。これまでも、市の各部局では、それぞれ専門的な分野でのご助言やご協力をいただくため、市内の大学や短期大学などの先生に各種委員会の委員をお願いしているところであります。地元の大学との連携体制や協力体制は、地域振興にとっても大変重要なことと認識しておりますので、ご提言にありました市と大学とが定期的に情報交換や交流ができる場や、また、そのしくみづくりなどについて、今後、大学側と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽商大と地域の国際化についてであります。近年、小樽商大の留学生は中国を中心に増加しており、留学生と市民が気軽に交流できる場づくりは、国際化にとって大変重要なことと考えております。

本市では、これまでも、外国人に対する生活情報紙を発行し、留学生の皆さんに市内で開催されるイベントなどへの参加や、商大の国際交流センターと連携しながら、茶道や書道などの日本文化体験会を実施し、留学生と市民との交流を深めてきております。また、市内小中学校では、総合的な学習の時間や特別活動の時間に、留学生を招いて英会話を学習したり、ゲーム等を通じて交流を行っております。

ご指摘のとおり、身近なところで異文化に接することは、よりお互いの理解が深まり、地域の国際化が進むものと考えておりますので、今後とも、商大の国際交流センターなどと連携を図りながら、市民と留学生の交流について積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、情報化の推進についてのお尋ねであります。

まず、本市の情報化に対する考え方や具体的な計画についてであります。国におきましては、現在、世界最先端のIT国家を目指すとともに、地方における行政の電子化への取組がいっそう進められており、インターネットや携帯電話の普及など進歩した情報通信技術は、地域の活性化や市民サービスの向上など、諸課題を解決する上で有効な手段の一つとなることが期待されております。

本市におきましても、情報化への取組は大変重要な課題と考えており、今後の本市における情報化を進めるための基本計画である地域情報化計画につきましては、年度内に策定をいたしたいと思っております。

計画に基づく具体的な取組としましては、当面、ホームページの充実や総合行政ネットワークの整備を進めるなど、急速に進む情報化のインフラ整備の状況を見定めながら、ITを活用した情報化施策について一つ一つ実現してまいりたいと考えております。

次に、LGWANについてありますが、LGWANは、地方公共団体を相互に接続する行政機関専用のネットワークであり、電子自治体推進のための情報通信基盤としてe-Japan重点計画において推進が図られ

ているものであります。L G W A Nに参加することにより、インターネットと比較して格段にセキュリティの高い文書交換が可能となり、地方公共団体相互や国の各省庁等との情報の交換や共有が図られ、行政事務の効率化が進ものと考えられております。

現在、道内では、L G W A Nへの接続を完了している自治体は、北海道、札幌市、岩見沢市の3自治体のみであり、本市は、L G W A Nへの接続につきましては、平成15年度下期を目途に準備を進めております。

L G W A Nのセキュリティに関しては、L G W A Nは、参加自治体のみの閉じたネットワークであることから、非常に堅ろうなネットワークであります。さらに、L G W A Nと各自治体との接続にファイアウォールを設置してセキュリティを高めております。

財政支援につきましては、この事業として平成15年度当初予算に800万円を計上しておりますが、国からは費用の8割が地方交付税で措置されることになっております。また、道からは、市町村の一般財源負担分について、北海道市町村振興基金による支援が検討されております。

次に、ホームページについてのお尋ねであります。

初めに、自治体のホームページへの認識についてですが、公式ホームページは、正にその自治体の顔であり、姿を表わしているものであると思っております。情報化が進むにつれて、最近では、どの自治体でもホームページの作成に力を注いでおり、情報公開を進めるとともに、より市民の利便性を追求したサービス提供が可能なホームページを目指して取組が行われております。本市のホームページにつきましても、新年度においてリニューアルを行いますが、情報提供やサービス提供の内容などに関して、より多くの市民要望にこたえられるよう、常に改善を加えていかなければならないものと考えております。

次に、アクセス数の推移と現時点での問題点、課題であります。本市のホームページは平成10年12月に開設しましたが、トップページへのアクセス数は、平成10年度が9,300件、11年度が4万2,400件、12年度は8万7,800件、13年度は18万6,400件、14年度は1月末までで20万5,700件となっております。また、課題や問題点、目標などについてであります。現在、徐々にホームページへの情報掲載量を増やしていますが、市民が必要としている保健、福祉、医療などを中心とした生活に密着した情報をいっそう充実していかなければならないことや、検索機能を備えることなど、市民が利用しやすいホームページへ改善していくことが必要であり、新年度においては、これらの課題解決に向けて、取組を進めてまいりたいと思っております。

今後の目標であります。ホームページの質・量の充実と併せて、双方向の機能を生かして、電子メールやインターネットにより、ホームページ上で市民が気軽に質問や意見交換ができるような場の開設についても検討してまいりたいと考えております。

次に、他都市の参考事例として、防災情報提供内容の充実と検索及び電話帳機能サービスの提供につきまして検討すべきのご意見であります。

防災情報に関して、啓発情報や防災備品などの具体的な項目を増やすことにつきましては、早急に取り組みたいと考えております。また、リアルタイムで災害情報が検索できるシステムにつきましては、必要なことと認識はいたしますが、ITを活用した情報収集ネットワークの構築や情報提供体制の整備などの課題もありますので、実施方法、内容等につきまして、もうしばらく研究をさせていただきたいと思います。

また、iモードにも対応した市の主な公共施設の電話帳機能サービスにつきましては、できるだけ早い時期に実現できるように進めてまいりたいと思います。

次に、行政の情報化であります。14年4月より、本庁舎等において庁内LANの本格運用を開始したとこ

るであります。庁内LAN拡充につきましては、平成14年9月には、保健所ほか4か所の庁内LANを接続し、より広帯域な回線サービスに変更し、その後、同様な回線サービスで新たに庁外施設の接続を進め、平成14年11月には青少年女性室ほか11か所、さらに平成15年2月には博物館ほか7か所の庁内LAN接続を行いました。これにより、本庁舎及び既存の接続を含めた32か所の施設を結ぶ小樽市行政情報ネットワークがほぼ形成されたことになります。この行政情報ネットワークを活用することにより、ほとんどの事務連絡がメールにより可能になりましたので、事務執行の迅速化と情報の共有化がますます図られるものと考えております。

次に、電子文書管理システムであります。このシステムは、これからの情報共有と公開を進めていく中で、電子自治体として基幹となるしくみの一つであろうと思います。今後導入予定のLGWANにおいても、参加自治体間でシステムを共有することにより、低コストで運用が可能ASP方式による電子文書管理システムが提案されており、注目しているところでありますので、本市としては、新年度運用予定の北海道の独自システムの事例なども参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 高橋議員のご質問にお答えします。

まず、教育委員会と各学校とのLANの設定についてですが、現在、各学校への通知文書等の配布に当たって、42校分、印刷をし、教育委員会庁舎連絡棚経由で、各学校用務員が外勤の際に持ち帰る形で処理しております。

教育委員会と各学校がLANで結ばれた場合、各学校あて通知文書は、インターネット・メールの添付ファイルを利用して、時間を問わず、各学校に短時間で送れることになります。また、防災上の連絡についても効果があるものと考えられます。

しかしながら、LAN設定に伴うパソコン購入経費、回線接続経費などの初期投資経費のほか、通信料金及びプロバイダー接続料金などの運営経費についても増高することが想定されるため、費用対効果を見極め、対処してまいりたいと考えております。

次に、学校施設管理についてですが、学校施設を管理していく上で、建物や設備及び敷地などの状況を把握していくことは、大変必要なことと考えております。基本データとして特に定められているものではありませんが、各学校における大規模改造及び増改築など整備に関することや、暖房、給排水、衛生などの設備に関するものなどの状況について資料として作成しております。

なお、今後、各学校における施設の状況が項目別、分類別などに整理され、より詳細がわかるような基礎データ資料として、学校カルテの作成などを検討してまいりたいと考えております。

次に、改造などの整備の基準についてですが、施設設備は、老朽化により改造、改修を行わなければならないもの、児童・生徒の状況に応じ改善を図らなければならないもの、社会のニーズで生じたもの、突発的に発生したものなど、多岐にわたっております。このようなことから、施設整備については、明確な基準はございませんが、これらの状況を総合的に判断し、安全対策に係るものや緊急時を考慮しながら実施しているのが現状であります。

次に、耐震構造に関する調査についてですが、昨年、国が行う耐震診断実施計画の策定に基づき、道の方から、平成17年度までの3年以内に、耐震補強事業の実施予定の有無にかかわらず、耐震診断を行うとの通知が

なされております。本市においても、新耐震設計基準以前の校舎や屋内運動場があることから、調査の必要性を認識しており、関係部と協議を進め、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、各学校からの要望についてですが、学校はもとより、各団体などからも、屋内、屋外にかかわらず、学校施設に対する多くの要望が寄せられております。これらの要望については、さきほどもご説明申し上げましたが、現状把握の上、安全性や緊急性を考慮しながら、適宜、対応しております。また、要望事項は多種多様にわたり、かつ相当な経費を要するものなどもあり、未実施のものも多くあります。今後、施設や設備の老朽化を念頭に、課題の解決に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、中長期的な保全計画についてですが、学校施設は、児童・生徒の学び場であると同時に、生活の場であり、快適で安全な教育環境をつくることが必要であると考えております。また、地域の人々の学習の場として、さらには、住民らの応急避難所として学校施設の果たす役割は非常に大きなものがあります。このようなことから、今後、学校の施設整備や維持管理に当たっては、計画的な方策に基づき、総合的に進めることが望ましいことと考えられますので、早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、学校内の喫煙の状況についてですが、昨年10月、各学校に対しアンケート形式で学校職員の喫煙者数及び学校内の喫煙対策の状況等の調査を行いました。学校職員の喫煙率は約3割、その喫煙対策として、分煙を行っている学校が約71パーセント、分煙以外の換気扇による喫煙対策や、結果的に喫煙対策になっている学校が約24パーセントになっており、小中学校の約95パーセントにおいて喫煙対策がなされておりますが、残る5パーセント弱における学校については、喫煙対策が行われておりません。95パーセントの学校で分煙等の対策がとられております。

職員会議についての状況は、把握しておりません。

アンケート集約の際、各学校の様子をお聞きますと、ぜんそく等の病気の先生の訴えがあり、職員室で喫煙することがなくなった学校の例がございます。しかし、各学校での喫煙の児童・生徒への影響を真剣に考える状況がまだまだ不足しているように感じております。

最後に、小中学校の敷地内における禁煙の方向性についてですが、このたびの調査結果からは、各学校が予算や施設面の限られた条件の中で喫煙に対する分煙等の取組をしているものと思われます。

しかしながら、既に本州においては、学校での喫煙が、児童・生徒への教育上、好ましくないとの観点から、学校敷地内を全面禁煙にしている事例が報告されており、今後、喫煙に対する問題意識の醸成に努めるとともに、学校における禁煙を視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（松田日出男） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第34号、第36号、第39号、第40号、第42号、第43号及び第47号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員をご指名いたします。

前 田 清 貴 議員 成 田 晃 司 議員 大 竹 秀 文 議員
松 本 聖 議員 中 島 麗 子 議員 見楚谷 登 志 議員
小 林 栄 治 議員 佐々木 勝 利 議員 北 野 義 紀 議員
佐々木 政 美 議員 高 橋 克 幸 議員 佐 野 治 男 議員
以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第35号及び第46号は総務常任委員会に、議案第37号、第38号及び第45号は厚生常任委員会に、議案第41号及び第44号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月5日から3月12日まで8日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時34分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 大 竹 秀 文

議 員 斉 藤 陽 一 良

平成15年 第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成15年3月13日

出席議員（33名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴		
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文		
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄		
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬		
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子		
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則		
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督	雄	
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治		
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次		
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部		智	
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀		
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次		
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄		
30番	松	田	日	出	男	31番	佐	々	木	政	美
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽	一	良	
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男		
36番	佐	藤	利	幸							

欠席議員（1名）

27番 岡 本 一 美

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	助	役	小	坂	康	平						
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏				
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	鈴	木	忠	昭		
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参	事	山	田	厚		
財	政	部	長	藤	島		豊	経	済	部	長	木	谷	洋	司		
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長	田	中	昭	雄		
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	山	下	勝	広		
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人
港	湾	部	長	旭		一	夫										

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広 田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開議 午後 1時00分

- 議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に横田久俊議員、北野義紀議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第48号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 17番、小林栄治議員。

（17番 小林栄治議員登壇）（拍手）

- 17番（小林栄治議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

新年度予算編成において、市は、歳入の不足分を補うため、企業会計からの借入れを行うこととしているが、返済のめどをどう考えているのか。現時点で、次年度以降においても不足が生じることは明らかであるが、この方法はもう使えないのではないか。また、従来から行ってきた下水道事業会計への繰出金が計上されていないが、このことによる使用料の値上げを危くするかどうか。

市は、後年度に措置する考えというが、これらの方策は一時しのぎにとりあえず行ったとの感はぬぐえず、無責任とすら感じる。今後、政府の地方財政計画によって交付税削減などが実行された場合、ただでさえ逼迫した本市財政への影響は計り知れない。市長は、たとえ総務省の方針であっても、うのみにすべきではないと思うかどうか。

学校開放事業については、学校週5日制推進事業費の中で行われているが、昨年度予算と比較すると相当の減額がなされている。市教委は、全小中学校で行っていたものを、利用実績が振るわないとの理由から、中学校について中止するためというが、現在、予算審議のさなかでありながら、各学校の管理をお願いしている方々には、既に4月から行わない旨の通知を行っているやに聞く。議論を行った上での方向性を決めるという手続の中では、説明責任を果たすことが求められており、手抜きをすると反響は大きい。じゅうぶんな配慮が必要ではなかったのか。

今定例会に提案された新年度予算には、石狩湾新港工業流通団地企業誘致推進協議会負担金が盛り込まれていない。これは、今後の新港開発に明るい兆しが全く見えないために、事実上、市が見切りをつけたということを示しているのではないか。これまでの実績では、破たんした石狩開発が進めてきた背後地の分譲による企業立地や操業に伴う雇用などの面で、大きな効果はまずもって期待できないことや、具体的な利用計画のないまま一部大企業のために大水深バースを建設することなどから、市税投入の目的には、甚だ疑問な点があると言わざるを得ない。

加えて、平成18年度からの3か年には、借入金元金の一括償還の影響で、各母体の負担金は大きく膨らみ、逼迫した本市財政を更に窮状に追い込む危険があるのではないのか。本市にとって確実な有効性が見込めない中での巨額投資については、即座に見直すことは当然であり、むしろ市民生活に直結した事業に税金を振り向けることこそが、今行政に求められていることと思うかどうか。

平成15年度予算において、中高齢者総合健康増進プログラムの一環で「高齢者の生きがいと健康増進づくり推進事業」が道補助金を導入して計上されているが、単年度限りの事業となりはしないのか。高齢化が進む中

で、当事業などは高齢者に講演会などへの参加を促し、社会参加を勧め、生きがいと健康増進につながることを目指す「健康おたる21」や「中高齢者の総合健康増進プログラム」の推進のため、もっと政策的な事業を盛り込み、継続して事業を実施していくべきものと思うがどうか。

平成15年度予算における衛生費の環境保全費については、対前年度比約2,100万円もの減額となっている。この中身は、業務委託の部分を直営で職員が行うことによる削減が大半であるというが、果たして職員の労働強化の問題や業務内容の低下につながるおそれはないのか。また、有害大気汚染物質対策事業については、ごみ焼却場の閉鎖により、北海道の常時監視計画の中で真栄地区での観測のみとなったため、来年度予算では事業費が計上されていないという。そうであれば、ダイオキシン類が高濃度であった要因は、正に焼却場によるものではなかったのか。平成19年度供用開始予定の新焼却場が稼働した際には、新たに大気環境濃度についての監視や測定が開始されるものなのかどうか。

平成14年度融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算では、貸付事業費が1億634万円の減額補正となっており、これは貸付申込件数が減少したことによるという。平成12年度から発足した当制度の利用件数は、この3年間漸減しており、この原因は、前年の降雪量に影響されているという。この制度は、本市の除雪対策の目玉的存在であり、制度そのものの内容について、団体、町内会、法人への貸付けなどの貸付対象者や、移動式融雪機にも貸付けするとかの対象機種の拡大、さらには制度を拡充するのか、縮小するのかの方向性も含め、今後検討すべきと考えるがどうか。

行財政改革を進める中で、業務委託の在り方や職員の配置転換などの課題はあるものの、現在のひっ迫した市財政をかながみれば、人件費削減は、早急に着手しなければならない至上命題である。その実現に向けた機構改革を行う手法として、札幌市で行っている早期退職勧奨などの導入や、教職員免許などの資格を持つ職員の有効活用など業務応援体制の確立などは、考えられないものか。市としては、さまざまなケースを想定し、的確な情報収集に基づいた精度の高い試算や検証を行い、サービス低下を招かないことを大前提に、市民の理解が得られるよう、積極的に取り組まなければならないものと思うがどうか。

財政健全化の一環として、事務事業の見直しのほか、組織・機構を大胆に見直し、その具体的内容は、部の再編を大きく掲げるという。組織・機構の見直しは各自治体でも行っているが、本市の厳しい行財政の中、他の自治体の事例を参考にするとともに、本市の特性を踏まえ、積極的に組織・機構の見直しに努めることを望むがどうか。また、民間委託についても、群馬県太田市のNPO法人に庁舎の総合案内や図書館の運営業務などの委託の例に見られるように、意識の改革や市民が市役所の中に入り込みながら市政を進めることも必要と考えており、難しい問題も多々あると思うが、市民要望も多様化していることから市民サービスの低下を来すことのないよう、民間委託についてもよりいっそう推進すべきと思うがどうか。

自家用自動車通勤している市職員が恒常的に小樽公園内の駐車場を利用しているという不適切な実態が明らかとなった。自家用車通勤者が通勤届を提出する際には、駐車場の場所を図示させているというが、事実確認はしておらず、実際、届出場所に駐車しているかどうか甚だ疑問である。公共交通機関を利用するという届出をしておきながら、自家用車で通勤している実態があるのではないかと。今後、何らかの方法で通勤形態を調査すべきであり、例えば駐車場の賃貸借契約書の写しを添付するといった具体策を早急に講じるべきと思うがどうか。

市の身分証明書には42件、41種類があるが、身分証明書は常時携帯しなさいとなっているが、これが果たして守られているか疑問である。さらに、人事異動により担当者が変わった場合、きちんと返却されているのか。

また、一般の職員の身分証明書は、採用時に一度発行すると、紛失等がない限り退職まで更新されず、ある職員の実際の証明書を見せてもらったが、年齢をとることによって写真を見ても本人確認が困難であり、一定期間ごとに更新すべきと考えるがどうか。また、例えば水道局や税務関係などの現金を直接市民とやり取りする場合の身分証明書の裏面には、関係者から請求があった場合、いつでも呈示しなさいと記されているが、呈示請求がなければ呈示する必要がないとも解釈できる。まず最初に呈示し、身分を明かすべきではないのか。身分証明書は、呈示請求がなくとも、みずから当初に呈示するよう、職員を指導すべきと思うがどうか。

現在、公的事業所12か所に13名の市の定年退職者が再就職している。市は、再就職する場合は、5年間の就労を限度とするよう、本人と雇用先へ了解を求めているが、現在、このうち65歳以上の方は5名いると聞く。この5名の補充は既に決まっているのか。いわゆる天下りをして、後進に道を譲るという意味で5年間の限度とすることはよいことであり、北海道広栄社の例はひどすぎることから、この条件を今後とも守るとともに、昨年、おたる水族館が市退職者ではなく民間人を採用した例もあり、このように民間人でも賄える事業所には、民間人を振り向けるよう強く望むがどうか。

小樽市のホームページについては、新年度においてリニューアルを行うと聞くが、具体的にどういった中身なのか。また、どのようなメンバーで内容を協議し、決定していく予定なのか。特に保健、医療分野といった市民生活に密着した情報提供の要望が強いが、今後保健所としては、ホームページをどのように認識し、掲載内容の充実を図っていく考えなのか。

マイカル小樽の再建の問題は、小樽のまちづくりという大きな観点、観光拠点、雇用の問題など、極めて市民の関心事の一つである。小樽ベイシティ開発とヒルトン小樽が民事再生法により現在再建中であるマイカル小樽において、今般、筆頭債権者である政策投資銀行が9割の債権を放棄し、ボスフルに債権を譲渡した背景に何があるのか。また、このことによって、小樽ベイシティ開発、ヒルトン小樽、エネルギー供給は身軽になり、再建の方向は好転したとの印象を持ったが、マイカル小樽全体の今後の方向性と再建の方向性はどうか。

消防署所及び消防職員の適正配置については、15年度から10年間での段階的实施を計画し、まず職員配置から着手する考えと聞く。しかしながら、21世紀プランでは市街地の拡大や建物の高層化など、消防活動を困難にしている要因の増加がうたわれていることにかんがみ、単に人員を機械的に割りふるのではなく、車両や機器類も連動させるべきと思うがどうか。

8月に本市において全国中学校体操競技・新体操選手権大会の開催が予定されているが、市内中学校の部活で行われているのは2校程度に過ぎない状況と聞く。市教委は、大会の行われる今年1年に限らず、今後の普及に向けた振興策を積極的に行うべきと思うがどうか。

本市内小中学校における国旗・国歌の指導方について、市教委としてはどのようにとらえているのか。入学式及び卒業式の実施状況は、数字上はよく見えるが、果たして適正な掲揚や斉唱が行われているかどうかは疑わしい点が多々ある。成人式においてさえ、新成人のほとんどが歌っている様子はなく、このことは、教育現場の指導不足が影響していることを表しているのではないのか。今後、市教委は、国旗掲揚及び国歌斉唱のあるべき姿を児童・生徒に指導するよう、各学校現場に対して周知を徹底し、き然とした態度で事に当たるべきであると思うがどうか。

先日行われたある老人クラブの催物において、次の市議会議員選挙に立候補が目されている者の後援会入会申込書及び特定政党の講演会の入場券が参加者に配布されていた。公的機関から各種補助金を受ける団体の会

合の席で、仮にも立起を表明した者による明らかに投票を意識した政治的行為が行われることについて、市としてはどのように考えるのか。このようなことは、たとえ公職選挙法に触れないにしろ、常識の許容範囲を超えた行為であり、立候補者側もみずからの襟を正すことは当然であるが、選挙管理委員会として、適切かつ厳正に対応しなければならないことと思うがどうか。

公共工事における地元産品の利用については、依然として地元企業の方々から促進を求める声が強い。市は特記仕様書などで優先的な使用を求めているというが、地域経済が冷え込んでいる現状にかんがみ、更なる指導を行ってみたいがどうか。また、本年9月には、世界職人展などの各種イベントが予定されていると聞くが、地元産品はもとより、小樽のPRのため市を挙げて取り組み、実りのあるものとしてみたいがどうか。

商工会館跡地は、多目的広場として利用できるよう、給水栓やベンチの設置等の整備をするとのことだが、市は、その維持管理をどのように考えているのか。日常の清掃などは、地元町内会に依頼する意向であるというが、事故があった際の責任の所在や具体的な作業内容をじゅうぶん確認した上で、正式な手続きに基づいて進めなければ、当事者間でのトラブルが懸念される。市としては、細部にわたって注意を払いながら、市民が安心して大いに利用できるものとなるよう努めるべきと思うがどうか。

小樽商科大学には、学術分野での国際交流や留学生の受入れ、国際交流会館の管理運営を行う「国際交流センター」があるが、市とのかかわりでは、日常的な交流はないものの、市が実施する文化体験会への参加を呼びかけたり、留学生のホームステイのあっせん、通訳の依頼などで、かかわってきているという。この市と国際交流センターとのかかわりの中で、留学生から「日本文化をよりいっそう体験したい」とか「日本語教室をもっと開催してほしい」との要望があると聞く。今後、留学生から感想や意見・要望、本市の印象を聞き、それらの感想等を大事にすべきである。留学生がそれぞれの国に帰って、小樽の印象が伝えられていくと思うことから、市としては国際交流センターと今後よりいっそう積極的にかかわり、交流するよう努めるべきと考えるがどうか。

石狩湾新港の港名変更について、市は以前から「議会や関係団体の意見を聞きながら慎重に対応する」との態度を示しているが、賛同の意向があるのかどうか。これは、単に「札幌」の知名度を利用したポートセールス向上をねらう目的というものの、通称名にしろ、いったんその名がついてしまえば、なくすし的な札幌市の加入など管理組合の根底にかかわる大きな問題につながりかねない。そうなれば、他の母体に主導権を握られ、本市の意見が今より反映しづらくなっていく懸念はないのか。さらに、「本市は全国にも例のない、重要港湾を二つ抱えている」などと消極的な姿勢を見せることもあるが、それは当初からの承知の上で進めてきたことである。この際、市としては原点に立ち返り、今後の両港の在り方について確固たる考えを打ち出した上で、共存共栄を成し遂げられるよう、細心の注意を払いながら最大限の努力を傾注していくべきであると思うがどうか。

市民証の発行は、みずからの身分を証明する、運転免許証などといった公的なものを持っていない市民の方々にとって、非常に喜ばしいものである。この導入に当たって、新規交付申請時の添付書類などの面で、手続きしやすいようじゅうぶん配慮がなされなければ、その存在意義を見失いかねないのではないのか。加えて、国が発行するパスポートほどの効力を持たないまでも、できうる限り広範囲で通用するものが求められている。市としては、何より実際に使われる方々の視点に立って、利便性を最大限に高められよう進めていくべきであると思うがどうか。

現在、住民票や戸籍謄抄本の交付や各種手続等を扱うサービスセンターは、市内3か所に設置されている。その中の一つ、銭函サービスセンターについて、配置されている職員数が多すぎるのではないかと市民の声を聞くが、市としては、どのようにとらえているのか。確かに本庁などとの連絡調整や業務量の増減があるというものの、庁内LANの整備による事務効率化の進ちょく状況からすれば、職員数を削減できるのではないかと感否めない。市としては、経費縮減の観点からも、総合的な執行体制をいま一度見直し、適正な配置人員の検討に着手すべき時期に来ているものと思うがどうか。

総合福祉センターでは、60歳以上の方に無料入浴を実施しており大変好評を得ていると聞く。週2回、12時から15時30分までの開設であるというが、1日平均、男女合わせて130人以上に利用されている現状の中で、シャワーが1か所しか設置されておらず、タイルがはがれていても補修すらされていない。来年度予算で改善していく考えはあるのかどうか。利用者が年々増加傾向にあることを踏まえた上で、今後、利用日数の増加や利用時間の延長を前向きに検討してほしいがどうか。

身体障害者への相談業務は、市が委託している身体障害者福祉センターにおいて行うことになっているが、研修をするとすると、研修期間がかかり、また、研修費用もかかる場合があり、同センターの協力が得られるとしても、これらの負担に対し、市が援助することは検討しないのか。また、支援費制度に変わることによって、今後サービスの利用内容をみずから選択することになるが、同センター内に相談コーナーが開設されていることの市民周知を徹底するとともに、同センターの相談業務の役割をいっそう果たすため、専門的知識を有する市職員の派遣を検討すべきと思うがどうか。

市は、4月から事業系一般廃棄物のうち廃プラスチックについて、従来の埋立処分ではなく、リサイクルを行うこととしているが、対象となる事業所に対しじゅうぶんな周知を行っているのかどうか。市内各事業所においては、まだまだ意識が浸透していないやに感じるが、実施に向け理解を深める努力をしてもらいたいと思うがどうか。

今冬は少雪であった昨年に比し、大幅に降雪量が増しているが、空き家からの隣地や道路への落雪による苦情は増えているのかどうか。空き家は、近隣住民への迷惑となることのみならず、わずかとはいえ市の負担が発生している現状にある。市は、所有者や縁故者との連絡が完全にとぎれる前に、民生委員などの協力を得た中で、対策を講じておく必要があると思うがどうか。

道道小樽港線での土木工事によって発生した汚泥が連日のように運河に流入しているが、市は、このような事態を把握しているのかどうか。道から市に対し、当然、事業内容や工事期間等を含め報告されているものと認識するが、いまだに手だては講じられていない。市は、道を通じて注意を促すなど早急に対処すべきであり、今後、交通の安全や公害対策といった関係部局に対する連絡体制を確立することが肝要であると思うがどうか。

雪の海上投棄については、雪に含まれている土砂やごみによって、海上交通への支障や海洋汚染が懸念されている。陸上の雪捨て場だけで対処できないのは理解できるが、雪を積載した車両が直接海中に投棄することは、港内周辺の安全上にも問題がある。今後、海上にはきれいな雪を捨てるといった何らかの方法を模索すべきであり、環境に配慮した海上投棄の在り方について積極的に検討していくべきと思うがどうか。

現在、銭函地区では、和宇尻中央線と銭函新通線が整備中であるが、銭函新通線の北側の雨水処理が困難と聞いていたが、雨水きょ計画に基づき本年から手がけ、何とか平成16年度には完成するという。銭函新通線の整備計画が完了しても、その西側の地域については、道路整備や側溝整備の計画が立てられておらず、更に後年度の整備になるものと思う。この地域の住民は、既に道路用地を取得し、道路整備後は市に寄附することに

している協力的現状を勘案し、できるだけ早期に整備計画を立て、着手すべきと思うがどうか。

市街化区域と市街化調整区域の設定については、都市計画法制定後、本市でも昭和45年から線引きを行ってきていると聞く。しかしながら、基本的に人口が右肩上がりで増加していた時代の考え方であり、現在の人口推計や産業動向からかい離していると言わざるをえないのではないか。例えば、道路1本隔てて片側に家が建っていない状況などは、住宅建設を喚起できるような施策を講じるべきと思うがどうか。

築港地区の再開発地区計画の土地利用計画は、築港再開発整備計画の骨格をなすものと思う。この地域は工業地域であるが、その上に再開発地区計画をかけ、ホテルや娯楽施設などが建てられるようになっており、この計画に基づき事業が進められたが、今後、現行の地区計画のゾーニングを変更すれば、病院や大学なども建てられることになるともいうが、この土地利用を変更することとなれば、上位計画である21世紀プランや都市計画マスタープランの変更をすべきではないのか。また、ゾーニングを変更して病院や大学を建てられるようになれば、市の態度が余りにもひょう変したことになると思うが、都市機能の大部分が築港地区に集中することから論議を呼んだとき、このような話は、市民に対し説明はなかったのではないか。

市営桂岡団地については全体で30世帯程度が入居しているが、1棟当たりでは二、三世帯という実態にある。市は、入居者のコミュニケーションや除雪などの利便性を考えた中で、二、三棟に集約できるよう働きかけてはどうか。

本市水道の水質検査については、全道的に高く評価されており喜ばしい限りである。今後とも、高い安全性を求める市民ニーズにこたえていくためには、検査技術の進歩に見合った設備投資と人的確保によって、力を発揮できる体制の継続が必要と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び第40号につきましては、古沢、北野両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第13号、第16号ないし第20号、第23号、第25号、第27号ないし第29号、第34号、第39号、第43号及び第47号につきましては、賛成多数により可決と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、可決と、それぞれ全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 次に、議案第1号及び第40号に対し、中島議員ほか5名から修正案が提出されておりますので、これに関連し提出された議案第48号と合わせ、一括、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、議案第1号、第40号の修正案並びにこれに関連する議案第48号について、その提案趣旨の説明を行います。

2003年度の政府予算案は、この4日に衆議院を通過しました。深刻な不況とイラク戦争への危機の中、国民は景気の回復と平和な暮らしを強く望んでいますが、しかし、この政府予算案は医療費の3割負担や配偶者特別控除の廃止、加えて消費税の免税点引下げなど、4兆円を超える大変な負担増を盛り込んでいます。冷えた家計を押しつぶしてしまう、いわば不況加速型の予算になっているのではないのでしょうか。この不況の下

で社会保障で2兆7,000億円、庶民への増税では1兆7,000億円もの負担増を押しつける。しかも、国民に痛みを強いているその自覚もなく、日本経済の6割を支えている家計も全く気にしない。その上、財政の逆立ちも不良債権処理の影響についても、その認識がない。これでは、暮らしも経済もいったいどうなるのでしょうか。我が党は、景気回復のためにも、国民の暮らしに軸足を置いた予算へと抜本的に組換えを求めていることはご承知のとおりでございます。

さて、市長提案の平成15年度一般会計予算であります。みずからにも大きな責任のある市財政の危機的状況を他の会計から6億円、2億円、合わせて8億円もの長期の借入れ、除雪費の丸ごと先送りなどで、ようやく収支を合わせたものであります。先の見通しもなく、とりあえず乗り切ろうというものでしかありません。これでは、極めて近い将来、公債費の増高や歳入不足を考えた場合に、いっそうの市民犠牲を強いることになるざるをえない予算であります。つまり、新年度予算案は自民、公明、民主の皆さんが支えてきた山田市政の破たんを露呈したものであります。我が党の修正案は、こうした状況の下で介護保険料の据置き、新卒高校生の採用拡大、中小零細企業には市の直貸しによる制度、子どもたちのバス通学では、父母負担の軽減を行うなど、一方、これらの財源として石狩湾新港負担金や小樽港縦貫線整備事業、いわゆるマイカル道路への持出しの中止、さらには土地開発公社の土地処分など、不要不急なものを見直しし、無駄遣いを省いて充てるというものであります。これらの結果、市債は1億8,800万円減、減債基金積立金も増額することができるものであります。

こうした我が党の提案は、市民の暮らしや営業を優先して守り、危機的な市財政も立て直すことのできるその展望を示すものであります。市民の暮らしにこそ重点的に予算を配分し、その上、市財政の借金が減る。減債基金の取崩しも減らすことができる。この修正案に議員各位の賛同をお願いしまして、提案趣旨の説明いたします。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、修正案等を含め、一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、議案第1号、第40号に対する修正案に賛成、原案反対並びに修正案に関連して本日新たに提案された議案第48号に賛成、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第13号、第16号ないし第20号、第23号、第25号、第27号ないし第29号、第34号、第39号、第43号及び第47号に反対の討論を行います。

新年度予算案は、市財政が破たん状態にもかかわらず、石狩湾新港地域開発事業推進の立場から、従来からの新港管理組合負担金4億6,700万円に加え、石狩開発の破たんに伴い、新たに簡易水道事業に当面返済の当たらない貸付金を5,128万円計上しています。また、同じく石狩開発破たんに伴う簡易水道の負担金の再生再建2,680万円の権利放棄です。また、マイカル道路についても3億6,800万円を予定どおり計上しています。このように、小樽市の財政を破たんに追い込んだ要因である大企業優先の予算編成を引き続き行っています。

一方、市民に対しては、さわやか運河健診の有料化です。有料化は検診抑制となり、年間130件ものがんの早期発見で健康管理に役立っていることにブレーキをかけることになります。また、介護保険料の45パーセントもの大幅な引上げに加え、お年寄りに対しては敬老の日に75歳以上の方、1万3,000人すべてに贈っていたお祝いを380万円も削減して、今年から75歳の方と80歳の方々3,000人のみに限定し、このの方々以外1万人の

方々は従来のはがきの案内もやめ、「広報おたる」で敬老の日の案内を行うというもので、75歳と80歳の方々以外、敬老の祝賀の行事に来なくてもいいと言わんばかりの態度で、敬老の日にお祝いをもらえると期待して行った多くの方々は、はがきがないですからお祝いはもらえない。こういうお年寄りのささやかな楽しみを奪う、高齢化社会を迎えるにしては、余りにも貧しい市政といわなければなりません。

さらに予定していた市民の願いである道路の整備は、お金がないと延期する。清水町の中野植物園前、市道長橋線の狭あいな箇所、北手宮小学校や北山中学校の児童・生徒の事実上の通学路ですが、冬期間はバスはもちろん、車2台交差がやっとです。子どもたちの安全が危険にさらされているにもかかわらず、しかも議員に対して拡幅は平成14年度に着工すると、2年前に約束しておきながら大幅延期です。これに比べて石狩湾新港は、財政が破たん状態にもかかわらず、これまでどおり予算を計上しています。私は、市長に聞きました。推進の立場であっても財政が危機的状況にあるのだから、新港の建設を一時中止するべきではないか。市長は聞く耳持ちません。こういう市長の進める路線の行方には何が待っているでしょうか。

まず、石狩湾新港についてです。従来の管理組合負担金に加え、中央地区3工区土地の売却が進まなければ、平成18年度から管理組合負担金に新たに3億円余りの負担が加わります。簡易水道についても、北海道との話し合いがどうなるかはありますけれども、2,500万円が入ってこない。小樽市が新たに持ち出すことになりますから、差引きで実質5,000万円新たな持出しとなります。

マイカル推進ではどうでしょうか。固定資産税の滞納問題は、絶えず重くのしかかります。加えて、21世紀プランや都市計画マスタープランで、築港地区は親水空間と調和した文化、交流、生活サービス機能などの充実した魅力ある空間の維持、創出を図るときれいにうたわれていますが、旧ビブレ棟再生で、三、四階を新たにザ・キャンパス、広辞苑を引っ張ったらキャンパスというのは、大学の校内又は敷地と書かれていました。こういうように銘打っているが、その1階には道営競馬の場外馬券売り場の設置、果ては地元業界にはパチンコ屋はマイカルのまちづくりとはふさわしくないとして進出を断っておきながら、マイカルが破たんし、市外のパチンコ屋が進出となると、小樽市が差し押さえていた土地の差押え解除まで行って協力をする。ここでも地元業者をないがしろにし、床さえ埋まれば、土地さえ売れば何でもいい。理念も節操もない。なりふりかまわぬやり方で、小樽活性化の起爆剤として大々的に売り込んだ当初のまちづくりとは、無縁の似ても似つかぬまちづくりを進めて恥じない無責任極まりないものです。

私は、中心商店街の方々と機会あるごとに話をしていますが、ある方からこういうことを言われました。共産党さん、市長やマイカルのやっていることに少しは理解を示してほしい。マイカルや市長だって、パチンコ屋があつた地域に進出したいとの要望を断ってまで、市民のためになる良好なまちづくりを進めようとしているのだから、この辺を少しは理解をしてやって、もう少し温かい目で見守っていただきたい、こう言って市長のやっていることにいろいろ意見はあっても、良好なまちづくりを期待していたのではないのでしょうか。このささやかな期待まで踏みこむまちづくりだということを、よく考えなければなりません。

次に、消防署所及び消防職員の適正配置計画は、消防力の低下で市民の命と安全、財産を守る上で重大な後退です。新年度から花園出張所の消防職員を10人減らすという計画です。これはどんな影響をもたらすのでしょうか。

この2月1日、最上1丁目故本間喜代人さんのごく近くでしたけれども、火災が発生し、4軒が類焼しました。3年前洗心橋にあった最上出張所が廃止されたため、消防車の到着時間が2分ほど遅れることとなり、最近では珍しく類焼となりました。ところが、この花園出張所の職員を更に10人減らし、ポンプ車は本部職員で

編成するということです。一時出勤の花園出張所からの消防自動車は2台ではなく1台です。長橋や勝納から駆けつけ4台は確保できるから、初動への影響はないと弁解しますが、花園の1台がなくなり、更に2台目以降は時間のかかる長橋、勝納からとなり、更に到着時間が遅れることになり、消防力の低下は余りにも明白です。こういうことを私はタベお話ししましたら、お年寄りの方から「そんなにひどいことになるのですか。火事が出たら、類焼は覚悟しなければならないということですか」と、こういうふうに真面目におっしゃっておられました。市民にそういう不安を抱かせる適正配置計画を盛り込んだ新年度予算であるということも指摘しておきます。

我が党の修正案は、石狩湾新港管理組合負担金をはじめ、無駄な事業の削減、また、不必要な出資金の売払いで財源を確保し、さわやか運河健診の無料化維持、介護保険料の45パーセントの引上げを押さえて据え置く。乳幼児医療無料化を就学前の児童まで拡大し、若者が安心して小樽で子育てできるようにする。通学バス代の通年助成、はり・きゅう・マッサージ助成制度の現行維持、雇用対策として、高校卒業者の市職員として、臨時職員としての採用、市直貸しの駆込み緊急資金貸付金など、すべて市民に喜ばれる事業です。我が党の修正案はこれに加え、減債基金の取崩しを減らし、市債も減らし、市財政の再建の第一歩となるものです。ぜひ賛成して下さることをお願いし、討論いたします。(拍手)

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 2番、前田清貴議員。

(2番 前田清貴議員登壇)(拍手)

○2番(前田清貴議員) 自由民主党を代表し、委員長報告に賛成、共産党提案の議案第1号修正案について反対の討論を行います。

今、小樽市はかつて経験したことのない財政危機に直面し、財政健全化は市が総力を挙げて取り組まなければならない最大の課題となっています。市長は平成15年度、当初予算の編成に当たって、財政健全化に取り組み、すべての事務事業の見直しを行った上で、可能な限り歳出を縮減し、それでもなお財政に不足が生じるため、やむをえず企業会計からの借入れで措置するなど、苦心の末の予算案を提案されたのであります。今回提出されました修正案は、幾つかの事業を削減して財源を生み出していますが、實際上、見込めないものを財源としている観点からも、極めて非現実的であるといわざるをえません。

例えば、石狩湾新港管理組合負担金と中央通地区土地区画整理事業特別会計への繰出金を全額削除するとしています。石狩湾新港管理組合負担金については、共産党と我が党とでは政治的スタンスに違いはありますが、今回提示をされている管理組合負担金は、管理組合の議会において既に可決されたものであり、小樽市にとっては義務的経費となっているもので削減できるものではありません。また、中央通地区土地区画整理事業特別会計への繰出金についても、既に借り入れた起債の償還と職員の給与費に充てるもので、それぞれ削減できる性質のものではないことは一目りょう然であります。

これらの点を考えただけでも、今回の共産党提出の修正案は、現実的に削減困難なものを財源とすることを前提としており、多々問題点があり、市政執行上、極めて責任のない提案となっており、とうてい賛成できるものではありません。

よって、議案第1号の修正案に反対し、委員長報告に賛成して討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案、第40号に対する修正案、議案第48号について、一括採決いたします。

各修正案及び議案第48号を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、修正案及び議案第48号は、いずれも否決されました。

次に、議案第1号、第40号の原案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、議案第1号、第40号は、いずれも可決されました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第13号、第16号ないし第20号、第23号、第25号、第27号ないし第29号、第34号、第39号、第43号、第47号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

○35番(佐野治男議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

消防団については、消防署所及び消防職員の適正配置計画において充実強化がうたわれているが、現状、団員数は条例定数を下回り、高齢化も進んでいる。団員募集を行っても応募者がいない実態にある中、市は、非常備消防強化のための若者の入団対策をどう考えているのか。昨年11月には、消防庁から各都道府県に対し、地方公共団体職員の入団促進を求める通知がなされている。本市においても、地域住民の生命、身体及び財産の保護のため、市職員の積極的な入団を希望するかどうか。

市は、消防署所と消防職員の適正配置計画にのっとり、手始めに6月から花園出張所のポンプ車の運用を本部職員によることとして人員削減を図るが、初動態勢に影響は出ないとの見解である。しかしながら、本部職員が不在となる夜間や休日においては、他の支所・出張所からの応援態勢となることからすれば、たとえ4台4口体制を維持するとは言っても、現行と比較して到着時間に差が出ることは明らかである。初動の遅れは、被害の拡大を招く結果となることから、このことは消防力の低下といわざるをえないのではないかと。

また、査察や水利の手入れについては、職員に負担をかけないようにするといいいながらも、非番の職員を活用するということでは、職員の負担そのものと思うかどうか。

北海道教育委員会と教職員組合との間で締結された21項目の協定については、昨年中に整理できなかった部分を、道教委が組合側に破棄通告をしたと聞くが、いまだ市内の学校には、これらいわゆる本庁、本部間の協定を追認する形で取り交わされたものが数多く残っている。協定等のすべてが悪いとは言えないと思うが、明らかに法令の趣旨を損ねるものについては、とうてい、市民の理解は得られない。市教委は、本協定消滅により何がなくなり、何が残っているのかを明らかにし、職場が混乱しないように指導すべきと思うがどうか。

就学援助については、新年度から実施する基準の見直しや、宿泊研修における補助の撤廃により、単純計算では、小中合わせて100人程度が非認定となる見込みと聞く。不況により勤労者世帯の収入の落込みが続く中、すべての子どもが勉学に打ち込めるよう支援するのが市の務めであり、せめて宿泊研修の部分の半分だけでも見送る考えはないか。

新学習指導要領の施行からまもなく1年を経過しようとしているが、市教委は総合的な学習の時間の実態と課題をどのように把握しているのか。ややもすると総合学習による他の教科時数の圧迫が問題視されがちであるが、これに対する見解と、学校現場からの条件整備に関する要望についてはどうか。

また、学校週5日制については、その影響が学校だけにとどまらず、社会や家庭と連動した連続的な改革と受け止めているが、三者連携の取組をどう押さえているのか。

国旗・国歌については、式を念頭に置いた議論として問題をわい小化することなく、近代国家の形成過程におけるナショナリズム成立といったオーソドックスな問題としてとらえるべきと思うが、現在、市内小中学校ではどのような指導を行っているのか。あくまでも、子どもたちが、国旗・国歌の歴史的な背景を含めた内容を学ぶことができ、押しつけではなく、意義を踏まえた知識を得ることが大事ではないのか。

放課後児童クラブの直近の申込状況では、長橋、最上、望洋台、朝里の各小学校と銭函市民センター、勤労女性センターにおいて定員を超える実態にあると聞く。こうした中、定員超過のクラブにおいては、例年どおり3年生全員を断る考えなのか。現在、保育所の基準では、定員の20パーセントまでの枠外入所を認めていることからすれば、二、三人程度の超過であれば当然に受け入れるべきではないか。何よりも、クラブによって入れるところと入れないところが存在するという不公平は是正すべきと思うがどうか。市教委では、最上については、余裕教室を利用しながら、定員を超える時期のみのクラブ増設を模索しており、朝里については、学校に余裕教室がないため、近隣の代替施設を探しているとの前向きの姿勢だが、旧朝里出張所の建物は利用できないものか。たとえ市財政が厳しいとしても、子どもたちを安全に育成することは大切なことであり、ぜひとも早急なる開設を望むがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第46号及び陳情第101号につきましては、採決の結果、賛成少数により、議案は否決と、陳情は不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、請願第40号及び陳情第95号につきましては、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第2号及び第30号につきましては、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第35号、陳情第98号、第100号及び第103号につきましては、議案は可決と、陳情第98号は継続審査と、第100号及び第103号は採択と、それぞれ全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第46号は可決、陳情第101号は採択、継続中の案件、請願第40号、陳情第2号、第30号、第95号は採択を主張します。

議案第46号は、我が党提案の非核港湾条例案です。イラク戦争が大変緊迫した事態になっています。アメリカ、イギリス、スペインが提出した新決議案に国連加盟国の多数が反対しています。しかし、アメリカは開戦を急ぎ、国連の承認を得ないまま武力攻撃に出る可能性が非常に大きくなっています。国連監視検証査察委員会のプリクス委員長と国際原子力機関のエルバラダイ事務局長は、査察の前進を指摘し、今後も査察は数か月必要と強調しているのに、これを無視し、しかもアメリカ自身が最も強力とされる新型大量殺りく兵器を実験し、イラク投入も示唆しているのは全く自分勝手なことです。

この間、世界各地で1,200万人がイラク戦争反対で集い、3月8日には全国36都市、9日は7,800か所でイラク戦争反対の集会や宣伝が行われました。

国民の7割はイラク戦争に反対しているのに、小泉首相はイラクに誤ったメッセージを送ることになると述べていることや、公明党の冬柴幹事長の戦争反対は利敵行為発言は、平和を求めるまともな世論を敵視していることで、許されないことです。

トルコでは60億ドルの経済支援と100億ドルの債務保証の経済支援と引替えに、米軍受入れを求められておりましたが、国会が米軍駐留拒否をし、イラク戦争反対の意思を示しています。これに比べ、小泉内閣はひたすらアメリカに追随しておりますが、平和憲法を持つ国としてイラク戦争はやめなさいときっぱりとアメリカに、また、イギリス、スペインなどに進言すべきだと思います。

小樽港に入港した空母キティホークは、既にペルシャ湾へ出動していますが、ペルシャ湾には30隻以上の米艦船が集結し、核弾頭装着可能な巡航ミサイル・トマホークを1,000発以上発射できる態勢をとっています。これらの艦船のうち、第7艦隊のイラク攻撃の指揮を執るブルーリッジに小樽の港湾施設使用を認めたことは、平和を願う世論を逆なでるものでした。イラク攻撃が緊迫した情勢となっている今、小樽港へ核兵器搭載可能な艦船の入港を認めないことは、市民と港の安全を守るばかりでなく、戦争を回避し、平和へ大きな貢献をすることになるのではないのでしょうか。皆さんの賛成をお願いします。

陳情第101号は、有事法案の廃案を求めるものです。小泉内閣は有事法案の強行を図ったものの、国民各層に反対され二つの国会で失敗しました。にもかかわらず、今度は修正案を持ち出し、強行しようとしています。修正案は武力攻撃事態から武力攻撃が予測される事態を切り離したものの、予測事態そのものをなくしたのではなく、主観的に予測されると判断した段階で、自衛隊は陣地構築に乗り出し、国民動員もされるしくみになっています。有事法制の核心的部分をはぐらかすため、国民保護法制を持ち出しておりますが、国民の保護を名目に土地家屋の使用、物資の保管命令などを挙げ、罰則も明記しています。思想・信条の自由による行為も制約を受けると述べています。戦争に反対だから、収用などに応じなければ刑事罰を受け、戦争協力を強制されるということは、戦争反対の行動を弾圧し、国民を侵略戦争に駆り立てた戦前と何ら変わりはありません。しかも、それを自治体にやらせ、知事や市町村が嫌だと言えば、政府が押しのけてできることになっています。基本的人権を侵すことのできない永久の権利と宣言し、地方自治の原則を定めた憲法をじゅうりんするものです。

今、世界の平和をどう守っていくかが国際社会の大問題になっているときに、有事法案を通そうとするのは、アメリカの戦争に加担する何ものでもありません。皆さんの中には、北朝鮮のミサイル発射に神経をとがらせている方もいらっしゃるでしょう。しかし、10日午後の参議院決算委員会で、小泉首相は有事とは違うと述べ、防衛庁も我が国に向けられたものではなく、直ちに我が国の安全保障に重大な影響を与えるものと考えてはいないとコメントしてます。北朝鮮に対しても、平和的外交努力が必要なときに、有事法案は軍事的緊張を更にエスカレートさせる体制をつくるものです。私たち議員も戦争を知らない世代が多いと思いますが、憲法第9条の意義を深くとらえ、有事法制の立法化に反対することを強くお願いしたいと思います。

請願第40号は、通学バス代全額助成方についてです。憲法第26条で義務教育の無償、教育基本法第3条で教育の機会均等、子どもの権利条約第28条で無償教育の導入と必要な場合の財政的支援の提供をうたっております。中学生の定期代は、夏冬除いた10か月で7万2,000円、しかし、冬期間の4か月の半分、つまり1万4,400円しか補償されていません。市民の所得が落ちている中、交通費の負担軽減を図り、子どもたちの安全な通学を保障すべきです。今期の議会に合計3回の署名が提出されました。1回目は平成11年、第2回定例会で銭函と朝里川温泉地域の住民から合わせて1,225筆の署名に対し、賛成は日本共産党と市民クラブ、自民党・公明党・民主党が反対してばっさりと不採択にされました。しかし、住民はめげずに、また署名を集めて、12年4定に提出しました。日本共産党と今度は民主党が賛成していますが、他会派の主張で継続となっています。この際、住民の切実な要望にこたえるため、この請願をぜひ採択していただきたいと思います。

継続中の案件は、これまで述べてきたとおりすべて願意妥当です。

陳情第30号は人種差別撤廃のための条例制定方についてです。陳情者側に新たに弁護団も結成されたとの報道もありますが、この問題は全国的に大きな関心を呼んでいます。外国人来樽者を延べ宿泊者数で見ると、平成11年6,674人、12年9,270人、13年1万4,225人と年々増加しています。小樽市が、観光でより発展していくためには、内外に認められる国際都市になる必要があります。そのためにも、条例を制定すべきだと思います。

家庭、市民から寄せられたさまざまな要望や署名については、今議会で審議が終わります。議員は市民に負託を受けた市民の代表ですから、市民の声に真しに耳を傾けることが大事です。請願・陳情を審議未了、廃案にせず、ぜひ採択して市民要望実現に向け足を踏み出させるために、議会として力を尽くすべきです。

なお、他会派の皆さん、何も討論をしないで終わるのでしょうか。ぜひ最終の本会議ですから、討論に参加すべきだと思います。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

陳情第101号の採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、高階孝次議員の退席を求めます。

(26番 高階孝次議員退席)

○議長(松田日出男) まず、陳情第101号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

(26番 高階孝次議員入場)

- 議長(松田日出男) 次に、議案第46号について、採決いたします。
委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。
可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(松田日出男) 起立少数。
よって、議案第46号は否決と決しました。
次に、陳情第95号について、採決いたします。
委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(松田日出男) 起立多数。
よって、さように決しました。
次に、請願第40号について、採決いたします。
委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(松田日出男) 起立多数。
よって、さように決しました。
次に、陳情第2号及び第30号について、一括採決いたします。
委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(松田日出男) 起立多数。
よって、さように決しました。
次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。
委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。
次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) 17番、小林栄治議員。

(17番 小林栄治議員登壇)(拍手)

- 17番(小林栄治議員) 経済常任委員会の報告をいたします。
当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。
経済動向にかかわる各種調査が行われるたび、当委員会での報告がなされているが、その結果を次の調査に連動できるよう配慮するとともに、将来像を見据えた確固たる戦略の構築が可能となるデータ化が必要ではないか。それを基に、行政と事業者などが議論し、官民一体で機運を盛り上げていくしくみを確立できれば、総体的に活力を見いだすことにつながっていくと思うがどうか。

この20年間に於いて、誘致企業数に比して、実に約3倍に上る倒産件数ということだけを見ても、本市経済

が悪化傾向にあることは想像するにたやすい。現在、観光が重要な基幹産業になりつつあるが、人口増と活気を取り戻すためには、第2次産業の振興、発展が必要と思うが、市は、どのように考えているのか。その方策の一つとして、中小零細企業の方々が利用しやすく、単体ではなしえない製造販売分野の公的研究施設の誘致は実現できないものか。これまでには、さまざまな背景からこの種の機関が敬遠されてきた感があるが、そのように排他的な感覚では、現状を打破することはとうていできない。市としては、今後、大胆な発想の下に、市内経済全体を底上げし、活性化を可能ならしめる手だてを模索していくべきあると思うがどうか。

飲食店が建ち並ぶ地区の周辺では、自家用車で訪れる方々の駐車が目立つようになってきた。商業振興の面から、店がにぎわうこと自体は大いにけっこうなことであるが、一方で近隣に迷惑をかけるトラブルとなるケースが増え、当事者にとって深刻な問題になり始めている現状を、どのようにとらえているのか。警察をはじめとした関係機関の連携の下、市も違法駐車追放に尽力をしているところではあるが、取締り強化による集客率低下は避けたいものである。市が介入できる範囲は限定されているのであろうが、例えば飲食店側に対して、業務提携などによる駐車場の確保に努めるよう働きかけを行ったりすることなどはできないものか。市は、今後、経済振興の観点からも、駐車場確保の問題解決に向けたよりよい手だてを講じられるよう、じゅうぶん検討すべきものと思うがどうか。

本年2月に開催された雪あかりの路は、市内外からの昨年を超える来場者でにぎわい、盛況のうちに幕を閉じ、非常に喜ばしい限りである。しかしながら、一方では、付随して豪華賞品を前面に押し出して行われている写真や像のコンテストで、イベントに関係する市職員の入賞についてや、応募していただいていた作品を展示のために貸し出す際の取扱いについて、疑惑や苦情といった市民からの厳しい批判の声が挙がっていることを、どのように考えているのか。市が中心となって推し進める以上は、誤解を招くようなことは絶対にあってはならず、細心の注意を払い、関係者への適切な指導や厳正な審査に努めるべきではないのか。

加えて、このイベントを地域レベルや、幅広い世代の方々にまで、参加者のすそ野を広げ、更なる発展を目指し、市としてはできうる限りの補助を行うなどの方策に、全力を傾注して取り組むべきと思うがどうか。

本年4月から農業委員会及び農政課の執務室が、青果物卸売市場内に移転するという報告がなされたが、これは財政的なメリットをじゅうぶん考慮した上での決定であるのか。また、来年度の各種事業・施策の予算組みにおいては、ひっ迫する市財政状況の下で、委託業務の拡大や契約料の引下げが行われているが、それぞれについて細部にわたる具体的な効率性の検証に基づいているのかどうか。

金額を下げることで、受託業者の経営を圧迫したり、また、委託によって経費がかさんでしまっただけで、外部に業務委託する目的を果たしえないのではないかと。市としては、経費削減や最もすぐれた費用対効果の実現といったコスト意識を念頭に置いた総合的な判断を基に、各種の経済・港湾施策策定に当たるべきであると思うがどうか。

石狩湾新港管理組合議会の他の母体選出議員の間で、港名変更については、単に誘致活動に役立てるといった安易な感覚で語られがちである。関係団体や議会の意見を聴取した上で判断するとの市の態度であるが、この件は、単なる名称変更だけにとどまらない可能性を内在しているのではないかと。新港にかかわることについては、権益を守るため、本市側の意見をじゅうぶんに反映できるよう積極的かつ慎重に臨むといった姿勢が肝要と思うがどうか。

本市において、港湾は、かけがえのない重要な役割を果たしてきたことはいままでもない。しかしながら、20年間の人口と取扱貨物の動向は、あたかも比例するかのごとく同様に減少の一途をたどっている。こうした

中、昨年開設した中国定期コンテナ航路は、当初の予想を上回る好調さを示している。このことから、これまでの対岸諸国に対するポートセールスを更に進め、相手先の国に駐留し誘致を行うなどといった思い切った手法で取り組んでもよい時期にきていると思うがどうか。

地方港の規制緩和については、地方局による懇談会を終え、今後、国レベルでの審議会等で話し合われ、来年度には結論が出る方向を示している。

全国的には、スーパー中樞港湾構想や、構造改革特区などの動きが始まっており、さらに日本全体の取扱量から見て、国際競争そのものより、むしろ国内での港間競争はますます激化し、そのしわ寄せが地方港に波及してくることは必至である。こうした港湾情勢を市はどのように掌握し、分析しているのか。

加えて、構想による集中化によって、地方港への整備投資は、ますます厳しい状況に立たされ、地方港の存在すら危ぐされる。市としては、今後、港湾動静に敏速に対応し、現状の取扱貨物量を維持・拡大に向けた方策と発展の方向に、危機感をもって全力を挙げて取り組まなければならないと思うがどうか。

などであります。

なお、閉会中の1月の27日に開催された当委員会におきましては、平成14年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案、平成15年度石狩湾新港管理組合一般会計予算案、石狩湾新港の港名変更、場外馬券発売所の設置について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、陳情第17号、第85号、第94号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第64号、所管事項の調査につきましては、全会一致により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論を行います。

陳情第94号は、道営競馬場外馬券発売所設置に反対するものであります。小樽市は、市の顔である小樽駅前第3ビル地下に、馬券発売所を設置することを提案いたしてまいりました。これに対して、多くの市民から反対の声が上がり、また、我が党の文教施設との同居は設置基準に反するという追及もあり、道は第3ビルへの設置は断念せざるをえなくなったものと判断されます。

陳情の願意は、市内のどこであれギャンブル施設の設置はだめ。ましてや小樽駅前は大めだということです。それでは、マイカルはどうか。マイカル跡には、文教施設的性格を持った大型書店キクヤがザ・キャンパス、つまり大学という名をつけるようであり、しかも子どもをターゲットにした商売をやるという目的で進出するわけですから、小樽駅前同様の問題を指摘せざるをえません。

陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求めるものであります。全国の完全失業率は5.5パーセント、360万人を超えています。小樽職安管内の1月度の休職者は4,219人、このうち就職件数は270人、6.4パーセントの就職率にとどまっています。この陳情は平成11年3月に付託されたものです。雇用、失業の実態から見て、願意は至極明確であり、4年近くも継続して調査しなければ判断できないというものではありません。

ん。採択すべきであります。

陳情第85号は、春香山登山道入口に入山届出所告知板及びトイレの設置を求めるものであり、登山者安全確保、環境保全の立場から当然の要求であり、採択すべきものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第17号、第85号、第94号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

○26番(高階孝次議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第99号「中央バス『天狗山線』の運行方について」は、北照高校ほか2校の学生がバスに乗り合い、登下校時には大変混み合っているのが現状である。バス事業者は、ダイヤ調整を行うなど利便性を図るよう努力しているというが、最上線については商業高校生も利用しており、短時間とはいえ事態は厳しいものとなっている。一方、バス事業者は、明峰高校前にバス停を設置する際には、地先の承諾を必要とするが、バスペイは必要ないという判断である。市は、地先の理解を得るべく話合いをしていくべきではないか。今後、バス事業者である中央バスに対し、始発時間の繰上げやバスの増発も含め、バス停の設置を検討するよう要望してほしいがどうか。

特別養護老人ホームやすらぎ荘については、今後、居住費の自己負担導入により、支払能力がない者は入所できなくなるという事態が予想されるが、果たして改善される見通しはあるのかどうか。現在、施設入所者で、本来であれば特養ホームに入所できない要介護認定の低い者に対して、退所先の計画は検討されているのかどうか。

また、やすらぎ荘の改築のスケジュールについては、3月中に競争入札を行う予定であるという。結果として入札差金が生じたとしても、市はあくまでも1億5,000万円もの補助金を支出する考えなのかどうか。また、事業費の内訳が変更されたというが、そうであれば何らかの手段で議会に報告すべきであったのではないのか。社会福祉法人に対し、必要以上の資金的援助を行うことは、内部留保となることは明らかである。設備投資の額にかかわらず、一定額を補助するという態度は、とうてい納得できるものではないと思うがどうか。

特別養護老人ホームの待機者は、介護保険導入前と比較して、約1.8倍の人数であるという。特養待機者意

向調査の結果によると、在宅待機者66人のうち介護サービスをいっさい利用していない者は5人いるが、介護保険料を年金から天引きしておきながら、必要なサービスが受けられない現状となっている。保険料の徴収と、適切な介護サービスの提供という整合性は図られておらず、極めて矛盾した制度といわざるをえない。今後、特養ホームの整備がいっそう急務となっており、後志管内における枠組みの中での協議の際には、増床に向け積極的に要望していくべきと思うがどうか。

保育所における待機児童の問題なども含め、多面的な子育て支援策が求められている昨今、国では幼保一元化についての動きが見られ、さまざまな団体が実現の可能性について協議している。

二つの制度では、所管官庁が二元化しているなど、制度的な違いはあるにせよ、市としても、将来を見据えた上で、幼保一元化に向けた取組を積極的に検討していくべきと思うがどうか。

エキノコックス症の対策について、市は、従来から無料の血液検査や、地下水を利用している者に対して飲料用水検査などを実施しているという。しかしながら、ペットである犬や猫を媒介にして、人間に感染する事態も懸念され、自覚症状がないまま病気が悪化してしまう危険性もある。市としても、何らかの施策を講じるべきではないのか。今後、山あいの動物をサンプリングするといった方法も含めた、ペットにおけるエキノコックスの感染検査を前向きに検討してほしいがどうか。

などであります。

なお、閉会中の1月の23日に開会された当委員会におきましては、平成15年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会への提出予定議案及び事務執行状況、市産業廃棄物最終処分場への廃プラスチック類の搬入規制、小樽市国民健康保険赤岩町協力会における国保料に関する件についての報告がなされ、質疑が交わされました。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第102号、第104号、第105号につきましては、採決の結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

次に、請願第14号、陳情第68号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、請願第55号、陳情第70号、第72号、第86号、第87号、第90号、第97号、第106号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号、第91号ないし第93号、第99号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第37号、第38号、第45号、陳情第96号につきましては、全会一致により、議案は可決と、陳情は採択と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○ 10番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第99号、第102号、第104号、第105号、第106号及び継続審査とされた請願6件、陳情15件はすべて採択を求めて討論します。

陳情第102号、第104号、第105号は、いずれも命と健康にかかわる切実な内容です。2002年12月11日、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会の4団体は、連名で保険本人3割負担の凍結を求める声明を発表し、全国各地で行動を起こしています。小樽でも三師会で2月2日、サンモール街でびらまき行動をしています。市内のある歯科医院は、昨年10月ぴたりと患者が来なくなった。今、少し回復しているが、開業して40年間こんなことは初めてだと言っています。また、ある薬局では、今、2割負担で1万8,000円の支払いをしている人が3人いる。3割負担になれば、2万7,000円になる。抗ガン剤など高くても必要な薬ですからやめるわけにはいかない。しかし、本当に払っていけるのか、1割は大きいですよと心配していました。市内では在宅酸素療法という酸素吸入をしながら生活している患者さんが、これまで1か月5,000円の医療費が昨年10月から1万5,000円になり、本当に苦しいと訴えています。国会では野党4党が予算組替要求に、保健本人3割負担実施凍結を盛り込むなど、共同の戦いとなり、政府に対して北海道議会をはじめ、全国の自治体から延期、凍結を求める意見書が続いています。陳情第105号は、このような国民的な要望を趣旨とするものであり、強く採択を主張します。

昨年10月から、老人医療制度に定率制が導入されました。一般の人は、外来1か月1万2,000円、低所得者は8,000円以上の医療費自己負担分は手続をすれば払戻しになります。しかし、制度を知らず払い過ぎのケースがあり、本人への払い過ぎ通知と簡易な方法に改善を求めてきました。昨年10月診療分の老人医療の払い過ぎの対象者数と支給予定額を見ると、総数約2,900人、支給額は約1,400万円、実際に払戻手続をしたのはそのうち約290人、284万円にすぎません。わずか1割しか手続がされていない。この小樽の老人医療で9割の約2,600人の方が1,100万円払い過ぎたままです。制度開始したばかりで周知徹底がふじゅうぶんとのことと、高齢者が毎月手続すること事態の困難があります。小樽市として本人への通知、手続の簡素化を大至急図るべきだと考えます。

次は、陳情第102号です。このような国民負担を導入されるときに、病気の早期発見、早期治療のかなめであるさわやか運河健診をなぜ有料化するのでしょうか。市は、検診の受診率は意識の問題で、有料化したから下がるとはならない。一時下がっても回復する、こう言いましたが、基本健診は1回1,200円、がん検診はそれぞれ1,000円、意識的に受けようとするれば五、六千円もかかります。市だけではなく、市民もお金がありません。それとも、検診はお金のある市民だけ受ければいいということでしょうか。この検診で、がんは年間約130件発見されています。市民の健康保持増進、病気の早期発見のため、検診はすべての市民が平等に受診できるよう有料化すべきではありません。

陳情第104号は国保の問題です。政府は国民健康保険法施行令を改悪し、国保料を所得割算出基準から給与所得者の特別控除2万円、65歳以上の年金者から年金控除17万円を廃止しました。その結果、小樽市では、介護分も含めると1世帯平均約3,000円の引上げになります。とりわけ65歳以上の年金生活者は1人約2万円、夫婦2人で4万円になります。国保料全体の市民負担総額は約1億1,000万円、さらに保険料滞納の増加と市内の景気悪化が心配されます。陳情の願意は妥当であり、採択を主張します。自民、公明、民主、市民クラブの皆さんは、これらの請願になぜ不採択とするのでしょうか。ぜひ討論でご意見をお聞かせください。

陳情第99号は、中央バス天狗山線の運行方についてです。通学バスにかかわる改善要望であり、高校生みずから署名776筆を集めて議会に提出してきたものです。最上町は、市内の高校8校のうち3校が集中しており、

登下校のバスの混雑は大変です。工業高校、北照高校、明峰高校の3校の生徒合計数が約1,600人、自転車、バイク通学が認められていませんから、ほとんどバス通学です。通学バス路線は、最上線、天狗山線、千秋通スクールバスと三つありますが、天狗山線の始発は8時35分、工業高校の授業開始に間に合いません。ほとんど最上線に集中しますが、この路線には緑町まで商業高校生も乗るため、更に込み合います。工業高校の前にあるバス停留所が利用できないわけですから、天狗山線の始発を早めて利用したいという意見はもっともなことではありませんか。ぜひとも青年たちの要望にこたえてください。

陳情第106号は、ふれあいバスの現行制度存続方についてです。市民の4人に1人が65歳以上になった本市にとって、高齢者がいきいきと健康に過ごすための重要施策です。見直し、制度の変更等といわず、現行どおりに継続させるよう求めるものです。国保料、介護保険料引上げ、年金引下げ、医療費自己負担分の引上げなど、高齢者の生活負担が増大する中で、自由に市内を移動できる保障であるふれあいバスは、高齢者の生活と心のよりどころです。採択して高齢者の願いにこたえるべきではないでしょうか。

継続審査中の請願6件、今委員会で採択された陳情第96号を除く陳情15件は、すべて願意妥当、採択を主張します。この内訳は、交通安全対策やコミセン建設など地域にかかわる要望が8件、乳幼児医療費や保育所関係が7件、介護、医療、国保、検診など医療関係が5件、障害者問題3件、その他ふれあいバス2件、環境問題、食品衛生各1件です。厚生所管として広く市民生活にかかわる内容でした。いずれも市民各位の自発的で積極的なご意見であり、敬意を持って対応してまいりました。しかし、この審議も今回で終了です。私たちの任期中で委員会として昨年の12月議会までを集計すると、採択した請願は55件中3件、陳情は96件中4件で、提出された全件数に比較して極めて少ないと思います。

我が党は、現在4月の一斉地方選挙に向けて、市民アンケートを実施しています。既に200通を超える回答が寄せられ、その中で議員に望むこと、この中には、第1、税金の無駄遣いをチェックしてほしい、第2、市民の声を聞いてほしい、第3、清潔な政治をしてほしい、これが上位3項目です。財政的な裏づけがないと与党の皆さんはよく言いますが、予算の必要のないものでもなかなか決まりません。最後の議会ですから、ぜひとも市民要望にこたえて、採択に賛同されるよう呼びかけて、討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第102号、第104号、第105号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも不採択でありますので、原案について採決いたします。

いずれも採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、陳情第102号、第104号、第105号はいずれも不採択と決しました。

次に、請願第14号、陳情第68号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第55号、陳情第70号、第72号、第86号、第87号、第90号、第97号、第106号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号、第91号ないし第93号、第99号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時40分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

○5番(松本光世議員) 報告に先立ちまして、このたび当委員会の委員長でありました故新野紘巳議員のご逝去に対し、深く哀悼の意を表する次第であります。

それでは、建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

於古発川の2級河川への昇格については、平成元年から中心市街地活性化計画に盛り込み、北海道に要望して、いろいろと協議を重ねてきた経緯があると聞く。これを実現するためには、本市が要望していた国道5号から下流の700メートルだけでなく、最上橋までの3.3キロメートルの上流区間の市街地に沿った改修区間の設定と、工法の検討や、河川の改修上、支障になっている妙見市場の建物、市営駐車場の整理などの課題があり、短期的な実現は難しい状況であるということだが、今後、これらの問題の解決や改修区間の拡大による占用物件の処理、用地取得を含めて、地元の理解が得られるよう対処してほしいがどうか。

現行の除排雪水準の路線区分は、必ずしも実態と合っていない部分もあり、除雪基準「第3種の5」の雪割り路線の制度見直しを求めてきたところである。市は、これまで、市街地形成の変化やモータリゼーションの進展に伴い、道路の重要性や沿道状況が変化し、現在の除雪水準が実態とは合っていないため、交通量、道路構造、公共施設の有無などを考慮した道路の格付けを行い、それに合わせて除排雪基準を明確化するため、交

通量や沿道状況について調査を行ってきたと聞く。「第3種の5」の雪割り路線については、幅員が狭あい、こう配がきつく、家屋が連たんしていることなど、除排雪の難しい路線が多く含まれているのが実態であり、現在の財政状況から見て、基準の格上げは難しいとのことだが、そうであれば、現状のシーズン1回の雪割り回数を増やすべきと思うがどうか。

本年1月末までの除雪実績について、いずれも除雪基準が第2種の2、排雪基準が第2種の市道公園西1線、市道桜5号線は、除雪がそれぞれ9回、15回、排雪がそれぞれ1回、0回となっており、同じ除排雪基準でも回数に差が生じている現状にある。また、地区内では、適正に除雪水準の維持が図られているが、例えば桜・朝里地区と北地区では、除雪のやり方や雪の持っていく方が違うという声を聞く。除排雪作業に当たっての計画立案は、各JVがそれぞれの基準を勘案して計画書を市に提出し、総合的に除排雪時期を決定しているそうだが、そうであれば市が業者を強く指導し、各ステーション担当者の横の連携を更に密にして、地区間での除雪体制の格差是正に努め、市内全域における除排雪サービスの平準化・効率化に取り組むべきではないのか。

市では、市道の雪山処理について、道路パトロールの中で、速やかに対応するよう業者に指導しているというが、市民からは、見通しがきかず危険なので、特に交差点付近やバス停付近を何とかしてほしいといった要望が多く寄せられている。今後、国や北海道といった各道路関係者との連携を強化し、交差点周辺の見通しの確保、バスの乗降に支障がないような除排雪作業の更なる推進に努めるべきではないか。また、昨年、地域総合除雪ということで、一定の権限を市内4地区のJVに持たせ、それぞれ責任を持った除雪作業を行い、積雪量5.3メートルをベースにして、各路線の除雪回数を路線水準に合わせた形で、除雪費用を積算したと聞くが、なお、現在の除雪費でも予算不足と思われるため、今シーズンの最終的なデータを確認し、今後は設計変更も考慮に入れながら、更なる予算の上乗せを検討してほしいがどうか。

昨年10月、蘭島1丁目の市街化調整区域内に、老人介護施設の建設計画があるということで、この施設のチラシが市内に出回っていたが、この中には老人福祉法に基づく特定介護施設認可、プライベートビーチ付きなどといった記載があった。施設の建設に当たっては、設備・運営基準といった申請要件を満たし、特定介護施設の知事認可を要するが、実際の認可事実はなく、土木現業所の見解ではプライベートビーチとしての使用も不可能ではないかとのことである。このチラシの内容は不当なものと考えられるが、北海道では具体的な建設場所を特定しているわけではないので、不当表示には当たらないという見解であったと聞く。都市計画法に基づき、市街化調整区域内に建築することが許可された場合、建築確認申請の際に、建物が建築基準法に適合していれば、市として申請を受理しなければならないとのことだが、この業者のチラシ宣伝広告は、実質的には詐欺行為とも言えるのではないか。

市の都市計画マスタープランの中では、市民の声を取り入れた「小樽市緑の基本計画」の策定を掲げているが、現在の市街地には、緑豊かな公園が少なく、まだまだ緑が少ないといった印象が強い。例えば、宅地造成などの開発行為においては、開発面積の3パーセント以上の公園用地を確保するという設置基準があり、市としても、この基準を基に行政指導しているというが、実際は、生態系を考慮した開発はなされていないように見受けられる。

その具体例として、望洋台地区の開発においては、以前あった雑木林などが伐採され、現在は、街区公園はあるものの、緑地保全といった観点からは、相当かけ離れたものとなっている。また、都市環境の面から考えると、新たな密度の濃いグリーンベルトを計画して、ネットワーク化するなど、都市部の緑地保全、緑化推進に努めることが必要と考えるがどうか。

緑は、自然の精神安定剤であり、豊かな生活のためには、ぜひ必要なものであるため、市民とのパートナーシップによる緑化施策や緑の創出などに取り組み、都市と自然環境との共存を目指すべきではないか。

今年度の水道管凍結件数は、3月10日現在363件で、昨年の103件と比較して約3倍に増加しており、毎年、その原因は家庭での水道の落とし忘れが一番多いという。水道局では、年3回発行の広報誌「水おたる」や北海道時事放声社の放送で、市民に水道管凍結の注意を促しているというが、例えば、現在、市のホームページ上では、水道管の凍結に対しての注意喚起を促す項目がなく、水道管の凍結件数が増加したのは、市民に対する広報不足が要因の一つではないのか。また、今後、現状の掲載項目のほかに、赤水発生時等の水道に関するトラブルの対処の仕方などの項目を追加して、情報量を増やし、なお一層の市民サービスに努めてほしいと思うがどうか。

今後の水道施設の整備計画では、更新改良が主体になり、施設の統廃合も視野に入れる中で、水需要が減少するとの見込みであり、潮見台浄水場は廃止する方向で検討していくという。将来、廃止となった際の跡地利用については、水道施設として利用するということだが、この浄水場の管理棟は、市の歴史的建造物にも指定され貴重な財産であり、これを生かして隣接する潮見台公園とともに整備すれば、面積が3.1ヘクタールもある観光施設としての機能も有する公園になるのではないか。水道局で管理している土地を、市民に開放している例として、色内ふ頭公園や銭函パークゴルフ場があり、潮見台浄水場の跡地も市民に開放する方針で整備すべきではないか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第21号、第52号、第82号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、簡潔に討論いたします。

委員長報告に反対し、継続審査中の請願、陳情すべての案件について、採択を求めます。

今期議会中、当委員会に付託された請願及び陳情案件は、全部で26件でありました。そのうち、採択となったものが7件、不採択とされたものが2件、そして今定例会まで継続審査案件として順次先送りされてきたものは17件、つまり事実上棚上げにされてきたものは、実に全案件中65パーセントであります。ちなみに申し上げますと、今月11日の北海道新聞によれば、道議会では請願、陳情の審議未了率が54パーセントでありますから、当委員会の棚上げ率は、それを大きく上回っていることがわかります。

なお、平成11年度の調査ですが、請願の採択率は全国では31パーセント、当議会では20パーセント、陳情に

については全国が14パーセント、当議会では全委員会通じて9パーセントでありますから、それぞれ全国平均の3分の2、極めて低い水準であります。今回、委員会に付託された17件中、約半分に当たる8件は、今期議会の始まりとなった平成11年第2回定例会で提出されたものであります。以来、定例議会において、その都度審査、その都度継続とされてきました。実に15回にわたってであります。そして、今また継続審査であります。審査未了、廃案と言わないのであれば、一体この継続審査はこの先どこに付託しようとするのでしょうか。ぜひお聞かせいただきたいものであります。

さて、この4年間を振り返りつつ、議員各位に改めて問いかけたいと思います。平成13年第1回定例会でありました。議員は市民と行政の間の架け橋であります。その橋が、もし双方向でなく一方通行だとすれば、しかもそれが行政の側にしか通じていないとすれば、極めて遺憾であります。市民の側からは黙過できないことであります。与党であれ、野党であれ、議会として、議員として、よって立つべき位置は同じであります。市民の願い、願意から離れて存在すれば、それは議会の自殺行為ではありませんか。このように私は呼びかけをいたしました。

加えて、平成14年、2定及び4定であります。請願・陳情とは憲法第16条で平穩に請願する権利を有すると規定され、地方自治、住民自治を確立する上で重要な制度として、戦後初めて制定されたものであります。住民が直接の意見を地方議会に反映させる。一方、議会は住民の意見によって活動を進めていく。こうして、議会と住民を結んでいく上で大変大きな意義を持つ制度であること、大方の論をまたないところであります。このように問いかけをいたしました。そして、4定においては、今期議会も明けて1定が任期満了であります。とすれば、これまで継続としてきた案件についても、ぎりぎりその結論を出すことが求められてきます。そうでなければ、市民の願いは審査未了、消滅であります。市民、住民の期待に議会がどのようにこたえていくのか。請願・陳情案件に対する議会の態度がいよいよ問われているのではないか。このように呼びかけ、我が党の立場を繰り返し明らかにしてきたことを、各位はご記憶かと思います。

4年間の議会もいよいよ今日が最終日であります。これまで継続案件として事実上の棚上げを主張してきた会派の皆さんに、議員各位に心から呼びかけたいと思います。冬の季節を雪のまちを安心して暮らしたい、このように願う市民の期待に今度こそ、この先がない今度だからこそ議会はその願意にこたえるべきではないでしょうか。付託された継続案件について、少なくとも廃案、消滅とされないよう、重ねてお願いして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第21号、第52号、第82号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

ちょっとこの場で暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時16分

- 議長(松田日出男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2「議案第49号ないし第51号」を一括議題とし、まず、議案第49号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

- 市長(山田勝麿) ただいま追加上程されました議案第49号について、提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましても、委員の辞任に伴い、新たに鈴木美代子氏を候補者として推薦するものであります。何とぞ原案どおりご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長(松田日出男) 次に、議案第50号及び第51号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

- 5番(松本光世議員) 議案第50号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案及び議案第51号小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案について提出者を代表し、提案理由をご説明いたします。

議案第50号は、小樽市議会議員定数条例が制定され、次回の一般選挙から議員定数が36人から32人に変更されることに伴い、各常任委員会の定数を9人から8人に改定するとともに、所要の改正を行うものです。

議案第51号につきましても、小樽市議会議員定数条例制定による議員定数の変更に伴い、懲罰の動議の発議者数を5人以上から議員定数の8分の1以上に改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

何とぞよろしくお願い申し上げます、提出者を代表しての提案説明といたします。(拍手)

- 議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

- 26番(高階孝次議員) ただいま追加上程されました議案第50号、第51号について、日本共産党を代表として反対の討論をします。

両議案は、定数削減にかかわって提案されたものです。選挙をくぐっているのであれば、また別の対応もあ

ろうかと思いますが、同じ年度内である以上、賛成というわけにはいきません。

定数削減の問題については、昨年の2定の徹夜議会でさんざん議論されましたので、ここで同じことを繰り返すことはしません。ただ、一に基本的なことだけについて触れておきます。

民主主義、民主政治は、主権者の意見や要求を反映させることが大前提であります。だとすれば、直接民主制が一番いいわけです。しかし、スイスのような国ならばともかく、現実としては不可能なことであります。そこで多くの国々では、間接民主制、議会制民主主義をとっております。この場合でも、できるだけ主権者の意向を反映させるということで、普通選挙、選挙権、被選挙権を拡大する、これが世界のすう勢であります。多様な主権者の意見を反映させる点からも、議員定数削減はすべきでないと思います。

民主主義を支える代価としての議会費は、これは保障されなければならないと思います。ただし、本市のように、みぞうの財政危機というのであれば、定数削減ではなく、議員の歳費を減らす、あるいは旅費、費用弁償を削るということも考えてはいかがなものでしょうか。そのことも申し添えまして、討論を終わります。

(拍手)

○議長(松田日出男) これより、順次、採決いたします。

議案第50号、第51号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第49号について、採決いたします。

同意と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

○議長(松田日出男) 日程第3「意見書案第1号ないし第11号」を一括議題といたします。

意見書案第8号ないし第11号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第1号ないし第7号について、提出者からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第6号について、提案説明をします。

第1号は、政党助成金制度の廃止を求めるものです。1995年から開始された政党助成金制度の目的は、政治の浄化でしたが、制度が始まって8年たっても金にまつわる汚職事件は後を絶たない状態です。毎年、300億円以上の税金が日本共産党以外の各政党に配分されています。長期化する経済不況の中で、国民は厳しい生活実態に置かれているときに、国民の税金を政党や国会議員が分け取りするような政党助成金は廃止し、その財源を国民生活に役立つ施策に充てることを求めます。

第2号は、医療費3割自己負担の実施延期を求めるものです。サラリーマン本人の窓口医療費自己負担が、今年4月から現在の2割から3割に引き上げられます。その結果、最も大きな問題は受診抑制です。国民負担が増加し、更に景気も悪くなります。健康保険財政が赤字になったから、労働者や国民に押しつけるやり方で

は、医療制度の改革にはなりません。病気の悪化や重症化、結果的には終末期医療で膨大な医療費がかかることとなります。日本を支える労働者の健康を守るためにも、3割負担は実施すべきではありません。

第3号は、有事法案廃案を求めるものです。政府は現在開会中の国会で、有事法案を無理やり成立させようとしています。有事法制はイラク攻撃を強硬に推し進めようとしているアメリカを、日本から海外派兵をして手助けをするものです。戦争放棄の憲法第9条を持つ日本が、このような戦争法案を持つことは許されません。日本は、平和のためにこそ外交努力をすべきです。

第4号は、教育基本法の堅持を求めるものです。教育基本法の改正を進める動きが急速に進んでいます。政府与党は、現在の国会開催中にも括弧付き改正案を提起しようとしています。審議会そのものの議論が進んでいません。教育現場では学力低下、いじめ、不登校など、たくさん問題がありますが、教育基本法を変えたら解決するわけではなく、子どもの実態に合わせて、学校、地域、家庭など社会全体が協力して解決すべきです。憲法と一体の教育基本法を守り、教育の目的である人格の形成を目指すために、教育施策の充実こそ重要です。

第5号は、年金の引下げ中止を求めるものです。政府は、現在給付している年金にまで踏み込んで、0.9パーセントを引き下げようとしています。これまでも年金引下げはありましたが、給付中の年金額そのものを引き下げるのは初めてです。全国約4,000万人の年金受給者に対して、3,700億円もの負担増になります。到底認めるわけにはいきません。限られた年金で暮らしている年金生活者の生活設計を壊すことになり、医療費、介護保険料、国保料の引上げなどの影響も受け、個人消費を冷え込ませ、地域経済や日本経済に大きな悪影響を与えるばかりです。

第6号は、消費税の増税計画に反対する意見書です。日本経団連の奥田会長は、来年から10年間にわたり毎年1パーセントずつ税率を上げて、16パーセントにすると言います。庶民にとっては、4人家族で年間86万6,400円もの負担増になり、とんでもないことです。消費税は負担能力に応じて納めるという、税の公平に反して税率が一律ですから、低所得者の負担率が高くなります。日本経済は消費需要が足りないことが問題ですから、需要拡大、景気回復させるためには、消費の刺激が必要です。消費税の引上げは、この個人消費を抑え込み、ますます景気悪化させるものであり、景気回復に逆行する消費税増税は実施すべきではありません。

以上、皆さんの賛成をお願いして、提案説明を終わります。(拍手)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 3番、成田晃司議員。

(3番 成田晃司議員登壇)(拍手)

○3番(成田晃司議員) 自民党を代表し、意見書案第7号高速道路の整備促進を求める意見書案について、提案趣旨説明をいたします。

国の構造改革の議論が進む中、道路は住民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設でもあります。北海道は広大な面積を有しており、都市間距離も長いことから、高速道路網の整備は中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備促進されるべきであります。また、後志地域は豊かな自然に恵まれ、年間2,000万人を超える観光客が回遊、散策するルートとして、本道屈指の観光ゾーンでもあります。さらには、質の高い新鮮な農水産物を都市圏までへも供給する食料生産基地として役割を担っており、また、潤いと安らぎを供給する滞在型観光レクリエーション基地として、特色ある地域づくりが進められております。このようなことから、後志・小樽地域が国における安定した食料供給基地、観光資源の提供の場として、また、道内の各圏域間との

交流、連帯の強化、地域経済の活性化、緊急医療、災害時の代替ルートの確保などを図るためには、高速道路の整備、促進に重要かつ緊急的な施策であります。現下の整備速度を後退することなく、早期に整備されるよう、各会派の賛成を強く切望して、提案趣旨説明といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、意見書案第1号ないし第7号について、一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、意見書案第1号ないし第6号に賛成、第7号に反対の討論を行います。

第1号ですが、政党助成金導入の目的は、企業団体献金を廃止する代わりに政党助成金を立ち上げた。そして、政治の浄化を図るということでした。ところが、政党助成金はもらうけれども、企業団体献金は禁止しない、二重取りになっているのです。このため、腐敗、汚職は後を絶ちません。つい先日も、酒井衆議院議員が国会開会中にもかかわらず逮捕されて、政治の信頼を損なっています。経済不況で国の財政も困窮の度を深めているわけですから、政治に携わる者みずから襟を正さなければなりません。そのためにも、真っ先に税金の山分けである政党助成金こそ廃止しなければなりません。

8年間で、2,500億円の税金が我が党を除く政党に配分されていますが、国民に対しては、最近だけでも母子家庭への児童扶養手当が360億円、年金カット4,000億円、高齢者医療費負担2,000億円、こういう負担が、更に年金が2,000億円削減です。こういうことをやめて、政党助成金を廃止し、弱者への福祉制度を改善すべきです。

第2号、医療費の問題ですが、3割自己負担がどんなに国民の健康を損ねるか。3割負担となっている国保の実態が証明しています。政府統計で高額療養費の件数を政府管掌保険と国民健康保険、高齢者と退職者を除く一般分を比較してみますと、100人当たりの高額療養費の件数は、政府管掌保険本人は年間3.2件です。これに比べ国保は17.7件で、5.6倍です。高額療養費はご承知のように、上限を超えた分、全額が保険から給付されるものです。これは病気が重症だということのあかしです。2割負担の健康保険本人と比べ、重症になる比率が5.6倍にもなっている。3割負担が重荷になって医者へかかるのを控え、どうにもならなくなってから医者へかかるからこういうふうになるわけです。3割負担は、医療費の高騰をもたらすことは明らかで、医療費の総額を押し上げる結果となり、医療費抑制にはなりません。

ところで、公明党の皆さんは、1993年の参議院選挙のとき、法定ビラで医療費の負担増に反対しますと公約して有権者に届けられました。さらに、2001年の7月の参議院選挙では、全国保険医団体連合会のアンケートに、健保本人の3割負担反対と回答しました。ところが1年後の2002年、昨年7月には3割負担導入を強行しました。公約違反そのものです。有権者への約束どおり、せめて我が党提案のこの意見書には、賛成をしていただかなければなりません。

第3号、有事法案の廃案を求める意見書案についてですが、有事法制関連三法案は必ず成立させたいので、会期延長になる、あるいは成立しなかったら会期を延長することになると、自民党の山崎幹事長は年明け早々の1月4日記者会見で述べて、衆議院議長から国会が始まってもないうちから、会期延長をうんぬんするとは何事かと言ってクレームがついたくらいです。今国会に提出された法案は、海外展開中の自衛隊が攻撃された場合も法案が発動するしくみになっています。国民の自由と権利を制限し、戦争協力を強制する規定、自治

体や指定公共機関の戦争協力の義務化、首相の直接執行権など、強大な権限の集中など憲法を真っ向から踏みこむ内容となっています。ご承知のように、憲法に抵触する法律はつくってはならないのはあたりまえです。余りにも明白なことで、有事法制関連三法案は認めるわけにはいきません。

第4号、教育基本法の堅持を求める意見書案についてです。教育基本法は、憲法で示されている民主的で文化的な国家の建設と世界の平和と人類の福祉への貢献という理想の実現は、根本において教育の力に待つべきものとして、新しい日本の教育の基本を確立することを宣言しています。教育の目的は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとしています。これは今日でも重要な意味を持っており、その実現のための努力が求められているのです。

ところが、昨年11月14日の中央教育審議会の中間報告は、あたかも現行法の継承をうたっているかのような表現を用いながら、これからの教育には我が国が国内外で進行する大改革の波に挑み、激動の時代を切り開いていく日本人を育成することが求められると、あたかも現行規定ではふじゅうぶんであるかのように述べ、現在の世界資本主義競争における日本経済の生き残りに焦点を当て、目先の課題だけに教育を従わせようという、およそ教育基本法とは縁もゆかりもない報告となっています。こういう教育基本法の改正に反対し、現行法の堅持を求めることは、日本百年の大計に立ったもので、ぜひ皆さんの賛同をお願いするものです。

第5号、年金の引下げ中止を求める意見書案についてですが、年金受給者にとって、給付水準が決まっている確定給付は、公的年金の根幹で本当に頼りになるものです。これに自動的削減方式の導入を行うことは、年金の生活を根本から改悪するものです。また、年金改悪の理由に若い世代の年金制度に対する不安感、不信感の解消をうたっています。給付水準が社会経済情勢の変動によって、自動的に削減されること自体、若い世代の将来の不安を助長することは明らかではありませんか。いずれ皆さんも年金のお世話になるわけですから、ぜひメンツにとらわれずに賛同していただきますようお願いします。

第6号、消費税の増税計画に反対する意見書案です。さきほど提案説明でもありましたが、経団連の奥田会長は、毎年消費税を1パーセントずつ引き上げて16パーセントに、野中自民党元幹事長は2パーセントずつ引き上げる腹案を示し、公明党の坂口厚生労働大臣は、年金の国庫負担引上げ財源を消費税増税でお願いする案を示す時期だと述べています。1パーセントと言いますが、2兆5,000億円もの負担を国民に押しつけるもので、この経済不況をいっそう深刻にすることはもちろん、日本経済を破滅に追い込むことになり、絶対許されるものではありません。

以上、6本の意見書案に賛成して下さるよう、改めてお願いする次第です。

最後に、意見書案第7号高速道路の整備促進を求める意見書案についてです。高速道路建設計画のスローダウンは、財政難が大きな要因、絶対的な要因といっても間違いではありません。ところが、その絶対的条件である財政難の下で、どうして高速道路を建設することが必要なのかということが一言も触れられていないのです。成田さん、いいですか。あなた触れなかったのですよ。これで、効果あるそういう意見書として政府にインパクトを与えることはできません。料金収入の最大限の活用を前提にするとも言っています。しかし、地方の高速道路の多くは、料金収入は利息の支払にも足りないということは、皆さん方知っているとおりであります。この財政難の状況の下で、現国道の整備を優先すべきです。小樽でいえば、塩谷文庫歌から忍路間の拡幅を都市計画決定して推進することが切実です。調整区域のまま拡幅できるという理事者もおられるようですから、それであればなおさら結構です。高速道路偏重の公共事業の元凶となっている特定道路財源制度は廃止し

て一般財源化し、道路、港湾、鉄道、空港などを含み、総合交通特別会計を創設してこそ、国民の切実に望むことを財政難の下でも着実に実現する道だと確信しています。

以上で、討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号、第4号ないし第6号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第7号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、可決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

この際、今期をもって勇退される各議員から、ごあいさつがございます。

議長より順次ご指名いたしますので、ご登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

(「議長、31番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 31番、佐々木政美議員。

(31番 佐々木政美議員登壇)(拍手)

○31番(佐々木政美議員) 歴史と伝統のあるこの議場で退任のごあいさつを申し上げる機会を与えていただき、感謝を申し上げます。次第であります。

私は、昭和46年に初当選、以来8期32年にわたりまして、多くの市民の皆様から多大なご支援、ご協力を賜

り、今日まで市議会議員としての職を全うすることができ得ました。この間、稲垣市長、志村市長、新谷市長、現山田市長と4代の市長の下で市政全般にわたり、与党としての立場を貫かさせていただきました。また、議員という立場から人間観、社会観についてもいろいろ勉強させていただいたわけであります。長きにわたり数多い議員の先輩や同僚の皆様、そして理事者の皆様から温かいご指導、ご支援、ごしっ正を賜りましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

私にとっては、議会での最後のごあいさつを申し上げているわけではありますが、まことに感無量であります。この32年を振り返りますと、いろいろな思い出、出来事が走馬燈のごとくめぐり、思い出されます。いろいろなことがたくさんございました。

まず、運河問題をめぐり、繰り返された数多くの採決、議員定数40人から36人に削減したときの採決、会期延長、深夜議会、水道料金改定での動議多発などが強く心に残っておりところであります。特に運河問題は、市民を二分にしての議論であっただけに、議会の場でも与党、野党ともに真剣に議論し、時には激しいやり取りになったわけであり、今日整備された運河が小樽観光振興の拠点になっておりますことを思えば、あの激しいやり取りも決して無駄ではなかったと、こう感じているところでございます。

また、議員定数削減の議会も私にとっては忘れることのできないことの一つであります。これは、自民党の提案により、特別委員会を設置いたし、じゅうにぶんに審議を尽くした上、市民の意見に基づいて削減したものであり、反対会派の激しい抵抗がありましたが、社会情勢の変化に応じて市民の声を先取りした正しい判断であったと、今でも確信をしております。

また一方で、委員会視察、会派視察、海外視察など仲よく皆さんと勉強し、研修させていただいた楽しかったことも思い出されます。

本当にこの32年間は長いようで短い充実した一瞬のようでもありました。私が議員に初当選したころと比べて、今私たちを取り巻く環境は大きく変わりました。上下水道の普及や道路の整備、除雪など生活関連事業が進められ、生活環境は格段の進歩を遂げてまいったわけであります。各種福祉対策の充実も目を見張るものがございます。市政運営に市民の声が届くようになり、市民の意見が大きくまちづくりに反映されている今日であります。しかし、一方において、少子高齢化の進展、長引く不況、先行き不透明な経済状況、全国的に共通する自治体の厳しい財政状況など、多くの難題を抱える現代であります。21世紀に入ったばかりであります。私たちの前途は明るく楽しいことばかりではありません。今こそ、行政、議会、市民が英知を絞って、一丸となってこの難題解決に向かわなければなりません。

私をはじめ、今限りで勇退される方も多くおられますが、山田市長をはじめ、再度この議場へ戻ってこられようとしております議員もたくさんおられます。見事当選を勝ち取り、また、この場で21世紀の小樽市政発展のため、難題解決に向け、ご努力くださることを心からご期待を申し上げる次第でございます。

また、勇退される議員の皆様におかれましては、長い間大変ご苦労さまでございました。今後も健康にじゅうぶんど留意され、また、それぞれの分野でご活躍されますことを願ってやみません。

終わりにになりましたが、皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈りを申し上げまして、大変措辞でございますが、ごあいさつにさせていただきます。長い間ありがとうございました。(拍手)

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

○ 26番（高階孝次議員） 議員を引退するに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

1975年、昭和50年ですが、議員に初当選以来、今日まで議員の皆さんはじめ、山田市長、理事者の皆さんには大変お世話になりました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私はいったころの戦争世代の1人であります。70歳になんなんとする人生の中で、戦争、平和の問題、これは片時も念頭から離れることがありませんでした。1964年トンキン湾事件のときですが、このときからベトナム戦争の泥沼化が始まったときであります。このときに、反戦平和を貫いてきた日本共産党に籍を置くことになりました。じ来40年になります。

28年前、政治に直接かかわることになってから、頻繁に小樽の港に外国の艦船が入ってくるということもありまして、いやおうなしに平和の問題を取り上げることが多くなりました。この間、1982年の核兵器廃絶平和都市宣言、今なお難渋しておりますけれども、非核港湾条例案にかかわることができたことは、大変光栄でもあったし、また、誇りとも思っております。今日の国際情勢を見ると、居丈高なブッシュ政権、イラク、北朝鮮の問題、決して安閑としておられませんが、しかし、同時に平和希求の動きというのは、世界中にかつてなく活発に広がっております。たとえ、市井へ戻っても、一市民としてだれもが安心して暮らせる平和な世の中を目指して余生を尽くしたいと思っております。

最後になりましたが、議員の皆さん、山田市長、理事者の皆さんのますますのご健勝とご活躍を心からこいねがってごあいさついたします。大変ありがとうございました。（拍手）

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○ 議長（松田日出男） 20番、佐藤利次議員。

（20番 佐藤利次議員登壇）（拍手）

○ 20番（佐藤利次議員） ごあいさつ申し上げます。

民主党・市民連合は、私と渡部智議員が勇退をいたします。

私は1979年、そして渡部議員は83年に議員となり、それぞれ6期、5期となりました。私も渡部議員も労働組合出の議員ではありますが、議会の中では小樽市政の発展に向け、同僚議員、そしてまた、各党派の皆さんとはそれぞれ共通の目的に向かってまい進したという思いを深くしています。この間、さきほども佐々木政美議員からありましたように、運河問題、国保料改定、水道料金の改定、そしてまた、議員定数問題など深夜議会もありました。小樽市議会の歴史に残る一幕であり、かつ大いなる激論の場でありました。感慨深いものがございます。

ご承知のとおり、渡部議員は小樽まちづくりの原点とも言える、小樽再生フォーラムの主要メンバーとして、また、議会の中では5期20年の大部分を経済常任委員会に籍を置き、市内経済、まちづくり、港湾問題などについて、渡部議員独特の口調と語りを持って持論を切々と訴える姿勢は、大いに評価されたものでございました。

また、私は今期4年間は、副議長職に身を置き、各党派の皆さんをはじめ、事務局スタッフの皆さんのご協力をいただき、無事その大任を果たすことができました。これも心から感謝申し上げます。とりわけ、松田議長のご指導をいただきながら、小樽市議会では初の議会活性化研究会を立ち上げ、代表質問の在り方、一般質問の導入問題、そして開かれた議会を目指し、市議会だよりの発行など、約1年間の議論の成果が形となって実現できました。これも各党派皆さんが議会活性化を図ろうとする大きな意思の表れであったというふうに思っています。しかし、これですべてが解決されたものではなくて、議会活性化は永遠の課題だろうと思います。

今後の活性化議論に大きく期待をいたします。

さて、私も渡部議員も初当選時は、人口18万人から17万人台を推移した時期でありましたが、今日15万人を切ることとなったことは、まことに残念であります。しかし、これはひとえに小樽市のみの現象ではなくて、全国の地方都市が抱える共通の課題でもあり、そしてまた、その全国の市町村各自治体がさまざまな創意工夫とさまざまな制度の導入により、都市再生を今目指しています。幸い本市には、先人が築いた歴史と伝統のある多くの有形無形の財産が残されております。そして、今、新旧調和のまちづくりも進められており、いっそうの活気と活力がよみがえることをこよなく願っております。

今日まで理事者の皆さんには、私ども会派と、そして渡部議員ともども議員と理事者の枠を越えて大きくお世話になりました。また、今年度退職される各理事者の皆さんも、小樽市職員であったことを誇りとして、第二の人生をそれぞれ頑張っていたきたい、このように思います。

最後になりますが、山田市長はこの大変な時期に大いなる決断をいたしました。私ごとではございますが、1960年、昭和35年、小樽市に私と同時就職し、そして仕事以外にも山登りやキャンプなど、青春時代をともにしたことを懐かしく振り返っています。ご健勝でご活躍ください。

そして、議員各位の皆様には、これまでのご懇意と小樽市政の向上に全力投球する姿勢と熱意に敬意を表し、あわせて勇退議員の皆様、また、選挙戦に出馬される議員各位のご壮健とご健闘を心から祈念をし、感謝のごあいさつといたしたいと思います。大変ありがとうございました。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

○8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブの勇退者は、松本聖議員、私斉藤裕敬、2名でございます。代表し、一言ごあいさつを申し上げます。

これまで、各会派の代表の方よりごあいさつがありましたとおり、私たち2人の思いもただただ皆様への感謝の一語であります。36人の個性豊かな諸先輩を含める質疑・質問、議員活動に触れ、その現場に同席させていただきましたことは、私たち2人にとりましても貴重な財産であり、これから私たちの人生の糧とさせていただきます。

私は、道議会で8年の秘書時代、そして市議12年、小樽市議会の方が長くなりました。何となく自分の原点は、小樽市議会から始まったのかなと今錯覚するぐらいであります。

思い起こせば、さまざまな政治スタイル、質問スタイルがありました。マイク要らずの大畠質問、主義主張は全く違うのになぜかうなずいてしまう高階団長の質問、きちょうめんな質問といえど何ととっても斉藤陽一良議員でありましたでしょう。前田議員、前田議員の熊質問はもう一回聞きたいなと思っておりました。そして、なんといっても小樽市議会といえば、武井節、風情と情緒ある武井節を生で聞けなくなるのは、後ろ髪を引かれるような心境であります。松田議長におかれましては、極めて困難、複雑な局面をその卓越された政治手腕とお人柄で議会を切り盛りされました。

また、議長の下、議会事務局の皆さんは大変ご努力され、また、ご苦勞をおかけしました。とりわけ議会事務局の若手職員の皆様には、本当にご無理を申し上げました。私たちの無理難題に対しまして、気力、知力、体力、その持てる力をじゅうにぶんに発揮され、私どもの議会活動を支えていただきました。ありがとうございます。次代を担う若手職員の皆さんに敬意を表します。

山田市長、教育長並びに理事者の皆様、大変厳しい時代ではありますが、批判を恐れず大いに議論し、創造力を持って立ち向かっていただきたいと思います。

私たち2人は、市議員を勇退し、それぞれの道をこの小樽で歩んでまいります。今後ともご指導のほどをよろしくお願い申し上げ、ごあいさついたします。皆様、本当にお世話になりました。ありがとうございます。(拍手)

○議長(松田日出男) 次に、市長から、ご勇退されます各議員に対しまして、ごあいさつがございます。

それでは、市長、よろしくお願いいたします。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 一言お礼のごあいさつを申し上げます。

私を含めまして、議員の皆さんにとりまして任期中最後の議会となります本会議が、間もなく終わろうとしております。議員の皆さんには、平成11年の統一地方選挙でご当選以来、4年間にわたりまして市政発展のために特段のご尽力を賜り、また、格別のご協力、ご指導、ごべんたつをいただきましたことに、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

ただいま勇退、退任されます議員の皆さんからごあいさつがありましたが、大変感慨深く拝聴させていただきました。今期で勇退されます松田議長、佐藤副議長、佐々木政美議員、吹田三則議員、岡本一美議員、八田昭二議員、高階孝次議員、西脇清議員、渡部智議員、松本聖議員の皆さんにおかれましては、各会派のリーダーとしてその重責を担ってこられまして、それぞれの立場で市政の推進や議会運営にも大きな役割を果たしていただき、心から厚くお礼を申し上げます。

また、特に、松田議長、佐藤副議長におかれましては、私が市長になった4年間、お二人の卓越した識見と行動力により、議会運営はもとより市政全般にわたりまして、ご支援を賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

また、中村岩雄議員と、斉藤裕敬議員におかれましては、これからステージを変えた厳しい戦いの場に身を置かれます。今後の2人のご健闘を願ってやみません。

現在、我が国は厳しい社会経済状況にあります。このようなときだからこそ自主自立の精神の下、我がまち小樽の個性を生かし、また、市民の皆さんと協働の心を保ちながら、心豊かに住みよい町を目指していかなければならないと考えております。

このたび勇退、退任されます12名の皆さんにおかれましては、今後とも健康にはじゅうぶんど留意されまして、市政発展のために引続き、大所高所からご指導賜りますよう、お願い申し上げ、お礼のごあいさついたします。長い間本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(松田日出男) 閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月も半ばを迎え、私どもの任期も余すところ1か月余りとなりました。

この4年を顧みますと、今期は、勇退されました新谷前市長の後を受け、山田市長が誕生いたしました。市長におかれましては市民生活の向上、市政の発展のため、日々絶え間ないご努力をされてきたものと推察する次第であります。

特に、長引く景気低迷の中で、市税や交付税の減収が続く、厳しい財政環境において、市民サービスの低下を招かぬよう、行財政改革に積極的に取り組まれてきたことは、大いに評価されることと思います。

国におきまして、小泉内閣の下、経済の立直しのため、構造改革が進められておりますが、危機的な状況

には変わりはありません。

このような経済環境にありまして、マイカル小樽の開業と破たん、そして再建に向けた取組、また、小樽商工信用組合の破たん、さらには、日本銀行小樽支店の営業廃止など、小樽市におきましても、時代を反映した経済状況の中で厳しい体験をいたしました。

また、国際社会情勢におきましてもテロ事件の多発、北朝鮮による日本人ら致事件や核開発疑惑、イラクにおける大量破壊兵器開発疑惑など、今もなお国際緊張が高まっております。

長年の念願でありました中国との定期コンテナ航路が昨年開設されたことや堅調な小樽観光など、明るい話題もありましたが、総じて暗い話題に終始した4年だったと考える次第です。

こうした厳しい状況下にありましたが、議員各位におかれましては、市民の負託にこたえるために全力を尽くされ、また、市長を先頭に全職員が一丸となって広範多岐にわたる行政の的確な執行に最善を尽くされ、市政の発展に努められましたことに、心から敬意を表するものであります。本当にありがとうございました。

今任期をもってご勇退される各議員におかれましては、まことにご苦労さまでございました。今後とも、健康にじゅうぶん留意され、豊かな経験を生かされ、新たな立場でご活躍されますとともに、市政発展のために、今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

まもなく、市長並びに市議会議員の選挙が行われますが、来期からは、議員の定数が32名となります。再挑戦される皆さんにおかれましては、全力を尽くして、再びこの議場に戻られ、皆様の英知を結集し、小樽市の今後の発展に向けご努力いただきますことを念願する次第であります。

最後に、私ごとになりますが、私は今期限りで28年間の議員生活を辞することにいたしました。

この間、先輩議員はじめ、多くの議員仲間の皆様より種々ご指導を賜りました。特に今期4年を含め、在任中6年間にわたり議長に推薦いただき、この間の各議員はじめ、市長並びに理事者の皆様からの励ましやご協力のおかげで、無事、今日を迎えられましたことに対し、重ねて厚くお礼を申し上げ、甚だ簡単措辞ではございますが、最終議会におけるごあいさつといたします。(拍手)

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時18分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 横 田 久 俊

議 員 北 野 義 紀

○ 諸般の報告

○ 今定例会に提出された意見書案

○ 平成 1 5 年小樽市議会第 1 回定例会議決結果表

○ 請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

(1) 木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成１４年１１月～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2) 平成１４年第４回定例会において採択と決定した請願の処理経過について、次のとおり報告があった。

請願第４４号「市道望洋東２号準幹線における一時停止線と標識設置要請方について」は、小樽市として北海道公安委員会に要請してきたところでありましたが、平成１４年１１月末に小樽警察署から設置についての連絡があり、同年１２月１３日に設置されたものであります。

請願者に対しての連絡はいたしておりません。

以 上

政党助成金制度の廃止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

1995年から「政党助成金制度」が開始されましたが、法律施行5年後の2000年から企業・団体献金の全面禁止が実施されるはずでした。しかし、1999年12月改正の政治資金規正法では、なんら触れられず、政党交付金との二重取りを続けています。

政党助成金制度導入の目的は「政治の浄化」でしたが、同制度が導入されて約8年が経過した今日においても、金にまつわる汚職事件は跡を絶たない現状です。毎年、300億円以上の税金が日本共産党以外の各政党に配分され、合計8年間で約2500億円にものぼります。

現在、長期化する経済不況の下で国民は給与の大幅削減や失業、企業は規模の縮小や倒産など厳しい生活実態に置かれています。

また、医療制度改悪や年金引下げなど、国民負担はますます大きくなり、「児童扶養手当」の減額など、福祉施策の後退も著しいものがあります。

こういうときに、国政を担う政党や国会議員が既得権益として、国民の税金である「政党交付金」にしがみつくのは承服できません。

よって、政府、国会においては「政党交付金」を直ちに廃止し、その財源を経済不況で苦しんでいる国民の生活に役立つ施策への財源とすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年3月13日
小樽市議会

議決年月日	平成15年3月13日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

医療費 3 割自己負担の実施延期を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

給与所得者本人が医療機関の窓口で支払う医療費自己負担の割合が、本年 4 月から現行 2 割が 3 割へ引き上げられることとされています。

本市は、高齢化率が 25 % を超え高齢化の進行が著しく、また非常に厳しい経済・雇用情勢にある中で、医療費自己負担額の引き上げは、さらなる景気の冷込みと給与所得者の生活をいっそう悪化させるとともに健康にも影響を与えかねない重大な問題です。

もとより、高齢化社会にあって、医療保険制度の抜本改革が必要であることは言うまでもありませんが、診療報酬の改定や、昨年 10 月から実施されている高齢者の医療費自己負担の増により、政府管掌健康保険の収支見通しにおいても好転が見込まれるとの試算も出されていることなどを勘案すると、こうした一連の医療費制度改革の効果を見極める必要があります。

よって、国においては、健康保険の医療費 3 割自己負担の実施を延期するよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 3 月 13 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 3 月 13 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

有事法案の廃案を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

政府は、現在開会中の第 156 回通常国会で、有事法案を無理やり成立させようとしています。

有事法制は、直近のイラク攻撃、北朝鮮への武力行使の可能性を表しているアメリカの海外派兵に手助けするものです。

また有事法制は、先に骨子の示された「国民保護法」では、個人の自由と基本的人権は「非常事態のため」の名目で著しく制限を受け、医療、輸送などのほか地方自治体の軍隊への協力が強いられ、民間会社、一般市民も強制的な軍事協力が強いられます。

日本政府自身、今、日本に大規模な侵略を企てる外国勢力はないことを認めています。戦争を放棄した憲法第 9 条を持つ日本がこうした法律を制定することは許されません。むしろ日本は平和のため、外交努力を今こそ実行すべきです。

よって、本市議会は、今国会における有事法案の廃案を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 3 月 13 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 3 月 13 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

教育基本法の堅持を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇	孝	清
	同	高	階	孝	次

教育基本法を「改正」する動きが、急速に進んでいます。昨年 11 月には、中央教育審議会の「見直しを行うべき」という中間報告が発表され、近々最終報告が発表される予定です。政府与党は、現在開催中の国会に、教育基本法「改正」案を提起する準備を進めています。

確かに教育の現場はますます困難が増えていますが、教育基本法を変えたら解決するわけではありません。その打開のためには、子どもの実態にあわせて、学校、家庭、地域など社会全体が協力して、教育問題を解決することです。基本法の理念や原則を豊かに生かすことこそ、建設的方向です。

憲法と一体をなす教育基本法を堅持し、人格の形成を目指す、という教育の目的を達成するよう施策の充実を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 3 月 13 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 3 月 13 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

年金の引下げ中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇	孝	清
	同	高	階		次

政府は来年度予算案で年金については、物価が下がっているという理由で、現在既に給付を開始している年金額から 0.9% の引下げを実施するとしています。

年金引下げは、全国 4000 万人の年金受給者に対して、3700 億円もの負担増になります。

この間、将来の年金給付を引き下げる改悪は行われてきましたが、現在給付している年金を引き下げるのは、制度始まって以来初めてです。年金受給者の多くは毎月決まった年金額で生活しており、ぎりぎりの生活をしている人が少なくありません。年金の引下げは生活不安をあり、個人消費を冷え込ませ、地域経済と日本経済に大きな悪影響を与えるばかりです。

よって、政府においては、年金の引下げを中止するよう要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 3 月 13 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 3 月 13 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

消費税の増税計画に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

日本経団連の奥田碩会長が発表した消費税の大増税計画は、4人家族の家庭の場合、年間86万6400円もの負担増となります。

この場合、来年から10年間にわたり、毎年1%ずつ税率を上げ、16%にするというものです。更に、法人税は大幅に引き下げ、この提案を支持する政治家には政治献金を行おうとするものです。塩川財務相や竹中金融・経済財政政策担当相も「消費税引上げは中期的には幅広く」などと増税論議を進める構えです。

社会保障の4兆円負担増に続いて、消費税率を年々アップしていけば、国民、庶民の家計を直撃するとともに、消費不況をいっそう深刻化し、需用を後退させデフレをよりひどくし、地域経済を破局に導くことは明らかなです。

よって、景気を後退させ、庶民増税を加速する消費税増税計画は中止すべきことを本議会は決議するとともに、政府に対して強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年3月13日
小樽市議会

議決年月日	平成15年3月13日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

高速道路の整備促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成	田	晃	司
	同	松	本		聖
	同	武	井	義	恵
	同	高	橋	克	幸

道路は、住民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から市町村道に至るまで、道路網の整備は中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきであります。

北海道後志・小樽地域につきましては、大都市・札幌市と、函館市など道南圏との中間に位置しており、道央圏と道南圏を結ぶネットワークを形成する上で、道内でも重要な位置にあります。

また、豊かな自然に恵まれ、質の高い新鮮な農水産物を首都圏までへも供給する食料生産基地としての役割を担っており、四季を通じて潤いと安らぎを供給する滞在型観光レクリエーション基地として、特色ある地域づくりが進められております。

このようなことから、後志・小樽地域が我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場としてその役割をしっかりと果たしていくため、また、道内の各圏域間との交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保を図るためには、高速道路の整備は重要かつ基本的な施策であり、現在のスピードを落とすことなく早期に整備することが必要であります。

昨年 1 2 月の道路関係 4 公団民営化推進委員会の意見書では、「既存路線の通行料金に依存して従来どおり建設を続けようとするのは容認し得ない」、「約四十年間の元利均等返済」、「日本全国を五つの地域に分割して新会社を設立する」などとされ、新会社による早期整備が実質的に困難になるものと考えられます。

北海道の高速道路の必要性や整備の緊急性など、これまで訴えてきた地域の意見がまったく反映されない内容となっており、コスト縮減の徹底や新直轄方式の導入など重要な施策が講じられているが、このままでは本道の高速道路ネットワークの早期形成に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

よって、国においては、北海道の実情を十分踏まえた上、引き続き整備に必要な財源を確保し、計画的かつ早期に整備が図られるよう次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望いたします。

記

- 1 高規格幹線道路網の形成は国土政策の根幹に関わるものであり、国の責任において計画的な整備を図ること。特に、北海道横断自動車道黒松内・小樽間をはじめとする道内高速道路ネットワークの早期形成を図ること。
 - 2 高速道路はネットワークを形成して初めて期待される効果を発現するものであり、個別路線の採算性のみでその整備の要否を判断するのではなく、必要な高速道路網を、緊急に形成するという観点から整備の進め方が検討されるべきであること。
 - 3 高速道路の整備に当たっては、料金収入の最大限の活用を前提とした有料道路制度により、高速道路ネットワークの早期形成を図ること。
 - 4 高速道路ネットワークは国民共有の財産であり、私企業による道路資産の買収はとうてい認められず、償還期間終了後は国等に帰属させること。
- 以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 3 月 13 日

小樽市議会

「18 歳選挙権」の早期実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋克幸
	同	斉藤陽一良
	同	秋山京子
	同	佐野治男
	同	佐藤利幸

現在の我が国の教育水準の高さ、IT 革命やマスメディアの発達による膨大な情報の流通等、18 歳以上 20 歳未満の者を取り巻く環境を勘案すれば、その大多数が、国や地方公共団体の政治の在り方を判断するに必要な知識や常識を備えうる状況にあり、選挙権を行使するにふさわしい判断能力を備えているといつてよい状況にあると思われます。

また、世界に例を見ないスピードで進んでいる少子高齢社会の到来にあつて、将来の負担を余儀なくされる若者に選挙権を付与し、政策決定の過程に広く若者の意見を反映させるべきであり、そうすることによって、若者の政治的責任の自覚を促していくことが必要であります。

国際的にも、既に 130 か国以上の国において「18 歳選挙権」が採用されており、サミット（主要先進国首脳会議）参加国で実施していないのは日本だけです。我が国が「選挙権は 20 歳以上」と定めたのは 1945 年であり、世界と同水準であったが、その後、世界各国において、18 歳への引下げが相次いで行われました。しかしながら、我が国においては、そのまま放置されています。

今こそ、青年の政治参加の機会を拡大することによって、議会制民主主義の活性化を図るべきときにきています。

政府においては、民法や少年法との整合性も考慮しつつ、被選挙権年齢の引下げも含めて「18 歳選挙権」について早急に検討し、実現すべきです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 3 月 13 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 3 月 13 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

「環境教育・環境学習推進法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	田	久	俊
	同	松	本		聖
	同	佐	々	木	勝 利
	同	斉	藤		陽一良

今日、持続可能な社会を構築することが、全人類共通の課題であるが、その解決のためには、現在の産業構造や社会経済システムのみならず、国民の暮らしそのものを環境保全型に根本的に見直す必要があります。

そのためには、学校教育での取り組みは当然のこと、家庭、地域社会、経済活動など、あらゆる分野を視野に入れた、総合的な環境教育・環境学習を通じて、人類の生存基盤である地球環境と共生した人間の生き方や社会構造の在り方を学び、持続可能な社会の実現に向けて積極的に行動する人材を育てていくことが不可欠であります。

これまで、我が国における環境教育・環境学習については、学校教育や社会教育の中で、自主的に行われてきたが、必ずしも総合的かつ体系的な取り組みはなされていません。

特に、学校における環境教育・環境学習は総合的学習への活用のみで、カリキュラムとしての位置づけがふじゅうぶんであり、学校による格差が大きい現状にあります。

また、企業や地域社会においても研修や人材育成、実践など、先進的な取り組みを行っているところは少なく、その全国的な推進が不可欠であります。

更に、昨年、国連総会において採択された「持続可能な開発のための教育の 10 年」に関する決議は、具体的に 2005 年より実施されることになっており、我が国が提案国として国際社会での取り組みにおいてじゅうぶんにイニシアティブを発揮していくためにも、国内での環境教育・環境学習の推進のための体制整備が緊急の課題であります。

したがって、国においては、環境教育・環境学習と実践についての総合的かつ体系的な取り組みを推進するための「環境教育・環境学習推進法（仮称）」の制定を早急に図るべきです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 3 月 13 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 3 月 13 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

高校生の就職難解決に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	斉	藤	裕	敬
	同	中	島	麗	子
	同	渡	部		智
	同	秋	山	京	子

就職を希望する今春の高校卒業予定者が、かつてない厳しい状況におかれています。昨年 12 月末時点の統計では、全道の求人倍率は 0.87 倍、就職内定率も 48.8% にすぎません。これでは、高校生の社会参加の道が閉ざされ、将来への不安や社会に対する不満、無気力を生み出しかねません。

若い労働者の不足は、仕事や技術の継承に深刻な影響を及ぼし、北海道や地方の産業基盤にとって損失となります。また失業と不安定雇用の広がりは、結果として税収不足や、社会保障制度の基盤の崩れにも影響を及ぼします。21 世紀を担う高校生求職者の就職を最大限支援していくことは、政治の責務です。

よって政府においては、目前に就職を控えた高校生に対し、緊急の対策をいっそう強めるよう要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 3 月 13 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 3 月 13 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

イラク問題の平和解決を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	田	久	俊
	同	大	畠		護
	同	佐	々	木	勝
	同	北	野	義	紀
	同	佐	野	治	男

世界の恒久平和は人類共通の願いであり、今世紀を再び戦争の世紀としてはなりません。今日イラク問題を巡る国際情勢は、関係各国の意見が対立し予断を許さない状況にあります。

国連査察団は、3月7日国連安全保障理事会に査察結果の報告を行いました。報告はイラク側の問題点を指摘しつつ、イラク側のミサイル廃棄など査察成果を指摘し、大量破壊兵器の廃棄の検証にはあと数ヶ月かかるとしています。

イラクは国連決議 1441 を厳守するとともに、アメリカは国連を無視した一方的な武力行使を行わないことが重要です。

日本政府は、この立場からイラク問題で戦争行為にならないよう、国連において努力することを強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 3 月 13 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 3 月 13 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

平成15年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成15年2月24日～平成15年3月13日(18日間)

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	平成15年度小樽市一般会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
修正案 第1号	平成15年度小樽市一般会計予算修正案	H15.3.13	議員	—	(予算)	(H15.3.10)	(否決)	H15.3.13	否決
2	平成15年度小樽市港湾整備事業特別 会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
3	平成15年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
4	平成15年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
5	平成15年度小樽市国民健康保険事業 特別会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
6	平成15年度小樽市交通災害共済事業 特別会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
7	平成15年度小樽市土地取得事業特別 会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
8	平成15年度小樽市駐車場事業特別会 計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
9	平成15年度小樽市老人保健事業特別 会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
10	平成15年度小樽市住宅事業特別会計 予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
11	平成15年度小樽市簡易水道事業特別 会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
12	平成15年度小樽市中央通地区土地 画整理事業特別会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
13	平成15年度小樽市介護保険事業特別 会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
14	平成15年度小樽市融雪施設設置資金 貸付事業特別会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
15	平成15年度小樽市物品調達特別会計 予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
16	平成15年度小樽市病院事業会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
17	平成15年度小樽市水道事業会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
18	平成15年度小樽市下水道事業会計予 算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
19	平成15年度小樽市産業廃棄物等処分 事業会計予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
20	平成14年度小樽市一般会計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
21	平成14年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
22	平成14年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
23	平成14年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
24	平成14年度小樽市駐車場事業特別会 計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
25	平成14年度小樽市老人保健事業特別 会計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
26	平成14年度小樽市住宅事業特別会計 補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
27	平成14年度小樽市簡易水道事業特別 会計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
28	平成14年度小樽市中央通地区土地 画整理事業特別会計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
29	平成14年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
30	平成14年度小樽市融雪施設設置資金 貸付事業特別会計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付託 委員会	議 決 日 年 月 日	議決 結果	議 決 日 年 月 日	議決 結果
31	平成14年度小樽市病院事業会計補正予算	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
32	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
33	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
34	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
35	小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	総務	H15.3.11	可決	H15.3.13	可決
36	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
37	小樽市と畜場法施行令第1条第11号の構造設備を定める条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	厚生	H15.3.11	可決	H15.3.13	可決
38	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	厚生	H15.3.11	可決	H15.3.13	可決
39	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
40	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
修正案 第40号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案に対する修正案	H15.3.13	議員	—	(予算)	(H15.3.10)	(予算)	H15.3.13	否決
41	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	建設	H15.3.11	可決	H15.3.13	可決
42	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
43	小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
44	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	建設	H15.3.11	可決	H15.3.13	可決
45	小樽市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案	H15.2.24	市長	H15.3.4	厚生	H15.3.11	可決	H15.3.13	可決
46	小樽市非核港湾条例案	H15.2.24	議員	H15.3.4	総務	H15.3.11	否決	H15.3.13	否決
47	権利の放棄について	H15.2.28	市長	H15.3.4	予算	H15.3.10	可決	H15.3.13	可決
48	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	否決
49	人権擁護委員候補者の推薦について	H15.3.13	市長	—	—	—	—	H15.3.13	同意
50	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	可決
51	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	可決
意見書 案第1号	政党助成金制度の廃止を求める意見書(案)	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	否決
意見書 案第2号	医療費3割自己負担の実施延期を求める意見書(案)	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	否決
意見書 案第3号	有事法案の廃案を求める意見書(案)	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	否決
意見書 案第4号	教育基本法の堅持を求める意見書(案)	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	否決
意見書 案第5号	年金の引下げ中止を求める意見書(案)	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	否決
意見書 案第6号	消費税の増税計画に反対する意見書(案)	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	否決
意見書 案第7号	高速道路の整備促進を求める意見書(案)	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	可決
意見書 案第8号	「18歳選挙権」の早期実現を求める意見書(案)	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
意見書 案第9 号	「環境教育・環境学習推進法（仮 称）」の早期制定を求める意見書 （案）	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	可決
意見書 案第10 号	高校生の就職難解決に関する意見書 （案）	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	可決
意見書 案第11 号	イラク問題の平和解決を求める意見 書（案）	H15.3.13	議員	—	—	—	—	H15.3.13	可決
その他会 議に付し た事件	経済の活性化について（経済常任委 員会所管事項）	—	—	—	経済	H15.3.11	継続 審査	H15.3.13	継続 審査

（ ）内にある修正案第1号および第40号は、平成15年3月10日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
40	通学バス代全額助成方について	H12.12.8	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
2	銭函地区における教育環境の整備方について	H11.5.19	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	H12.1.13	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
95	政府への「平和の意見書」提出方について	H14.12.14	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
98	国に金子容子さんの早期救出を求める意見書提出方について	H14.12.16	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
100	イラク問題の平和的解決を求める意見書提出方について	H15.2.27	H15.3.11	採 択	H15.3.13	採 択
101	有事法案の廃案を求める意見書提出方について	H15.2.27	H15.3.11	不 採 択	H15.3.13	不 採 択
103	イラク問題の平和的解決のために査察の強化と外交努力を求める意見書提出方について	H15.3.3	H15.3.11	採 択	H15.3.13	採 択

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	H11.9.8	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
64	塩谷地域への新南樺市場送迎バス運行実施要請方について	H13.9.25	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
85	春香山登山道入口における入山届出書、告知板及びトイレの設置方について	H14.9.17	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
94	道営競馬場外馬券発売所設置反対方について	H14.12.13	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	H11.6.30	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
12	介護保険における「移送サービス」実施方等について	H12.2.21	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
14	認可外保育所の補助金増額方等について	H12.3.2	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
39	重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反対方について	H12.9.26	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
43	介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方について（第2、3項目）	H13.6.18	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査

55	「支援費制度」導入による障害者施策の充実要請方について	H14.12.9	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
----	-----------------------------	----------	----------	------	----------	------

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
23	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	H11.12.9	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
46	天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について	H12.9.12	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
63	就学前までの乳幼児医療費無料化実施方について	H13.6.19	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
65	銭函地区へのコミュニティセンター建設方について	H13.10.12	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
66	国への食品衛生法改正と運用強化を求める意見書提出方について	H13.11.8	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
68	認可外保育施設に対する財政支援強化方について	H13.12.3	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
70	「ふれあいパス」の現行制度堅持方について	H13.12.10	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
72	朝里十字街への多目的コミュニティセンター設置方について	H14.3.4	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
86	緑第一大通のハロー薬局前における手押し信号設置方について	H14.9.17	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
87	コープさっぽろみどり店から富岡1丁目バス停への横断方法の安全対策について	H14.9.17	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
90	市道朝里東小樽線、新光2丁目・3丁目における横断歩道設置方について	H14.12.9	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
91	循環社会を目指した廃棄物政策要請方について	H14.12.10	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
92	乳幼児医療費無料化制度拡充方について	H14.12.11	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
93	北海道に乳幼児医療費拡充を求める意見書提出方について	H14.12.12	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
96	銭函サービスセンターにおける乳幼児医療費助成の償還払い実施方について	H14.12.15	H15.3.11	採 択	H15.3.13	採 択
97	精神障害者保健福祉手帳所持者への交通費助成方について	H14.12.16	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
99	中央バス「天狗山線」の運行方について	H15.2.26	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
102	さわやか運河健診及び各種がん検診の受診者一部負担導入反対方について	H15.3.3	H15.3.11	不 採 択	H15.3.13	不 採 択
104	国民健康保険料等の減額制度確立方について	H15.3.3	H15.3.11	不 採 択	H15.3.13	不 採 択
105	被用者保険3割自己負担等の実施凍結の意見書提出方について	H15.3.3	H15.3.11	不 採 択	H15.3.13	不 採 択
106	「ふれあいパス」の現行制度存続方について	H15.3.3	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査

建設常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
11	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	H11.12.13	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
13	市道桜1号線及び2号線のロードヒーティング敷設方について	H12.2.23	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	H11.5.19	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	H11.5.28	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.1	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	H11.6.23	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H11.6.23	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	H11.6.24	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H11.6.25	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.29	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
21	J R函館本線榎里沢踏切の拡幅改良要請方等について	H11.12.7	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	H11.12.10	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
29	市道桜17号線の除排雪方について	H12.1.11	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
43	花園銀座3丁目市道大通線の整備方について	H12.9.4	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
52	「市道榎里沢線と交差するJ R函館本線榎里沢踏切」の拡幅改良方について	H12.12.6	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
62	市道浄心寺横通線の一部ロードヒーティング敷設方について	H13.6.18	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査
82	市道「梅ヶ枝山手線」の早期整備方について	H14.6.18	H15.3.11	継続審査	H15.3.13	継続審査